

才一
在外財産問題調査会速記録 (2)

B.61.2.1
41
Z
永久
2787

保存文書

標題

在外財産問題調査
会速記録 (7~13)

29年 3月 4日から

29年 6月 8日まで



分類記号番号	B.61.2.1	類別	才一類
完結年月		保存期間	永久
国立公文書館		主管課	総務課

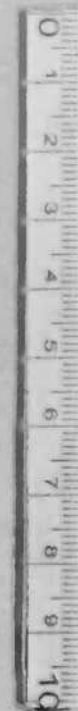
分類	大蔵省 平成12年度
排架番号	つくば書庫5 5-53 2787



89

在外財産問題調査会
第七回会議議事録

2



在外財産問題調査会第7回会議議事録

場所 大蔵省第2分室

日時 昭和29年3月4日(木) 午後2時20分~午後4時30分

出席者

委員 大野竜太(会長)、中村建城、去津津存太、
松島慶夫、宮崎太一、宮沢俊哉、柳井恒夫、
次妻栄(50音順)

政府側一幹事……総理府審議室総括参事官代理大竹政男

法制局次長代理高辻正

外務省アジア局長代理小沢武夫

大蔵省理財局長代理酒井俊彦

引揚抜護庁次長 田辺繁男

説明員……大蔵省理財局外債課長上田克郎

同課長補佐 田中弘一、酒井保雄、福見

義直、同係長上坂好美、

大蔵省主計局司計課長補佐 小島忠二

郵政省貯金局長 小野吉郎

同省ニ業務課長 池本泰一、

同課長補佐 黒石博、石崎

臨席者……日本銀行総務部 牛尾調査役、計理局印
井次長、国庫局 藤田調査役

在外財産問題調査会第7回会議議事録

昭和29年3月4日午後2時18分開会

大野会長 それではこれから第7回の会議を開会いたし
ます。お手許にございます次第によりまして
議事を進めたいと思います。第4回の調査会
の議事録をアプローブしたいと思いますが、
何か御発言ございませんか、或は訂正、増補
はございませんか。

松島委員 それに因連いたしまして、私のところへ 柱頼
という代議士の方が 来られまして、この在外
財産問題について興味を持っていて、議会で
質問したいので、それで議事録を見せてくれ
ないかという依頼がありました。 私は極秘
と音いてありますから、お見せいたしません
でしたが、どういう具合に今後いたしますか
若し会長が皆さんにお諮り下さって、我々個
人に示したものでということになれば私はお
断りしますが……。

大野会長 これは皆さんにお諮りした方がい、と思うの
であります。如何でございませうか。幹

事の方面におきましていろいろお考えが
ありでしょうから……。

酒井説明員 私共の立場といたしましてはこゝで御審議の
過程でかなりいろいろな、外へ出ては困るよ
うなことも言っておりますし、勝手なことも
言っておりますし、それから又案が決まりま
したところと相当違ったことも言っておりま
す。又発表してはならぬようなこともこゝで
言っておりますので、これがそのまゝ外へ出
るといふことは私共の立場としては困る点か
相当あるだろうと思うので……。

大野会長 松島さん、どうでございましょうか。今酒井
次長からお話になつたような点も多少あるか
に思いますが、進行中であるからというこ
とで、一応遠慮したいというこゝで一つお話
合を願えませんでしょうか。甚だ御迷惑です
が……。非常に強い御要求なんでござい
ましょうか。友人としてのお話なんでござい
ましょうか。

松島委員 私を知っている人だからでしょうね。それで

なければ会長に要求して来るだろうと思いま
す。会長には何も来ませんか。

大野会長 いや、私は伺っておりませんが……。大分
今まで本当に幹事さんの御意見も、或る時の
発言と、その次の、或はその次の次の機会に
おける発言と多少食い違つておる点もあるよ
うに考えられますので、或る時だけをひっつ
かまえて、これはこう言ったじやないかと言
われるとお立場上、或は法律案が出ました場
合にもこの方がいゝんじやないか、違った発
言、趣旨を言ったのはどういうわけだといふ
ようなことで追及されると法律案が出た場合
における質疑応答の点から言つて、説明のとき、
或は政府委員として御答弁つときはお互
にずい分困つたことがあるので、如何
でございましょうね。

松島委員 そういふことならば結構です。ですから極秘
にするということに決めて、今後一つ忌憚
なくいろいろなことをお尋ねし、又お話し下
さるといふことで、極秘にするということに

されることはこれはい、と思います。

大野会長 どうもその方が自由に発言できてよきそうですわ。あれはこうだったというようにフリーにお話ができる。

堀井説明員 それに私共も自由に忌憚なくいろいろなことを申し上げまして、時には議論も受りますし、勝手なことも言っておりますし、外へ出ると、その辺多少注意しなければなりませんので、そういうことでやって頂きたいと思うのでありますか……。

大野会長 只今申し上げましたような取扱をすることに御異存ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大野会長 それじゃそういうふうにして御承知置きを頼みます。

それから次に引揚者の持ち帰った旧日本銀行券、送金荷替、在外預金等の処理方針答申書については大体サインをお被りいたしましたわけでありまして、御委託によりましてあの答申書はお任せを願ったような関係がございます

ので、いち早く総理大臣宛に調査会の答申書と提出いたしました。それから同日新聞記者諸君に発表するというので、新聞記者諸君が国会に詰めしておりますので、私国会に参りまして発表し、多少の質疑、或は応答をいたしたわけでありまして、そう非常に困ったような質問もなかったように思います。そうして多少数字や何かの点等につきまして質問がありましたか。これは幹事諸君から応答を得ながら何とか御返事をしまして責務を果しましたことだけを御報告申し上げます。それ以外はこの答申書につきまして何かございせんか。

〔「別にありません。」と呼ぶ者あり〕

大野会長 それじゃ以上の御報告を申し上げます。それからその次に「引揚者及び復員軍人軍属の有する郵便貯金、郵便荷替の処理に関する問題点について」、この問題が郵政省から提出されたようであります。それで政府部内、私の伺っておる範囲においてはまだ郵政省のお方

えだけであつて、関係者、即ち大蔵省あたりとの話し合が十分でき上つた上でこの案をお出しになつたのではないと承知いたしております。そして関係者では他に日本銀行あたりとも関係があたりになるかと思つておりますが、関係者ではまず調査会の御意見を固めてから考えたいと、こういうふうな気持ちがあるように伺つておりますから、そういう問題として一つ御審議を頂きたいと思つて、お手許にありますが事柄につきまして一つ郵政省から野金局長、その他関係官の方が御出席になつておいてありますから一つ御説明をお願いいたしますどうか。

上田説明員

いや、大蔵省の方に郵政省から御相談ございましたので、議事の進行をやらして頂きたいと思つて、このお手許に「引揚者及び復員軍人軍属の有する郵便貯金、郵便為替の処理に関する問題点について」という資料が一枚ばかりのものを配りしてございます。それから次に表紙に「軍事郵便貯金等支払制

限処理問題に関する参考資料」というのがお配りしてございます。それではまず問題点の方を読みまして、それから現状がどうなつてあるかというふうなことを参考資料で読みまして、それから又問題点というのを読みまして、そういう形で進めて行きたいと思つて、それでは最初の問題点というものについて朗読いたします。

[資料66、「軍事郵便貯金等の支払措置について」(郵政、貯金、第294号)を朗読。]

以上が問題点を指摘したのであります。尚、本日は日本銀行にも関係がありますので、国庫局の方からお出でを願つておりますし、又主計局の方からお出でを願つております。委員の御参考までに伺つておきたいのですが、この問題点についてという書類、最後にお読みになつた書類は郵政省の御起草になつたも

大野会長

のでありますか。或は又大蔵省と御相談の上
で御起草になったものでありますか。この点、
一つはつきり-----。

酒井説明員

これは郵政省から大蔵省にお話がありました
ものでございませぬ。大蔵省でそれらの中
こういう点が問題になるか否かという
ことで、まあ郵政省からの御希望を研究いた
します際にどういうふうにか、
その問題点を整理いたしまして調査会の御意
見を承りたいと思ひまして調整したものであ
ります。

大野会長

この問題点についでという書類について、郵
政省というが、郵政省の方々はどのようなふう
にお考えになつていらつしやいますか。この
問題点として指摘されたケースについては全
然御眞存ないかどうか。それからその他にま
だお考えになつておられるところで問題とするこ
ろがあるかどうかという点について一つお
話を伺つておきたいと思ひます。

小野郵政省
貯金局長

郵政省の貯金局の小野でございます。座つた
まいで失礼いたしますが、軍事貯金並に外
地貯金の関係につきましてもいろいろ問題点
はあると思ひます。又、今大蔵省で私共の專
望を参酌しつつ、問題の所在を数点に亘つて
纏められたのでありますが、私どもの希望、
望みといたしましては多少の問題はありませ
ぬが、これらの貯金は、日本郵便貯金の名前に
おきまして預入を積つたものでございませぬ。
特にこれは日本の郵便貯金法、或は郵便為替
法がそのまま適用、或は準用カ形でさうい
つた地域で行われていたわけでありまして、そ
ういつた問題についでかなり法理的、或は実
際の処理上におきまして他との权衡等の問題
はあるかと思ひます。これらに対する現地
の實際の取扱は、その終戦前のものは全然問
題がないと思ひますが、特に終戦後の点につ
きましては、或は日本の行政権の問題、行政
権が当時あつたかどうかの問題、並にその
他の関係もござりませぬが、いずれにいた

しましてもこういった取扱を各領当局の下におきまして強く懲罰、或は強制等の事實が働いておりますし、日本の郵便貯金法に基く取扱として継続しなければならなかつたというのが実情でございます。従つて預入をいたしました個々の人について見ますと全く絶対の信頼をもつて預入をいたしましたものであります。そういう関係もありますので、中に金額の特に大きいもの、こういった問題の点は確かにあるうと思ひますが、大体が非常に少額な、やはり郵便貯金本来の性格をもつて預入されたものが非常に多いわけでありますので、こういうものにつきましても、この際やはり制限を徹底してしまつた方がよいのではないかと、こういう強い希望を持つておるわけであります。今日までのいろいろな経過を見ますと、かなり厳しい支払の制限はいたしておりますが、相當にこの制限の徹底に對する要望は強いわけでありまして、私どもの今日までに受けましたいろいろの陳情等の件数は約千

件にも上つておるような状況であります。更に国会等におきましても請願として出され、これが受理されたようなケースも最近も、あると思ひますが、去年まであたりものは正式には3件見当でございます。特に在外公館等借入金の手置がとられました当時からこれら郵便貯金等に対する支払制限は実は非常に苦境に立つたわけでありまして、むしろ在外公館等借入金に対する貸付者の気持よりも、郵便貯金だけを利用して預入したものに内地における財産の確保に頼り切つていた気持が強ひようでございます。そういう関係で在外公館等借入金よりもむしろ安全だというような気持がずい分強かつた。内地における郵便貯金の利用と殆んど変わらない気持で実は預入をいたしましたような次第であります。これが倚らざる実情であるうと思ひます。そういう関係で在外公館借入金等の返済手置がとられましたとき、これは非常に又郵便貯金に対する非難、或はこの問題に對する早期処理を要望

する声が相当強く出たわけでありまして。特に最近更に一部の在外財産処理等の問題の一端といたしまして外地の銀行預金等に対する措置がとられる。こういうことが非常に知れ渡りまして、最近特にこの問題に対する要望は熾烈になって参っておるようでございます。我々国会の郵政委員会等におきましてはこの問題について救済に亘って質問を受けたのであります。恐らく今後におきましてはとういっただものは相当国会を通じてもかなり問題に存つてくる、かように考えておるわけでありまして。特に軍事郵便貯金の関係につきましては内容はかなり問題のある点があるかと思ひます。特に軍の参謀部等におきましても下士官、兵卒、そういった諸君の内地帰還後における生活の安定、こういった面も考えまして郵便貯金の当時の最高限度を千円に拘らず、それがとらえて無制限ではありませんが、私物の処分をしてでも預入できるものは内地帰還後のためにノ万円くらい預入したほうがい

いだらうというように勧告をした事実もありません。そういう点は多少問題はあるかと思ひますが、そういった勸奨の下にこの制度を利用した諸君から行きますと、実は非常に安心して切っておるような実情であります。外地の郵便貯金の関係につきましては、これはやはり終戦後におけるいろいろ困難な状況に在外同胞も追い込まれたわけでありまして、そこにやはり物はどうせ持たず帰れない。又引揚の非常に遅れた地域等におきましては、その間の繋ぎの生活費にも非常に困窮をいたしましたわけでありまして、そこは日本内地においても同様であろうと思ひますが、いろいろ生活力の旺盛な人から見ればやはりいろいろな貯蓄等もできたわけでありまして、そういう関係で当時の制限額から見ますと、大部分は制限額の範囲内であるわけでありまして、中に相当高額のものも入つておるようでもあります。たいこの点につきましては郵便貯金の関係は非常に特殊の規定を郵便貯金法に設けて

おりまして、仮りにその当時千円、今日郵便貯金の最高限度は10万円になっておりますが、当時の千円にいたしましても仮りにそれを超える場合には、これはいわゆる預入という法律行為において無効だと、こうは扱われてはおらないのであります。やはりその預入行為は一応は成立するわけでありまして、ただそういうものを郵政当局で発見いたしますと、この戒厳措置をしなければならぬ。本人に通告いたしまして超えた部分を払い戻させ、全然取り上げてしまうという問題ではないのでありまして、制限額までに納まるように超過部分を払戻を要求させる。そういう払戻の要求に応じない場合におきましては、我々の方におきまして公債を購入いたして、それを本人に代つて保管いたしまして、本人から請求があれば、それを売却して本人に金を支給する。そういう建前になっております。いずれにいたしましてもその最高限度を設けました趣旨は、民間金融機関と

の調整、こういう点に非常に重点が置かれておるわけでありまして、かなり問題はあります。これをよく承知できるのであります。併し、大^分部がそういう制限をそんなに超えておるものでもございませぬので、この限度までのものにつきましては郵便貯金のそういう様相からいたしまして、この際強ち他の^との^の均衡問題のみでなく、立派なこれは政府の郵便貯金の業務として行われたわけでありまして、その辺は我々の希望として或は甘い点があるかも知れませんが、是非これは早急に制限を撤廃して支払を開始してやるべきであるとかように考えます。又この問題点の中にいろいろあります措置、これは必ずしも私共絶対承服しかねぬ。こういう筋でもございませぬ。確かにこの個々につきまして問題点であることは十分わかるのでありますが、我々の気持ちといたしましては今申し上げましたような郵便貯金の非常な特殊性の状況から、特に軍事貯金につきましては、すでに預全部の

損失の処理をいたしました場合に、割を切り
捨て、後の割は逆にいえば権利があるのだ。
こういうことを確認したような形にもなつて
おりますし、これを今打ち切るといふことは
非常に状々としては困ると、こういうものを
得ないわけでありませう。又仮りにその在外借
入金等の措置の際にとられました貨幣価値の
換算、こういった方式をとるといたしまし
ても、実はどの通貨で預入をいたしましたものか、
全然内容はわからないわけでありませう。全部
円に換算されておりますし、日本円で預入し
たものもありませうし、朝鮮銀行券、或は
滿州銀行券、その他銀券、儲備券と、いろ
いろありませうが、果してその個々の金額
の元の通貨が何であつたかといふことは、こ
れは全然わからないわけでありませう。と同時
に軍事郵便貯金等につきましても、この中に
もありませんようにいろいろ部隊の移動によ
りまして異った地域で預入をいたしております
し、そういう関係から一々そういうものに

ついて貨幣価値の換算レートをとるといふ
ことは非常にむづかしいといふよりも、もし
ろ不可能の状況にあると、こう申し上げたほ
うがい、んじやないかと思ふのであります。
大体以上のような気持ちを持つておるわけであ
ります。

大野会長 それから又皆さん方の御便宜のために私も承
知しておきたいのですが、問題の内容といふ
ことよりは、そのグラウンドと申しますか、
外観に因する問題も伺つておきたいのですが、
臨時会計というものがあつて、それの恐
らく関係あると思ふのですが、臨時貯金
につきましても全部か……。

小野局長 そうでございます。

大野会長 そうでございますね。その跡始末がついてい
ないんじやないかしらと思ふのですが……。

小野局長 これは付いておりませぬ。

大野会長 その付いていない金額はどの位存んでござい
ますか。現在までの制限解除前の現状にお
いてはどの位の金額になりますかしら……。

小野局長 26億でございます。

大野会長 現在のところ26億。それから若しこゝに書いてある郵政省の御希望の通りのような制限を解除した場合に26億プラス幾らになるのですか。

小野局長 31億でございます。

大野会長 すでに欠損と申しますか。不足を生じている部分か26億-----。

小野局長 これは全体を通じまして軍庫貯金、外地貯金、高野全体を通じまして現在どういった決済が付いていないのが、57億でございます。しかし、その中にはもうすでに税関で支払ったものもございまして、資金面では決済が付いておりませんが、そういった措置がとられてやっておりますわけでありまして、現在これを支払うするために要する金は、大体こゝにありますように管保額の総計にしろうと思っておりますので、25億ばかりでございます。後は一応資金面では未処理ではあります。実際には支払いし、或は支払可能な状況にあるわけでありま

す。今の制限の下でやり得るわけでありまして、従って仮りに今この措置によりまして、これを全部支払うという事になりました場合に、資金面ではこの関係で25億ばかり措置を要するものがありますが、従来の57億から25億を引きました、そのもの自体も実際は資金の決済は付いておらないわけでありまして、しかし、実際にはこの制限を設けました24年当時から今日まで支払をいたしておるような状況でありますので、そういった資金面の措置、或は予算面の措置は必ずしも29年度において裏付をしなければならぬ、こういうものではないのでありまして、在来のような資金操作、これが認められれば支払のものは可能である。しかし、いずれは海軍であれ、海軍の肩替りは一般会計でありますか。それそれ決済の措置は必要であります。その資金は或は資金運用部なり或は郵政事業特別会計に盛らなければならぬものであります。これは必ずしもこの支払をするために同

時に解決されなければならぬ問題ではないかでありまして、そういう一般会計^等の処理し易い時期まで或はなし崩し、或は処理し易い時に一挙に解決すると、こういう方法はあり得るわけでありまして。

大野会長 只今おっしゃったことを我々の言葉に翻譯してまいりますと、こういうことになりそうですね。支払制限を解除すると、やうすると払わなければならぬか、その金繰り自身はこれは差繰りできる。今すぐ資金を一般会計から出して貰って、29年度の追加予算が何かに組まなければならぬということはないと、差当り支払の金繰りはできる。しかしいづれにしてもそれだけの欠損が生ずることであるから臨時軍事費に代るものとして一般会計から金を貰わなくちゃ穴があいてしまう。今まですでに穴があいている奴を始末をつけないのだから、更にこの御希望のような措置をとるとすれば、更に欠損が大きくなるか、それは29年度以後に或る程度の、まあ何年間か

かって或は年賦で払うか、或は一過に都合のついた時に払うか、こういう格好でも付けてもらわなければならぬものである、こういうふうな意味でおっしゃったことと御了解を頂いてい、だろうと思うのでありますかね。

小野局長 そうでございます。

大野会長 やういう今おっしゃるような点のオーとして主計局の方々、我々やういうふうな考えで差支ないでしょうか。今の点に因する限りは、どう了解して差支えございませんか、と申しますのは-----。

我専委員 それについて非常に初歩的な質問ですが、臨時軍事費と軍事貯金とはどういう関係になつてたのか、それをちよつとお伺いしたい。

大野会長 今御質問ですが、臨時軍事費と軍事貯金その他とはどういう関係になつておつたかと、こつち御質問なんですが-----。

小野局長 私から御説明いたします。軍事郵便貯金といひますのは、軍事郵便為替と同じように野嶽郵便局で取り扱われていたものであります。

けれども、野戦郵便局、或は海軍軍用郵便所に入つた貯金なり、荷替というものは現地の軍の経理部に郵便局の余剰金として払い込まれるわけなんであります。余剰金として払い込まれたその金というものは、現地ですぐ軍の経費に振り替えてしまふわけですよ。そうして振り替えたという通知が野戦郵便局から郵政省に参る。現地の軍からは中央の軍に参り、中央において、つまり東京において郵政省と軍と決済をする。つまり中央の軍としては、現地に現送する代わりに野戦郵便局の金をすぐ海軍の支出に充てたという関係になっております。

我妻委員 どうしますと振り替えてしまつたら郵政省の方で海軍費の方から貰うべきものを貰わないでいたということですね。

小野局長 そういうわけですよ。

大野会長 ですから貰わないまゝの状態では、それだけ穴があいてゐるわけですね。それから又今支那の制限を解除すると余計大きな穴があく、

だからこれは結局一般会計から貰わなくちやならん。しかしそれは貰わなければ支那がでさなにかといへば、その金繰りの問題は別だ、それはできますと-----。たゞ私ぞうりうことを皆さんに申し上げてゐるのは、折角今政府が一兆円という奴でデッド・ラインを切つておる。追加予算が何か29年度に出さなければならんということになるよ。又一兆円をオーバーするということになりますよ。いろいろな線に非常に崩れを見せる。そんなことが起る心配がありやしないかという点を考慮して伺つておるわけなんであります。今差し当り金繰りが甘く、直ぐ追加予算なんか組んで一兆円を突破する形勢を惹起する心配はなさそうだと、こういう状況である。これを一つ確かめたいと思つて伺つたわけなんです。その点はそう了解していかどうか、今おつしやる回りの状況であるとも考えてまい、かどうかということの主計局の方から伺つておきたい。

小島主計局
事務官

私主計局の小島でございます。課長が主席で
きなくて申訳ないのですか。私ちよつとお答
え申し上げます。只今御懸念になりました臨時
につきましましては、その当時臨時としての決済
の剰余金は1079億円ばかりあつたわけであり
ますけれども、これは今御懸念になつてゐる軍
事郵便所の金とも関連があるのであります。
いわゆる支出官が出納官吏に資金を交付した、
その金が381億ばかり、これを使ったかどう
か分らんのですが、その金があつたわけであ
ります。それでこの381億を控除して一応決
済を付けた。従ひまして剰余金は先程申し上
げました1079億円ございましたけれども差引
200億ばかりの赤字であつたというような関
係になつております。しかしながらその他に、
こゝに日本銀行の方もいらつしやるのですが、
戦時未整理とか、いろいろ戦争のために整理
の件がなかつた資金がいわゆる戦時未整理勘
定として日本銀行の方に残つておるのであり
ますが、それが150億くらい今でもまだ未整

理のまま残つておるのであります。そういう
わけでその当時約5、60億の欠損というよう
なことで非常にインフレも昂進してゐるし、
なかなか早急には予算化して整理できない。
旁々戦災のために書類その他、或は又講和条
約後のいろいろな処理の問題等というのも関
連いたしまして、その整理が今日まで延び延
びになつておるといふような状況であります。
それで私共の方も郵政省の御要望によりまし
て再三折衝はしておるのでありまするが、こ
の臨時の他にまだ外地会計、いわゆる朝鮮、
台湾といつたような外地の特別会計、これら
もまだ法律で廃止はされておりますけれども、
決算は詰りしておらないといふような状況で
あります。これも今後の問題として処理しな
ければならないという科目になつておるわけ
であります。大体以上のやうなことで御了承
願ひたいと思ひます。

大野会長

それから又同様の趣旨に従ひまして外観の関
係を皆様へ御承知になつて頂きたいのです。

私も承知したいのですが、この間の答申に基
いてあゝ、いう旧日本銀行券であるとか銀行の
未払送金あるいは在外預金というものを政府
が処理なさることになると思いますが、あゝ
いう答申をしたことから、この問題は元から
あったのであるが、さらに火がついて来た。
あるいはそれより前に在外公館等借入金の処
理で少し火がついておる。ある程度まで措置さ
されたが、そこにまたこういう問題が起つて
来たというこのように外から思えるのです
が、この問題以外に、あの答申書に関係しま
して更に同様な問題がありますかどうか、あ
るとすれば影響するところが相当ありますし、
この間の答申若しくは只今提起されておる問
題に対してのある処理が導火線になりました及
びして行って別の問題が起つて来るというこ
とが皆様方のお考えの中で考えられるかどう
か、その点も一つ伺っておきたいと思ひます。
役所の方もお出でですし、日本銀行の方もお
出でですから、そういうことがあればこの際伺

つておかないと、全貌を考へて行かなければ
ならないことだと思ひますが、その点は如何
でしょうか。

通井説明員

在外公館等借入金に極めて近い性質のもの
というは、現地軍の経理部長が、終戦後だつた
と思ひますが、現地軍の現地での生活維持の
ため借入をやつた。実は預金通帳の形でなく、
借りたものがあるやに聞いております。それ
をどうするかという問題、それからだんだん
進めて行きますと、結局南支那券というが、南
支那支金庫の問題にも触れて来る。相当先の
問題であります。そういうわけで金融機関
再建整備法なり企業再建整備法なりあゝ、いう
ものの在外財産処理にも若干触れて来ると思
ひます。結局つきつめて行くと、残された在
外財産問題に、この処理如何ではつなかつて
行くところが若干ある。殊に旧満蒙貯金であ
りますとかあるいは軍政監部の貯金でありま
すとか、こういう問題は響くところが相当大
きい問題だらうと思ひます。

上田説明員 只今のをちよつと補足いたしたいと思ひます。軍事郵便貯金と関連いたしますけれども、軍人でなくて現地の酒保をやっておつた人たちが、退去するに際してお金が余つたが、どこにも預けるところがなから、野戦軍の経理部長なんか預り証を發行し、その預り証を持って帰つて来て税関に預けてある。ところがその預り証なるものが、酒井次長が御説明いたしました通り、或る場合に現地軍が自活のために必要があつて借りたというものもある。ところがある場合には証にも預けるところがなから、経理部長が一番えらかつたというので預けて来た、借りたのが預けて来たのかわからないというものがあるわけであり、ます。この金額がいま、どのところあまりはつきりいたしておりませんが、たゞ概数を申し上げますと、今まで預けておりましたところでは、陸海軍合せて約二十数億あるのであります。在外公館等借入金の際は外務省が主として在外公館等借入金をおやりになつたので

すが、この方は、陸軍、海軍の問題であるというところから一応潮上げになつたまいで、在外公館等の借入金の際に属さないものは未処理になつておるわけです。郵便貯金が何らかの形で動き出すことになると、そのことに恐らく火がついて来ると思ひます。

我妻委員 預つた金を何に使つたか、どうなつたか……。
上田説明員 これはまだはつきり分りません。現地軍が現地であつてもその通貨が通用したかにもよりますが、引揚が一緒であれば預つたというだけで、別にそれが利用されたかどうかかわからない。それで酒保の親爺が早く帰つたという様な場合には、その通貨が流通をしております限り何か軍の人たちの生活のために使われたということは想像されます。

我妻委員 一緒に持って来て、税関に止つておるのもあるのですか。

上田説明員 それもあり得ます。これは現地通貨でありますので、いま税関から返しておりますが、殆んど価値があるものとはちよつと考えられな

い嗜好になるわけでありませう。

大野会長 今の様な問題があるとして何しますと、これについては資金の差繰りはつくし、29年度の追加予算という問題は起らないが、資金の差繰りのつかない親類筋の措置を講ずるといふことになる、追加予算を組まなければどうにもならないという結果になり、それでは筋が通らないという……。

酒井説明員 貯金^{口座}のあれでないと、郵便貯といえども全部の才出をつけられない限り差繰りはつかないと思います。

大野会長 例えば今の満蒙問題とか何とかいうことになります、これは全然郵政省に計する債務ではないのであります、これを差し繰って金を払ってやるというわけに行かないね……。

小野局長 これは程度の差がありまして、たいそうこういうような事情のものもあるので、参考までに付け加えたわけですが、日本の郵便貯金の名前において、日本の国法を適用してやつた扱とは全然別個の問題であります。

大野会長 せまごのすれ少しおかしなことになるますね、支払資金に直ちに困って来るし、それからいまいでの答申で銀行の送金為替ということを扱いますよにおいて、向うで預けられたものは外地における金融機関の債務であるという観念の下で一応処理して来ましたね、仕向けられたこっちのほうの金融機関の債務ではないという観念でやつて来たわけでありませう、そうすると向うのほうの債務、しかもそれが今無くなっておる政府の債務であるということと、少くとも日本の郵政省の関係しておる債務であるというのでは、大分筋が違ひますね。

小野局長 これは全く救済措置でございますから、この措置は資金操作でやれるものではないと思ひます、本当の援助措置も予算を組まなければできないと思ひます、ごまほど申されました、専ら経理部の借入の問題、これもありませうけれども、これは支出から行けば、これははつきり日本の郵便貯金法による扱である、貯

金法の中には権利者に対しましては皆後に資
金の向題はありましようが、貯金法の建前で
は払戻しの要求があればいつでも通常の状態
においては払戻しに応じなければならぬ。
こういう状況になつておる。その辺の権利義
務の關係ははつきりしております。しかしこ
れもまた性質が遠うように思います。たゞこ
の向題は、終戦後の向題でございますし、殆
んど全部が資金的に決済のついておらない向
題であります。と同時にいろいろの預入行為
におきまして、あるいは制限額を甚だしく
超過することがその後の貨幣価値の点におき
ましても、終戦当時決められた円元パーセン
テージで奔つておりますし、その後非常に通貨
の価値は当時の円元パーセンテージを維持しておつた頃
より非常に乱舞子になつたと想像できます。
そういう向題はたしかにあるのでございます。
特にいひたいのは、儲蓄券あたりがやはりこの
取扱の最後まで終戦当時決められた百元に対
して日本円ノル、こゝにいう率で換算して、

日本円表示の貯金になつております点はたし
かに向題はあろうと思ひます。たゞ外地貯金
等につきましては、円貨で預けたものも受け
取りましたが、他方日本人に対する終戦前の
郵便貯金の支払を円貨で支払つて、来て
おります。そういう關係で預入されたその金
は日本との關係における正常な決済がついて
おりませんが、現地における日本の郵便貯金、
しかも終戦前の金で当然全額支払範囲に属す
るものの債務履行に充てられておる。こうい
う実状もあります。軍事貯金、外地貯金、こ
れは私どもの氣持としましては、この關係は
段階をつければ外地貯金が第一、軍事貯金は
いろいろな措置を講ずるにしましても、希望
としてはやはり制限撤廃を希望するのでござ
います。程度の差からいへば外地貯金に次ぐ
もの。この点については最高の支払限度の設
定という向題については向題として非常にな
り得る向題でもありますし、またそういう措
置が取られましても、全然納得できないもの

ではないか^のように私どもは考えております。

秋妻委員

いま会長がいわれたように、この委員会では内地に本店がある銀行の外地の支店に預け、外地支店から送金した場合には、それは外地の債務を見る立場をとったという結論の基礎には、金融機関は法律的に同一人格でも、支店、本店の間には半独立のようなものがあるのだというそういう前提でしょう。郵便局についてはその点どうお考えになつておりますか。

小野局長

その点^{関係}資金から行きますと、結局終戦後のいろいろ交通の杜絶等で送金等は不可能になつたのであります。この大蔵省資金運用部に金が入つて参りまして、現地におきましては資金面でも独立性は全然ないのであります。これは日本内地における郵便局に預入したと同じようにその額は、全部日本銀行代理店、支店、取扱店等を通じて全部預金の口座に集中されるのであります。従つて運用は全部日本政府におきまして一元的にやられる。こうい

上田説明員

うような状況になつておつたわけでありませう。大蔵省からも補正いたしたいと思ひます。野戦郵便局あるいは外地の郵便局という関係については、いま貯金局長のお話のようになるかと思ひます。会長のいわれたようなことを、滿洲郵政局とか蒙疆郵政局あるいは北支郵政局が送金などを扱つた、あるいは貯金通帳を出した。そういうものについては明らかに何うのものである。そういうふうに考えております。

秋妻委員

郵便に因する限りは、銀行の支店の半独立性を考ふる余地はないわけですね。

上田説明員

その点につきましては、まだつめておりませんのではつきりとは申し上げかねますが、野戦郵便局は、今貯金局長のおつしやつた場合に近いものじやなかろうかと思ひます。

酒井説明員

終戦前はたしかにそういう性格であつたと思ひます。終戦後全通が閉された場合、それから以後受け入れたものを、性格的にやはり全然本店で受け入れたのと同じだと考ふる

が、半独立性を考へるが、そこは終戦前と後では負担の上で多少透りがあると思ひます。

宮沢委員 銀行の場合と国の場合はやはりそこで相当透りがあるでしょうね。片方の銀行は金を払えば払って差支えない。払える状態ならば払ふことは某する必要はない。しかし国は全然同じに考へることは-----。

酒井説明員 そこをつめて行きますと、結局貯金局にその支払能力ありや否や、回金されないで現地に止まつておりますから、ということでは銀行的にいへば貯金局の支払能力というものに帰するわけでありませう。これは他の臨軍その他の問題ともからまつて、結局一般会計の税金ということになりませうと、それを皆払えるかという問題が出て、国の場合には銀行のよう独立性の問題でなかなか議論できないと思ひます。

大野会長 宮沢さんの言われるように、国という觀念とそれから国をもう少し分けまして特別会計を入れますようか。酒井次長の支払能力云々と

いわれたのは、その特別会計でしょう。ところがその特別会計というやつは、漸填して貰ふなければ今払えない。差当りはいいですが、資金の金繰りだけはつくけれども、本当に精算して見ると払えないじゃないか、もらつて来なければ駄目じゃないか、だから支払能力ありというか、支払能力なしというか、ちよつと境目にあるような状態じゃないかと思ひます。国全体として大きく考へれば国の債務と見るが、銀行と対比するという觀念からすると特別会計になります。そのところが私触れたように、そんなことは、預金者の前でいわないけれども、支払能力というのに多少問題があるんじゃないかと思ひます。

小野局長 その点はやはり貯金の性格として金を集めることが郵政省、運用面は当時の^逓預部、大蔵省と郵政省の合体のような形になっております。そして事業は国の事業、こうなつておりました。現在の貯金法は、郵便貯金の払戻等については、国はその債務を補償する、こういう

明文がはっきり入っております。

大野会長 それが入ったのは最近じゃないですか、私の知っておる限りそんな補償は特別会計にはなかった。

小野局長 その頃にはずつと特別会計でなく、一般会計でなっております。

大野会長 いまの問題が起った当時は、一般会計じゃなく、特別会計だった。

小野局長 その当時におきまして、現在もございましてが特別会計としてはやはり今の資金運用部の運用利廻りはコストをカバーできなかった。従って一般会計の補給ということになっております。

戒軍委員 国に預けたのを国が補償しないという点、おかしいといえればおかしいが、日本の国がなくならない限り払うというのには、常識的な考えもありますけれども、普通の場合にはむしろそれではなければならぬでしょうけれども、今日本が非常に大きな痛手を受けて損失をいろいろなところに転嫁してお互に我慢するときは

には、その中でどういふふうに資金を分けて、どういふふうにしておつたかというところが大きく物を言うと思います。どうせすべての損害を払えないからどこかで我慢しなければならぬ。どういふふうに金を分けてどこにやつてどこにやつて行くかという国の財政のからくりが物を言うと思います。その点が極みになるわけですね。

酒井説明員 法律的につめて参りますと、どういふことになりますか、野戦郵便のほうは恐らく明瞭に貯金局が戦地に出て行ったという恰好になっておると思います。ところが、外地預金は、これは終戦後どうなりましたか、とにかく朝鮮なり台湾なりが独立したときに、金融機関が引き継いでおるのかどうか、そういう機関ができて、その機関の債務として、債権債務ともに引き継いでおるのか、あるいは全然引き継いでおらないで、そういう機関は全然できなかったからこれはやはり日本の国の債務として認めなければならぬか、むしろ外地

— 旧朝鮮、台湾等について若干終戦後の状況が向題になるかと思ひますが-----。

小野局長

なりましたらね。この中には終戦後における資金業務に属する分野があるのではないか、こういう懸念が投げかけられております。これは台湾についてはありますが、朝鮮については全然それはないわけでありまして、関東州につきましても朝鮮と同様接收と同時に郵便業務を打ち切っております。従つて接收と同時に、今までは日本の機関であつた郵便貯金の仕事は、関東州では今までやっておりませんから、接收後預けたりするような機関は銀行しかないのであります。朝鮮も同様日本の郵便貯金の資金は接收したてでしょうけれども、業務を継続してその支払をやっておらんと思ひます。台湾はどうなつておりますか。接收後接收者の中国政府の名前において仕事を多少やっておつたようであります。そういう制限の下に日本郵便貯金の通帳で、日本郵便貯金の名前で預けられたものが極く少数とは思

いますが、多少混つておることは事実であります。

浦井説明員

私が申し上げたのは、終戦後はこちらに回金かできない状況にあつて、預入した資金は現地に残されてきた。その現金資金をもつて引き継いで同じように郵便貯金業務を朝鮮なり台湾なりの政府がやっておるかどうか、若しやっておるとすればそういう機関の債務に、債権債務とも振り替つたのではないかという向題が出て来る。これは法律問題として実状どうなつておるか分かりませんが-----。

上田説明員

御参考までに申し上げます。朝鮮との日韓交渉をやっておりますが、その際郵便貯金の向題が起つて参りまして、朝鮮人が預金した郵便貯金を何うは返せというだけでなく、何うで日本人が預金した郵便貯金もこれは Vesting Order で十月九日まで、それ以後の日本人の財産というものはその日現在で韓国側に移つておるのだから、日本人の預金もこつちへ返せという様な要求をしております。

その際に伺いたところによりますと、朝鮮で
やっております郵便貯金のいわゆる余裕金と
申しますが、剰余金と申しますか、受払した
後の余った金も皆内地に回金する形で運用さ
れておったようであります。記憶によります
と、約14.5億の金はこちらに余裕金として
未ておるというふうに承っております。その
際に只今貯金局長がお話になりました接收後
は~~受~~払はやっておらないはずだということ
いさゝか疑問と思われまはすのは、日本が代つ
て払ってやった部分かどれだけかあるといつ
ておるので、4.5億くらいあったと思いま
すが、そういつたことを向うが言っておると
ころを見ますと、或は朝鮮人に対して払った
のだと思います。余裕金があつたかも知れな
いもの、中から何うか払ったか、或は朝鮮銀
行が代つてその資金を供給してやって払った
か知りませんが、ともかく貯金に対して払出
をやっておるといふことがあるようでありま
す。この点両方どう噛み合せますか、又甘き

宮沢委員

ましたので申し上げておきます。

外地預金と軍事貯金と比べると、軍事のはう
が何かそれほどでなくてもいい、ようなお話だ
つたように思いますが、これは貯金とし
ての何が本質が透るのでしょうか。

小野局長

支払をしなければならぬという点について
は同様でございますが、我々の要望する通帳
の全額支払い、しかも貨幣価値の換算を行わ
ないという点になりますと段階をつければ、
軍事貯金については、当時の軍事貯金の性質
として、主として下層な兵隊のものが多いよ
うであります。その当時の給与等と比べて貯
金の現在高が非常に高いものがあるというよ
うな場合があります。この方面にはそういう
天井を抑えるというような面は、なるほど問
題としてよく承知できるところであります。外地
貯金についてはそういう措置は、我々の希望
として取って貰いたくないという意味におお
る程度の差を申し上げたのであります。全額
支払わない、或はこの部分は後廻し、外地貯

金だけこの際解決して軍事貯金はのり遅れてもかまわないという意味じゃありません。

宮沢委員 性質は根本的に違うわけではないですね。

小野局長 そうでございます。

宮沢委員 片方は少し余裕がありそうだから、少し頭を切ってもよからうというくらいですか。

柳井委員 その点ですが、こう考えています。つまり軍事郵便貯金のほうは、一日本に送るときにレートにかまわず円元パーで送り、受け付けた、つまりレートの上で儲けさせた。それから一般民間の人の外地郵便貯金は、ちゃんとレートを適用した、こういうわけですか。

小野局長 民間の人はレートを適用しております。特に中支一帯は日本郵便貯金を預けておりません。軍事貯金はあります。従って儲備金の預入は外地の貯金については皆無であります。軍事貯金には相当あります。しかもそれが終戦後かなり遅くまで扱われ、しかもその後まで百元対18円レートで行っておりますので、その点は尙疑はあろうと思います。

柳井委員 えらい極めですね。

小野局長 そうであります。

武喜委員 宮沢君もその意味で肉いただろうと思っておりますが、郵政省というか、国というか、その他がのびて行ったという意味では野戦郵便局のほうは郵政省そのもの、ような気がするけれども、外地のほうは、殊にアブノーマルなときには多少独立しておるようによく考えられるじやないかという出発点と、松方の野戦のほうはオニでもよいというのと食い違ふような気がするのですが。

小野局長 その点は軍事貯金はなるべく取員は郵政省から出た取員を選抜して派遣したのでありますが、しかしそれは郵政省の仕事オンリーというより軍の指揮下に入っておったのであります。機関としてはむしろ軍の機関としてやつておったのでありますが、内容は日本の郵便貯金である。外地貯金につきましては、これはまた日本の機関であります。外国の機関に委託してやったのではない。日本の郵便局で

あり、日本の機関でやつたわけでありませぬ。
たゞ当時の逓信省の指揮下の郵便局でなくて
或は関東州におきましては関東局、即ち中央
と並んだ意味における立場において、最高の
機関として日本の郵便局であることも間違
ありません。朝鮮についてもそうでありませぬ。
台湾についてもそうでありませぬ。たゞその
点につきましては逓信大臣が郵便貯金、郵便
局替、こういうつたものにつきましては指揮監
督という外地一般の行政権の配分になつてお
つた、日本の機関であることにはいずれも同
違いなのである。

石井説明員

私がさき程申し上げましたのは、朝鮮總督府、
台湾總督府というものがそこに集中されてお
る徴収債務というものは、一切中央政府と切
り離した形で、それが行政権の移譲という形
をとられるかどうかという問題であります。
若しそういう形だとすれば、まあ多少形が遠
うのじやないだろうか、終戦後旧分割した領
土における行政権の所轄という点で申し上げ

たのであります。

秋津委員

ですから根本においては同じだとおっしゃる
ことに異議はないが、たゞ強いて言えば、そ
つちかという点、外地のほうが野戦より少し
遠いような気がするのに、結論があげられて
なつておる以上は、それは法律上の構成とか
行政的な機構じゃなくて、軍のほうのは、こ
こにちよつと書いてあるようにいろいろ金を
貰つておるから少くともいっだらうという構
想なのが、それとも行政機構という理論なの
かそこが伺いたかつたのであります。

小野局長

行政機構の点からはそうは考えておりませぬ。

石井説明員

おっしゃつたのは、恐らく実情が、レートの
同額もあり、軍人の当時の給与から見ても非常
と多過ぎたので、終戦後のものでも1500円
にとにかく継続して払つて来たということと、
いろいろ事情を考えれば旧外地のほうが少し
減をするのじやないだろうか、こういうお気持
だらうと思います。

大野会長

そうしますと一連振り返つて見ますと-----。

松島委員　これは審議した結果を出すとすると、ほかに
まだ類似のような問題について督促するよう
な結果にならないかというお話でしたが、そ
れに関連しまして、こういうことはどうかと
いうのです。これは上田さんにさきほどから
聞いておったのですが、日本の外債公債を日
本人が外国において買った。そして平和条約
の結果取られた。これは朝鮮で軍事郵便で預
けて、そして朝鮮で取られたと同じようなも
のがあるのではないかと思うのですが、これ
について処分を要求して来ればどういうこと
になりますか。

上田説明員　日本の出した外債公債の主なものは米債
公債、英債公債、一部仏債公債がございます
が、本来こういういわゆるペアラボンドであ
りまして、ボンドそのものを持っておること
が権利の確証になる。従つてそのものを持っ
て来なくても、そのボンドに代えてやる。契
約条項に従つて due date には、仮りに日
本政府の国債として一応議論を進めますが、

日本政府が支払わなければならぬというこ
とがあるわけがあります。支払地は原則として英
債公債、米債公債ともに英国又はアメリカで
やつておりました。ところが米債債も英債債
も欧州戦争が始まつてだんだん険悪になりま
すと、それそれ価値の下落もございましたし、
又引き揚げて来る人たちが従来とも日本の出
した外債を買つておつたのでございますが、
値が下がりますとますます買う人も多くなつた
ようであります。そしてそれらを持って日本
に帰つて来た一世の人が相当おります。戦争
が始まりましたのは御承知のように16年の12
月でございますが、始まりましたため支払と
いうものができなくなりました。そうすると
折角アメリカやイギリスで日本の出した国債
を買つて円で持つて帰つて、その利払で生活
しようと思つた一世の人が支払を受けられな
いというために生活に困窮する、そういう事
情が起り、何とかこれを日本で払えるように
してくれないかという要望がありました。そ

れで日本政府としましては戦争の遂行途上においてこういう外貨公債に対してスバキューレーションが起る。安いうちを買っておけという気持が起ることは、戦争遂行上悪い影響を与えるという事を避ける意味と、実質的に将来の外貨負担をなるべく少くしておいたほうがいいんじゃないかという考え方が噛み合いました。昭和18年3月になりまして法律を出し、本人の承諾があればこれを邦貨債に借り換えようということにしたりしております。当初申し上げましたように、本来はアラブوندというものは発行の一条条件によって、券面に書いてある契約に従って支払うべき都合のものであるが、そういう邦貨債の借換というものは本来できるかできないか、これは国際法上も私法上も問題があると思います。そういう措置をとりました。自分でボンドを日本に持つて来ておきまして、それを呈示して借り換えた人は、呈示されたものを引換に政府は邦貨債を出しておりますから、こ

れに対して政府は元のものを孔をあけたり、潰してしまいますから、債券としてはたゞ米貨建或は英貨建の債券が邦貨建に変わったというだけになっておるわけでありまして、たゞ引き揚げて来た方の中には、現地でボンドを持つておったが、それをもつて帰れなかつた方、誰かに譲けて着のみ着のまま、帰って来た人或は銀行に保護預けにして来た人で、ロンドンなり、ニューヨークなりにおつた財務官の、この人はたしかにこういうボンドを持つておつたという証明書を持つてくれればその証明書を見返りに現実のボンドを呈示がなくても邦貨債に借換を許すという条項が借換法の中にあつたのであります。日本の法律の補成としては、そうやって借り換えられた外貨建のボンドの借換と同時に無効になる法律補成をこつたわけでありまして、ところが戦争に負けてみますと、それが非常に流通しておりますと、そのボンドを持つて来た人に日本政府としては対抗できない、全部借り換え

てしまつて、今あるものはすべて無効という
ことであるならば、まだわかりますが、米貨債
については、割分、英貨債については、割
ぐらゐのものが当時借り換えられておりました。
それで、残りのものがなを市場で流通してお
る。一応番号は巻表いたしましたけれども、
これはアメリカ等で、しかも終戦後発表した
ような関係で、転々流通しておりまして、それ
を持つておる人に日本政府は対抗できないとい
うことが一つございます。例えば銀行筋が
大きく管業の担保として持つておった、これを
んかにつさましては、アメリカなどでは実は
外交上の関係もありまして、ぎりぎりまで孔
をあけないで、おつてそれを押えてしまった。
そうしますと、向うの
カストリアンというものが要求を出しまして、
日本政府は日本人の持つておるものを現物の
呈示なくして借り換えたものについて有効に
しなければ、平和条約に賛成しないということ
を強引にアメリカ側のカストリアンが主張し

た。この条約を御覧になると分りますように
除外財産のところ、外貨建の日本国の債権
については、カストリアンの管理の対象にな
るようになってある。そういう向うの要請があ
つたため、内地ではたしかに本人の同意を得
て借り換えたものであつても、ペアラボン
ドの性格からいつて、これを有効なものとし
てほしいという強い要望があつたのでありま
す。いろいろ考えますと、どうもそれに対して
法理論的に対抗するというほどのことでもあ
りませんし、また支払になればやはりペアラ
ボンドの性格から論じますと、現物の呈示な
くして借り換えたということ自体にいくらか
不備があるということと、それから外交上ど
ういう強い要望がありましたことで、有効化
に関する法律というものが戦後出まして、た
とえ本人の同意があつても、現物が向うにあ
つてそれを敵産管理当局が押えたものにつ
いては、敵産管理当局から要請があれば、それ
を有効にしてしまうという措置を取つたので

あります。それで本人にしてみますれば向うに置いて来てさあ困ったと思つたけれども、内地に帰つて証明書で借り換えることができ、一方ほかの家を残して来た、土地を残して来たものは政府から一文も貰わないで引き揚げております。幸いボンドを持って来た方は、当時の時価で少くとも円の日本国債を貰つておつた。従つてある意味から言いますと、その分だけ、ペアラボンドである外債債についてだけは現地に残して来て内地で補償を受けた。実質的効果はあつた、かようなことが起つて現在まで至つておるわけでありませう。それで外債債処理の有効化法を作ります際それが一つの同題になりまして、政府として各自邦債債に借り換えて、ペアラボンドで出してあり、それが軽々流通しておる、ところが片方は生かせと言われ、はその債務を貰わなければならぬ、そうするとどう考えても、前のもうを取り返すくらいのことを行わないと国民に対して相済まないということ、前に補

償したつもりでございませうけれども、補償のなかつたものでも、在外財産のまゝの形に還元して下さいという趣旨で、元の襪函のものをまた政府にお返し願ひますという措置をとつております。従ひましてどうやつて日本の外債債を現地においておつて、内地で借り換えてやれなかつたと思つておる人が、何うの敵産管理人に押えられた、め有効化法の適用を受けて、各自自分が貰つた邦債債又は邦債債に代るべき価値の今の通貨を政府に返さなければならぬということが起つております。今松島先生が御指摘になりました点だと思います。これは或る意味から言いますと、いわゆる在外財産として残して来たものについて政府が債務者であることは少しも変わりません。証が持ちまして、併し、例えば証券債権でありますと、登録なり何なりしまして、そういう人以外には扱わない、その人が債務者であるということと對抗できるようなことがいくらでもできますれば別であります。

無記名のものでありますために、本人は持つて来て補償されておったと思つても、実際は補償を受けないで破産除外の形のまゝで破産管理で何うに接收されてしまつたという現象が起つておることがあります。私もそういう措置をするときにお気の毒だと思ひながらまあ我慢して頂きたいと思ひますことは、例えば写真機にしても何にしても、何うに自分の動産を置いて来た方は、何うで取られ放して、内地に帰つても千円も貰つていない。そういう交換船で帰つて来られた方がおられるのでありますけれども、そういうような方がボンドを持って内地に帰つたという事でなくて、やはり何うに置いて来てしまつたという具合に考へていたいて、我慢して頂きたい。今ソビエツトに本人の同意があつて借り換えたということを申し上げましたが、借換の法律は必ずしもそれはどはつきりとしたものばかりでございませんで、二重国籍の人は透れますが、日本人の人が持つておつたことは

はつきり分つておる。例えば駐友銀行なり正金銀行の店に預けており、銀行の帳簿では番号まで分つておる。そういう人が内地にいないと、本人の同意を求めようと思つてもできない。そこで保管しておる人が代つて借り換えなさいという事になつて、本人の同意を得ないで借り替へてしまつたというケースがある。これに対してどうするか、実は本人の同意がなくて借り換えられた場合には、やはり現地で破産がないと思つて替へられたものが市場に流通したら何とも手がつけられないので、これも場合によつては生かさなければ仕方がない。申請によつて生かすという事でやったケースがございます。もう一つは、銀行が預つておつて、本人から頼まれて、内地にボンドだけ送つた本人の意思は確められないまゝ、銀行がそれを呈示して邦貨債をもらつて孔あけされた、こういうケースがございます。法律上はそういうふうにしていいと書いてありますが、ボンドそのものはござい

ませんので、それをもつて日本政府に請求して居る人はいないのであります。今の法律構成としましてはそういう人々には、本人の同意がないものを再発行したり何かしない、政府として対抗できないものだけは仕方ないが、ボンドそのものと交換に引き換えたものについては、相手に補償したり或は代りのものをやつたりすることはしない、そういう法律構成になっております。これにつきましては是またまこつちにあつたか、何うにおいてあつたかによって本人の同意してないという事実は同じであるにか、わらず、片方は価値が無通りになるし、片方は価値の下落した邦債債を持つなければならぬという事で、いろいろクレームが出ております。外債債については大体そういう問題がござりまして、一応レバニカルな例としまして外地に残して来た不動産のうち、戦争中内地でいくらかそれに代つて補償を受けたといえるものは、そういう形で所有証明書で借り換えた方の在外資産

というのは、戦争中少くとも円の価値が高かつた期間において円を利用できたという特典と申しますが、利点があつたという事になっております。

田辺 幹事

ちよつと郵政省の方に傾向したいのですが、向題の一枚めくつたイロハの軍事郵便貯金の一口平均は、5398云々とありますが、終戦前の預入額と終戦後の額と分りましようか。

小野 局長

終戦前は329円であります。

田辺 幹事

そうすると5千円以上は終戦後ということになりますか。

小野 局長

そういうことであります。

浦井 説明員

終戦までのものは、全部払っておりますから向題ないわけであります。

武井 委員

今の無記名債権のは非常にむずかしい問題を勇敢に解説して来られたように思つて、いろいろ向題があるようですが、最初言われた一番基本的なものを預けて来た、預り証で邦債債を代りに出して貰つた、それを今度無効にして返せといつて請求しておりますか。

酒井説明員 請求しております。

上田説明員 邦貨債を持っておる方、そういう方には返して貰いたいという請求をしております。

我妻委員 それは分ります。

上田説明員 どれくらい法律効果があるか知りませんが、この借換やっさましては、持主面倒なことがあつても政府に御迷惑かけませんというような一札をとりまして借換を許しております。

我妻委員 それが転々流通しておることあり得るでしょう。

上田説明員 邦貨債は転々流通しておりますから、邦貨債で返してもいいし、そのときの借換価格というものがございまして、その借換価格をノミナルなもので返してもらえばよいわけでありまして。

我妻委員 転々流通しておるかは……。

上田説明員 そのほうは有効であります。邦貨債そのものは無効にできませんからこれは有効、但しその人がたまたま自分の持っておつた登録画像を政府に返してもらえばあらためて現金を

もらわないでもよろしい、そういう措置をしております。

柳井委員 そうするとこういうことですか、向うで無記名の債権を持つている一世の人が正金なら正金に保護預りをしてこちらへ帰つて来て、本人がちゃんと同意をして、当時円を貰つた方がいから邦貨債にしておつた。ところが向うはカストディアンが来て正金を押えてしまつた。そうすると本人に返してしまふわけですね。そうするとその本人が今になって円よりはドルの方がいい、あれを元へ戻してくれと、こういうとお戻しになるのですか。

上田説明員 そういうケースは現にございますか、それは本人の同意を得て円満に借換えておるのであるから、外貨債そのものをこちらにお返し下さいという手紙を出しておりますが、なかなか返して参りません。それでこういう場合に売りぬつてしまふというようなことが起りますと、実は法律問題ではいろいろうるさいと思ひますが、私どもの方では今更、これは不適

略の取引のものだから、そういうものは私の方には責任を負いかねる。ちやんと本人の同意を得てやつておるのだからというこゝで答えております。しかし最後までそれで対抗できるかどうか疑問だと思っております。

柳井委員 実はその事件を私は扱ったので、それで私は今のお話と同じ趣旨で一世の何うの弁護士を叩いたのですよ。非常に怒られましたね、更に書類の写を送って来たら検討するつもりですが、私の意見は理財局と同じ意見なんです。

松島委員 邦貨債に換えずにロンドンに置き放しにして何うのガストリアンに押えられた、そういうものもあるでしょう。

上田説明員 ございます。

松島委員 それを如何に処分するかはこゝで研究する……賠償の義務ありやなしやが決まるまで……。

上田説明員 これは不動産、動産を残してお帰りになったと同じ問題だと思います。

大野会長 今例証されたようなもののケースも、外貨債

処理の何か方針を作るというふうなことも我々の諮問の内容の中に入っておりますか。そうなるると実に広汎ないろいろ個々のケースまで何するとなるとこれは一種の法律相談所ですね。大きなことだけに一つ頼ませ人が現地に残っております外貨債を敵産管理で押えて取り上げられたというのは、これは何うに家があったのを取り上げられたとか、動産があったのを取り上げられた、それに対する問題と同じであります。外貨債をどうするかという中間段階の処理はさっき申し上げましたように邦貨債でやつておりますけれども、最後の補償義務ありやなしや、又どの程度にそれを考えるかは在外財産問題一般の問題として……。

永妻委員 それかこゝの社事だということになると、その中間の奴とのバランスを……。

酒井説明員 中間のバランスと申しますか、要するに在外財産をとられたものと同じ状態において、たゞ遠うのは引き揚げて来てから今日取られる

まで一適邦債償になって、それで若干その間
が利用できた。その点が透うだけです。現在
になってみれば在外財産を残してまた引揚者
と同じ状態にしておいてあります。

大野会長 もう一遍再確認したいのですか、今郵政有
の問題の、非常に遠い関連じゃなしに、直母
の関連としては何ですかね。軍の経理部長な
ら経理部長が預り証でもって、預り証とい
ますが、借入証でもって預った、或は借りた、
その跡始末の問題だけになりますか、非常に
近いものとして-----。親類には非常に遠
い親類筋もありましようけれども、それは外
務省は在外公館等は俺の所管であつて、軍の
経理部長は俺の知ったこつちやないとい
うことで残された奴もありませんか。それ
はもう既に処理されておる例もありませんか
し、軍事貯金なんかこれとも非常に接近して
おる。これを何とかすると、それも何か考え
るといふ問題がはっきりしそふなんですが、
それが一番近い親類-----。

酒井説明員

それが一番近い親類です。実情から言います
と、恐らく満蒙貯金というものが実際には同
類になると思います。これはなぜかと申しま
すと、たまたま中支、北支あたりを駐屯して
おつたから軍事郵便貯金が利用できた。とこ
ろが満蒙におつた軍隊というものは、それが
ないので必然的に満蒙を利用せざるを得ない
状態におかれておつたというので法律的に見
れば非常に透う。一方は国の債券で、一方は
国の債券じゃない。しかし実情から言えば当
時満蒙のあれはそういうものがあるから、そ
れを利用したので、軍事郵便というものを
破つてやらなかったのだと、それで実情から
の親類筋はそこから出て来ると思います。

大野会長

その金額は大抵軍の経理部長や何かの発行し
た預り証というか、借入証の金額や何かとい
う-----。その金額や、その金額の段階別な
んでいふのはお分りになっておりますがね。

上田説明員

これは今まで全然調べたものはないですね。
それでその親類で返しております中にはかな

り沢山というものがござりますので、若し今後検査がありましたら大体の方針なりを決めて頂ければ調査方法など公布しまして、丁度在外公館等借入金の審査会というものをやりましたと同時に、同じようにそれが果して真実のものであるかどうか、それからそういう地域ではそういう預りをやったことがあるかどうかということを立てて、それから処理を考えるとということになるのじゃなかろうかと思ひます。金額としては先程申し上げましたように2の數倍あるのじゃなかろうかという程度のことではござります。

大野会長 そうするとこの問題が必然的にそういうものの解決を引き起す原因にはならないでしょうね。むしろそういう問題の解決を引き起す原因としては、在外公館借入金のほうがかつと原因になつておるわけですね。

酒井説明員 さようでござります。

大野会長 今までそういうことについて解決を迫られたということはありませんね。ありますか。

上田説明員 陳情は勿論為っておりますけれども、
大野会長 今度これができますと、そこに火を付けるほうを-----。

上田説明員 それは火は付くと思ひます。

我妻委員 会長がおっしゃるようによつて法的に言えば、或る種の団の機関が借入入れたのだということ、在外公館借入金と軍の経理部とが近いことになると思ひますけれども、素人一般には現地に行つておる軍に預けたということ、こっちが近いといへば近いということになりますね。

酒井説明員 そこまで行きますと、在外財産問題一般というところに解決点を求めなければちよつと理窟からは出ないですね。銀行預金にいたしても-----。

大野会長 知らん顔をしてこゝで解決しようということになると、次から次へと自然に拡大してしまつて-----。

松島委員 在外公館等借入金は居留民引揚のための費用がないから、それに金を借り入れた、それに

在外公館が充当するのだという事で振り入れたのだと思います。ところが経理部長に預けたのは自己の財産保管のためにやったんだから、新機が余程返うと思うのですわ。

大野会長 そうでしょうか。軍に属する軍人、軍属な人からの生活補償のためにも或る程度の金が行ったんじゃないでしょうか。

我妻委員 そういうのもあるのじゃないですか。両方に足をかけておるわけですね。

大野会長 そのうちモータフまで穿たくするというのは、なかなか實際上困難じゃないでしょうか。

上田説明員 その点では在外公館等借入金ではその通りでございまして、この新機はヒンからキリまでございまして、たゞ証明書としては借入金一本としてやっておるものでありまして、一々洗ってありますと、本当に頭を下げて借りたものから、余ったものを償したのもあるものであります。

宮沢委員 経理部長存人かは在外公館の一つのアナログ一まつちに近いんじゃないでしょうか。

我妻委員 理論的には確かにそうだと思うけれども、一般には-----。

大野会長 コンモンセンスから言うと軍の關係なんだ。軍事郵便貯金と同じ似たり寄ったりの關係だ。たゞ金額がべらぼうに大きいというような違いになる虞れがあるのじゃないだろうか。この問題を考えるに当って、そこまで一ツインフレンスがあるものとして考えるか、単独にそういう問題と離れてこれだけをこれだけとして考えるという立場をとるのか。もう少し遠方とか、附近を見廻しなから考えるかということが私は一つの問題じゃないかと思つて考えておるわけですがね。

柳井委員 話が元へ戻りますが、先程御説明の時に現地軍借入金というのと経理部長預りというのと分けておつしやいしましたが、この二つは金額できるのですか。

上田説明員 軍の借入金という形で出ておるものはないやうでございまして、大体経理部長の名前で預つたという形でございまして、それではつきり経

理部長が頭を下げて借りに行ったという例は
今まで聞いておりませんが、たゞ預りという
のは、在外公館等借入金等の場合もそうござ
いますが、一生懸命頭を下けたけれども、
これは一応預りという名前で領收書を書いて
おくということもございしますので、その本当
の実情は一々洗って見ないとわからないんじ
やないかと思ひます。

中村委員 この問題と離れますが、旧日銀券の交換をや
るので、旧朝鮮銀行券、台湾銀行券、南支券
という問題は起らないんですか。

酒井説明員 これは今のところ旧台湾銀行券、朝鮮銀行券、
新しい韓国銀行券が引換レートを設定して、
確か回収して引換をやったと思ひますので、
台湾でも同様でございます。従つてその問題
は何うの中央銀行が立派に引き継いでおるの
だから、従つて日本としては責任を負えない。

上田説明員 これは本当に小額な、台湾銀行は4千円、朝
鮮銀行は80万円ということ、すでに閉鎖
機関、在外会社といふますが、これを日銀か

ら発表すると波及するところが大きいので、
まあ適当に片付けるということ、御了承願
ひたいように記憶しておりますが-----。

大野会長 極く小額でございますが、朝鮮銀行も相当沢
山あるでしょう。台湾銀行も沢山あるでしょ
う。だから80万円と4千円ではならぬ。調査
会の向趣にしないで片付ける。示談で一ヶ語
を付ける-----。

中村委員 南支券は税関で押えた分はどれ位ありますか
上田説明員 今ちよつと覚えておりませんが、ずい分ある
ようです。

中村委員 これは押し切れるのですか。

上田説明員 押し切れると思ひます。

大野会長 南支券という問題は、あれは国内財産でも残
らあります。

酒井説明員 残らあります。ホンの少し発行額から比べ
ますと差の派程のものですけれども-----。

中村委員 何うに行く時には南支券に交換させられたの
です。だから何か少し割り切れないものか
あるけれども、押し切れれば結構です。

柳井説明員 問題がないというわけじゃありません。
大野会長 どうでしょう。この問題は我々もはじめて
ぶつかっただけでありますから、少し音頭等
も丁寧に拜見をし、又或る期間を置いて一つ
考えた上で更に御質問をし、或いは関連事項
について伺ったりする方がいいかと思うので
ありますが、如何でございましょうか。今日
この場で一つ解決するというような-----。
内容が幾らか分った程度のものでありますから、郵
政省の方は元からこの問題に頭を悩ましてお
られるのでありますから非常にはっきりお分りでき
ようが、我々もまづはなにぶつかって見て、
ずい分面倒なことのようにも思うし、それか
ら従来とつて来たいろいろな措置との関係を
んかいろいろありましようと思っておりますから、
次の時までには本会として宿題として置くとい
うことにしたら如何でございましょうか。そ
ういうふうに許らましてよろしくございま
すか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大野会長 それじゃそういうふうには-----。それから
その次の問題ですが、平和条約における在外
財産処理に関する規定と日本国憲法29条と
の関係における問題、これは皆様の御手許に
存してあると思いますが、これはやはり一つお
考え置きを願いたい。それから54のイタリ
アの平和条約における在外財産の国内補償に
関する説明の資料についてもこの次の機会に
御説明をお願いしたい。

それから皆様にお諮りしたいと思っておつ
たのですが、この郵政省の問題は未だちよつ
と時間がかかるとは思いますが、その解決の根本
問題^と近付いて参りましたのと、それからもう
少し生の声をいろいろの団体から一度伺った
ことがあるのですが、又伺った方がいい^かと思
うのですが、そういう時期も接近したかと思
いますが、そういうことを調査会としてする
ことの方が妥当かのように存しますが、御異存
ございませぬのです。

柳井委員 結構と思います。

大野会長 そうするとどういふ団体があるか。又どうい
う団体を選ぶか。松島委員はよく御承知でし
ょうが。一々一般的な案を公聴会と申します
が。そういう生の声を聞く団体が沢山あるら
しうございますが。どういふところを聞いた
方がいゝか。どうかというように。一々御
面倒でございませうか。幹事の手許で案を
お揃え願ひまして。御提出を願ひ。これにつ
いて皆さんの御意見も伺つて日程を組みたい
と存じますが。如何でございませうか。

柳井委員 結構でございませうね。

大野会長 じゃ。そういうふうにお致ししておきます。
次回はノチ日の2時からというこゝにいたし
ます。

午後4時38分散会

極秘

90

昭和29年5月18日(木)午後2時

於大蔵省第二分室

在外財産問題調査會
第八回會議々事録

在外財産問題調査会第8回会議

場所 大蔵省第2分室

日時 昭和29年3月18日(木) 午後2時10分~同5時

出席者

委員 大野竜太、小汀利得、松島鹿夫、宮崎太一、
啓次俊義、柳井恒夫。(50音順)

幹事 法制局次長 林修三

大蔵省理財局長 阪田泰二

説明員 外務省条約局第三課長 重光晶

大蔵省理財局次長 酒井俊彦、大蔵省理財局外

債課長 上田克郎、同課長補佐 田中弘一、同

審見義直、同 伊勢谷浩

郵政省貯金局長 ~~小野吉郎~~、同第二業務課長池本

同課長補佐 黒石博 ~~吉郎~~

陪席者 日本銀行総務部 牛尾綱直及

国庫局 後藤綱直及、同 太田綱直及

在外財産問題調査会第八回会議の事録

場所 大蔵省第2分室

日時 昭和29年3月18日(木) 午後2時10分~同5時

大野会長 それではお揃いになつたようであらう、これから
第八回会議を開催いたします。皆さんのお手許に
届いておりまする次第書にありまして、先ず引揚者
及び凍結軍人軍艦の郵便為替及び貯金債権等の処理
について、この前の会議に引続きましてこれを議題
にして渡さたいと思ひます。

お手許に多分郵政省からお出しになりましたと思
ひますか、処理についてという書類と、それから、
問題点についてという幹事踏査のお願になつたウ
と、両方あると思ひます。

皆さんの御便宜のために、私伺いたいと思ふのは、
この問題点についての書類で、一、軍軍郵便貯金及
び軍軍郵便為替と 二か、旧外池郵便貯金、旧外池
郵便為替、旧外池郵便振替貯金となつてありまして、
三かその他事項になつております。その(一)が旧
満蒙郵便貯金、(二)が旧満蒙郵便為替、(三)が旧
貯金となつております。この三は、これはちまつと
性質が違ふと思ひますか、一つ軍軍郵便貯金と軍軍

郵便為替と、二つ外地郵便貯金と為替、それから旅
 行貯金と、こうあるのですが、何か二つ一、二は法
 律的に違つたところがありませんか。法律的に考
 えてみますね。と申しますと少し不透明な嫌いがある
 つですか。私の氣持かうするというと、二つ方は、
 郵便貯金と郵便為替、旅行貯金ですか。これはこの
 会議で皆さんの御決定に存りました銀行の外預金、
 為替とすこぶる似ておつて、ただ受入れたのが郵便
 局であるか、銀行であるかの違いだけにおつており
 ます。そうするとこの二つ共については郵便局と言
 いますか、国と言いますか、どこだけの業いになつ
 ておられますか。二の向置は大体銀行の外預金、
 為替と同じだと思つたのですか。二つ一については多
 少何か法律的に違つかどうかという問題があるよう
 な感いがあるのですが、その点については全然一と
 二は法律的な性質と違つかないものであるか、ある
 もつであるかということを少し鮮明に反ければなら
 ぬような感いもするのですか。この点とたまた御取
 扱ひがなかつたのじやないかと思つたので、どういふ方
 にお考えになるかお伺ひしたいと思つた。

黒石郵政省
 貯金事務課

私から御説明いたします。一の軍事郵便貯金と軍

軍郵便為替と、二つ外地郵便貯金、郵便為替という
 のは、同じく元は郵便貯金法なり、郵便為替法に基
 いたるものであります。外地の場合でも内地の郵便貯
 金法なり、内地の郵便為替法が勅令によつて施行さ
 れておりました。そうして取扱われたものです。そ
 れから軍事郵便貯金、軍事郵便為替も郵便貯金法に
 基きまして、その当時の通信省令によつて軍事郵便
貯金法、為替規則というものがござりまして同じく郵便
 貯金法の貯金として性質は同じだと思つた。ただ
 利用者が軍事郵便貯金の場合には軍隊に所属してあ
 った軍人、軍務に就いておられた。そう
 して取扱う機関としては軍の機関であるところの野
 戦郵便局であり、或いは海軍であれば海軍の軍用郵
 便所であつたというだけに過ぎないものであつた。そ
 れから外地の場合には朝鮮、或いは台湾、関東州な
 ど別は本道の一駅の郵便局で取扱われたというだけ
 の相違であります。

大野会長 さうしますに、その問題に引續いてその両者の同
 じ取扱制限等についてもお取扱は変わつておりませ
 んか。

黒石事務官 取扱制限は変わつております。

大野会長 これは法律上の性質が違うのに同じものであるというお考えのようですか、どうしてそれを変えたわけですか。

黒石事務官 支払制限が区々に存っておりますのは、その当時の支払制限を設けるに至った至道などによつて左右されておる虞もございませうけれども、外地の場合には、終戦後朝鮮なり、台湾なりの現地の政府によつて接收されたという関係があつた。それから軍郵郵便貯金の場合には若干そういう関係があつたかも知れませんが、取扱機関としては、あくまで軍の機関であつたために、そういうふうな或る時期に接收されたということは考える必要がないであろうということ、それから支払制限が同時に或る一定の時期に決められたものではなく、外地の場合と軍事の場合とは違つておりました。軍郵郵便貯金の場合には、いろいろ段階もございませうけれども、最初は千円までの支払が認められており、それから後二十三年になつて現在の制限になつた。外地の郵便貯金の場合には、最初はそういう接收の関係が余り考慮されなかつたために、一律に一月五百円というように制限があつたのですか、それが二十一年の五月になり

まして、現在のやうに行政権分離というやうな条件もあるやうなやうなことと十月一日以後のものはストップというやうな形になつておるわけですか。それはやはりその当時の占領下の司令部のメモランダムによつてその制限ができておりましたので、元は同じであつても、やはり実際問題としてそういうふうな相違ができてしまつた……。

大野会長 ちよつとすつきりしないんですか、二十年九月二十四日は、例の G, H, Q の指令があつた翌日ですね。それ以後は仕方ないとして、その前の取扱に違つたところが生じておるやうに思われるのだけれども、はつきりした御説明はないでしょうか。もう少しすつきりした御説明が願ひたいと思います。何か同じやうに取扱つたらうさそうだと思つたに、ちよつと違つておるようですか。

黒石事務官 違つております。元はやはり司令部のメモランダムに基いたものですか、何と言ひますか、そういう矛盾した取扱があるからして、遂に整理と言ひますか。そういうことを考えなくちやいけないんじゃないかというふうにも言えるのですか……。

大野会長 その理由に従つて考慮を要する案がある。その制

限か違つて来た理由によつて、その後始末についで
も考慮を要する点があるのじやなかろうかというこ
とが考えられるものですか、それで伺つておるわ
けですかね。ただ全部払うのだという事ならば非
常に簡單ではつきりするのですけれども、何かの理
由によつて已々取扱をされた、而も G. H. Q の
命令という奴で全部ストップしろというならば、は
つきり分つておるか、その前の取扱について、七月
二十四日以前の取扱について変更については変更だ
けの根拠が、何か明確な根拠があつたのじやなかろ
うか、その根拠があればお示しを覆いたいと思つて
います。それは後々皆さんから考えになる上において
有かなるコンシダレーションになるつじやなかろう
かと思つておるわけですかね。

黒石事務官 大体制限の経緯を申し上げますと、一番最初はメモ
ランダムによつて全部制限になつたわけですが、全部
制限になりました。その後どんどん引揚がたり、現
員者が内地に帰つて来る。そして支払の要望があ
る。そのために郵政省と大蔵省と……。大体制限は
大蔵省の八十八号を出て参りましたので、大蔵省の
方に交渉しきして、そしてできるものから順次に

順次に河内という事で、内地の郵便貯金と軍
事郵便貯金の制限を緩めて来た。それについては、
予算政を面もあります、外遊郵便貯金の方は終戦
前にかかりの金がこちらの方に入つておるからして
予算的には解けるといふような事もありまして、制
限とする時限の差か出て来るといふことも又あ
ります。軍事郵便貯金の方は終戦後の^{予金}非常
に大きいものですか、一応予算的にその資金操作によ
つて可能な範囲まで制限を緩めて行くといふよう
な事でも、勿論全額支払うべき債務であるけれ
ども、そういう財政の關係からして現在のよう
な制限を緩めておるといふたような経緯で来ておりま
して、全部統一してこうだといふような行き方にな
つてはおりませんでしたか……。

大野会長 そうしますと、この軍事郵便貯金の、今お話しさ
うに終戦時の、或いはその後の受入金額と、それ以
前の、そういう事態なくして形になりました。預け入
れた金額の区別が、どうかございますか。

黒石事務官 その点かそこには付いておりません。

大野会長 非常な違いかあるとおつしやるか、どの位違いか
あるのですか。

黒石事務官 お手許の資料……

大野会長 我々のところには軍事野金等の支払担保額類書というのがあるのですが、恐らくはこの金額の、例えば軍事野金について言えば二十三億、十何百万というふうなものとの区別がある……

黒石事務官 お手許の参考資料としてございます資料の十二枚目に軍事野金支払状況というのがございます。二十八年十二月末現在でございます。そこに、終戦時の現在高が十億あった。それから終戦後現地総層高が三十八億あった。それに対して内地の支払高が十七億で、現在高が三十一億に存っております。そうして三十一億の中に支払を担保されておるところの二十三億が含まれておる。二つ中ぐ大体終戦時にあつた十億というものは資金的にこちらの内地に廻送になつておる。終戦後の大部分の金が入つていないというふうな関係でございます。それからその次の十三枚目の外地の状況でありますか。朝鮮、台湾、関東州、その他、……その他というのは、北支とか、樺太、千島とかいうもの全部が入つたものですか、そういうものの合計で、終戦時に十九億ございました。終戦後の現地総層高が五億、終戦後の内地の支

払高が十三億、差引十一億ございます。その十一億の中は支払ストップになつておるところの一億四千五百何かりの金が入つておる。大体終戦時の十七億というものがこちらに入つて来ておる。そういう関係で外地野金の場合には資金的に軍事とは違ひましてかなり余裕があるということか言えると思ひます。勿論これには現在現地におる朝鮮人とか台湾人とかいう人の野金が入つておりますから、将来清算をしてそれらに払うということになりますと、又不足するという場合もありますけれども、現在現地の人々の野金はこちらに入つておりますから、それを引当にする限りは引揚者に対するものも払えるヨいや存かろうか。差向き引揚者を対象にする支払は流れて行く限りは、過去において入つた金で以て賄えるという関係が外地にはあるわけでございます。

大野会長 終戦時に入つた分というの……

黒石事務官 終戦時というの、終戦までということですか。

大野会長 終戦に入つた金と、それから終戦後に入つた金との間の何らかの区別はありますか。区別する必要は有り、事柄なりというものは考慮しなさい行くか。それから支払区別を考えると……

あるとすれば、郵政指の考えでは多分区別して考
えるか。ただ、G.H.Q. の指令だけであつた
と見るべきでしょうか。どう存んでございましょ
うか。

上野 明彦
黒石 事務官

お答えします。区別すべきはございません。区
別すべきとは考えておりません。

大野 会長 いや別に何しますけれども、その時の事情によつ
てレートは変わつて来たように思いますか。どう存ん
でですか。外の方の取扱については……。

酒井 説明員 預金はレートは変わつて参りました。確か……

上野 説明員 レートは変わったと申しですか。おたどこよころか
どいう選択権があるわけがあります。外貨はござ
いりましたから……。そのく送金の場合には終戦か
ら七月二十三日のストップに居る時を中心にして
て、その当時の実付レート。

それからの野金につきましては外貨更が主でございます
ますから、どこまでつたらよろしいかというので、
一応債権者と言いますか、引揚者に有利なようにと
いうことで、向きとるとすれば在外公債借入金
のレート位で適当じゃ居らうかというので、それ
にしたものを決めたわけですね。

大野 会長 この郵便為替の取扱につきましても、どうい
うレートを取つて居るのですか。

上野 説明員 実際扱けたものは、儲蓄券であり、郵便券で
あり、南米券とあると、いろいろするわけであり
ます。

大野 会長 そういふときに、どういふレートをとつて居るの
ですか。

上野 説明員 いわゆるオフィシャルレート、公定レートとつ
て参りました。中支では百円持つて参りますれば
十八円という記帳がすぐされたわけでありませ

大野 会長 そうすると一割の取扱より非常に有利な取扱をさ
されたわけですね。

上野 説明員 非常に有利な取扱をされた……。

大野 会長 是れさん、どういふ事情で一本でずつと行つてお
る。金融機関の方は調整料をとつたり、いろいろな
ものをやつて見たり非常に差を置いて居るのだ
かね。

小沢 委員 毎日変わつておつたのですからね。

大野 会長 それから余りに我々が審議しましたところの他の
送金為替のレートというものと大差を置いて居るわ
けですね。

上田純晴 少くとも十一倍に上がったということになります。十倍の調整料をとつて、十一お金を持つて来させて、その中の一円だけ切らして、十一の調整料をとつたというのが最も引揚に有利に考えた時の中ジョーレでございませう。それから十一持つて来て一だけ切らしたという場合もございませう。それから自由にやらしたものは七十一持つて来て一切らした。これは百円対十円を一對一と考えるてございませう。

大野会長 国を銀行と考えるのは一つの何かも知れませんが、国は我々が取扱つてしまつた銀行の何から言つても十分払える實力を持つておるものだという前提になります。銀行の方には、払えないのが相違ございませう。一番極端な例から言えば正金銀行なんかというのは、在外預金についても払えないといつたような……今のところではございませう。ところが、国は實力がまああるものとして、そうしてその受入れ方がそういうふうにならば有利な場合と……エフイーターを考へますと相違に違いがあるつてございませう。違いが発生するわけではございませう。そこでエフイーター、衡平という観念を導入したからこの問題を考へるか、或いは名目的な、ノミナルなところで以て問題を考へるかということについては、相違な

れがあるわけではございませう。

阪田幹事 今会長がおつしやいました國は支払える實力があるという、銀行と違うという問題です。郵便貯金は預金部特別会計に繰入されておりますから、別にどう切り替へる力があるということをお断りに入らずに、切るときは三割切つたわけではございませう。これはその切つた残りなんです。

大野会長 そうするとこれは三割切らないで全額払うということになると、他の内地における野金等の三割の繰上において全額払うということになるわけではございませうか。そういうことにはございませうか。

阪田幹事 切つた残りになるわけではございませう。郵便貯金の関係は、内地の当然延長のような感じを持つて扱つておつたわけではございませう。郵便貯金は、内地の郵便貯金も外題の郵便貯金も一緒に切つてしまつておる。台帳が内地にありまして、内地の郵便局の出金がおつたというふうな感じではございませうと扱つておつたわけではございませう。

大野会長 そうすると、外地野金と考へることが取扱の上ではおかしいということにはございませうか。

阪田幹事 漫然とそういうふうな感じでは取扱つておつ

たような感じがあるのです。

柳井委員 その感じは軍手郵便貯金の時にも同じような感じを持つておつたのですか。

上田純明員 外地のものは二十年十月一日以降の分については第一封鎖、第二封鎖の問題を考えずに、その後は一応全部揃上げし、軍手郵便貯金については直接自分を出店みたいな感じを内地並に扱つて切つておる。そういう扱いのようでございます。外地の部分とはにかく十月以後は全額切捨たり、何もしないう揃上げという恰好を扱つておられたようでございます。軍手郵便貯金は資金が内地に貯金があつたと見て、内地の郵便貯金と同じように扱つておると、そういう意味でございます。

大野会長 そうすると、少くとも外地の郵便貯金に關する限りは三割切捨を受けるていないということでございますね。

上田純明員 十月一日以後の分については受けていないわけですね。

大野会長 軍手郵便貯金については受けておる。

上田純明員 受けておるといふ、計算上そういう扱いをされておる。

大野会長 今回の郵政省のお考えによると三割切るとか、切らばいいとか……。そうすると一切揃上げにして、全額切つてしまうと、こういうことになりませんか。

上田純明員 三割切つたままでございます。内地で預けておつたのと同じように扱ひだしてしまいたい。そういう郵政省のお考えでございますね。資金が乗っておると、おるまいとそれは構わない。とにかく内地でお蔵取りしたのと同じ扱いにしたい。とにかく郵便券で入れても、儲蓄券で入れても表面は同じ扱ひしてありますから。例えば、九州で預けたものと同じ扱いにしたいと、そういう結論になろうと思ひます。

宮沢委員 まあ常識的に私のおもうことはどうだろうということを考えていたんですが、今のような話ならば、さつき会長のお叱りされたエグジテーターというふうなことは言えないわけですね。それから内地の預金者と、同じような不利益と、同じような利益を受けると、こういうことになるわけですね。それではやはり異台が悪い異があるでしようか。

大野会長 左に徴非常に安い運賃があるのは、他の方の預金……。内地のものとはこう主張されればそれ切らば入たが、専断は儲蓄券で受入れても、郵便券で受入

れるも、それを換算して内債換金にしてしまった
ところがその受入れるときの率というのは、他の場
合と非常に違うのですね。今の百元対十八円で行つ
ている奴と、それから十一分の一位に行っている奴
と……

宮次委員 それはどうでしょう。とにかくさういうことをキ
つたわけですから、向うから言えば要領良く、そこ
で履けたものが運かすかった……

大野会長 そういふふうに歸めて修正しないか、或
いはもつと下り下げで修正するかという問題になる
のですかね。

柳井委員 借換券をんかひ履けたというのは終戦後にやけ
ひか。向うの金はゼロなんですから……。而も現
在問題になつておるのは終戦後の金です。

上田純明委員 二十三億というのは終戦後の金なんです。

柳井委員 これは頭の良い悪いにかかわらず、悪く言えば無
茶な話なんです。

阪田幹事 さつき十二圓の夜にのります通り終戦時に履か
つたのは十億になつておるわけです。それで産かの
間に殖えたのが三十八億というような数字になつて
おるのですか、それで兵隊の給与も履かつておると

いふような段階では内地の延長とみなして、その程
度のもつは五十四億に達したか、それが終戦後に十
十八億に落ちているのです。その辺に多少の差が
あるはずではないかと思ふのです。

大野会長 兵隊の給与を考えるとこんな見解が出来るわけ
ですね。それを急に殖えた奴も非常に有利な率をその
まま認めて今戻すかどうか。

小沢委員 それで利用者はどうですかね。

上田純明委員 軍人、軍属に限られたようでございます。軍中郵
便貯金の方は……

小沢委員 それは一口どなたですか。

上田純明委員 平均した表は先程の手許にあります六圓の表で
平均すると五千数百百田ということになるんですが
さいますが、悪い例として履かたのは、この向うの商
賣のところが考えられます。終戦時その平均率は
三百二十九圓に過ぎなかった。それが後千五百圓私
つて、溢れりか五千田あるわけです。

松島委員 個々の貯金は何でつたか、如何なるレートでつ
つたかというところが分りますかね。

上田純明委員 レートは公定レートであります。

松島委員 そうすると例えば、中文で終戦後における次山換
金の殖えた分に対応するものについての借換券なり、

その当時各地で流通しておる貨幣で購入したレートは、そのレートだと、これは分りますね。

上田説明員 それに全部さうでございます。

大野会長 爾も、後にも関係なしに……

上田説明員 関係なしに……

松島委員 さうすると、さうを考慮しようと思えば考慮できる状態にあるわけですか。

上田説明員 たゞ技術的に困難なのは、北支から中支に転戦したヒロウ人があります。北支の覆けた円であるか。それとも中支の覆けた円であるかということか。それが一々ウエックレににくいということださうでございます。

折井委員 一口平均五千円ですね。当時の兵隊さんあたりの給料というのは大体どれ位ですか。五千円というは大体当時の荷長あたりの給料ですか。

上田説明員 上等兵は十円五十文で、在外手当が十二円に付っております。支那の方は……。南方が十四円付た。それで昔長の本俸は三十二円、在外加俸が支那は三十七円。

大野会長 それを十八倍するわけですか。

上田説明員 それを十八で割つて百かけるわけですか。それが鑑

標準の倍率になるわけですか。勿論円にしてありますから、かけ算の比較して下さればいいわけですか。円とございますからさうのまま円と円と比へて懸けは分かるわけがあります。たかろ十ヶ月もつて三百円に落ちますね。昔長が在外加俸も一緒に受取つて六十九円に落ちますから、十ヶ月集めて六百九十円、

大野会長 皆大將格になつたわけですか。(笑声)

小江委員 どうもやはりこれは経済問題として多少考えなければいかんではないですか。

大野会長 法律問題として区別しないとしても、終戦後の奴が大部分であつて、その時つ為替相場というものが元々つまま、而も急に膨脹した。而も軍需郵便貯金というものが多きようですか。金高を見ますと、給料とか何かというものから比べると突当りもないものになる。

小江委員 それからこれは金高は大分御関係が有つたが、南方の通貨という様な問題も……

大野会長 私は前戦前に大蔵大臣と外務大臣に頼まれて、五六カ月タイに主におつたのですが、その時には、こういう問題は案りなかつたのです。その後私戦争後に居つて戦時金融手帳に關係しておつて、そうし

て認察をやつたわけですか。その後私がかかり出し
てから後に南方金庫というものができた。その南方
金庫が南発券というものを出した。これの借金か
つておるのですね。これは満蒙の借金とか、何とか
事情はありますし、それに準ずべきものがある
が、一つの別の機関なんです。だから表面からい
つて、まあ国と非常に近い親類筋のものではあるが、
国の債務だとは、これは法律的にも言えないしする
わけやないかと考えます。ですから「その他」とい
う奴はちよつと性質がこれは根本的に違つたとい
うことは郵政指り方も事情は了とある……。或いは
親類筋ではあるか、これは国の債務だとはおつしや
るまい。どうなんでしょうか。

黒石事務官 先程の軍事貯金、外地貯金が国の債務であるとい
う意味のものとはちよつと違つて思ひます。

小町委員 だたどうですか。こういうことは、ひつかりが
起りませんか。将軍南発券その他の問題が起つた時
にやはりここで換算率行んというものを決めるのだ
から。そういうところでどう認めたかということは
相当影響することかありけしませんか。

大野会長 若しそれをやるとすれば、相当影響しますね。こ

れからちよつとちよつとが郵政に存つて三と思つた
が、郵政指り分駐による或いは朝鮮人、或いは台湾
人、或いは支那人で日本の郵便貯金をしたもの。そ
れから軍隊にいく軍郵便貯金をやつたもの。そのい
うものが恐らくは想像できるのか、これはちよつ
もりですか、どうなんでしょうか。これのお調べはあり
ますか。どれ位の金額に達するかどうか。これをち
よつ以上は、俺は敗けたんだから知らないというふう
な面もできないといやないかと思つてますか。やは
りおられるのですか、おられないのですか、おつとす
ればどれ位の金額に上るといふことも……。

黒石事務官 お答えいたします。朝鮮人の場合、内地に激用さ
れておつた朝鮮人が貯金通帳を置いてたまま向うへ帰
つて行つたというものが約三万冊くらい通帳がござ
います。その金額が大体二百万か三百万あると思つ
ております。それから現地で朝鮮人が貯金した
かということとはちよつと分りません。それから台湾、
関東州などは、やはり台湾人なり、関東州の場合、
中国人なりがした貯金というものは分りませんが、
金額はそんなに多くないという見込はなしてありま
す。それから今のちよつとちよつと軍隊にまつた朝鮮人とい

うものは勿論この郵便貯金の中に入っておるわけな

と原義明員
~~黒石事務官~~
~~大野会長~~

んですか、それはちよつと分りかねます。
最初の会長が御顧問でございますか、払うべきか、
払わないつもりかという御顧問に対しては我々は払
うべきだと考えております。それでその金額がどれ
位あるかということ、その東益が朝鮮、或いは台
湾にございますので、それを一々当つて見ないと分
らない。従つて誰か右と左はわかると、この
いうことでございます。

大野会長 大体の感じとして多かつたですか、少なかつたで
すか、朝鮮とか、台湾とか……。

黒石事務官 それは少ないです。

大野会長 朝鮮における朝鮮人の利用、或いは台湾における
台湾人の郵便貯金利用というものは一体に少な
かつたですか、大体……。

黒石事務官 少ないです。

大野会長 それじゃ大体払うのだ、払うべきだところおつし
やつでも余り大した金額じゃない……。

黒石事務官 ほう、そうです。

大野会長 それで我々も安心して考えられる。

阪田幹事 あるいは何か、向うでこちらの郵便局を接收し

たわけですか、そういう時の債務は継承したという
ようなことはないのですか。郵便局を引継いで施設
なり、仕事を引継いだわけですか、その時に現地人
の貯金も分だけ位は引継いだというふうなことは考
えられないですか。

と原義明員
~~黒石事務官~~

日本の方で引継いだという＝とですか。

阪田幹事 向うが郵便局を施設なり、資産なり皆引継いだわ
けですから、日本人には払つてくれるかも知れんか、
現地人の貯金も引継いでもいいように思いますが、
そういう措置はなかつたのですか。

黒石事務官 それは一時的な継承という措置があつたわけでは
なく、従つて債権債務を継承するという措置もその
継承という措置の中に含まれるということ、そう
いう措置があつたと思ひます。

阪田幹事 乏んならこちらで払う必要はないのです。向うで
郵便貯金事業をやつて引継いで、払つておるものが
あればこちらは払う必要はない。

原義明員 その向うと関連してこの前もちよつと御顧問申上
げたのですが、平和条約で朝鮮とか、或いは台湾と
いうものが日本から主権が分割された。郵便局とい
うものもこれも行政権の作用でやつていたんだ。そ

うしてその場合に日本が法律というものは政令なり、
 律令なりであつた地域に及んだ。さういふものと、当
 然に及ぶものとニつあつたわけです。さういふ法律
 関係というものは、それから行政権のさういふ機能、
 それから財産、これが領土が分割された場合にいは
 りその部分が本国政府のもつたと、債務にしても、
 債権にしても、さういふふうに觀念するのうか、主権
 が分離された時にその土地にある今後の新しい朝鮮
 政府なり、台湾政府なりのもの、或いは債務という
 ふうに引継がれるのうか、終戦前の取扱は同様にしく
 おつたとしても、そこに政令なり、律令なりでさう
 いふ法律を適用しておつた。それが分離されてしま
 つたので、終戦前はさうであつたから同じだ
 というだけでは何かその辺の疑問が解かれないよう
 な気がするのうか……

黒石事務官 終戦前は仕方ないか、引継がれた後の問題です
 ね。

堀井説明員 終戦前の分でもさういふ契約があり、一応朝鮮の
 郵便局が一時的に債権を持つておつた。これはその
 当時は朝鮮総督府という特別会計はあつたけれども、
 日本国であつた。併しなからその朝鮮総督府なるも

のが主権が分離して行政権がもう法的に朝鮮とい
 うものに移つた。その時に終戦前のさういふ債権も
 何なり移つたのうか、或いはそれはもうどうも
 ちんだというふうに觀念するのうか。さういふふうは何
 うもつたけれどもということと觀念して在外金融
 機関の債権を二からで払うようにしたけれども、他
 の既成から払うと、さういふふうを考へるのうか。
 もう一次的に当然日本政府の債権なんだと劃切つ
 てしまうか、その辺私にの前者よつと御願向したん
 ですけども、まだはつきりしないよう気がする
 のうか……

大野会長 序に申し上げますが、その向還は影響するとこのの
 もの非常に深刻なんだな。朝鮮銀行については、
 朝鮮銀行券が相当残つてゐる。さうすると朝鮮がそ
 れだけ債権を持つてゐる。それから郵便貯金付、
 二は当然日本が日本が払うつたというこゝに及り
 ますと、朝鮮銀行券を持つてゐる奴が日本に持つて
 来て、「おい、今渡すしてあるのだから、これも払
 え。」さう言つて来るわけでしょう。さういふ残
 つてゐる奴が相当あるとすれば……今朝鮮の例を
 申し上げただけだが、他からもさう……所屬として私

うのだ、払うべきだと思ふ。このハ、フふうによろと
えらく影響する問題が広く且つ深刻なんだな。ただ
実際として郵便貯金に属する限りは金額が少ない
から-----

上田純明員 ちよつと繰返したるかも知れませんが、従来我
々が承知しております日韓交渉なんかとの関係では
朝鮮における郵便貯金の現金の余裕金と申しますか、
余裕金は日本に終戦前は勿論現金されておりました。
これは朝鮮でやつておりました簡易保険と申します
か、それと違ふところで、郵便貯金は一本で余裕金
は日本に現金されておつたようでございます。終戦
までの現金の分がネット集めて十数億、正確な数字
は忘れましたが、十三、四億に上つたかと思ひます。
そういうケースがあります。この意味におきまして
は現金がけつきりこちらへ来ておるといふものにつ
きましては日韓交渉が若し両方の主張通りに日本人
の財産は日本の財産、向うの資産は向うの資産とい
う論理が通りますれば、その時までに受入れた郵便
貯金につきましては日本政府の責任を持つといふこ
とは論理的に言えるかと思ひます。しかしその後
現金はこちらに現金されておられませんので、その後

の郵便貯金は、日本人にしても朝鮮人にしても朝鮮
の身入れた接觸が払うのか当り前じやないか、そう
いふ論理にたつたかと思ひます。従いまして終戦後
便宜的に日本人の現金は朝鮮の現金とされたものは日
本と払つておりましたが、その際に朝鮮人ではつきり
住所が向うにあると決つてゐる人には払つておられ
ないものに聞いておりましたけれども、御承知のよう
に日本人のよう住所前にしておりましたので、日本人
かどうか分らんといふので、日本人らしいものには
朝鮮人の人にも名目三丁目前に預入れた方が分はか
はいいなつておるといふふうに聞いておるものであり
ます。しかし論理的に言へば、ここでこうやるから
朝鮮人の人も日本に持つて来たら全部責任を日本政府
が負うべきだといふことには、先程申し上げました
ように現金がこちらにけつきり来たおる時期までは
これは両方の主張が認められた際には勿論といふ
ふうにしてよろしい。しかし現在のことについては自
分の押えたものは本人の財産であるか、何であ
ろうが全部自分の物だといふふうの主張しておられ
ますので、朝鮮人の人がその前に預けたからといつて、
朝鮮人とはつきり分つておりましたものを日本と払う

べき義務がありますか。どうか、相互取扱いを結ぶます
まではいささか疑問がある。それが既在軍兵にほつ
ておると思うのであります。どついつふうに我々も
了解しております。

大野会長 どうするとこれに直接触れるか触れないかわりな
いか、日韓交渉における日本側主権に対し、甚しい影
響を及ぼすようなことがあるか否かといふことは
一つせんざくを要する問題だと思つてますが、この
案については今郵政省のこの案とする措置につ
いてどういふ私心が懸念をされるようなことはあるの
ですか、ないつですか。

阪田幹事 今の問題ですが、いろいろ上田君から説明したよ
うなことがあると思つてますが、結崎忠臣次長から
申し上げましたように領土を割譲して新政権ができた
時に備蓄、債務がどういふふうで承継されているか、
どの負担が残つて来るかという問題です。御承知
のようには韓交所と朝鮮の方は相当無理なことを言
つておられると思つてますが、そこが一番問題のところが
で、外務省あたりから少しどう説明を伺つたら
どうかと思つてます。上田君が言うように懸念があ
つたら債務があるとはかり一概に説明ができません。

懸念があつた金も又政府から朝鮮に貸し出されて出
ておる金もあるつてますから、やはり政府關係の債務
債務なり、割譲地にあるものをどういふふうで承継
されるかといふ問題にやほいかと思つておるが……。

宮沢委員 朝鮮人の借金とは別として、軍人の場合ですと、
その後、とにかく終戦後まであつたもの、一応行政
活動がフアンクションしていた場合に借金した者
に対しては、それは日本の普通の郵便貯金に貯金した
ものと同じに扱われないといふことの説明は非常に困
難にやないですかね、それは大分うまくやつたとか、
いろいろなことはありますけれども、しかしそれだ
けでどうも他の場合だつていろいろうまくやつたら
もすいぶんあります。それから軍人は当時割合どか
つた。兵隊さんが一財産持えようと思えば持えられ
た。それはなにかの形で、とにかくあつたわけだ
すからね、そういう意味でどうも朝鮮人の場合とち
がつと別にあるかも知れませんが、かつきの領土を
割譲されたといつても債務は属地的なものとはちよ
つと考えられたい。何かうしろし属物的なもので、
日本国というものがあつた以上はどうもあつたといふ
やほいかと思つて、これを見るといふことは非常にむず

かしいのじやないかという気がするのですが……

橋井委員 そこで私疑問を起しましたのは、宮次先生は今朝鮮人は別として、とおっしゃいましたが、今の議論をどちらで考えるかによつて朝鮮人にもこれはどうしても払わなくちやならんものか……。郵政省の方で払わなくちやならんとおっしゃいましたのは包括的に全部……

宮次委員 日本が郵便局がファンクションしていい間に獲けたものは、この預けた金をこつちに持つて来る、来ないに断係なく、これは払わなくちやならんのはいいか、それを除くということはおむずかしいのじやないかという気がする人ですかね。

橋井委員 ここが何處なんでしょうね、そこに日本人だけに払いたいという気分も実はあるのではないかと、さういう議論をつき詰めて行くと、朝鮮人は払わないということはおかきかき議論を付むすかしくなつて来ないか。

宮次委員 できなうだろうと思ひますね、その辺が非常に疑問なんでございすか。

橋井委員 必殺が言われたように、結局は国際法上の相違の問題ですか、これは日本へ現金が来らうと来らう

と国際法上の相違の問題からいつて、こういうものは朝鮮がもう引渡すべき商確債務の中に入るとなれば、現金が来らうと来らうと払わなくちやならんということになる。それで今日^{まし}預蔵した債券の中にあるかどうか知りませんが、アルサヌ・ローレンが御承知のようにドイツとフランスの間を介したり来たりしておりますね、それであそこの郵便野金か必ず問題になつておると思ひますが、こういうところをお願ひになつたら非常に面白い問題が出るんじゃないかと思ひますか……

重光外務省参事
局長 三浦長

日露会談で田さんも御承知ですか、そういうことを謝ったことがあるのでありますか、確か私の記憶では勅諭の例があるからと言つて、それをそのまま参考にすることはできなうように思ひます。原則として協定としてそれにするということになると思ひます。今おっしゃつた通りそのところを結局日露会談におきましては先程の上田さんの言つたような理窟を言つたわけですが、しかしそれはさうの主役としての理窟でありまして、結局においぐ協定によるという方は本気でございすから、協定によらずして国内措置をしてしまつて、後で選つた協定

かできたらどうなるのか。こういうことごとにかく
どうにもならんというふうなところまでちよつと記
憶しておるのでしょうか……。

柳井委員 アルサス・ローレンク具体的事柄は分つておしま
すか。それからホーランドとダンナヒ……。

重光第三課長 アルサイエ条約の時には細かい記録がありますか
ら、もう一度調べて見ます。

上田総領事 旧外地の一億というのは確か私の記憶では日本人
関係のものか一億と……。朝鮮人や台湾人が後に預
けたのはこの旧外地一億と書いたものには入つてい
ない。必ずから郵政省としましては少くとも十月一
日以降の分については朝鮮人、台湾人については松
おうという範囲は広いように、これでは見えないので
ありませんか。ただ八月二十三日分までは全部松おうが
それ以後の分については疑問があります。

大野会長 何か我々が考える場合、日韓交渉の今後協定を作
らうとする際にオーバーシャドウ (overshadow)
しくしまったんじゃないや具合が悪いという感じかするの
ですかね。

宮沢委員 余り慌てる必要はないですね。

松島委員 恐らく朝鮮人であるか、日本人であるかというこ

と判断がむずかしいですね。名前かわからないし、
住所かどこかで大抵見当が付きましようか。これは
やはり日韓会談が結了、行ければ、この松本という
ものはおて来行、人じやないかと思えます。

上田総領事 その意味でこの松本米の尾筋は確かに日韓会談な
り、日韓会談なりが済まなければいけないというの
が建前でございますが、在外会社にいたしましても、
明確機軸にしましてもあれだけ踏切つて頂いた、と
申しますのは、いわゆる商標を二つ分かたつて、二
つ方は二つ方をやつて置く。向うで取る代りに二つ
方を取つて置く。そういう建前をやつたわけですか
ら、この奥お許し獲つたわけですか、こういうよう
な場合に、それと同じような論理が使えるかどうか、
それが疑問にやなかるうかと思えます。

宮沢委員 さっき柳井さんのお話でありますが、今の郵便貯
金の債務というものは、属地的な性格というものは、
それ程はつきりしてないんじゃないか。それで或
る領土に入ったからそれで債務が減るといふよう
……。例えば、朝鮮における日本の或る種の野差か
補償条件と存しておるから、その限度の責任を認
めるといふことには存しておれば属地的なんですか、

そうしやないのです。そうすると日本の国の債務と
いうものは銀土が減つたからその割合で割合が減つ
て行く。そういうわけでは有りませんから。ちよつ
と違ふのじやないかと思つて居るか。全体かまとす
つた。一つの単位が銀土という事には存じは。これ
は別ですけれども……。

大野会長 これをまとめるために申し上げますが、これは非常
にいろいろになるわけですか。さつき「問題集に
ついて」という文章の中分け方ですね。軍人軍衛
の郵便為替と、それから現地の任意の郵便局の在外
貯金、振替貯金、これは大体今のお考えで変りない
かんだというわけなんですか。その三の奴と併せて
考えるは要ありという前提を取るか取らないかとい
う問題について。一応これは後の問題とするか。今
道々これを同一に扱つかという問題ですか。旧満
蒙郵便貯金、それから南方軍政貯金、これは性質は
実情は同じだけれども、取扱う法律的の何は全然違
うのですね。

高沢委員 この前これは法律とは別だからとというように
とを申しあげた。しかし実際には全く同じだというよ
うな御説明が当局からあつたように覚えていますが、

満洲に行つたものは内地と同じになつて来たんだか
らという……。

大野会長 実情はさうだと思つて居る。それから一應だとい
うのは金額的にどうですか。法律的に違ふぢやない
ですか。

高井委員 この前私が申し上げたのは、実情から言えば、満洲
に駐屯しておつた兵隊は満洲國の郵便局の貯金しか
できなかったが、左またま北支におつた人間は日本
の郵便貯金かできた。実情がさういふふうになつて
おつたということ。法律的には全く先づおつし
やるように全く別物だということとあります。

大野会長 別物として一応掲げにして、一応別の考慮をす
る。この問題は國の問題を扱ふのだという見地
からして、この問題を外して行くか、或いは、その
実情の方を重く見て、さうして一緒に考えて行くか
という範圍の問題ですかね。

高井委員 それは非常に大切な問題だと思つて居る。法律的
には別だ。ところが実情は非常に似て居るのだから
これを外して考える方が我々の邊はすつきりします
が、世の中はそれぢや納まらないうぢやないか。勿
論私共は自分が考えたことは政府の代りにいくらで

も責任を負いますけれども、そういうことは別として、
何だか折前政府が勉強したのに、これは別だとい
うと余り法律的臭くはなりませんか。

大野会長 これ係金は、はつきりしておりますか。

黒石事務官 はつきりしております。外面ですから全然こ
うありません。ただ引揚者が持ち帰っておるとい
うだけなんです。

大野会長 資金ははつきりしておるのですか。

黒石事務官 資金ははつきりしております。これは満洲中央銀
行に簡託しておつたわけです。

柳井委員 資金関係は全然ないですね。

黒石事務官 全然ございません。

大野会長 ただあつちに郵便官舎がなかつたから或る所に換
けておつた。しかしそれは国と親縁筋のようにな
るのですから同じようにこの際借置して行くか、
行くまいかということですね。これは国の借置なん
だから法律的にや法律的根拠をはつきりさせて行く
なければならぬ。ただ氣の毒だからこれを分離しな
いで考えるか、ここどころどういふふうで考えて
行つたらよからうかという向題ですね。

阪田幹事 まあ実情が同じだ。たまたま場所が違つたので、

こういうことになつた。これは確かに事実が一方
形式が方と重く是を行く多過ぎます。この
いふふうで満洲国、柔佛と一緒にやつていったと
いう建前で行きますと、例の満洲国債をどうするか、
日本の国債と同じようにするか、或いはいろいろ違
異を、一時事案をおしたりしておりますが、これは、
日本政府のつもりじやないかと、こういうふう
なところを波及して来ると、これは非常に迷惑だ
と言いますか、むづかしい向題になるということも一
応考えなければならぬかと思つております。

柳井委員 それにこういうものを払うとすればこれは貯金
局と言いますか、資金運用部では責任のない会計の
方から、どうしても一般会計からまきなければなら
ぬ。ということになると在外財産向題というところ
より以上近い親縁になつて来ますので、実情はさう
であつたけれども、かと思つて同じようなところに
波及するところかかなり大きいのではないかと思
いますけれども……

柳井委員 これはどうですか、掘上げしてしまおうじやあり
ませんか。

宮沢委員 その方が気がいいですね。

(25)

松島委員 今の満洲国債と同一ですか。

柳井委員 つまりできるものから処置して行くという今までのやり方から、後述しに……

大野会長 少くとも後で考えるという理由は十分痛くおる ように考えられますね。

小沢委員 将来若し賠償させられる時に、これは大きな向變に反射すると思えますね。これは后か后か客場なるん問題です。

大野会長 金額だけ見ると、一億円……

小沢委員 これは一対十八で大したことは無いが、これが仮りに三十に厚つても、五十に厚つても大したことは無いが、これをやって置くと、お前の方は国内でせういうことをしているじゃないかと言われた時に、殆んどどの音も出ないじゃないかと思えますね。

大野会長 今回の三に關する限りは一致の在外資産の処理と關係して考慮する。問題点についてヒリウ基調の一及び二だけに限定して考えようということに皆さんの御意見は全部一致して居ると思えますから、そういうことと一つ三の問題だけは後述しにして、一と二の問題を考えると一と二で一つ……

松島委員 軍事郵便も郵政省の關係ですか。

(26)

大野会長 そうです。ただ取扱まされただけが軍事機關であつた。

松島委員 預金は普通の郵便貯金と同じところに入るわけですね。

松島委員 軍事郵便貯金と留保金額も口数も平均の金額も中支が多いのはどういうわけですか。

黒石事務官 これは結局儲備券が下つたモノの公定レートによる預け入れが多かつたという實際の状況に基くと思えます。勿論兵隊も沢山おつたでしょうが、預金がこういうふうに殖えたという事は儲備券の關係だと思えます。

松島委員 レートがよかつたのですね。

柳井委員 儲けが多かつたということですね。

小沢委員 それは一人かやれば、ああさうかというつて……

大野会長 在外予金と市中銀行が支払い得る率が少くて、ああいう朝鮮銀行、台湾銀行というあちらにあつた銀行の方が寧ろ全部支払えるという実情から妙な話が出て来るのと同じような關係か、やはり一番状況が悪かつた儲備券について、そういう取扱ひにおいては一番得をするという結果になる。それを終戦後さういう關係があつたのを知らん顔して見て行

くかどうか……。

松島委員 在外公館等借入金クときレートに比べて非常に有利ですね。

小沢委員 素晴らしい有利であります。簡単に言うと四町五十銭と二千四百円が違いですね。

大野会長 ここにどういうアイデアを引張り込む余地があるかどうか。もう一つの問題は、郵便官署を一応行政行為というか、公にどういうレートで取扱をしたことを、後に法律を出して取消して、こういうのをやるのだ。記帳は一応そうなっておるのを、郵便官署がそれを認めて一応どういうことをしたか、その行為を後に法律で一掃しつくり返して、もう一遍率を設定してやるということが果しく妥当にあるかどうかということか。在外公館等借入金については、行政機関の一つの公の行為が介入していいのだが、郵便貯金の場合は一つの行政機関の行為が介入しておる。百対十八円ということを決めて記帳したことは、一種の行政機関の公の行為だろうと思います。この公の行為が一掃入つて来るとおるから、それを後の法律で取消して、もう一遍やり直す レートの決め方を変える。これは法律ではできないことだと思

ますが、それが果して妥当なりや否かという問題はここに知つて来るのだと思います。そのエクイティを導き出さんがためには、そろそろこどもしなげればどうんと思ひますか、そこをどういうふうにかえるかという……。

柳井委員 終戦の翌年くらい上海に調査に行き、大分儲蓄券の問題を調査しておつたのですか。あの時の上海あたりの実状をみると、あそこにおる日本人は何かして儲蓄券を日本に送るチャンスを得たいという、これが願望なんです。極端な例を申しますと、儲蓄券を何かして日本に送る許可さえ得れば、こつちでは紙屑みたいなものだけれども、日本ではダイヤか買える…… 事実ダイヤを買つた人もおるといふ話があります。それくらいですから、私はエクイティの観念をこれについては入れたいのです。

小沢委員 入れなければいかんと僕も思うね。

大野会長 私の知つておるだけの関係におきまして、ダイヤモンドの話は知りませんが、大体似たり寄つたりの状況であつたようであります。如何にして非常にレートの下つた儲蓄券を日本に現金するかというこ

(42)

とで……。

柳井委員 それか終戦と皆公定で送れるというようになったから、実は持つてきたということど、どつと大河の決するごとく来たわけです。

大野会長 兎も毒なのは軍人さんで、在外預金のほうは多少は入つて来ますか、極く僅か一億円とか……。そちら中支におつた軍人、軍属だけが、四十=万ロ=十三億、それだけのものを果して軍人だけが持つておつたものなのか、その軍人に頼んで、ほかの人が何とかあとで分配して償おうというので、軍人の名において貯金した。これは内部事情ですから邪推に止まりますか、あの状況をもつてすれば、私は必ずしも存かつたとは言いきれないと思います。証拠を揃んでこうだとは決して申しませんが、そういうこともなきにしもあらずという空気があったということだけは分ります。

郵政指し方はお二方とも中支におられたのですか。

黒石事務官 ありません。南方には行つておりました。

大野会長 そうすると南支那のほうが大軍行なんですわ。

黒石事務官 あれは全然別でございます。

(43)

大野会長 行政機関が送つたものを法外のものとして返済してしまふ、そして換算し直すということになると、どうつくりかしようを感じますのかもしれませんが、林さん、そういう実例はありますか。

林幹事 ありませんいたううと思ひますね。

松島委員 十八対一というふうな率は誰が決めたのですか、こつちが指令して決めたのですか、現地の郵便局が勝手に決めたのですか。

上田説明員 御承知のようにオフィシャル・レートというか、当時の為替の公定レートが百円対十円円でございますので、恐らく郵便局としては公定レートということだけでどういうふうになつた……。それで為替管理の考え方が、何と云つても金額もこの前御説明申上げましたように、三百円までは月一人オプシヤルレートで送れるということがございましたから、郵便貯金は何百円というものを償返すことはないのでありますから、まあオフィシャルレートを使つても一応差支ないという観念になつて、それが終戦という非常に変革の際も、昔の慣性のまま記憶されておつた。為替管理当局はそれをテコウする方

法はしなかつたということだろうと思えます。

大野会長 終戦のときにはやはり最高限は、法律的制限は五千円だったのですか。

黒石事務官 そうでございます。

大野会長 五千円を超過する金額についてはとにかく持つて来たものは受け入れる。しかしこつちが貯付いたときには返さずという御説明だったのですか。五千円を超過するものをこのままで、郵政省がお考えになつておるような形では、五千円以上のものも今度は認めなから、例えば七千円あつたとした場合に、七千円を七つくりそのまま返さされるのでしょうかということなんですが、それは二十三億についてもあれだろうか、一億についてもあれでしょうか、個人が十萬円あれして、その十萬円を七つくり百対十八円というレートでもつて全額返えしてしまおうという方針による二十三億ですか。

黒石事務官 そうでございます。

大野会長 そうすると郵便貯金法ですか、最高限を決めた法律というものが、頗るおかしなものであります。今度は国が認めて、最高限を超過する金額についても、受け入れを認めて返さず、こういう問題が起りますね。

黒石事務官 はい。

大野会長 それで果していいかどうか……。

~~と野明員~~
黒石事務官 郵便貯金法の前としては、例えば五千円が最高限になつておりますから、五千円を御説明申上げます。五千円以上受け入れては存らぬという規定は存いのであります。五千円をオーバーしたらその超過した部分は圓債を買つて保障しておくという建前で、五千円をオーバーしたものの契約は有効に成立するという解釈、但し、五千円を超過したのについて利子がつくかどうかという問題に存りますと、利子は対象に存らぬという見解であります。

大野会長 法制局はそういう見解でございますか。

林幹事 郵便貯金は結局要するに預つたことは事実なんで、それを没収するわけに行かない、結局返さずか利子は付けないということだろうと思えます。預つたことは間違い無い事実であります。受け入れた事実は……しかし利子は付けない、そうがやないですか。

と野明員 論理がおかしく存りますが、普通為替の問題が起るところをどう存りように考えて問題を処理して行くかというところにあると思ひますね。日本円存ら日本円を預けて圓債を返さすという事は堅支存い

でございませうけれども、百兆対十八円ウレートで国債で返さされたら、為替送金された方が同じ結果になつてしまい、限度超過分については痛くも痒くもないということになりますね。

大野会長 最高限を超過する場合には国債で返すとといったような規定があるのですか。

酒井虎明員 関わせるのでなく、償うのですよ。

阪田幹事 超えておるから、この分は証券を買い戻ささいといつて居る。それだけ野金を落して、証券をどうもまき保管しておる場合もあります。

林幹事 問題は為替の方の換算率の問題ですね。限度をオーバーしたというのは返さないでいいという理窟には存らぬと思ひます。

阪田幹事 無効には存らぬですね。

上田純明員 無効には存らぬが、単純なる制限超過と考えるいいかどうか、為替の旅費は制限のあるところとどこをいかに受け入れていいか、大体オフレートで返されたという事は、金融ウレートのことを前提にしてどこまで返済がないという事だと思ひます。それをどんでん返されるならばどこからいくらでも解れるわけですから。

阪田幹事 そういふことではござらぬ。為替管理と鬼合わして考える……。

酒井純明員 限度超過を考えるのは、現地通貨で受け入れたものから、現地通貨で何したのか……。

林幹事 野金分は払った分があるのですか、それはないのですか。

酒井純明員 一部払つております。

上田純明員 八月十六日以後の分は千五百円まで払つたのであります。

林幹事 超過した分については引子記入正金までやつて来ておられますか。

黒石事務官 現在は記入しております。

小沢委員 個々に通帳にしてやつておるのですか。

黒石事務官 簿簿だけであります。

大野会長 請求があつたら通帳にやはり書き込ませよう

黒石事務官 書き込みます。

大野会長 金融機関の預金などは割増金というふうなことで処理したね。しかし今度は率はよいし、昭和二十年からずっと引子が付いておるといふような形になつてしまふね。

小沢委員 取扱としては超過しておる分でも、要するに発

見するまでは百倍超過しても分らないというわけであらう。超過した途端にはどうということはないでしょう。実際問題として、――

黒石事務官 実際問題としてずつと計算しておくだけであまりきつからう。

小汀委員 外国におつくる頃と結託してやったらいくらでもかまいますね。名前をかえれば初めから問題ないのですか。

大野会長 私の知つておる実例からいえば、同じ乗益の所在地では、五千円を越えて一万円まで行つても拒否を受けない。

小汀委員 これは非常に複雑というか影響の及ぶところが大きいね。

大野会長 率の取り方次第によつては、在外公館の何のときにも一体こういう率だつたいやないか、非常に不公平だということば、行政行為があつたうだから、その時に介入しておるから是正すべきでないということと言つたとしても、結果においては相当対抗出来ずね。そこに一つの問題が起るでしょう。それからフルに利息が付くといつたようは問題がそこにはけ加わつて来る。そうするとますます公平というこ

ころかうという透くなつてしまう。

杯幹事 外地の郵便貯金は今も私つておるでしょう。黒乗州、朝鮮のものは――

上田説明員 石月三十日までの分を私つておりますか。それ以後の分は全然私つていない。軍事貯金は八月十五日まで全額。それ以後は千五百円までということになつておるわけでありまして、ほかのものがあとで繰入したものを払ふことになつたのでこの問題が起つて来ておるといふわけでありまして。

大野会長 一応填まつてくれたものかこの向う問題が急に國り上つて来た――

上田説明員 郵政省からさういふことは前から申出はありましたがけれども――

松島委員 私のところに三本ほど葉書が来まして、外地の預金を私つたのに、どういふわけで郵便貯金をお払いにならないか、これをやつてくれなさいかと言つて来ましたか、やはりそれが若干利敷しておりますね。

大野会長 今度はこれを逆にして在外公館問題がもう一通揺りかえすという問題が起らないとも限りませぬね。

松島委員 レートの問題は重要ですから当然起るでしょう。

大野会長、この問題が大分集約されて来たと思はれますが、次の機会にまた皆さん方の御意見を伺するヒシテ、一応この程度でこの問題はあはしめて、次に外務省のほうから在外処理問題に關する国際条約及び国内法について御説明をお願ひいたします。

皇元第三隊長 それではお手許にお配りしておりますサレフランシスコ条約、ジュルサイユ条約及びイタリー条約における財産権を侵害した事項一覽表というものがござります。それから講和条約研究資料上下一冊ずつお手許に行つておられると思はれますが、この本々の研究資料は上下共第二次大戦のときの財産問題に關する二國協定及び各國の国内法、これは実は今名古屋の先生をしておられる山下教授が大分前に苦心して書き残されたものを集めたものであります。上巻の終りのほうからドイツの国内法の問題になつております。それからドイツの国内法は下巻まで続いております。従つてこの資料上下はジュルサイユ条約當時におけるドイツの国内補償の法律の例として一応お手許に差し上げたわけでござります。それからイタリーの法律案をお手許に差し上げたが、今回は五七という番号を打つてござりますか。これもイタリー

平和条約に關連する新しい今度イタリー国内における補償の問題とござります。但し、これは後ほど御説明いたしますが、在外財産に關するものではないと思はれます。例へば連合國財産返還とか、さういふた国内でイタリー人あるいはイタリーにおける自然人、法人の財産権を侵害した場合の補償の規定が新しい五七の番号を打つておられるものでござります。資料としてはそれだけでござります。初めの表に矢張りまして一応大意まで整理したもので非常にラフでござりますか。御批判をお願ひしたいのであります。一箇とに在外財産と国内財産、それから請求権放棄、一応三つのカテゴリーに分けて財産権を侵害した仕方によつて三つに分けてござります。さうして連合國にある財産、兼送条約の四四条、中立國、共同交戦國における財産、兼送條約の十六條、旧領土日本が割譲したところにある財産、これが兼送條約の四條であります。それから国内の問題としては、連合國財産返還、船舶の問題、補償審判の問題、それから五七の條、それから最後の請求権放棄が十九條の問題とござります。これは国内財産に關係もして居ります。また場合によつては在外財産

152)
種の問題でもあると思います。二つ東港条約の条文の下に
() して十六、十四は疑問、十五、十七は採用と書いて
あります。下の段のヴェルサイユ条約、イタリー条約につ
いても各々該当条文の下に() してございます。二つ清
算と申します言いが正しいか悪いか分かりませんが、結局平
和条約によつて相手國に留置清算処分する権限を与えたこ
れによつて國民の財産権を侵害したという意味で、まあい
わば清算損害を与えたという意味で清算と書いたつてあり
ます。ところが十六条、四条は-----十六条は等価のものを
差し出せば何も在中立國資産に政府の手に採用する必要は
ないつてありますから、これは採用損害なんか何も損害を
与えないつてか、まだ分らないという意味で疑問、四条は特
別取決めが付いておりませんかこれも疑問でございます。
十五条、十七条は、日本が法律で一応採用して相手國に返
す、とすから国内的つ採用措置、それに伴う補償の問題、
一応採用損害と許んで見ることにしております。前例とし
て、まずヴェルサイユ条約でございます。ここに各項目の
うちに条文を書いてございます。これはいわゆる代表的な
条文でございます。決してこれが全部ではございません。
連合國にある資産の中は二百七十七条は東港条約の十四
条Aの二と同一つて留置清算処分する権限を連合國に与

153)
えた、もちろん賠償のためでございます。それから
二百七十八条附屬書十とございますか。これは特殊
なものでございますして、連合國内にあるドイツ人所
有の信託証券の問題でございます。これはドイツ政
府が採用して渡せ、ちよつと特殊な妙な規定ござ
います。従つて採用と() して書いてございます。
もう一つ採用の対象となつておるのは、百四十五条。
これも特殊な問題でございますして、モロッコ銀行の
株式をドイツ人が持つておりました。全部ドイツ政
府が採用して賠償委員会に渡せ、これも採用の問題
でございます。中立國共司文戰國は一時的なヴェ
ルサイユ条約には規定はないつてございます。トル
コ、支那というような國におきまして、ドイツ人所
有の公共事業財産をドイツ政府が採用して賠償委員
会に渡せ、これが二百六十五条あります。従いまし
て東港条約の十六条に相当する非常に部分的な規定
でございますか。十六条に相当する契におきまして
ヴェルサイユ条約はドイツ政府に採用の義務を課
してあります。それから旧領土資産、これは原則と
して連合國にあるドイツ人資産と同じように清算損
害を与えたことになつております。しかし場所によ

りまして、アルサス、ローレンとかいろいろのところで特殊の規定がございますから、これは特殊の条はございますか。原則として賠償規定でございます。それから連合国防産の返還、捕虜交換の問題、これはもちろん条約と同じように採用して連合国に渡す義務はヴェルサイユ条約はドイツに課しております。最後に請求権の放棄、これはヴェルサイユ条約の最後の条項でございます。これは単に相手国が不法行為を犯した場合、在外市民保護権を行使して是正するに止めるという単なる請求権の放棄でございます。このかきかつことしております条約は、ドイツ政府がドイツ国民に対する賠償の義務を条約そのものに規定しておる条約でございます。次に、これを実施するために、ドイツは非常に沢山の法律を出しております。お手許にあります講和条約研究資料の上巻の二二ページを御覧になつて頂きたいと思ひます。二二ページから始まりまして、第一次世界大戦における戦争損害ドイツ国内法一覽表というものが並んでおります。次のページに二二のところに来て、ヴェルサイユ条約による損害の補償及び決済、と申しますのは、一つは、条約

によつて義務を負つたか賠償するという問題よりも、戦争の損害を国民が蒙つたからそれを補償してやるという問題でございます。今ここで問題になるのは、二二ページの二二はでございますして、ここに沢山の法律が並んでおります。これは最初の一八七一年八月三十一日、という日はヴェルサイユ条約と同時に効力を発生した国内法であります。いろいろ書いてございますが、簡単に申しますと、一応国内法を作つて見なければ、暫くするとそれが実施不可能なことが分つた。それで次の法律を改正してだんだんやつて来た。二二ページの最後の、一八七三年の六月四日のドイツ國税増徴法というのがございます。これで一本にまとめて実施の段階に携つて行つた。大体二二ページに二二とあります。やり方としては例えは一八七一年八月三十一日の法律と書いてありますが、これは主としてヴェルサイユ条約の表にありますが採用損害を国民に与えた場合の二二を規定した法律でございます。それから二二の次の二二、一九二〇年の五月二十六日の清算指針というのがございます。これは採用損害でなく、いわゆる清算損害を国民に与えた場合の賠償の指針の最初の法律でございます。二二の二二は

のもういろいろ変つて参りまして、二十三年のドイツ國負担軽減法によつて統一されたわけですが、この二十三年の負担軽減法の内容は收回前の委員会におきまして、私うけつた条約局長から簡単に申し上げましたように、内容は一応放用損害と清算損害二つを合せ、これをインフレーションを考慮に入れれば額面は二十倍なり八十倍なりと伸張するという内容が大きな骨子に存つております。これは法律そのものをそのまゝ訳したものでございませうか、非常に読みにくい恰好になつておりますが、大体を申し上げますと、今申したように結局は二十三年六月四日の法律を一覽閲しと分かる性質になつております。ヴェルサイユ条約を簡単に申し上げますと以上のようなことでございませう。

次にイタリー条約でございませうか、これは連合國にある財産はもろろん、放用損害を与える例はございませぬ。七十九条、七十四条の二は、七十九条の長の問題と別のことを規定してあるものではありません。いずれも清算損害を与えた。それから中立國、ヴェルサイユ条約は公共事業財産について放用損害を与えておられます。イタリー条約におきましては清算損害でございませう。七十四条イ、ニ、(四)というものは、ソ連へ

の賠償の規定をございませう。ルーマニア、ブルガリア、ハンガリア三国にあるイタリー人の財産を賠償としてソ連に渡すという規定をございませう。結局賠償協定の内容を見ますと、イタリー政府がまず放用してソ連に渡すのでなく、或る一定の期限を設けてその日以後はソ連に行つたものとするという賠償協定の規定がありますから結局は清算損害の部類に入るつてございませう。それから旧領土財産について、財産権を侵害しておるところは一応イタリー条約ではございませぬ。それから連合國財産の返還補償請求の問題はこの条約文通りでございまして、いずれも放用の問題でございませう。ただイタリー平和条約の七十六条の請求権放棄の問題をございませうか、非常に面白いのは、この請求権放棄の条項のうちには一節イタリー政府に補償の義務を課しておるところがございませう。これはイタリーを連合國が占領しておる間に、占領軍がイタリー國民に与えた損害についてはイタリー政府が補償しろという条項が入つてあるわけがあります。これはどうしてほかにも別な条項をございませうか、条約そのものはどういふことでございませうか、これに対応する国内法でございませう。この前お話しに申し上げました在外イタリー

人財産国内補償に関する資料という場合がございますが、これは去年の十月二十三日にイタリーと我々に提出された合議議案としておる法案でございます。この内容を簡単に申しますと、第一條で、これだけの範囲のものを補償するかということを書いておきます。その言い方が、在外財産を喪失した個人及び法人であつて、イタリー平和条約にイタリー政府が補償をしなければならぬと書いてあることに限られる、これがこの法律の補償の範囲であります。具体的には、在連合國財産全部、それからルーマニア、ブルガリア、ハンガリアの共同戦敵國にある財産、それから請求権放棄の場合の在外財産の問題は実はないのであります。というのは、請求権放棄で補償の義務を免つたのは占領軍の問題でございます。維也ナ・フロンレスコ条約でいえば十四と十六條に適用がある、こういうことになります。この法律の内容は喪失の申告義務を課する、失った資産の総額を超えてはいかん、詳細は國際的な標準でなければならぬ、こういうふうに申すのりしたことを書いてあるだけでありまして、結局一定の行政委員会によつて、補償の実体を決めることになっております。行政委員会は關係官庁の代表以外に利害關係人から出

すということを決めてあるだけでありまして、それから実体的規定と思われるものの中には、補償金の支払は百万リラまで現金で行う、しかしそれ以上の償還は、それから公債を渡す場合に一定の税を免除する、という規定がございます。それから補償金をつかわるについても一定の税を免除する、という規定が付けられてあります。それから一つ實際的であると思われるのは、賠償が決まる前に中間的支払をすることかございまして、これはもちろん行政委員会の見解を徴してやる、ということになっております。大体総額と思われるよう総額の三パーセントを超えない限度内で前払金を払うことかございまして、こういう権限を与えてあります。大体実体的規定と思われるのはどういふところでありまして、あとは中興措置と前の簡単な法律を削つておる、そういう内容のものがございます。

それから条約第十五条、十七條に相當する連合國財産の返還その他については、今日の資料にお配りしておきました「イタリー國と同盟及び連合國間の平和条約中の経済事項の実施に關する法律案」これは非常に不完全な資料でございます、現在正式に改定しております法律では、通つておりますか、まだ参りません。

これはまだ法条の時代の事でありませう。これも実体的な規定と申すより、何かないかとあります。以上が大体各國の例のごさいます。

もう一つ付け加えて申上げたいのは、条約の十六条に關連する問題のごさいます。これは非常に独特な規定で、この十六条によつて日本が中立國或いは共同交戦國であつた國にある日本人の財産を國際赤十字に引渡す。そうすると國際赤十字はその財産を清算して分配する義務を負う。こういう規定のごさいます。この十六条について、実は去年の十一月のごさいますしたか、國際赤十字の人が東京に参りまして、十六条を早くゆつとくれないかという話があつたのがあります。そのときに赤十字の人の話では、この十六条をどういふふうにするか非常に困難な問題だ。せしめてあるに於ける財産のものを赤十字より渡さうとしても、仮りに預金だけを取りましても、日本國內で收用法を作つても、本人がいやといへば、赤十字は渡すことをごさえないわけでありませうから、なかなか困難だろう。従つてそんな面倒臭いことをやらぬで、準備のものやランアサンで赤十字に払う方法は取れないか。そうすれば日本政府も簡単であらうし、受益國がある

連合國も助かる。赤十字ももつて手回が有ける。こういうことをよく考へたわけでありませう。當時はランアサンで払う方法を取れといつたので、一体いくらランアサンで払うか分らない。殊に交戦國にある固有財産はうはまだ連合國が管理してありますから現在いくらあるかはつきりしたところでは連合國が押さえてあるから分らない。ましてや私有財産にいたつては、銀行の預金だけを取りましても銀行はどの國の政府には知らせない例が多いとあります。ましてや工業所有権かどうだとか、こういうことを言ひましたら唯に私有財産がどれだけあるかといふことは分らない。條約の分らないものについてランアサンというものを考慮することをごさえないではないかといふような話をして、そのときは終りになつたのでございます。今年に参りましてから、國際連合國からのノートが参り同じような意味のことを確定して参りました。それについて加えて、具体的に、スイスにある本件財産が非常に大きい部分を占める。従つてスイスにある財産の調査を日本政府が行うれるならば、連合國としても大いにこれに協力する意圖がある。こういうことを言つて考へたわけでありませう。それに対して実はまだ決定的な返

事はしつこく反論のごまかすは、調査の結果どの程度
 の財産が明らかになるか分りませんが、あかつき
 には結局はこれに引渡さなければならぬ。もう
 一つは、スイスだけを取りすしくも、スイス政府は連
 合国に対して、日本人の私有財産を通告する時は、日
 本政府からつくづく此といえは分り限りのことは通報し
 てもよい、しかしスイスは平和条約との関係が存いから
 十六条の実施について連合国と日本とスイスと三者の
 全額に入ることは絶対である。こういう態度を取らねば
 なるわけがあります。そこでどういうふうにしてこれを
 実施して行くかということについて私ども外務省として
 非常に考慮しなくてはなりません。連合国としては、
 まずイギリスの例の信託の委員会と他イギリス
 の対日賠償の根拠となるのはランカレヤと例
 のバーレハレニ等しいとする元賠償の問題があります。
 それから例えは豪洲などにおきますしても、豪洲にある
 日本資産をすべて清算いたしまして或る程度は僅かな
 ものは元日本人の信託であったものに分けることにな
 っております。これは非常に少いこと、政府のほうに
 しては耐りました。いまに十六条の財産が入つて来る
 ことになったら相当の額が廻るから暫く待たず、こういうこ

とを国内にばい、それから日本側に対しては例のラ
 ンプオンで至急おつたらどうかというのを確保して
 いるような状態のごまかすは、ここは実は私ども部内
 でも決めたわけのごまかすは、この際国庫の現金
 だけに向つて至急調査いたしまして一応政府に向つ
 て引渡したものでははつきりしておりますから、そ
 の後の実状に向つて協力を求めはつきり調査いたし
 ましてそれを向うに引渡したかどうかというようなこ
 とを考慮しております。しかしそれは補償の問題と関係
 なくできるわけであり、若し私行財産の問題は私
 どもと、やはり補償と申しますか、仮りに十六条に
 ついては時価の全額を補償する。こういう考えでござ
 いましたらもうろく補償する必要はないので、等価の
 もつを向うにやればそれだけ簡単なるわけのごまかすは、
 しかし全額でなく一部を補償するということになり
 ますと、国内法で収用法を作つて個人かといふだけさく
 が、個人さかない場合に仮りにスイス政府に積み込ん
 ども、スイス政府は日本政府に代つて対日平和条約の
 実施のために国内で強制収用するなごということは引
 越考へられないわけでありませう。一部補償の場合
 には、もつによつてはごまかすは日本の主権の範囲内

では実施できないという問題が起つて来る場合がございます。一方十六条の日本が負った義務そのものが絶対等価のものかどうか、等価のものはどうしてもやらなければならぬか、この点についても問題がございます。等価のものをやる権利は持つてゐるわけであり、しかし主たる義務はやはりそのものずばりに向うに引渡す。そして所有者が例えば正金だけを取りましても正金が一部補償とはいやだという場合は、どうしてもスイスにある正金の預金は日本政府の口座には払い込まれないわけであり、一口に十六条の補償と申しましても非常に複雑な問題があるということ、それから取敢ず何かと固有のものくらいを渡して、それから交渉を始め、向うの態度も柔らかく行く、そういうことをまだ決定としくはございませんけれども、ほんやり考えとあるという点だけは御報告いたしまして、外務省といたしましては実は十四条の補償の問題は実は正直に申しますと、国内問題であると私もは考えております。しかし十六条及び十四条は平和条約によつてこれから解決し或いは実施しなければならぬ問題である。こういうふうな観点から一般的に補償の問題に対する根本的な考え方について、なるべく後廻しをなく、なるべく早く何等

かの結論を出して頂きたい。こういうふうな希望だけ、十六条に関連して申し上げておきたいと思ひます。

松島委員 十六条の連合國が相談してやるというところ、スイスもほうかいやだといつても、何もできないでしょうね。

重光第三課長 固有財産については、こちらが指令すればいいのですが、私有財産については、スイス側では現金につきましても、私有財産の預金の種類については分つておると政府の人はきつております。だからそれを連合國に日本が通知しろといつたのは通じません。しかしそれを連合國と三者の会議で議論するのは御免である。という事はスイスは対日クレームの問題でございます。そういう態度ははっきりしております。

松島委員 スイスにおける所有者がノーといえは、日本政府といふのも何もできないでしょう。

重光第三課長 さきほど申しましたヴェルサイユ条約の締結国と申しますと、旧共同支那國のドイツ人資産を没収したとき創設の法律だけを掲げてみますと、通り

り一連の収用法をドイツは作つておりました。それで
 実際どういったかという点、問題は公共事業財産
 という条約の規定であります。それで連合国が要求
 して来たのに対して、ドイツは一定のリストを連合
 国に出したのがあります。ところがそれは条約に
 ドイツに勝手な公共事業財産の解状で、こういうの
 は駄目だと連合国は怒つたのがあります。それでい
 ろいろ問題がございまして結局仲裁裁判まで行き、
 ドイツは受けたのがあります。そしてかつと広い領
 土を挙げなければならぬということになり、例のド
 ーズ案、ヤング案がございまして結局中途半端になつてし
 まつたのがあります。

林幹事 国内法としては出せるか出せないか分かりませんか
 日本人に対して例えば預金を引渡すようなことは国内
 法で出せるか分かりませんね。それでもスイスの
 主権のどの範囲まで制限できるか問題ですか、出せ
 ないだけで直接強制はできないと思ひます。

松島委員 法律が出て正金に出せなかったところ正金はいくら
 だということでは――。

林幹事 それに罰金をかけるくらいがせいぜいで、スイス
 に住んでおる人は日本に帰つて来なければ罰金はか

けられぬし。

松島委員 スイスは本人がイエスと言わなければ――

林幹事 スイスの国内法として正金時にやるならばどうい
 うことかござるか分りませんか。――。動産の場合
 は分るが、不動産の場合は全く問題だと思ひま
 す。

柳井委員 今の正金の金というものは、実は日本政府の在外正
 債じゃないですか。

上田説明員 日本政府の正債という形にしては、正金を運んで
 今のM.F.勘定をたいだつたものを持つておつた位好に
 存つておりますから実質的には政府が保証しておつ
 て正金を持つておる金ということに存つておると思
 います。

柳井委員 平和条約十六条の日本政府の選択権を日本政府が
 行使して大体等価の通貨のつもりとゆつたはずで、
 正金はいくら儲けをするわけじゃないですか、当時
 一ドル四円五十銭で換けて、向うに行つて持つて来
 る、価値が二割に落ちない、逆に政府が補償して損
 がなければならぬという実情に存るんじゃないです
 か。

上田説明員 実体とはさう存るかと思ひます。円の下落した部

原
本
不
良

分だけは正金でも外債で持つておつたという形に存
りますか。それに見合う借金が日銀からあつたとし
ても大したことはない、円としての債務でございま
すから-----

(以下速記中止)

大野会長 共同文戦國中にブラジルが入つてあるでし
ょうか。

重光第三課長 ブラジルは敵國であります。

大野会長 何か少し空気が柔らいで来ると、だんだん柔らい
て来る陸境つものなんでしょうか。わかれわかれ関係
したことを申しますと、どうにもこういうことを運
ばなければならぬ。運ぶことによつてほかに非常に
大きな利益がついて来るといふ場合の時は、従来
の経験からすると多少くすぐずしたほうがいいよう
ですね。

小町委員 その際で外務省もおやりに存つておるのでしょうか。
えらく急ぐことはないですよ。何かわかれわかれ知ら
ない大きな利益がぶらさかつかつておるといふことは
別ですか。

重光第三課長 その問題はございせん。この十六条はイキ
リスから入れたということに存つております。結局十

六条は賠償の定めでありまして、日本に対する賠償
は十四条では日本は賠償の責任があるのだ、しかし私
え存いから全部払わないでいいんだが、政府賠償、
生産費の賠償と、その國にある在外資産を出すこと
それによつて國にあるものを賠償つたにせよとあり
ます。ところが各國、例えば露洲にいたしますれば、
露洲にある日本の資産は取るか、これと露洲の
損害とを比べると非常に開きがある。これがブラジ
ルのような場合は損害は殆んどない。しかしブラジ
ルにある日本資産は非常に大きい。だからこれだけ
取つて、あとは返さすという問題が起る。ところが
露洲イギリスは自分國にある日本の資産が非常に
多い。彼らのいう損害は非常に多い。そこでイギリ
スから十六条を入れて十四条では足りないから中之國
にあるものを全部出せといふのであります。イギリス
では賠償に対して十六ポンドとか出つておりました
が、それはイギリスにある日本資産を商算した代金
の一部から払つたのであります。そのあとは十六条
から来る。こういうわけであります。

そこで、今までヴェルサイユ条約或いは第二次
大戦後中之國にあるドイツ資産の問題、これを見

てみますと、國有財産は売れていないのであります。ですから具体的には、國有の現金は売れていない。これは駄目だろう、それがとあると正金とついでに私利私産、これはヴェルサイユ条約の十六条を結ばなければならぬかとたうてございませうか。十六条には義務となつておるので、権利を持つておるほうは押しこめるわけがあります。もうくんイギリスの例から申しましたも、相当のんきに構えておつて、だんだんにこりうことは考え得るわけがありますか。私どもにしても過去例からいって、絶対に免れていない公金を出して様子を見たいかどうかと思つております。今のところでは露洲もイギリスも一人一人にらるといふ計算をいたしておりますか。

大野会長 ちなたみだいな裏面目な及人が決まっておりますか
計算しますか(笑声)

小沢委員 賠償問題については、フィリピン、とかインドネシアなどには賠償をすれば高亮が盛んになるだろうというものがあつて、一部の人は早く賠償問題を片付けろと云つております。しかしスイスにある私利私産を提供したところどころいろいろ代償はない、これはできるだけ引張つておく、フィリピンでも、イ

ンドネシアでも引張つたほうがいいと思ひますが、片方は、何か利益があるように一部の人がいうから、自然引張られるか、中立的にふる分は、一生懸命法律を出していろいろの形を講じて向うに引張しても、高亮が盛んに居るわけではない、日本人の利益は何かないからこれはとさるだけ外務省のうまい引延し政策をずるずるやつておくほうが賢明だと思ひし。また、あつた十四条十六条はいつまでにやれという期限がない。だから平和条約履行の怠慢かも知れないけれども、不履行という責任をさせられることはないから、何か理窟を付けて延ばしておけば……。

高亮三課長 おつしやる通りで、実は今までどうやつて頑張つて来たのであります。實際的に起る問題はどのような問題かという点、中立的、共同交戦国イタリーなどもどうでございませうか、これらの国が対甘フレームを持つておる、スイスなどかつ例を取りますと、
(速記中止)

17 大野会長 ノーマルにしたいというお考え、お立場からすると聊かおだと思ひますが、何か具体的に賠償の問題がありますか、これを片付けなければこうだというふうな……。

皇光第三課長 何も訂章の金額はおて考りませんか。あれを解決しなければ、例えばボルトガレのごときは行かなくなりまして行かない。最近は少しよくなりましたが、そういうことが常にその国との関係では起つて来るわけがあります。文化協定を結ぶというような場合にひっかかる。しかしいくら投資していくらあつたということはおて考らないわけがあります。

小沢委員 対価を貰えるようなものは、具体的にはないでしょう。まあ急ぐことはないね。

宮沢委員 外務省としては、急ぐことはないけれども、カンカンをされるからというところでしょう。

小沢委員 スイスのほうも預金の押えておけば稼げるから得だけれども、旧敵国はやさめきするから、これはやはり急がない方がいいね。おてことは昔から急ぐことはないよ。

上田説明員 ソ連と中国との関係の問題について何か御説明ありませんか。

皇光第三課長 公金につきましては、スキヤワブ時代に命令で連合国に渡しまして、形式的にはアメリカ、イギリス、ソ連、中国が管理しております。しかし管理といつても別に委員会というはつきりしたものがあるわけ

にはありません。イギリスが幹事政になつてやつており、実際はイギリスが握つております。

上田説明員 公金を渡そうと思つても、ソ連、中国が、十大系は俺は知らんといつて反対する可能性もありますね。

皇光第三課長 分配の場合は赤十字が分けるわけで、連合国同士ロンドンに集まりまして、そのときにはもちろんソ連、伊共は入つておりませんか、恐らく英米露の当事者が分けて貰う……。

柳井委員 国際赤十字というものはイギリスの恩がかかつておるから、イギリスがうまいことをやつてしまいますよ。

大野公長 これだけおてといつたら一般会計にすぐ問題が起つて来るし、非常に影響するところから大きいから、これだけ先打して考えようという事はおてすかしいじやないですか。

小沢委員 やはり南方の没後賠償のほうを先に解決しなければいかんね。こういう状態だから国会存続かどうも何を言ひ出すか分らないし、よい反響のあるときならいいが、大抵悪いほうの反響を及ぼしますよ、だから急ぐことはないね。

皇光第三課長 私の方では具体的に考えられるのは、公金の積

(744)

金だけでございます。それ以上具體的には……た
に公金だけを片付ける自信があるかと申しますと、
今のところちよつと……。ですから公金を出して
あとどうなるか、もちろん向うはキヤアキヤア言
いますが、まあ暫く採らばつてあとどうなるか、まあ
近い将来＝三年して解決するという見通しはちよ
つと存せられた。大体以上のような考えを持つてお
ります。

大野会長 公金の欠置ということはこの両院会の問題として
は存いかしようね。これは政府の金を欠置されるだ
けで、われわれにお諮りに存かないで、私うことが
適当と存考えに存れば持つて、あとはお腕に存
か存か存いかというところを頃合を懸計うに存
といううは……。

林幹事 公金を出すというときには法律が必要でしょう。

酒井説明員 法律が恐らく要ると思っています。

林幹事 條約関係の責任をきこるかどうか……

酒井説明員 それに国会とこの関係と政府が独自にどういう公の
金を国会の承認を待たずに出すという事はござら
ないと思ひます。

大野会長 どうするとほかの奴をどうするか、必ず問題が起

つて来ます。どうするとちよつとわれわれが考える
ように簡単に行きませんね。

(速記中止)

大野会長 これではこの問題については、外務省の切なる希
望もあるようでありますから考えを打つて、今
日はこの程度にいたします。

次回は四月一日木曜日午後二時より開くことにい
たします。

5) (16)

3

極秘

昭和29年4月1日

在外財産問題調査会
第十九回会議議事録

因 軍事物産貯蓄
系 物産貯蓄

の処理

81

在外財産問題調査会 オ九回会議議事録

場所 大蔵省オ2分室

日時 昭和29年4月1日(木) 午後2時20分—4時

出席者

委員 大野竜太(会長)、小沢利得、法華津寿太、板島鹿夫、
宮崎太一、宮沢俊哉、柳井恒夫、戎妻栄(50音順)

幹事 総理府審議室総括参事官田上辰雄、法制局次長林修三、
大蔵省理財局長阪田泰二、引揚振設庁次長田近繁雄、

説明員 外務省アジア局オ1課長代理小林春尚、大蔵省理財局
次長酒井俊彦、同外債課長補佐田中弘一、酒井保雄、
堀見義直、同銀行局銀行課長春村裕、同管財局田鎖成
明課長岩動道行、同課長補佐阪上行雄
郵政省貯金局長小野吉郎、同オニ業務課長北本泰一、
同課長補佐黒石博

陪席者 日本銀行総務部牛尾調査役、同庫局牛尾調査役、
同太田調査役

在外財産問題調査会オ九回会議議事録

大蔵省オ2分室

昭和29年4月1日午後2時20分開会

大野会長 ではこれからオ9回の会議を開きたいと思ひます。皆
さんのお手紙にありますが次オ書によりまして、引揚者
及び職員単人、単属の有する郵便貯金、郵便物替等の
処理について、これを議題にいたしたいと思ひます。

阪田幹事 ちよつと只今の議題の件につきましてはこの前からい
ろいろと御審議願ひまして、私どもの方でもいろいろ
と御質問等ありましたことなんかを考えた上で、
大蔵省と郵政省の方といろいろ具体的にどの程度の措
置をとつたらいいかと、我々の方のいわば事務的な意
見というようなものをまとめて、大体一応その要
目みたいなものを作つてみたのですが、或いはそれを
御覧願ひまして御批判頂いたら結構じゃなつかと思ひ
ますが-----。

大野会長 議事を進めるのには、その方がよさそうですから、お
配り願ひましようか。若し印刷したものがあれば-----
一応読み上げてみまして、大体読み上げれば内容はお
わかり願ひるかと思ひますが、尚御質疑等がありました
らそれにお答えすることにはいたしたいと思ひます。

(期・誌)

(1)

以上でございます。今の軍事郵便貯金の最初の頁ごあり
ますか。軍事郵便貯金の一、二とありまして、その二の中
にA、B、Cとありますが、そのAで千五百円までは制限を
加えないこととありますが、これは先程申し上げました
ように、もう支払い済む状況になっておりますので、殆
んど受け取っておると思っておりますが、そのものについて述
べているわけでありまして、従いましてまだそういったそ
の支払を受けていないものにつきまして、これはこの
金額が変更を未すわけではありませぬ、やはり千五百円、
そういうわけでありまして、今まで受け取った人はそれ
でもう用済みだということを述べただけであります。殆
んどは支払済と思っておりますが、中にはそういった制限の状
況を知らないで、権利の主張をせられない方がありませ
んか殆んど返るとみてい、んじやないかと思っております。

松島 平貞 私のところは郵便貯金の払えるようにしてくれという
ことを兼書で陳情し^未ておりますが、まあ昔簡の要旨は
十月一日以降の郵便貯金を五千^{貯金}円しておつたが、まだ
支払われていないか、よろしくお願ひしますといつて
承りましたが-----。

小野 局長 それは現在の制限下では支払不可能のものについて言
っているわけでありまして。

大野 会長 ちよつと伺ひますが、最初にお出しになつた書類に支
(2)

払保額というのがありますね、例えば軍事郵便貯金の
四十=万円程、二十三億円というのがありますか、こう
いう式でありますと、この大体の金額はどのくらいにな
るものであるか、まだ御計算になりませんか。

小野 局長 その点はまだ計算しておりませんが-----。

大野 会長 大体の御見当でも付きませんか。

小野 局長 これはまだはつきりはお約束できませんですが、いろ
いろ推定いたしましたところ、当時の資料には確かニ
十三億と出ておると思ひますが、これが四億くらい
までに納りそうだという模様でございます。

大野 会長 そうすると次は旧外地郵便貯金-----。

小野 局長 外地は大体のところ一億くらいに見ておりますが、大
体一億四千万円くらいと考へられますが、その中五千
円までのものが全体の八十四%を占めておりますので、
後の十六%が五千円を超えるわけでありまして、これに
ある一定の率が適用されるわけでありまして、これは
何しろそういった率が少うござりますからそういったく
はないと思ひます。

大野 会長 そうすると軍事郵便貯金という奴が大体のところ四億、
円程度になると-----。

小野 局長 大体そういう見当でおりますか-----。

上田 説明員 私の方の計算でも大体のところ二億=三千万円くらい
(3)

で済むのじやなかろうかと思ひます。と申しますのは、平均してノミナルで二千円、それをとせの十分の一程度が平取になる。大体の見当はそれなりの事で、二十三億の一割と見ても二億三千万円くらいで郵便貯金は減まるのじやなかろうかと思ひますが、これはまだ計算いたしてありませんが-----。

小野局長 私の方は結局は出るようなことがあつては相済みませんので-----。

小町委員 この計算で行つて、一の二の目ですね。千五百円をこえて三千五百円に達する間ですから二千円ですね。

上田説明員 三千五百円をこえるものについては平取三千円でございますから-----。

小町委員 それを最低の率をかけたらどのくらいのものを貰えますか。

上田説明員 十一分の一でございますから-----。

小町委員 換算率の一番低い奴で-----。

上田説明員 三千五百円丸々貰うためには三万八千五百円預金してあつた方が三千五百円。三万八千五百円のノミナルの残高のある方が-----。

小町委員 それでこれを貰いに行く手数はどのくらいかかりますか。郵便局に持つて行けばすつとくれるわけですか。

小野局長 大体内地のものは多少暇はかかるかと思ひますが、そ

う面倒な手数はかかるかと思ひます。

小町委員 どれくらいに存りますか。三千五百円貰うために要する金は-----。

小野局長 郵便局は至る所にありますから-----。

小町委員 歩いて行く分はかまいませんけれども-----。日数だけですか、時間だけですか。

小野局長 全国一万四千あります。従つて特定局等におきましては、場合によれば、元の三筆局ですが、実際の計算等で過誤も起り易いので、集配局、或は普通郵便局でやらなければなりません。そんなれば時々足を運んで貰う必要はなく、通帳を預けて貰えばそこで計算してお支払する。いずれも距離は乗物に乗らなければならぬようなところではございませぬ。

宮沢委員 持つて行けば郵便局の人員が調べて返してくれるわけですね。

小野局長 そうでございます。

松島委員 ちよつと私お悩みの所なのですが、三ですね。郵便貯金為替ですね。これは一口ですか、或いは一人で所を異にしてニつやつておればニつ合併して千円になるのですか。

小野局長 これは一口ということに計算するより仕方ないと思ひます。当時の制限が一は千円となつておりますか
(5)

ら-----。

松島手員 そうすると刻んでやって置いた方が沢山貰えるのですか。

小野局長 そういうことですね。

上田説明員 名寄せはとてでもできないと思いますから-----。あ

つちの郵便局 こつちの郵便局とあるわけですから---

小野局長 在外公館借入金の場合には市役所、或いは市町村という自分の居住しておりますところに届出^きして、そこで貰うような格好になっておったのですが、これはどこの郵便局でもできるようなことにせざるを得ないわけです。従って一人について何ぼかということも審査することはとてでも取れないと思ひます。

柳井委員 新田封鎖の時に一人三千円ですが、僅かの預金については幾つあってもよかった。分割して沢山持っておった奴は自然得になつた。それと同じことなんでしょうね。

上田説明員 そういうことになるのです。

松島手員 それは不公平 はないですか。分割して持っておった奴は三千五百円をもらえら-----。

小野局長 恐らくこれはこちらに為替を宛てられた受取人が台帳を異にして、送金人が返せばいろいろ枚数が分れておるかも知れませうが、自分が北支なら北支におりまして-----。

(6)

柳井委員 家族全んかに毎月送つていたというようなこともあるだろうからね。そうすると分割といつても実は使つて建前だったんだよね。

上田説明員 これは金融機関の送金為替の時にも仕方がないということでも名寄せしなれいことになつておりましたから---

大野会長 今の別表に換算率表が付いていますが、これで全部包摂されますか、これに属さないものが何か出て来ますか。

上田説明員 この換算率はホンの御参考までのものだと思います。それで南方地区なんか一本に書いてございます。これはそれぞれの通貨によつて又違つておりますし、いずれ後で今夜の金融機関の三法の改正法律案を御説明いたしたる時に、このレートの御説明もいたすことと思ひますが、これは本当の御参考だけでございます。それで例えば中、南支など四百三十二円と書いてございますが、答申の御趣旨によりますと在外公館等借入金の際のレートに準じたレートを使うということになっておりますが、あれは円と儲備券を直接比やてございます。それだと二千五百元が一円という形になっております。北支の場合は百元を十八円にしてもうすでに円になっておりますので、参考までに現在のノミナルの相場は四百三十二分の一ということをお余り易いよ

(7)

うにこう書いてあるだけでありまして、法律にこう書くわけではございません。

宮崎委員 どれも他の貯金と違って郵便貯金は少額なものですから、疑問をもって業者と奇素したり、陳情しておるのですが、三万円貯っておったのが三万円足らずしか貰えないという事では、余りに今の世の中のようになつて来ると期待が外れ過ぎるのですね。一体全部貰いに来るかどうかが疑問のような気がしますね。

大野会長 その点はおっしゃる通りの面がありますが、一方から言いますと、この処置をとりますと、例の内地の郵便貯金の払戻をするときには或る一定の制限があつて、それ以上のものを差し引いてしまつておられたですね。そういうことが適用されてない特典はこの制度によつては起るわけですね。そういう点はあるわけですよ。

宮崎委員 それは余り時期が悪いと思いますね。

酒井説明員 そういう点は、この在外預金の中の例えは貯蓄性の小口のものがあるわけですね。昔の何といいますか、今で言うと相互銀行式を、貯蓄銀行式を預金もあるわけですし、それらの取扱からみれば多少その点は有利だ、それと比較しておるのですが、在外公館借入金の方はずいぶんノミナルな価格になつてしまつたのですが、まあ概を眺めると或る程度の平均をとおきません
(4)

と向題が起ると思いますから-----。

宮崎委員 その点はそうですが-----。

酒井説明員 少額なものでも、やはり貯蓄銀行式の預金を人かも相当切られることになつておりますから-----。

大野会長 金融機関の例で、金のあるものについては残りが利子の貯蓄性を考慮したという何はありますね。この前の答申の中には小口の債権は特に優待をする。そして相当の利益のあるものについては或る程度まで割増金を考慮するといつたようなことがありましたね。どうも郵便貯金については資金が全然ない、或は非常に欠乏しているという状態ではないわけなんだから、その点について或る程度の考慮を加えるか、加えないかという点だけは私は残るような感じがするのですがね。しかしそれ程何かあるかどうか。

酒井説明員 それは郵便貯金の方の余裕があるかどうかですね。外のものとは比べて見て-----。

松島委員 利息はぬうのですか。

小野局長 利息は毎年一年毎に元加しておるわけですよ。

大野会長 元加せられたら迷惑な方いやないかな-----。その手續はちゃんとしてあるのですか。

土田説明員 たゞ十月一日以降のものは新しく計算しなければなりませんか-----。

(9)

小野局長 原簿を作っておりますから通帳を出してもらって……
後の処理は全部やっておりますが、通帳には記載され
ておりません。

松島委員 千五百円というのは利子を含めて千五百円ですか。或
いは千五百円の上に利子を付けるのですか。

小野局長 利子を含めております。現在高がそうになっております
から……。

上田説明員 これは御覧の通り、別に切るというわけじゃなくて、
或る部分はこっかに来ているものと考え、或る部分は
何うにあるものと考え、或る部分は又送金されたもの
と考えると、そういうような形になっているわけです
から……。

松島委員 これで打ち切つてしまつて、将来は残額は貰うわけに
は行かない……。

上田説明員 残額じゃない。全部払うわけです。

松島委員 そうすると三千五百円以上に対する分は……。

上田説明員 それは外地預金として考えて、そのレートを使って払
いますから……、それでやはり支払済というこ
になるわけです。

柳井委員 どうでしょうね。今会長のお話にもあつたのですが、
我々がずっと知らされて、詰めて行くと分つてしまうこ
とですが、そうでなく世間一般が考えておるように、
(10)

どうも金持で銀行にやつた奴ほうまいことをして、そ
して零細な貯金を、しかも回家の相手と思つてした奴
はそれよりむしろ目に逢つたというようなことになら
ないですかね。何かそんな感じがする。片方は利息は
貰ふ、先にも説明があるというふうな……。説明
すれば分るでしょうか……。

福井幹事 実は少額部分のものは銀行預金より非常に有利なレ
ートを使って優遇しているわけですよ。初めから一部分
だけはこっちは有利なレートで持つて行こうと……。

柳井委員 そういふ説明をするわけですか。

福井幹事 そういふつもりで皆取り扱つていたわけですよ。

上田説明員 九月三十日までの分は全額すでに二十四年頃払つてお
るわけですが、外のものはお預けを喰つていた。九月
三十日前は残ら預けておつても全額払つていたとい
うことが外のものよりも特赦があつたと思うのです。

柳井委員 後のドサクサで預けたものですね。

上田説明員 八月十五日から九月三十日一ヶ月半郵便貯金は他のも
のより一足先に貰つたという点は残らか有利な点にな
るかと思ひます。たゞ普通一般の人のお考えでは先程
宮崎先生がおっしゃつたように、三万のものが三千円
になつてしまうということとは不愉快の思いをされるこ
とはあるだろうと思ひますけれども、矢張りさんでござ
(11)

いますとともかん、他の人ならば昔三千五百円中夫から返るためには三万五千円に相当する儲備券を持って行かなければならなかった、千五百円にいたしまして一万五千六百円に相当する儲備券でございますから、その十倍を持って行つて、一万五千円貰えるものがそのまゝ千五百円貰つて、いるという点があるわけでございますね。

宮沢委員 これは多少兵隊よりも一般の人が教らかい、わけですか。

上田説明員 これは一般の方は旧外地でございますから、旧外地だと大体パーでございます、制限はございませんでした、そういう意味で同じノミナルなものを持っておりまして、兵隊より旧外地の方がよくなると、そういうことは言えると思ひます。しかしこれは兵隊さんも南方、スマトラあたりのレートは今度の法律案で出ておりますか、それだと一対一でございますから……。

田近幹事 十五日前は全額で片方は三割……。これは何か特別が理由があつたのですか。

小野局長 今の制限は、軍事貯金と一般貯金とを別しておるのですが、こゝにはっきりした理論的な根拠はないのです。が軍事貯金は八月十五日までは全額、それ以後のものについては一人千五百円、そういう措置をとつてお

ます。外に……は……なく、九月二十日……は全額、十月一日……は……ないというふうな建前が通つておるわけでありまして、それをそのまゝここに移したふうになつております。

田近幹事 片方は千五百円貰つて、いるわけですね。
宮沢委員 戦争中の軍人、軍属というものの、月給というものはどういふもので貰つておつたのですか、全額じゃなしに全額別ですね。日本の金なら日本の金、法幣なら法幣、聯銀券なら聯銀券でどんな率で貰つておつたのですか。

上田説明員 毎月要するものはオフィシャルレートで……。

酒井説明員 軍人は恐らく酒保というものがあつて、それはオフィシャルレート並の物価でいろいろなものを買えたわけですね。それで、いふ毎の給料でもやつて行けた……、あらゆる物を買えたわけですね。

宮崎委員 貯金は当然残るようになるわけですかね。

上田説明員 とてき何万円とは残らないですね。

宮崎委員 基本は少いんですね。

上田説明員 これは八月十五日までの平均は三百二十九円と出ております。それで月給の中から蓄積したというものは極めて少額じゃなれかと思ひます。月給の中から蓄積したものは、推定しますと千五百円くらいのもものは殆んど全部含まれて、いると考へて、いふんじやないかと思ひ

(23)

ます。例外はあるでしょうか-----。

大野会長 皆さんどうお考えが知りませんが、およつと辛いところがあるような感じがあるのですね。というのは、一過行政行為で儲備券なり 儲備券、連銀券なり 連銀券を用いて直して受け取った。そして同表示にしてしまった。それをもう一過換算率で元の逆戻りにしておいてやるわけですからね。何かそういう意味においてもこれだけこういうことをするためには是非法律を必要としますね。

小野局長 法律は必要でございます。いずれにしても郵便貯金法の特別になりますので、こういった換算を用いることについて立法は必要でございます。

大野会長 大分行政命令なんかで片付けられた例もあるようだけれどもこれは当然はつきりした法律を使わなければいけないんじゃないか。

小野局長 これは法律は必要でございます。

酒井説明員 林さん、そういう前の法律との関係は-----。

林幹事 よく分らんですが、前は間違っておったというようなことに理窟を付けなければどうもまづかしいところですね。

宮沢委員 それは私も伺いたいと思つていたところですが、そういうことで法律でやるにしろ、前に用にしたところが
(14)

ちよつと拙かつたことというのを井田の何か理由を付ければそういうことになるわけですが、それとも同じなつているのは当然用になつていられるのだけれども、他の理由で切り捨てるといふ-----。

林幹事 他の理由で理窟を付けるのはうまい理窟が計ましますか。
宮沢委員 そういう換算を今度改めるのだから、そうすると前は拙かつたというふうな-----。

林幹事 何かそういう換算がどうも拙かつたというふうな理窟で行くより-----。

大野会長 間違つたというは、若しこれを強弁すると、間違つたというふうな言い方が少しひどすぎると他のもののエクイティー、釣合がとれないのだ。それを調整するために法律を要するのだと、こういう言い方なんです。そして実質的な問題としてはあれでしょう。給料がこれこれであつた、ところが何万円もあれしておるのだ。こんをはずは普通の状態においてはあり得やからざることである。而も為替管理法でも皆禁止していた。一般に取り扱つていた以外のものをこの郵便貯金法によつて特別にやつていた。これは為替管理法というものが一般法でなければならぬのにか、あらず、その手続をしなかつたためにそこから釣合の取れない、アンバランスのものが流れ出してしまつたんだ。だから八月
(15)

十六日以後、或いは又----- ところが大分辛いところ
なんです。十月一日以後の奴についてはこれは具合
が悪いんだと。これが八月十六日以後という ことであ
れば私は教らか-----。これも元々十月一日と八月
十六日と何かこう私らには見当が付かないような理
窟が出ておるのですね。だから外国為替をんだから外
国為替管理法によることを一般原則としなければなら
んのだ。

小野局長 為替についてはどうでしょうか、たい郵便貯金につい
ては郵便貯金法でやられますから-----。それとレ
ートは別の公定されたレートを使っておりますから-----。

宮沢委員 いずれも確定せらるべき行為があつたのだと-----。

大野会長 このへ出された分の方が実体的には私は釣合が取れて
おる。他の措置との間の-----。

林幹事 それはそこの取員が取り敢えずやつたようなもので、
まだ正式のものでなかつたのだという様なことでも
言わなければ具合が悪いですね。

大野会長 この前にも私は度々念を押して申したのですが、この
他にもこれと同様の性質のものがまだ残っております
か。残っておりませんか。

上田説明員 同様と申しますといろいろありますが、いろいろあり
ますが、と申しますのは、同様というものはなかなか
(16)

いと思ひます然 似たようなという意味で、外地が同
的なものに何か引つかがりをつけて、そうして内地に
帰つて来たケースとしましては、この間もちよつと申
し上げましたように現地の聖理部長あたり、或いは幹
部が、じゃ預からうという事で聖賞を預かつた。或
いは貸してくれといったケースがあるかも知れませ
んし、それから又明らかに、何と言いますか、在外公館
借入金という趣旨じゃなくて、もうどうせ帰りますか
ら何かに使つて下さい、或いはこれを預かつて下さい
という様なことで領事館なんかに預けたというよう
なケースも稀にはあるようございます。そういうも
のは残つておるようです。国が幾らか関係があるもの
としましては-----。

大野会長 私がお尋ねしたいと思ふのは、とにかく公的義務が公
式に取り扱つたものにして、そうして今後何か法律で
もつてやつた処置を大なり小なりひつくり返してか、
なと似た様な事柄が起ると-----。これがた
いの例外ならい、が、これをやつた後次から次へと出
て来たんじや念得にいとまかなくて、どうも少し収
束がなくなる様な感じがするのだかね。

林幹事 朝鮮や台湾の場合、何かやっておるのですか。

上田説明員 これは全然別です。

(17)

林 幹 事 払っておるのですか。
上田説明員 払っていないでしょう。
小野局長 それがおかしいのですが、朝鮮の簡保は朝鮮で運用して
いたので全くこっちは知らない額をしておつたの
ですが、台湾は内地の簡保がやっておつたので払って
いるのです。この前宮沢先生からお話があつたのです
が、どうもその辺が特別会計の処理で形式的に払つた
り、払わなかつたりしているのです。

林 幹 事 その何うに納めた保険料の換算は-----。

上田説明員 これは勿論台湾はやっております。

林 幹 事 台湾だから問題がないんですが、満州や中央に行つて
いる奴はないんですか。

小野局長 関東州とか、朝鮮とかはまだ日本の業務をやっておる
のです。こういうものについては簡易保険の金を払っ
てくれといつても保険事故が起きないと払わない-----。

林 幹 事 その契約の継続措置は申出があればやっているのです
かね。

小野局長 普通に言えば保険料を払わないと失効になる期間があ
りますが、そういった^{特殊}事情で引揚もできない、又何う
で保険料を支払もできないものについては特例を設け
て契約を復活するよう申出があればこれはやってい
るわけです。

(18)

松島委員 金額は分らんでしょう。

小野局長 金額は分りません。

宮沢委員 郵便年金もないのですか。

小野局長 年金も殆んどないように思いますが-----。

大野会長 大抵そういう例がないのだということになると、我々
の良心も、数によって良心が動いたり動かなくなったり
すると甚だ妙な良心だけれども、たつた一つだとすると
割合軽く考えられますね。次から次とこういつた
ものが出るたびにと始末に困るのだが-----。若し
このまゝにしてレートを用いずして円で払うというこ
とになるとこれは非常に不公平ですね。釣合がとれな
くなるのですね。だから攻められた時には、例外を設
けてやるばかりしものをやらないで手を抜いてしまつ
たので、こゝにホールができた、隙間が開いてしまつ
た。だから今その隙間を埋めるということになるので
ですね。そういうことだらうと思ひますね。

小野局長 そういふことですね。林さん、これは立法技術ですけ
れども、これを法律で出して、国会答弁でその辺が一
番痛いところですけれども-----。

林 幹 事 これは金額を切つた人じゃないので、さっき宮沢先生
のいわれたように、前は郵便年金法でやつたけれど
も、どうもあれは公式のものでなかつた。それからレ

(19)

一ト目録もおかしい。そういう理窟をつけるなら付く、財産権を不当に侵害したということにもなるだろうと思えますけれども……。

小野 舟長 そこで我々突込まれると一番痛いわけですが、例えば中支の関係は終戦当時非常に無理があつたのですが、百円対十八円、その時いろいろ国会等でも突込まれたのですが、加圧歳相は変えませんかといつて突張られたと記憶しております。建銀券はパー。後朝鮮、台湾、関東州については向題はないのですが、終戦後日本がレートを変える必要を認めてもそういう指令も出せないし、現地でレートを変えるような、そんな能力はありませんし、終戦後は非常に無理をして持って来た。レートは非常に乱れているのにその当時のまゝで行つておつたというところに一つの修正の必要はあるように思うのですが、たいそれをいろいろ合理的にちやんと答弁で切り抜けるのが非常に困難なところだと思つたのですが……。

上田 説明員 中支や北支で普通の場合少額のもので、月に三百円まではオフィシャルレートで自由に送れたという事案がありますね。そうすると兵隊さんの軍中郵便貯金も三百円以上送れないのが普通であつたのですから、為替管理法上軍中郵便貯金に切り換えることについては一応
(20)

暗黙の了解を申しますが、包括的な了解と言いますが、そういうようなことがあつたからだと思います。ところが時に終戦になりまして金額が大きくなりますと、そうやって暗黙に認めていたのも性質が違って送金の冗が出て来た。ルートができて来たということになると思つています。為替管理法の建前からそういうものを受け取る際は、従来から言えは許可を受けて調整料を納めて初めて内地で取ることを許可すべきであつた。いわゆる行政官庁の承認としてそうやるべきであつたけれども、今おつしやつたように命令も行かんし、現地は昔からの慣性でやつていた。或る意味からいうと逆にそれを利用してこっちからいつたのが許可だ、というようなことを言つたかも知れませんが、そういうのが実情だと思つています。が、為替管理法の建前から言えは、本来制限すべきものが制限を受けていないというようなことで行けなしかと思つていますか……。

法華津委員 日々で言うと為替レートが透うということになるので説明がつけいいのですが、金額でいうと、同じ日に入れた金額で為替レートを変えるというとなかなか説明がつかなくなる。

上田 説明員 それは現実にやつてゐるわけですが、例えば十一分の一ということは何うから最も有利な現実のレートで、三
(21)

百円返りたい人はこれによらざるを得なかったが、終戦まで使-----。終戦後は一年おつた人は一万円五年以上いた人は三万円まで十一分の一で送ってあげるといふことで特にやめた人によりますと、普通三百円以上になるような人は当然そういうレートで送って送るべきであつたのをこのレートを取り止められてしまった。形式だけは政府の代表機関でやっておりましたけれども、それは本末の政府の意思が通じていなかったといふことにならうかと思ひます。

酒井説明員 本末の政府の意思が通じていなかったのか。それとも終戦で海外との経済も殆んど不可抗力によつて遮断されてしまった。それで為替のレートといふことも断ち切られてしまった。それで外地においてはそういう金を元のまゝの仮計算でやっておつたといふようなことも考えられるのじゃないか。ですから本末為替管理法から見ればおかしいことだけれどもわからぬから仮にやっておつた。それを今修正する。少くとも八月十五日までは十一分の一というレートで送金を認めておつた。そこで或る程度のもは認められるけれども、それ以上のものは特別のレートを使うといふことも一つ言ひやせんかと思ひますが-----。

法華津委員 これは初めから悪意といふようなことを考えるのです
(22)

か。

上田説明員 シゾイルの人並み位にしたらどうかというだけあります。シゾイルの人はちやんと調整料を納めて送金した。たゞ兵隊さんはシゾイルの人よりも低いもので送られたといふことがどうかと-----。

柳井委員 その仮りにといふことは、何うでレートを決めて受入れた側も、それかゝ預けた側も当事者の意思は仮りにいふやなかつたと思ひます。結局うまいことをしてやれといふことで本末にやめた。そうすると仮りにといふことはいふやなくて、あつた時はどうも公平の観念に及ぶるので他の人とも不都合が悪かつたのだといふことで行く方がしつかりしているのじゃないですか。

酒井説明員 行政措置が悪かつたといふことがなかなか問題だと思ひますが-----。

大野会長 不可能というよりもできなかつたのだ。あの混乱状態でできなかつた。それを主張することかできなかつたので、従来の慣性のまゝで勤めて来たので、それを今日から見ると他のものとの釣合を失する。それを正當の方法、釣合がとれると思はれる方法に直すといふ。

柳井委員 この払戻を機として直す。こういうことで-----。

大野会長 その方が常識でしょう。無理に強制すると大変なことになるでしょう。

(23)

上田説明員 例えは為替をどいつに付ては、これは金額貰えるとは限らんぞと念を押しして組んでいたように聞いておりますが、野金の方についても恐らくそういうことがあつたらうかと思つたのでございます。

松島委員 一体八月十五日以後の連銀券にしろ、何にしろ、外地における日本の発行した紙幣にそういうレートがあるというのかおかしなですね。

柳井委員 日本領土でなくなつてしまつたのだ。

松島委員 いや、終戦前のレートですね、それから戦後のものは価値がなくなつた、或いは非常に下つたのだから一つの恩恵と思われざるわけですね。

柳井委員 当時は實際紙屑だつたですからね。紙屑を田に直してやつたのだ。

上田説明員 紙屑まではいつてい存かつたようです。我々が購買力は残つていたようですが-----。

大野会長 明確なニセ札がニセ札だといふことが余りながら半分通用しておりますからね。

柳井委員 半分はだませるといふ-----。(笑声)

大野会長 いや、本当にそういうこともあるのだから-----。まあそこらは一つ国会における答弁のあれは我々が入る必要はないが、たゞ釣合からするとこの措置の方が我々はい、ように思つたね。行政措置を可なりとし

(24)

ていつたよりは、釣合はこの方がい、ように思つたね。

柳井委員 実情に合しますね。

宮沢委員 やはりあれじゃないですか、その時本意というものは、本意には無いけれども、客観的に考へて見ると、そこにそもそも本當のファイナルな決定はできない状態にあつたといふことは言えるので、そういう点からその決定といふことは暫定的な性格を帯びるという事は否定できない。それがファイナルな決定はできないというやうなところで、この際それを理論的に決定するといふやうなことを言へば、それ程前に決つたものを後で変へるということにならないで済む。少くとも実質的には財産権を侵害したということにはならない。それが形式にも、又現実にも合つたかといふかという気がするのですがね。前に一応國家の面目にかけて決めたといふことになると、後で直すといふのは工合が悪いが、そういうふうには考へると必ずしもごまかしては行かぬわけでもない、実質的に説明できそうを気がしますがね。

阪田幹事 この案は大体こゝに書いてあるやうなやり方で以て書いてござりますので、この程度で妥當とお認め下さつたならば調査会から御答申を頂くなければならぬわ

(25)

けですが、御答申には今の宮沢先生のおっしゃった理
由を付けて御答申頂くとは有り難いと思うのですが……
どうも国会答弁はお前の方でやれと言われても……
(笑声)

大野会長 それで結構ですが、そういうことについてはあなた方
は非常に慎重な方ですから一つ十分お考え願って、大
体この面から大分会を重ねて来ておられますが、今こ
う郵政省から出されておる、こういう案は実体として
はほぼ賛成ができるようなものじやないかと思うので
すが、皆さん御意見は如何ですか

宮沢委員 そうでしょうね。

小沢委員 当局が何かコミットしておるのがありませんか。書い
たもので……。あまり理窟を並べるとはつか、る
から、できるだけ漠然たるところで出しておかないと
いきませんね。

小野委員 出先でもいろいろ返々だと思えます。金額支払うのだ
ということもいろいろ言って、信んじ込んで預金した
ような人も相当あると思えます。最近いろいろ事情が
来ますが、それは殆んどそういうことを訴えておる
ようであります。

小沢委員 書いたものさえ出しておかないければ、口で言ったのは
仕方ないから、それが出しておるとはひどい目に遭う。
(26)

大野会長 客観的情勢からいっても、お話をあつたようなファイナル
なものであるということにはちよつと言ひ切れない情勢
だった……。

林幹事 理窟はあとで考えて見ますが……。

阪田幹事 前替管理なり前替レートの向題として、当時の状況に
係せ考えて説明がつくと思います。あとから財産権を
削るような解釈になつても……。

大野会長 あとから法律で財産権を侵害するということになつた
ら、それこそ最高裁判所まで……。

阪田幹事 どうもそのことはちよつと言えないと思います。

小野委員 その点から行きますと、支払限度を設けまして、それ
をこえるものは払わないという措置は、われわれとし
て明らかに財産権侵害になりますから、そういう立法
は非常に困難でありますから、レートの向題につ
いてはいろいろ言い換ひの道はあろうかと思ひます。

大野会長 レートが法定されておつたわけでないから、その当時
……。

上田説明員 法定ということではなく、指示のレートでありますか
ら……。

大野会長 これを美えるという事柄自体が多少不信行為であるとい
う非難はあつても、違法行為というわけにはいか
ないじやないかと思ひます。
(27)

柳井委員 こういう事態が起つたのは、レートの手品を向うがやつたのだから、こちらもレートの手品で行けば合法的に行くじやないですか

大野会長 今出されております最も論議を集中したところについて、内容自身はこういうラインで一つ違ふこととして

小野委員 詰合です。

大野会長 まあやり方だけの話ですが、理由付けあるいはこれに多少肉をつける。着物を着せるといったような事柄については、一つ関係幹事諸君の手で御研究願つてそれをお見せ願う。それでよろしうございませうか……。それではそういうことにいたしまして……。

小野委員 いずれこれはこの国会でできれば解決をつけたいと思ひます。法案の審議の期間等もございますので、法案の関係につきましてもいろいろ内容を煉つて見まして早急に作り上げたいと思ひます。答申案とは別に作りたいと思ひます。何しろ国会もそう長くございませんし、急がないと商に合わないと思ひます。次の通常国会ということになりますと、今待望しております預金者の気持がらひ、ましては非常に困りますので、できましたら準備のでき次第、早く会を開いて頂きまして御決定願ひたら如何かと思ひます。

(21)

大野会長 そういふことにできませうでしたら一つ願ひませう。

阪田幹事 理窟件外のいろいろな問題があろうと思ひます。その点我々も考へてみまして、この次、答申案を御審議願うときまでに、できれば発行して法律案のほうも大体こういう内容で進めてみたいと思ひます。

大野会長 皆様の御意も大体そういうことのようにありますから……。それでは次に国会に提出の在外財産関係法律案の説明をお願ひいたします。

倉井銀行課長 先般いろいろ御審議を頂き、御答申を頂きまして、お奨めで法律案のほうも三月十六日の閣議で決定いたしました。三月二十一日でありましたか、他の因鎖被因及び在外会社関係の法律案とともに国会に提出されるべく、只今衆議院に付議されております。そこで御説明申し上げますが、お手許に金融機関再建整備法の一部を改正する法律案というので多分差し上げてあると存じますが、このうち私どもに關係ある条文としては、第五章の二として、在外資産負債の処理、このオ三十八条の二のオ一項で、そもそも在外資産及び在外負債とはどういうふうなものを取り上げるかということを書いたのをごさひまして、いわゆる金融緊急措置令、その後の金融機関整理緊急措置法の際、国内の

(22)

整理の対象として除かれてしまった在外店舗に因する
在外資産負債をこの際取り上げるということを認いま
して、なおこの法律の施行の際少くとも預金なり債権
債務を除いて、こういう関係になっております。即ち
御答申によりまして原則として本邦人に限るといつて
おりますが、その趣旨を酌みまして、この際の整理の
対象としては本邦人又は本邦人と同じように扱って差
支ないような日本在住の外国人に対して、そういう人
の持つておる債権債務即ち本邦のいろいろな不動産そ
の他の資産関係をこの法律としては対象として取り上
げるといふことを言っておるわけでありませう。

それから三十八条の二項のところでは、特に未払送金
為替というものは振出店舗の属した金融機関が当該為
替の所持人に対していわゆる外地債務として持つてお
るのだということをここに明らかに書いてあります。これは御答申の際にもいろいろ問題になりました
が、要するに外地の在外店舗が振り出して自分の債
務となつたまゝ、支払が止められた関係になっておりま
して、内地での履行がないために在外店舗にかゝる債
権のまゝで、いわば留保人になっております。小
切手法上、これを外地の店舗のものにいたしますのは、
例えば呈示を必要とする、例えば時効が完成して、

(30)

そのため利得償還請求権を行使するとかいろいろ在外
関係があるわけでありませう。そういう送金小切手につい
て言いますればそういう法上の手續を経ないでも、そ
れは当然外地の店舗に属する債務であるといふことを
ここに明らかにしたわけでありませう。次に六ページに
参りまして換算率のことが書いてあります。これは私
のほうは在外店舗のいろいろな資産、負債、その中で
債権債務というものをこの際内地で履行し得る価額の
ものに改めるわけでありませう。そこでそういう債権債
務の価額は別表にいう換算率によつて、必要なもの
については換算率を適用してこの際切り替へるわけである
といふことを書いてあるわけでありませう。それから第
四番目には利息を付さないといふことが書いてござい
ませう。今までは要するに外地店舗に属する負債につ
いては当初の契約に基きまして例えば預金でありますれ
ば、仮りにそれが普通預金であれば普通預金のレートの
利息が付いておつたのでありませうが、この法律が施
行されまして、この法律によつて清算の対象として取
り上げられることになつた日から利息を付するのをや
めまして、元本を確定して整理資産でもつて全体を扱
つて、なお且つ余りがあれば利息相当分を付する、こ
ういふ規定の構成になっておるわけでありませう。その
(31)

関係はあとに^{出て}参りますが、とにかくいよいよ整理の対
象として取り上げるということになった日から利息が
付かないというわけでありました。それから三十八条の
三は、今までは金融機関には外地関係の債権債務を整
理いたします。勘定というものがございませんでしたが、
今回のような在外店舗関係の資産負債の処理をするた
めに、新たに勘定を設けて、従来国内でできておしま
した秩序とは別の枠で処理をするということにいたし
ますために、特別にかような勘定を設定するというこ
とが書いてあるわけでありました。オニ項に書いてあり
ますことは、たまたま当時の帝国銀行——その後帝国
銀行とオ一銀行と二つに分れましたため、旧帝国銀行
の在外資産負債はどういうふうにして引き継ぐかとい
う問題が出てくるのであります。それを救うための規
定でございまして、それからオニ項は、その在外勘定と
いうものが他の勘定とは別枠の勘定でお互が混同して
分らないから、一つの整理勘定として別のものである
ということを書いたのであります。三十八条の四は、
在外勘定というものはどういう資産、どういう負債を、
どういう形で整理されておるかということを書いたの
であります。まずオ一項は、さきに述べましたように
本邦人及び本邦人に準ずるような方の持つておられる
(32)

送金小切手あるいは在外預金の申出がありましたとき
には、それを確認して、在外勘定の債務として処理す
る。こういうことになるわけでありました。この際果し
てその証憑書類が正しいかどうかいろいろ問題があり
ますが、これについては大体常識的な判断でやってゆ
けるといいます。オ入のページに入りまして、いわゆる
在外資産として持つております例えは不動産でありま
すとか、有価証券でありますとか、債務者に対する貸
付金、いわゆる貸付金であります。そういうものが
はっきりその金融機関のものであるということが確定
いたしましたときにはこれを資産のほうに掲げ、オ一
項のほうは負債のほうに計上されるということが書いて
ございまして、例えは在外勘定の資産の部に属するよ
うな在外資産は、御業銀行が沖繩に持つておりました
土地の処分代金のごときものが内地に送られて来てお
ります。また、例えは北海道拓殖銀行が国債でたまた
ま舞臺に持つておりました在外支店の分が内地にござ
います。それから例えは又イントあたりで日本の当時
の在外支店の店舗の不動産などを返してくれるとすれ
ばそういうものも入ります。将来入ってくる可能性が
あるものももちろん大部分でございまして、オ三番目は、
金融機関の内地のほうの店舗が外地の店舗に対して借
(33)

になつておつた部分がございます。これは金融機関再
建整備法には、外地店舗に対する内地店舗の借という
ことで整理されておりました。この際借に見合う貸を
在外勘定のほうの資産にあげるといふことにするわけ
であります。第四は、調整勘定に若し残額が出た場合
には、それをこの在外勘定に持ち込んでくれというこ
とが書いてあるわけでありまして、それから三十八条の
五に入りまして、支払の中で特に未払送金為替を優先
して支払うという関係のことが書いてございます。こ
れは一定の日までに未払送金者の申出を締切りまして、
その申出のあつたものについては、一件の金額五万円
を限度として必ず支払えということを書いたのであり
ます。これは答申案の中にありますように一つはいろ
いろ当時の事情を考えまして、未払送金為替は在外預
金よりも優先して取り扱うほうが妥当であるという考
え方と、特に又その中で一定金額以下のものは、必ず
これを確保するようにして少額債権の優先というが、
少額のもの は優先してやつて行つた方が整理の方
法としてよいということから出て来ておるわけであり
ます。一件の金額五万円というふうにしたのは、
は、いろいろ他の取柄との関係があるわけでありまして、
特にさき程お話が出ましたように、終戦後総退却の際

には、短い方でも一万円、長いこと外地におられまし
た方は三万円とかいうふうにいたしまして、大抵上海
あたりでは三万円送金というものが最高限度になつてお
るようであります。朝鮮、台湾等におきましてはもち
ろん大きな金額のものもあるようではありますが、少く
とも五万円というところで金額を切りまして、現地にお
いて、~~現地に~~約九七パーセントまでの未払送
金為替はカバーされる見込でございまして、資産がいく
らでもあればこれは後からでもお払いするわけであり
ますが、差当り優先的に支払う金額としては一件の金
額を五万円ということにいたしましたのであります。さよ
うにいたしましてなお且つその後在外勘定に資産があ
りますときには、払いますよということをして、
さらにその資産の範囲内でその他の債務を優先支払を
しまして、未払送金小切手以外の五万円をこえる部分
の在外預金の支払をするという形になっております。
この点につきましては五万円の未払送金小切手を払っ
たあと、送金小切手と預金の間に区別をつけないう
形になっておりますので、答申書に書いてございま
すような、とにかく未払送金小切手が優先であるとい
う原則より若干外れるわけでありまして、それから預金
を支払う際には少額債権のほうは考慮しないのかとい

う点では、その点についても答申者の原則と若干異なるわけではありますが、この間の事情は、一つは両国機関あるいは在外会社が主として国内にある整理財産をもって海外のものを払うという関係にありますのに対して、現に営業中の金融機関におきましては、主として見合資産は在外資産であるという原則を立てておられますので、在外資産が列当である以上、在外預金と送金小切手をさほど区別するものはなからうという配慮に出たのであります。これは預金について少額のことを優先すべきや否やということではありますが、大体私どもの関係で言えば、送金小切手と預金とは、まあ預金を持っておられた方は恐らく送金小切手を組んだであろうという判断をいたしますと、送金小切手の面で一兆少額のものか確保されておれば、あとは預金の際には強いて又その中で少額のものまで考えなくてもよいのではなからうかという考え方が出たのであります。それから九ページの総りのところでは足りないときは均分にや水ということが書いてございます。三十八条の六と七は、いずれも、五万円までの送金小切手を支払うのに、若し在外勘定に資金がなければ調整勘定なりあるいは調整勘定類似の勘定に因縁のある部分から金を借りて支払ってよろしい、但
(36)

しあとで在外勘定に金ができたらずららに返せというのを書いたものであります。これにより私どものほうの現に営業中の金融機関につきましては、少くとも未払送金小切手の五万円以下の部分だけはすべての金融機関が、現在持つております調整勘定から事実上は殆んどもう借り放しという形でもって支払をするということになると思います。若し将来在外資産を例えばアメリカあたりで清算いたしました残が返ってくるかあるいは台湾で清算した残が返ってくるという場合は、その分を調整勘定のほうに返すことができるかと思ひます。仮りに若しそれまでの調整勘定が閉鎖されてしまっておれば最早返す必要はないというふうになつております。これは三十八条の六の二項の但書下そういうことが書いてございます。そういうことは事実上は調整勘定から在外勘定に余分なものとして繰入れられたものになつてしまふというわけになるわけでありませぬ。それから三十八条の八、これは二つの場合を分けて、在外勘定で、殆んどその債務を全部払つてしまつて、もう支払う債務がないということが分つたときには、もうありませんかということを一適念を押しおいてからしめるというのが第一項でござります。なお余つておればその際に利息を付すると
(37)

いうことが第一項に書いてございます。それから第三
番目はいつせやも申し上げましたが、こういう金融機
関の株主は在外勘定でお互に余りがあったときに初
めて分岐前を貰えるという形になっておることを書い
たわけでありまして。三十八条の九はもうとても払う資
産がない、到底お払いできないということがはっきり
したときには、念のためこれは主務大臣が状況を確認
するために認可するわけでありまして。在外勘定を閉じ
ます際には、在外負債に関する債権で例えば預金が未
払のまま残っておったとしても、消滅するという
形をとっております。それからあと税法上の特例とい
うことが出ておりますが、これは技術的な問題であり
まして、在外勘定から払ったり、在外勘定に繰り入れ
たりする場合には、税金がかからないということを書
いたのであります。

大体私の方で今提案しております法律案の仕組は、
今申し上げましたような在外資産負債という処理の対
象を取り上げまして、これを一つの勘定で資産負債の
整理とする。その勘定のみ資産でその勘定の負債を
整理するという形になるわけでありまして。結果的には、
差当っては北海道殖産銀行がこの在外勘定の資産で構
成にありました預金の全部を支払うことができ、大和
(38)

銀行が上海に持っておりまして預託勘定の部分を大体
支払うことができる。あとは未払送金勘定の五万円口
の分をとりあえず支払ひまして、そのあとのものに及
ぶのは先になる。こういう嗜好になっておると思いま
す。それから換算率の御説明を申し上げますと、

別表に換算率というものがございまして、これは先程
からいろいろ問題が出ておりましたが、上のほうに書
いてございまして換算率が未払送金勘定を換算する場
合の換算率でございまして、大体未払送金勘定は何表示に
なっておりますので問題ございませぬですが、たまた
ま北支及び中支の関係ではやはり現地通貨で送
て未払送金もございまして、このにありまして、
大体三万円までの部分は調整料を十倍取られるとい
う関係、それから五万円までは調整料を二十倍取ら
れるという関係、これは北支についても申し上げてお
ります。それから五万円をこえる部分については五十倍
の調整料を支払っておいた関係上、それを書き表わし
ますとこういう面割を書き方になります。そういうレ
ートをもって当時八月の十三日から九月十日までの
間に、現地及び内地でもって持帰り通貨及び現地から
の送金の際取られました調整料の関係を頭に入れまし
て、こういうレートを若し送金勘定が当時払われたと
(39)

すればというところで答申案にも書いてございますよ
うな趣旨で書いたのであります。これは私のほうのみ
ならず他の二つの法令とも同様でございます。それか
ら昭和三十二年軍用手票というはめつたにないと思
いますが、海南島で流通しておつたようであります。こ
れは九倍の調整料を取っておりました。一応九倍じゃ
つておつたものもあり。あるいは当時の実勢レートは
八倍くらいであつたという説もあり、いろいろござ
いしましたが、大体通常では九倍の調整料を取れとい
うことが出ておりますので、そういうことにいたしまし
た。それからグルデンというのは、ギルダーであります
が、ジャワ、スマトラ地区で流通しておりました日
本の南方開港全軍券、これによる送金為替はめつたに
ないわけでございます。当時この地区につきましては
為替管理法上一対一で預っており、一円は一ギルダー
であるという関係のまゝにしております。二番目は債
権債務を内地建のものにする場合の換算率でありまし
て、朝鮮は一円が一円五十ギというの、在外公館レ
ートと同様の考え方があります。台湾につきましては
物価事情その他を考えましてやはり一円を一円五十ギ
在外公館レートに準ずるレートというところで算出する
というところでございました。樺太につきましては当時
(40)

内地とは全然貿易も来らぬ、日本銀行券の流通地域
でございましたので、この関係はその後いろいろ幣制
の改正等もないし当然一円は一円ということにしよう形
になっております。琉球地域も日本銀行券の流通地域
でございましたので、一円は一円ということにいたし
ております。関東州は在外公館の因縁で、在外公館レ
ート同様は一円が一円六十ギということになっており
ます。それから軍中は大體儲備券地域でございしますが、
軍銀券あるいは軍票その他もあつた場合のことを考え
て三本建にいたしましたのであります。私どもの因縁の銀
行は上海だけに大體店がございましたので、華北のほ
うはこゝに挙げてございませぬ。軍中の因縁では、大
體公館レートであります二千四百円というのが預金に
ついては適用されるということになるわけでありませぬ。
ジャワのギルダーにつきましてはこれも幣制改革がそ
の後ございましたので大體在外公館レートを採用いた
しました。時期くらいまでのところで一応打ち切つて
見ますと、いろいろな形で幣制改革が行われておりま
す。オランダのレートで換算いたしまして一円が六ギ
ルデンということになりますので、それを採用したわ
けであります。簡単でございましたので、何か附加い
たすところがありますれば……。

(41)

大野会長 御質問でございますか。

松島委員 金額が多くなるに従ってレートが悪くなるというのほ
ごういうわけですか。

谷村課長 送金為替の関係でございますか。これはさきほどもち
よつと問題になっておりましたが、当時日本に送金い
たします場合に、例えば三百円までは自由に……。
例えばそれが家族向け送金であるというような場合なら
ば自由に、月三百円までは自由にやらせる、ちよつと
お待ち下さい。この点については私より上田課長のほ
うがよく存じておりますので、上田課長から申し上げます。

上田説明員 私から申し上げます。当時日本に送金^をする場合に申し
上げました一月三百円までは百元が十八円、あるいは
北支では一円は一円という形で送らしておったわけで
あります。それ以上になりますと、調整料というもの
を取っておりますが、そのときの考え方が三万円まで
は十倍の調整料、五万円までは二十倍の調整料、五万
円をこえるものについては五十倍の調整料、それが北
支でございます。中支は一律に百元が十八円というも
ので、北支正にまづパーの形にしておきましたもの
について三万円までは十倍、五万円までは二十倍、それ
をこえるものは七十倍、というような調整料を取って

(42)

おつたわけでありまして、こゝに表示しております金額
は、北支でございますと円元パーという形にしたところ
からスタートしまして、進銀券表示の五十三万円、以
下の部分についてはちよつと十一円が一円になる、そ
ういう割合で計算した金額でございます。それをこえ
て七十五万円までの分、即ち三万円をこえ五万円まで
の部分は何らの表示の二十一元が日本の一円になり、
二十一元持つてくれば一円貰えたという形であります。
以下同じでございますして、七万円をこえる部分は五十
一円を持つてくれば一円貰える、しかしこれは積み重
ねて行くわけでありまして、三万円^迄はともかく誰も
皆貰え、その上の部分が少し変って来るということに
なるわけでありまして。

松島委員 当時現地でやっておつた調整料というものがございま
すね。

上田説明員 さようでございます。二段目と三段目を少し違つてお
りますのは、そういう五十倍と七十倍の調整料、それ
で計算して頂きますと、変な数字になるというのはそ
ういう趣旨でございますから。それから軍用手票はさ
き程から申し上げましたように海南島から送金した軍
用手票なり表示のあるものについてはこういう形で何
うでも別に八倍ないし十倍の調整料を取っておりまし
(43)

たので、こういうことになっております。このオニ表
のものは、例えば華中のございまして、華北はござい
ません。これは銀行課長の所管いたしております金融
機関が華北にはなかったというだけの理由でございま
す。それから関東州、満洲はございしません。関東州の
一円六十銭というのは在外公館等借入金等のニツクレ
ートが御承知のようにできております。二十三年のニ
月か三月でございまして、それ以後の分については
十倍になっておりますものほうのレートを取り、一
円六十銭というレートを取りました。満洲については、
当時為替の管理は特に厳重にやっております。一円
を一円で送金いたしておりますものでありますから、
それは当時の為替管理法がそうであつたので、一円を
一円というふうに満洲はしてございます。それからな
お本表に出ておりませんが、例えば送金の場合、朝鮮
なり台湾で送りましてはそのまま、円表示になってお
ります。朝鮮銀行券表示、台湾銀行券表示でございま
せんから、あえてレートを作る必要はないということ
で何も書いてございしません。送金に関する限り朝鮮台
湾の送金は全部ハ一でございます。

岩瀬因鎖
因課長

それや因鎖機関令の關係を御説明申し上げます。因
鎖機関令の改正前、こちらの調査会の答申に基きまし
(44)

て、その線にのつて改正をいたしておるわけでありま
す。法律の構成は割合簡単でオニ条の關係と、それか
らオニ条の三の換算率に關する關係と^{オニ}オニ条四の申
出に關する關係、これで大体つきております。その他
の改正は一部の修正とかあるいはその他の關係によ
るものであります。特に本調査会の關係には直接の關
係のない部分でございます。そこでオニ条の關係でござ
いますが、従来因鎖機関におきましては、国内の債権
債務についてこれを清算して行くという建前をとつて
おりましたので、今回の支払の対象になります未払送
金為替あるいは外地預金につきましては、これを国内
の債権債務というふうにみ直す必要がございます。み
なされることによつて因鎖機関はそういう債務を支払
いあるいはそういう債権を持つておればこれを取り立
てるということが可能になるわけでありまして、その可
能性をオニ条において規定したのであります。そこで
オニ条の二項の一号は従来ある規定でありまして、別
段御説明申し上げる点はございしません。オニ号におき
ましてはいわゆる未払送金為替にかゝる債務をこいで
新に国内債務というふうにするための規定でございま
す。それから三号は、本来は外地預金でございますが、
その当時の取扱の關係から申しまして、送金為替と同
(45)

じょうに扱ふのが妥当であらうと思われるものを拾い
上げるためにこゝに特に掲げたわけであります。これ
は外地に預金いたしまして国内において毎月生活費と
して一定の金額を円払をするという建前で庶民等々の
ための非常口送金という形で行われておつたものであ
ります。これは預金の形をとっておりますが、送金為
替と同じように扱つておつたのであります。従つて後
に換算率を適用する場合特に掲げておく必要があつた
ので掲記したのであります。オ四号は外地預金に關す
る債務を規定したのであります。それからオ五号は開
鎖機關が持つておりますところの預金債権、これを取
り立てるためにはやはり国内債権とみなす必要がござ
いますのでこゝに掲げたわけがござります。六号、七
号はいわゆる反対債権債務に關する規定がござります。
開鎖機關が反対債務を持つておる場合には、それを支
払つてよろしい、又反対債権を持つておる場合にはそ
れを取り立て、よろしいというための規定がございま
す。八号は従来ありますところの規定を多少修正いた
して規定いたしましたのでござります。それから換算率で
ござりますが、これは只今銀行課長あるいは外債課長
から御説明を申し上げましたので、特に細かい御説明
は省略いたしますが、たい開鎖機關の場合におきまし
(46)

では、ドル預金でありますとか、当時の通貨が現在ま
で流通して十分な価値を持つておる。そういう通貨も
ござりますので、それは現行の為替相場によつて夫れ
うとらうことを中三項に首つてござります。それから
別表の一は送金為替に關する部分でござりまして、別
表二が預金それからそれに関連した反対債権債務に關
する換算率の表でござります。こゝに掲げていない所
も今日は流通していない通貨が相当あるわけでありま
す。例えば南米券としてのペソあるいは昭南地域にお
ける海峽ドル、あるいはビルマ地域の通貨というものが
ござります。これは終戦当時あるいは在外公館借入金
を基準にして決めるべきものであります。その当時
においては全く無価値になつて紙屑同然のものになつ
ておつたということがありますので、これをそのまま、
やはり結局全然おかないでもいい、というようなことにな
りますので、それでは實際の措置としては適當でな
いというので、これを何らかの方法で一定の換算率を
作つて少しでも救うということを考慮いたしたいと思
つております。十一條の三の三項の後段におきまして
現に流通していない外貨については、その有した購買
力等を勘案して大蔵大臣が定めるということにいたし
ております。今後さらにいろいろな当時の実情等も動
(47)

案して適当なレートを作りたい、かように考えております。それから私どもの方の別表に掲げました中で特に銀行局に関係のない部分が出ておりますが、その点について簡単に御説明申し上げます。別表オニに、台湾が掲げられてございます。台湾につきましては在外公館レートによることになっております。台湾地区におきましては在外公館レートが前の法律において規定されておられませんので、新たにこゝに決めたわけがあります。これは朝鮮地区と同様に当時の通貨の発行高率を勘案いたしますと大体同じ時期において朝鮮と大体同じような数字が出て参りますので、こゝに同じく一・五円という数字を出したのであります。それから下から二段目の蒙疆地区でござりますが、これも在外公館レートが規定されておられませんので、こゝに新しく作ったわけがあります。これも当時の法幣との交換比率を見ますと、五十円という数字が出て参りますので、こゝにこれを規定いたしましたわけがあります。この点につきましては多少華北の連銀券と同じように扱つてはどうかといういろいろな考え方もござりますが、現実には具体的に公館レートが当時別にござりましたので、五十円と決めたのであります。それから十一条の四は債権の申出に関する規定でござります。

(48)

特に御説明申し上げる点もござりませんが、たい今後期限を過ぎて引き揚げてくる人のためには、特に何らかの考慮をして適当な資産を留保してそういうものに対しては除斥をしないで権利を認めて行くという措置を省令において取りたい、かように考えております。それから証券の順位につきましては従来の返付順位というものが田鎖機関令において出ております。その中において外地預金よりは未払送金衡替のほうを先順位にするということを省令において規定いたしたいと思っております。それから少額債権の保護につきましても省令において、あるいは具体的な指示において何らかの方法を取りたいとかように考えております。簡単ではありますが、田鎖機関関係の御説明を終ります。

上田説明員

お手許に、旧日本と領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案というものがあると思ひます。

これは在外会社の法令でござります。改正のオ一は在外会社は従来沃山 ござりましたが今回の改正の主たる対象になります金融機関でござります在外金融機関というものは大蔵大臣が指定することにした。それがオ一の改正の点でござります。現在大体十ほど指定の考でござりますか、もう一つ追加になる予想でござ

(49)

ございます。これはごく少い金額でございます。次は
従来の規定の中で規定しなくてもいいようなもので規
定してある財産の概念という代りに、ここに書いてご
ざいますように、オニ条オ一項オ五号において未払送
金為替に係る債権というものの概念規定をいたしました。
申し述べましたが、在外会社につきましても閉鎖
破産令と同じように、内地にある財産を内地にある債
権者債権者に対して配分して清算する、そういう建前
で従来来ておったのでございますが、今回こういった
未払送金為替あるいは預金等にかゝる債権というもの
を今回の整理の対象に組み入れる関係上、ここに書いて
ございますように、次のオニ条オ一項オ六号という
もので、それをいけるようにいたしましたわけでありませ
ぬ。極めてこれは技術的な規定でありまして、従来のもの
に在外債権を書くと同時に、在外債権も今度は御承知
のようによその金融機関から買うものもございますの
で、そういうものが資産として買うことができるのだ、
こういうことを書く必要がございますので、このイカ
ニ条三項の二、三というものを加えて、これはよその
金融機関なり閉鎖破産から買う部分でございます。あ
とのところはすつと技術的な規定になっております。
それから四ページのオニ条オ一項オ六号ロ中(三)を(五)

(50)

とし、(二)の次に次のように加えるという言葉を書いて
ございます。

これによりまして、三と四に出しております答申書に
ありました及弁債権を取り立てることができ、それは
自分が支払う債務というものを限度とするというこ
とを規定いたしましたわけでありませぬ。それから従来の規
定では相殺ということについては必ずしも明確にして
ございませんでしたが、今回は債権者の相殺というこ
とができるようにいたしました。これは御答申の趣旨
で、いわゆる今回新たに整理の対象になるもので、一
応債権者、債務者関係においては相殺ができるという
ことをはっきりしたわけでありませぬ。次の五ページの
オニ条の二と申しますのは、この法令が出ますと一
カ月以内に公告を債権者に対してする、二回公告をす
るということを規定いたしました。次は換算方法でござ
います。これはさき程から再建整備法関係並にに閉
鎖破産関係で御説明になりましたような換算率で別表
オニ条といたしまして送金為替の場合及び預金の場
合にそれぞれ違った換算率を適用するそれで及弁債権
を相殺したりあるいは取り立てたりする場合にも同様
なレートでやるということになるわけでありませぬ。

それから五ページの法令にははっきり書いてございませ

(51)

んが、私のほうでは加算金額というものを、これは答申書の御趣旨に沿って六ページのサニと三というところで、加算金額を当該債務の金額に加算して支払うことができるという規定をはつきり書いて置きました。この計算の仕方は「主務省令の定むるところにより」と書いてございます。現在主務省令でも明確に数字を出しておりません。と申しますのは、資産がある限りそれぞれの金融機関の特殊性に応じて決めればよろしいというように御答申がなっております。で、在外金融機関特殊整理人の申立によりまして特殊整理計画書の中で主務大臣が専断と認められたものを許して行こうというふうな考えでおるわけでありまして、それから御答申の中に、送金為替を預金よりも優先させる、しかも同一カテゴリーの中では少額債権を優先させるという趣旨がございましたので、それが七ページに書いてございます支払順位でございます。従来の順位のほかに四号として、一件の金額、五万円以下のものは全額、五万円をこえる場合は五万円までの金額、それから前号に掲げるものを除く未払送金為替にかかる債務、これで送金為替は預金より先だということになり、六として、少額の預金者をまず取りましてそれから残の預金、こういう規定をいたしたわけであり、

(52)

す。二十七条の三は加算金額のことでございます。預金を払ってなお余剰があれば加算金額、実際問題としてこの順序が物を言うかという点、現在の見直しでは大体全額払える見直しでございます。そこで加算金額がどの程度まで行くかという問題でございますが、在外会社に属する限り五万円とか何とかいうことは実際問題としては問題にならない、たゞ法令の形式上こう書いたのであります。あとは極めて技術的な操作だけでございます。これで在外会社に用います限り御答申の趣旨が法令の上では出ておるといえるかと思ひます。この間まちまちと御説明申し上げました通り在外会社は殆んど送金為替というものはございせん。大部分が預金でございます。それで別表一、二とございますが、多くの場合別表一が使われることになりまして、朝鮮、台湾、華北、華中、華南、関東州、それだけが在外会社の関係するところでございます。

大野会長 国会では相当問題になりそうですか。

阪田幹事 質問がまだ始まっておりません。

岩野課長 土曜日に衆議院の引揚委員会のほうで大蔵委員会より先に関連があるというので、法案の内容を説明しろという要求をされております。

上田説明員 リストには載っておりませんが、お手許に総理府設置

(53)

田中
大蔵
為
事
官

法一部改正法律案というものが参っております。この御説明を一つ-----。

在外財産問題審議会を設置する件でございます。これは法案としては極めて簡単なものでございますが、総理府設置法の一部を改正する法律案としまして、総理府内の他の年論調査の廃止の問題とか、それから南方連絡事務局の事務の一部の改正と一緒にしまして、総理府設置法の一部を改正する法律案となっております。この案のめくったところを御覧頂きますと、才十五条一項の六中とありますが、ここに申します通り商島振興対策審議会、この順の次に在外財産問題審議会という枠を設けまして、下に書いてあります。即ち総理大臣の諮問に応じて在外財産に関する基本問題その他在外財産に関する重要事項を調査審議することに改める。これで設置になるわけでありまして、但しあとのほうに、四として、付則の四項ですが、引揚同胞対策審議会設置法の一部を次のように改正するとあります。これは要するに引揚同胞対策審議会の所管事項のうち、引揚者の在外財産に関する事項ということがあります。これはお話合ひもつきまして、引揚同胞対策審議会のほうから取って、在外財産問題審議会のほうでこの事項を扱うということになります。

(54)

で、その項目を削るわけでありまして、内容はそれだけでございます。法案といたしまして只今お話の出た通り、まだ国会のほうに提出の運びになっておりませんが、目下国会等と連絡をとりまして、近く提出の運びになるかと思っております。詳しい事情につきましては私まだよく知っておりません。大体そのように理解しております。

上田説明員

御説明にありました審議会の構成につきましては別の令で定めることになっておりますので、その案をやはりお手許に配つてございます。大体従来の方々のまま、新しい辞令で委員をやつて頂き、それから形としまして会長も互選ということになっておりますので、互選の形をとつて又会長をやつてお続け頂くことになるかと思っております。そういう形式的なものでございます。庶務は大蔵省理財局において処理することになっております。あとの専門委員幹事は従来の方と全く同じでございます。任期を一年とすと簡単に書いてございますが、審議会の委員の人数も九人で、調査会と同様でございます。

大野会長

大体時間も来たようですから、本日はこの程度にいたします。次回期日ですが、郵政省のお話では法律案を提出する関係で急ぐかも知れないというお話であります。

(55)

したが、こちらにはこちらの都合もありますから、い
つかよろしうございますか。

それでは今回は十四日午後二時ということにいたし
まして、これをもって用会いたします。

極秘

昭和29年4月14日(木曜日)午後2時
於大蔵省第2分室

在外財産問題調査會
第十回會議々事録

「通事館後明會等の
追加事項」を
追加

在外財産問題調査会第10回会議

場所 大蔵省第2分室

日時 昭和29年4月14日(木)午後2時-午後4時

出席者

委員 大野龍太(会長) 小汀利男 中村建城 松島鹿夫

宮崎太一 宮沢俊義 柳井恒夫(50音順)

政府側 幹事 法制局次長 林修三

大蔵省理財局長 阪田泰二

厚生省引揚被護局長 田辺繁男

説明員 総理府審議室施設参事官代理 浦部事務官

法制局参事官 橋武夫

外務省アジア局第1課長代理 小林春尚

大蔵省理財局次長 酒井俊彦

大蔵省理財局外債課長 上田克郎

同課長補佐 田中弘一

同 上 葉吹秀雄 酒井保雄

同 上 福見義直 伊勢谷浩

大蔵省銀行局総務課長補佐 森本則雄

郵政省貯金局長 小野吉郎

同第2業務課長 池本泰一

同課長補佐 黒石博

在外財産問題調査会第10回会議々事速記録

於大蔵省第2分室

昭和29年4月14日午後2時15分開会

大野会長 本日は御欠席の方もありますし、あとでお見えになる方もおありのようですが、ひとまず現在のメンバーのままで第十回の会議を閉めたいと思います。お手許にあります次書によりまして議事を進めたいと思います。お手許に單争郵便貯金等の処理に関する答申案というものがございす。これは数回に亘りまして御審議を願つたラインが大体明瞭になりましたので、幹事の手許におさまして答申書案を起草されたものがございすから、朗読を願ひまして、皆さんの御意見が十分に現われておるかどうか拜見したいと思ひますが、よろしゅうございすか。

それではどなたか一つお読み下さいませんか。

(答申書案朗読)

大野会長 前文のところですが、前の答申書とフォームは一緒になつておりますが、慎重審議の結果、……の結論に達したのでここに答申するという形は前と同じような形になつておりますか。

郵政貯金局
争務官 同じようであります。

大野会長 同じであることを希望するわけでありす。

松島委員 一番最後の四、旧満蒙郵便貯金、これは政府が何という
が在外財産を賠償するという義務が既にこの前結論として

できた場合には、これも対象になりますか。

小野 ちよつとそこまですつきり云えないじやないで
野 局長 すが、こゝでは支払はしませんが、将来

在外財産全体として整理する問題があつたときには、これも在外財産に入れると云いされるかどうか、そこにはもう少し検討してみたらいいじやないかと思ひます。こういうふうに一応私どもの案としては書いて見たのですが、あるいはここまで云わなくて、全然云わないうほうがむしろ適当じゃないか、という気もいたしておりますが、一応こういうふうに書いて見ました。

大野会長 皆さんすぐお気付になるわけですが、この支払わないこと、債務でないことというのは、何も、不作急のことをわざわざ答申するのは如何と考へまして、しかも此の含みが非常に多過ぎると思ひます。今は考へないが、将来考へるかどうか、えんないのか、日本政府の債務でないこととすることを確認しておいて、この際としては処置しないが、将来は処置するのかもしれないのか、分らないことを答申書の中にわざわざ在然としておいておくということは如何かと実は考へるのですが、恒し行政的には非常に便宜があるでしょう。こういうことがあつた、これについては一体どうしてくれるのだという質問があつたときに、いろいろ考へたのですが、調査会でもこの際としては処置しないというふうになつておられるので、われわれが考へておるばかりでなく、そう

いつ何があるのだというので何がバツプすることを認めておいたほうが便宜であるということはたしかにあると思ひます。調査会自身としてはこの際として処置しないこととすることをここに答申書の中に掲げることは果して妥当なりや否やということについては非常に問題があるかと思ひます。

阪田幹事 実は最初の考へは、一般在外財産の問題として取扱うこととしてこの際処置しないというような原案になつておつたが、それは言い過ぎだろう、もう少し検討を要するであらうというので処置しないという否定的なことになつてしまつた。そうなるとうまく都合がおかしくなる。それがりさつきの前書の問題ですが、前と同じだということも申し上げたのですが、前には一般的な問題を諮問されたわけですが、差当り結論の出たのは、在外預金とか送金小切手の問題について答申するというふうな構成になっております。今度はそれを略して趣旨としてむろん同じだと思ひますが、結論のないことを御答申頂く必要はないわけでありまして、決まつたことだけで、決まらないことまでやらないでいいかも知れません。

柳井委員 できるものからやつて行くという趣旨でしたね。そうするとできるものからやつて、あとはまだできるに至っていない。だから答申も何もしないということがいいかも知れませんね。

大野会長 松島委員から早速ポイントアウトされたのですが、この四だけは……、しかし問題の場所だと思えますね。

坂田幹事 蒸洲回とか蒙疆政権とかああいうものを将来どういうふう
うに処理するかということは非常に大きい問題であります
から、あまり早急には結論は出さないほうがいいだろうと思
います。

松島委員 これは削ってしまうと必ず又何か云って来るだろうと思
います。

小野野金局長 私どももこういった表現でかえって出ないほうがいいじ
やないかと思えます。いずれ日本の郵便貯金、軍事貯金、外
地貯金、替関係の支払をこの条件にいたしますと、やはり
南方その他満蒙の貯金の関係の将来の措置の取扱まで、こ
こに記入されないに拘らずあるうと思えます。この奥につ
いてはさしたる変更はないと思えますが、そういう関係も
ありますので、私どものほうといたしましても西以下全然
触れて頂かないでも差支ないと思えます。

大野会長 それにもう一つ理由がくつつくじゃないかと思えますこ
とは、ほかにもこれと同様のものが考えなければならん問
題があるのです。それを考えないのだということを知る
るならば、それも列挙的にのっけなければならんことにな
るでしょうね。それはあるでしょう。朝鮮における商易保
険とか何とかという問題もありましょう。

小野野金局長 形式から云えば、仮にあるといたしましても、そういう

ものを列挙しないとおかしいと思えます。

大野会長 とにかくはっさりしないと……如何でしょうか、一つ
この四をドロップアウトしてしまうことは……。

宮沢委員 そのほうがいいじゃないですか、債務でないということ、
を力む必要はない。うまい表現の方法があれば一番よいの
ですが。

大野会長 日本政府の債務でないということ云ってしまうことは
……。

松島委員 それならばドロップしたほうがいいですね。

大野会長 事実だから……。

松島委員 なかなかむずかしいね。

宮沢委員 これだけは暫く懸念である。その理由はかくのごとしと
いうことを云うわけですね。そう云わない方がよいと思
いますね。

松島委員 書かない方がいいでしょう。

大野会長 宮沢委員、大野でこういう啓蒙があったらどうい
うように採算されますか。

宮沢委員 よくありますね。書かないほうが利口だったというよ
うな……。

松島委員 ドロップしますか。

宮沢委員 ついて出て来るにも不自然じゃないですね。実質的に同
じようなものだから、取ったほうが賢明かも知れないけれ
ども……。

柳井委員 この前の答申書の前書と今度のをみますと、大体同じですが、一つ違うのは、前はまず引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理並びに未払送金急務及び在外預金の処理の二つの問題を慎重審議したというわけでありまして、二つを取上げて慎重審議したと題目に書いてある。今度はそれが頭についておるので、ちよつとそこが違うのですが、まずこの際取上げたのは、軍事預金や何がで南方を除いたものを取上げたというふうは書いて、四のところはいろいろむずがしかったから取上げないという含みを頭に持たせるという方法はどんなものでしょうか、ちよつと比べて見て気が付いたのですが、

大野会長 そうすると、これだけでなしにほかを取上げないのは何種類のものを列挙しなければならん。

柳井委員 いいえ、書かないのです。今回取上げたものだけ書くのです。前のがそういうふうになっておりますから、まずこれこれ二つの問題を取上げて慎重審議したというように……

宮沢委員 今回はこれこれを取上げて審議した結果云々というようにですか。

柳井委員 ええ、そして四から以下削ってしまう。どうしてだと聞いて来たら、これはむずかしいからまだなんだというので事実この問題についてはここでまだ詳しく論議に入っていないわけですね。

大野会長 そうです。しがむこの際の問題としては初めから考えは

いで、行こうという皆さんの御意見であったと思うのです。そういうふうを書くとする、前文のところはどういうふうに書けばよろしいですか。前回昭和29年何月何日の答申に引続き、本調査会としてはこれこれの問題の処理につき慎重審議した結果、こうやりますが……

宮沢委員 そうですね。

大野会長 本調査会の昭和20年何月何日付答申に引続きこれこれの処理につき慎重審議した結果、こうやりますが。

柳井委員 そうですね。

上田説明員 2月22日だったと思います。

大野会長 どうですか、その部分だけはそういうふうを持って行くほうがよくはないですか。

宮崎委員 結構です。

柳井委員 それじゃそういうふうには御起案願って……今長のそういう御趣旨で……

宮崎委員 ノページの下から四行目の近く支払の措置が講ぜられようとしておる段階にあると云わなければなりません、講ぜられようとしておるかどうかが分からないのに……答申はしたのですか……

上田説明員 この前法案を皆様にお配りしたのですが……

宮崎委員 配ったけれども、あとは国会の問題で、近く講ぜられようとするのかしないのかということは本調査会には分らないことですね。政府は着置は取ったかも知れないけれども……

上田説明員 答申したところであるがというくらいに……

宮崎委員 そのほうがいいじゃないですか。

大野会長 そうかも知れませんが、9月30日というのと、9月15日というのは、いつまで経っても免になつてしょうがない

林幹事 実は郵政省のほうから法案を頂いて、私のほうもいろいろやってみると、ちよつと今日は御質問もあるかと思ひまして、橋本参事官も連れて来たのですが、なかなかむずかしいので固口しておるわけでありまして、四は大体この方針で決まれば結構でそれをどう容認するかという問題ですが、金融救済の場合と違いますことは、何と申しますか、国内でも今まで一部分払っておる者があって、悉く円表示で出ておりますから、それで8月15日なり、16日以後にも一部現地でも払っておいたし、いろいろ円表示で払っておたりなんかする場合、どういふように考えていいか分からない。一番の問題は、換算率をいつの換算にするかという問題です。いつ現在で換算するかということが分からない、いろいろ打合せておりますが、法律が通ったときに換算するか、昔の引揚のときに換算をするか、8月何日に遡って換算するのが、それによつて非常にあとの結果が違つて来ます。そこがちよつと分からないのですが、これは一つポリシーの問題にもなりましようが、今の預入とか払戻したとか、利子記入、それから軍需貯金については封鎖の適用

を受けておりますが、この関係がいつ現在で換算するかによつて狂つております。外地預金についてはあれがありませんが、もう一つは換算率であります。実は野戦郵便局は方々にあるものでありますから、一般の金融救済の換算率のないところがあります。それでそういうところは皆パーでやつたという問題があるのですが、それを今更考え出すという問題があります、具体的にいえば小笠原とか、樺太、十島というようなところはパーでいいかも知れませんが、それをどうするか、もう一つは全く技術的な問題であります。野戦郵便局はいたるところにある。普通の銀行は華中、華南、華北で分けておりますが、華中とは何ぞやということはよく分からないのであります。たしか選賃が違つておりますから、儲蓄券のところは華中区域、連銀券のところは華北区域ということで、そういうふうになつておるものは分りますが、郵便貯金は皆円建に換算しておりますから、地域をはっきり分けていかないと深して華中か華北か華南か分からない。そういう点で技術的にむずかしい問題がございます。実はこの法案を賛って、ここにお配りするためには私ども一応参画して、国会に出せるように作りたいと思つたのですが、そこまで行きませんで、郵政省の原案のまま出ております。その裏だけちよつと御了承願ひたいと思ひます。外地預金をやる以上にむずかしい問題でございます。実はへこたれております。

宮沢委員 野戦郵便局というのはどこかにはっきり境界が分る所い
ところにどんどん行っておる……。

林幹事 徐州地区は一体どの郵便局が、中支が支が、あの当
時でも随分乱れておりましたから……。普通の銀行預金な
り送金為替ならば通貨建て、儲備券建はいくら、連銀建は
いくらというように換算率を違えて書いておられますから……。

上田説明員 軍争郵便貯金は大体部隊で支ぬう通貨ということが決っ
ておったと思います。中支軍に入っておるが、北支軍に入
っておるが、その地域によつて……。

林幹事 それでできますか。

上田説明員 大体できるじゃないかと思いますが、終戦後の預入分だけ
でございますから恐らく移動しておらないと思います。ど
この野戦郵便局と分れば、大体そこで例えば法幣もあるし、
儲備券もあるしという地区は、法幣なら法幣と見るとか、
儲備券なら儲備券と見るとか、月給が儲備券だったと
いうことが行くじゃないかという気がいたします。

林幹事 大蔵省でもう少し考えて貰いたいのは、千島は樺太並に
するのパーでやるのが、銀行のないところがありますね小笠原
とか……。

上田説明員 小笠原はパーでしょうね。

林幹事 千島を樺太並にするか、内地並にするかということ……。

上田説明員 樺太は全部パーでございますから、一応いいと思います。

林幹事 南洋群島は普通のものですが。

上田説明員 南洋群島は特に軍争費が特に余計出たということはない
でしょうし、インフレになつたということはありませんじ
やないかと思ひます。ただマライとかボルネオのようなと
ころはどうするかという問題が残ります。

林幹事 やはり法律で出す場合、決めてかかれないと皆うしろに
換算率をつけておられますから……。

上田説明員 正金銀行、台湾銀行の関係で難かしいところは大臣の承
認に譲っておるところがあります。しかし郵政貯金は初め
からはっきりと地域があるわけでありますから……。

林幹事 銀行預金のほうはあれですが、郵便貯金のほうは特に所
建のものはいつ換算するかという問題はどうかですか。

上田説明員 それは換算の率の問題だけで、いつからどう利息が
付くかということ……。

林幹事 軍争郵便貯金については封鎖の問題があると思ひます。
封鎖をもう一遍変えたときの換算率でやり直すか……。

上田説明員 いろいろの説があると思ひますが、今度の考え方は、終
戦後預けたものは、本来は内ですぐ替かないで、外地預金
並に考えるべきであるという思想が貫いておられますから、
内地預金並に投つて封鎖にかけたこと自体が、考え方とし
てはあまり形式主義にすぎたのではないかと、従来のものは
一回何うに於して外地預金の受入通貨並に考えて、それ
をこつちに今度引張つて引張つて来たときに、いわゆる預
けたときに引張つたと考えるかどうか、利息はどう付ける

...の向額だと思ひます。預けた時期の如何によつてオニ封鎖にかかるとかからないかという向額がありますから、その場合に考へなければなりませんのは、オニ封鎖は一万五千円の限度があつたのをどう考へるか、名寄せをしたのをどう考へるか、建前としてはやはり現地で預金を預つたので、本来ならば内地のオニ封鎖の向額としては扱ふべきでなかつたというふうに考へたほうがいいじやなかろうかと思ひます。

林幹事 今度の新しい換算率にすればよほど封鎖するのは減つて来るでしょう。

上田説明員 昔の一万五千円とか三万円という向額を考へますと、實際向額として、内地におつてリーズナブルにやつたとしたらオニ封鎖になる部分は極めて少いじやないか。

林幹事 そういふ一ツの考へが立てば-----。

上田説明員 全部オニ封鎖にひつかかるとなると、5円貰つてもかかるのか建前でございますから、そういうことをやるのが果して妥当かどうか。

林幹事 そういふところは^{将表}全部やり直すかどうかという向額があります。今決着はついておるのでしやうね。軍事郵便貯金についての封鎖は-----。

郵政事務官 暫定的に処理したでしやう。

林幹事 もう一ツ8月15日以後何うで払い出したものは何うでその当時の公定レートで払つておりますね。それはそれでいいですがね。とにかく現地では郵便貯金だけ-----。

小野貯金局長 現地では払戻すときは現地通貨で払い戻して-----。

林幹事 それは帰つて来たとき換算し直すと、残高が多くなるとがならないとがいう向額が出て来ますね。

小野貯金局長 いつも公定レートで通帳に記入しておりますから、8月26日の通貨が暴落しても公定レートで出入れしておりますから、入つたほうはいいけれども、出したほうは-----。

大野会長 法律的に考へるとそういうものがあるということはありましようか。現実向額としては殆んどないだらうと思ひますね。

小野貯金局長 現実にも多少あります。

小野会長 出しておるのが-----。

小野貯金局長 ええ、それは殆んど終戦前の貯金を払い出しておるわけでありませう。

林幹事 ノ8円で払い出せば本人は損をすることになる。

小野貯金局長 これは例がないじやございません。やはり郵便貯金の記入してある中にも非常にゆとりがあるので、財産を保全するという意味で預けた人があると思つると、ノ8円は生活に困窮して通帳の記入の中から払戻しを受ける、こういう人もあつたのであります。

林幹事 何日以降とありますが、実は引揚げて来たのはその後だといふ場合に、何がありませんか、そういうところの扱いは、帰つて来たときの現在額でやるというのか-----。

小野貯金局長 預入した額の払い出した分、残高を帰つて来たとき換算

すれば同じじゃないですか。

林 幹 事 いつから新しい換算率で払い出したと見るか……。

阪田 幹 事 それは全部適用するほかないでしょうね。換算率が分らないのでパーで記入しておいたから、遡ってやり直すという意味じゃないでしょうか。

林 幹 事 現地で払い戻して皆その率でやってしまうかと、実はなくなつたと思つたやつが又出て来る……。

上田 説明員 全部を同じ率で考えればいいでしょう。8月15日以前は……。

小野 野金局長 そういう面は出ますが、8月15日までのものはどうしても換算率を使わないとすれば、例えば54円入っておつたとして、終戦後この率の適用を受ける時期については、20円なら20円だけ出して、残高が30円になる。その20円がこれで換算すれば出したのもうんと低くなる。そうすると40なんぼという残高にはけることがあり得るわけがあります。

阪田 幹 事 どの部分が残っておるかということはちよつと色が着いておらないから……。

宮 沢 委員 遡るといっても、本当は遡るのじゃない遡つたときのファクターを考えながら率を決めて、ある種の補正をやらうというのですが、過ぎたことはそう厳格に考えないでもいいじゃないですか。

林 幹 事 元利合計した利子の付け方が、郵便貯金でありますから利子を付けなければならぬが、利子を一体どう付けるかという

問題ですね。

阪田 幹 事 結論は同じじゃないですが、換算したものを付けても、全体つけたものを換算しても、率が同じなら同じじゃないですか。

林 幹 事 終戦前に50円預けて終戦後に現地で50円出してしまつたが、換算率をかえると500円しか出しておらず、40500円残っておるという問題があり得る、しがし帰つたときは通帳がゼロになっておる。

小野 野金局長 そのために残高を付けて計算すればそういう不合理が起きないですね。

阪田 幹 事 実際の処理は残高をつけなければならぬでしょうが、ど、ういう通貨の価値のときに預入したか、どこで換算するかということは実際問題としてできないでしょうね。

林 幹 事 軍中貯金は1.570円払ってしまった、1.500円払いきりでおしまいになったのが沢山あります。ところが終戦後の払い戻しが実は残っておつたというのが出て来るおそれがあります。

上田 説明員 昭和10年に預けた円と、15年に預けた円と一円価値が違うということと云つたら……。

林 幹 事 この時期以後は換算率が変わるでしょう。20年8月15日以後、10月1日以後、その換算率でその以後に現地で出したのを換算すると、実は受取つたのは現地通貨を受取つておる。円で換算して通帳をつけておつたが、その換算

が間違っただけで、強制的にやり直すというようにすると換算率か違ってくる。現地で儲蓄券を1万円出したけれども、通帳には1.500円と書いてある。

上田説明員 それは自分が受けたものを出しただけであるというふうに考えざるを得ないでしょうね。

林 幹 幸 国内のものは皆円払いになっておったけれども、何うでは儲蓄券払い、連銀券払いになっておる。ところがたまたま通帳だけ円になっておるといふ問題がある。

上田説明員 百円預けたのはやはり百円払ってらっしゃいますから……。

林 幹 幸 換算率が違つと、前とあとで問題が起るわけでありまして、今度のこの利子で……。

上田説明員 それは起らないでしょう。

林 幹 幸 連銀券を1千元下さいといつても、それを郵便貯金の記帳の事務で千円と記入するか、百円と記入するかという記帳の問題ですね。払ったものは皆現地では連銀券払いでやっておるわけでしょう。

上田説明員 百預けた人が百買っただけです。

林 幹 幸 連銀券を百買ったのか、千円買ったのか。

上田説明員 もららん連銀券しがないません。ただこれは自分の預けた金額はどのくらい利息がつくか分かりませんが、百預けたものを百買ったのだから、換算率が違わなければいいけれども……。

林 幹 幸 8月15日に仮りに連銀券パーの時代に2千円預けたら

2千円についておる。それをそっくり今度は千元下さいといつて、千円で10月頃になって出した場合、それから千元買えば千円引かれて来る。円のぼうも……。この理窟で行くと……。

上田説明員 これは100円になっておるのを何うに戻すだけで、何うでは絶対額が増えるが……。

林 幹 幸 そこで考え方として、古いものは知らないというが、返つて来たのは円の現在高で抑えるのか、円は現在高といつても、全く裏の中の記帳にすぎない。換算率が間違つておつたのだから、たまたま通帳に記入してある円は……。

上田説明員 それをもう1回こつちに引くときにレートの問題があるだけで、現地通貨で買った限りにおいては、何うで換算するときにはこれは百円が18円で現地通貨の百円だけでありまして、そのときの現地通貨の取入れに因する限りは、今度のレートは影響ありません。それをもう1回円で買おうというときに影響があるだけであります。何うで買（北支はパー、中支は十八分百するだけでありますから）つておる分は交らない。現地通貨の出入れとやっておるが、絶対額が増える減るかが問題で、換算率は交らない。

林 幹 幸 現地通貨で出したのが、20年の換算率を新しく適用しますね。一体いつの換算率を適用していつから直したかというのが概念として関連して来る。

上田説明員 向うが1本で18円百円でやっておるのを、自分が余計持つて来た場合、一部分預金しないと考へればよい。内地

に戻したとき、昔の受入の額そのものを計算するというレ
ートが一回出て、それをもう一回こっちに引くときが問題
で、何うで引出しておれば引くときは何というが、上換
みというが、引出した人引出さない人というものの差はな
いはずで。

林 幹 事 何うで預金した人のレートは変えるのじゃないですか。

上田説明員 変えません。儲備券建ということに一回直して、その残高
を今いくらぬうかというだけでありますから……。

林 幹 事 ぬうかではなく、郵便貯金の残高に直すわけでしょう。

上田説明員 郵便貯金の残高に直す……全額ぬうという考え方で直す

林 幹 事 8月15日の公定レートで、しかしそれ以後のものは場合
によっては何万円対1円ということになるでしょう。そうい
うように考えて元の現在高を出すのでしよう。

上田説明員 そうです。

林 幹 事 それ途中で動いておる。動いておるのを向うのほう
は全然知らない。

上田説明員 向うの動きは、絶対額は幾ら動いてもこっちで表現され
るのは公平になっておると思います。

林 幹 事 絶対額というが、儲備建で換算するから儲備建がいくら
動いたかによって動いて来る。例えばこれが全部儲備建で
預入されておればそういう問題は起らない。今のなには郵
便貯金の残高というものを頭において云うからで、実はそ
ういうものはないので、儲備建にして換算しなければなら

ない。

上田説明員 内地に帰って来て、内地で軍中郵便貯金を使えるが……
と思わずから、何うで預けておる範囲内のものをたまた
ま円という別の色眼鏡をかけて見るわけです。その色眼鏡
を取ってしまうと……。一円百換けたのを又百引出したと
いう人と引出さないでそのまま持って帰った人と、向うに
直すまでのことは同じじゃないですか。

宮沢委員 率の違うというのは、前のは全部払っておるのでしょうか。

林 幹 事 前のは払っておらないわけでしょう。8月15日払
ったのは儲備建でとすれば、8月15日以前に向うの儲備
で5千元なら5千元入れた、15日以後儲備で1万元なら
1万元入れたとすれば、前の5千元は百対18で換算し、
1万元は2千4百対1で換算するのでしよう。儲備券の現
在高というものは……。

上田説明員 儲備券の現在高というのではなく、そのときは……。

林 幹 事 それを円に換算する、それで換算するが円の高が
出て来る。だから預入の時期を調べて8月15日以前のも
のは百対18でしよう。

上田説明員 そうです。今まで通り円は円で、8月15日以前は手を
取れない。

林 幹 事 8月15日以後は、仮りに2千4百対1ということにな
れば、今の郵便貯金は通帳は円でお出しておりますから、その
時期を調べて、10月1日のものは仮りに1千円と書いて

あっても百元に戻すわけですか。

上田説明員 百元に戻さないで逆に18分の百かけるわけでありまして、244百とおっしゃいましたけれども、それは円に直すときの換算率であくまで18分の百というものを直すと考えて貰わなければ困る。これはオフィシャルレートで向うが換えるだけでありまして、244百という考え方をすると、いつ244百貰えるかということになりますけれども、18分の百というものを、8月15日以後の分は出しておいても入れておいても、全部18分の百は一回儲備券になるのだという段階ならば、出しておいても入れておいてもその分は変わらないと思います。

阪田幹事 一通円に直して円を貰って、それを戻したように考えるのがおかしいので、常時仮りに円という表示が付いておったと考えればいいんじゃないですか。

小野野金局長 例えば中支で云いますと、儲備券で云いますと、成る程これは二段階になっておりますが、これが時期的に何月何日までは11分の1にする、それ以後のものは244百分の1にするというように時期で切りますと面倒なので、金額で切って345百円に達するまでは11分の1、それを超えるものは244百分の1となって居りますから時期は関係なく行きます。野金は終戦後一定の制限の下で支払を受けることになっておりますから、その払いは通帳に記入しておりますから……。この通帳では預入は全然

できないで払い一万。そこで残高で抑えられるわけですが、今の換算も個々の預入の一行々々、支払の一行々々で換算すると非常に乱れたことになると思うのですが、最後の残高で行けば、それがその当時の50円に対してどういう関係になりますか……。

林 幹事 これは最後の残高で抑えればいいでしょうが……。

小野野金局長 そうするより仕様が悪い。私だけだからいいんじゃないですか。

阪田幹事 残高を円に持って来て払ってやろうというのだからいいんじゃないですか。

林 幹事 儲備券の残高が円で残っていたかという……。

阪田幹事 それを今内地で換らわ払ってやろうというのですから、18分の百といつ奴を一回儲備券に直して、それにレートをかけて、その算出の結果がこちらの提案なさっているようにレートになるだけであります。

林 幹事 公定レートで出ている。……

上田説明員 これは時期によって、受入の時にいろいろなレートを使っていたら困ると思うのですが、18分の百は常にそれでやっているのですからいいと思います。

小野野金局長 ^(すか、この間、保官の方からいろいろ御説明申上げました)これは私共の方に悪意があったようで、それは換算の時は預入の当時に迎って換算すると申上げたのでそういう誤解が起きたのじゃないか。一々預入の都度個々に換算すると……。

上田説明員 個々に換算しても、100分の百は常数ですから別に

林 幹 事 そうじゃなくて、100分の百じゃなくて……

上田説明員 100分の百というのは常に引っかけ、行くわけですが……。預入の時に儲備券でこれだけだったと考えればいいのですから……。

林 幹 事 預入の方はそれでいいかな。

宮沢委員 それでいいですが、8月15日まで進めると……

阪田幹事 預入の都度儲備券建て記帳が行われておったと考えればいいんじゃないですか。

上田説明員 たゞそれを貯銀券で出したり、あっちこっちでいろいろな出し方をしている。それを儲備券シンプルで考えれば、その時だってオフィシャルレートで常数でやっておりますからいいと思えますが。

阪田幹事 もう少し研究して見た方がいいかも知れませんが……。

大野会長 8月15日過ぎてから移動がなかったということをおお体認定してわかるのでしょうか。北支区域から中支区域に動いた。その間に二回も預入しておる。こういうようなことがあると、少し面倒になりますかね。そんなことはないでしょうね。

小野副局長 ありません。

大野会長 それがあると林さんの考え方みたいなことが意図的に起って来るのだけれども、そういうことがなくて8月15日以後は北支区域なら北支区域以外に動かん、中支区域

なら中支区域以外に動かんということであればこれは一定だと見うな。その残高について考えて見ればいいわけだから……。これは実際上の問題としてはなかなかいろいろなこととおありだと思いが……。

林 幹 事 残高の換算率として考えればそういうことなんです。その途中で出した奴を、それを244百対1として出した場合を考えると違って来るのですよ。

上田説明員 円の計算を連えると……。

橋本副事務官 違って来ますと、預入した、プラスの方をそれで換算するとなれば、マイナスの方も換算して考えなければいけませんかと……。

上田説明員 最後の残高で残ったものだけを円で統一する。

林 幹 事 途中の全部儲備でやったものを換算すると、あなたのように100分の百でやればいいですが、例えば終戦後の奴を244百元出した、百対100で換算して244百元出した、それを今度100という事でその出したものを計算されると違って来る。

宮沢委員 それは入る時と違うのだから……。

林 幹 事 出す一方だとそういうことになる。

上田説明員 ここに書いてあるレートをお考えになっても100分の1というレートをお考えにならないとおかしい

と見ます。円を払う時にどう払うかという問題です。高州で払ったもの、中支で払ったものを内地で払ったものと観念するとおかしいのです。

林 幹 事 そういう疑問が起きないかということですが。

宮沢委員 このレートを入る時と出る時と適用しないとおかしいですね

林 幹 事 例えば終戦前なら終戦前出し入れしたものに適用する……。

宮沢委員 前のことはいいんじゃないですか。

林 幹 事 前のことはオフィシャルレートで考えていきますからね。

宮沢委員 前のものは後で払ってもいいわけでしょう。

林 幹 事 いいわけです。後で払っても……。それが後で払った場合には儲備券で払ったと考える……。

上田説明員 円でこれだけ払うべかりしものを儲備券でこれだけ払うという観念……。

林 幹 事 儲備券でこれだけ払ったのに円でこれだけ払ったと見るのはおかしんじゃないか。

阪田幹事 それは終戦前に預けたものが円になって内地の円に変わっておったと見るからそういうことになって来るので、そこを考えなければいいんじゃないですか。

内地の円に変わっていたとすれば内地の円よりも儲備券はすっと下っているものだからその差額が出る。その差額を考えなければおかしいというが、円にはなっていないが……。円には払っていないが……。円に記憶していたが……。そこを考えればいいんじゃないですか。

林 幹 事 儲備券だけで計算していたと考えればそういうことにならから、いいのかな。

上田説明員 8月/5日以前は円に払ったのは下らないのですから、それを全部円で出して下さいと……。

林 幹 事 今度全体の繰返は内地の円としては見ないのだから、やはり一貫してそういう立場で見ないと全体が成立しないのだから……。今度初めて円にしてやるわけですからね。

犬野会長 収支の考え方というのは、頭の中で構想しておるのですが円表示になっておるけれども、実は円表示という記憶を使っている。実は儲備券であり、貯蓄券であるそれを振りに円という表示に換えておるだけの話で、実は貯蓄券の預金であり、それから儲備券の預金であるとして、さういったような考え方で考え行くと、そつして最後のバランスだけの問題を今度本当に日本の円で払う時に、本当に名目上のあれいやなしに、本当の円で払う時の一つ換算率という問題は、その時に初めて起る問題だとして観念して使ってきておるのですね。

林 幹 事 最後の時に、率は確か三つばかりありますからね。その

率か……。それが二通り……。

上田説明員 その二通りがノ8分の百という数字を中に含めてその表現であるか。それとも一回儲蓄券なら儲蓄券、貯銀券なら貯銀券という段階を一回経た後で考えれば普通の金融機関の場合と全く同じことになるわけですね。

大野会長 それは多少後先の問題があるのだね。

林幹事 考え方の問題にも後先がありますけれども……。

大野会長 そこは一つ政府部内においてよく頭を統一して……。

阪田幹事 なおよく相談いたします。

林幹事 これは考え方によって多少違って来るのですね。

上田説明員 たゞ利息をくっつけて何時元加するか、せんかという時に一応問題があると思うのですよ。その場合にこれは預入限度というのは従来元加したのまで含めて預入限度だったらしいのです。やはり今の残高が定期的に円で元加してあるらしいのですが、その元加した奴を現地で同じ率で利息が付いている。ノ8分の百にする限りこれは変らんわけですが、一回現地に持って行って、それからこっちに引張って見て5十円以内とか、何とかいうことを考える。或いは3千円以内ということと考える。そういうことでもやった方がいいんじゃないか。これは考え方はいろいろあると思いますが、向うでやった元本はこれだけで、その元本をまず円で記帳した。その記帳した円に内地で利息が付いたものと考えらるかどうかということ、ボーダーラインの時に違うことはありますけれど

も、何かそこをきり切ってもらって……。

一回元加しておるそうでございますから、内地並みに扱って、三割の打切りですね。あれは郵便貯金は記帳の場合に金額をちゃんと書いてありますから、足し算をすればいいです。一回足し算をして元加してそれにレートをかけるということをやれば一応の円が出る。それをオニ封鎖並みに改めて扱うかどうかは今後のポリシーの問題ですけれども金額も大したことはないし、普通の金融機関ではオニ封鎖なんか全然考えないでおるわけですから、郵便貯金だけこれからオニ封鎖並みに扱わなければならぬということばらちょっと政策としてはどうかと思うのですがね。

林幹事 そこでたゞ現実には郵便貯金はオニ封鎖に引っかかっておる。それを御破算にして、今実は外貨建の貯金を換算したのだと考えれば、何も封鎖に引っかかることもないのだ、向違いということになる。

上田説明員 その構成が大体そういう構成でできているのじゃないかと思えます。本来円で書いておるけれども、内地に親の元帳があっても、それは現地の店舗で扱ったのだという概念をとって初めて全体の構成ができているのですが……。

林幹事 今でも実は外貨建のものと考えてしまえばこんなものはないのですね。

上田説明員 そうとでも観念しなければ、円で書いてあるのを、一回小さくした円にするというのは、どうも内地の債務と

考えるとおがしいと思うのですがね。

宮沢委員 それは主としてやはり終戦以後預入した分だけが問題になるということをお話しないと……。前のものについても今林さんの云われたようにいろいろな考え方があり得ると思うけれども、そうするとここに終戦後の事情ということが強調してありますが、これが生きて来なくなるのですね。

大野会長 終戦以後混乱してしまった、全然外貨建の預金と同じことになってしまった。たまたまそういうふうな取扱をするのができなくなったものだから円で記帳していた。こう見るわけですね。

上田説明員 そういう考え方をするわけですね。

林幹事 郵便貯金法には外貨建ということはありません。全部円建なんです。

上田説明員 そこを踏切って頂かないと、こういう措置は全然できないのです。初めから外貨で払えばいいじゃないかという議論になるだけですからね。

林幹事 換算率が間違っていたということになるのだけれども、貯金としては皆円建だという考えを取るが……。

橋本事務官 貯金法に基づく円建じゃなかったということをお認めらうかということなんです。

林幹事 その時に円で換算して円建の貯金になっていたというご自分の云ったような議論が出て来るのです。しかし終戦後は全部円貨建の貯金じゃないという……。

上田説明員 そういう考え方を統一できればすっきりするのじゃないかと思えます。皆円で換算してできているものと考えれば……。

宮沢委員 全体として円建なんです。建前は……。しかしやがて円建の表示金額が確定するということが確保されておる。確定が確保された暫定的円建なんです。だから別に違法じゃないというように考えていいんじゃないですか。外貨建と云ったらずいけれども……。

林幹事 円建にできた時にこの新しい率で換算して円建になったと考える。今までは外貨建ですつと来たが……。

宮沢委員 プラクティカルにはそうなんだけれども、建前としては……。

林幹事 できた片端から円建だと考えるのが今までの郵便貯金法の建前なんです。

宮沢委員 だけれども、それは確定を確保しておいたのだと考える……。

林幹事 確定を確保しておいたが、時期によって違って来ますから……。

上田説明員 時期によって違ったというのは、8月15日だけで、後は違ってないですね。

林幹事 内應はそこだけです。

上田説明員 一本だけしか線がないのですから……。

林幹事 そこで違って来るのです。

上田説明員 時期毎というのは一回しかないのです。

林幹 争 8月15日以後の払出しというのは新しい率の円建に換算すると違って来るのですね。

上田説明員 それは円建て表示しておきながら、百元持って来たら百元お返ししますということ、一回円になった奴を又ノ8分の百でやる、そういうことはないはずです。

林幹 争 そこが根本的の考え方の違いですね。8月5日に預けた奴は百分ノ8になって、8月16日の奴は11分の1になってから払い出す。そう考えることになりはしないかということなんだね。そうすると僕のような議論が出て来るのです。それは全部外貨建の郵便貯金という観念を取るとそういうことを云わなくて済むが、そういうことが云えるかどうか。殊に8月15日以前のもので……。

上田説明員 利益の調和というか、今までやったことは或る程度認めようということをやっているわけですから、どうせ円になった奴を認めようということ、こんな操作をやっているわけですから、或る意味でどっか踏切らないと形式的におかしなことになります。

林幹 争 8月15日以前の奴は外貨建の郵便貯金とは云えないでしょう。

宮沢委員 私の云うのは、15日以前のはもう円建ファイナルになっている。それは今これから直そうとしないのですよ。今円建ファイナルに修正しようとしているのはそれ以後のも

のです。それは構わない……。

林幹 争 その中から出たものが、8月16日以後に出たものの適用率の問題なんです。

上田説明員 理論的にはあり得ることは分りましたけれども……。

林幹 争 それは8月16日に出したものは8月15日現在では円建預金になっておりますが、それをその際は円を元に換算して、払い出したが、それが円の換算率が今度変わったので……。

宮沢委員 それには今触れないんじゃないですか。今はその残高の問題でしょう。

林幹 争 そういう観念にならないかということです。郵便貯金の建前をとると……。

上田説明員 8月15日まで全額という意味は、例えば16日に引出して、その前の日には残高があって帳面上は全額払ったけれども、もう一回払って、向うで払った奴は向うでやってくれということは郵便貯金では云えないでしょう。残っていないければやはり郵便貯金だって払わないでしょうし、たまたま16日以後払出した奴はもう一回払い出したと……。

林幹 争 たまたまここで率を作るからそういう問題が起って来るのですよ。

上田説明員 8月15日までそういう払い方をして、残高でしか払っていないと思うのですかね。

林幹 争 全部を通じて外貨建郵便貯金という観念をとらないとど

うしてもひっかかって来ると思うのです。

大野会長 外貨建郵便貯金というのは郵便貯金法にはないかも知れませんが、当時払う時だって外貨建の郵便貯金というのはありはしない。ところが実際には円でなくて外貨でやっている。だから受入れる方も違法で、払う方も違法なんだね。だからいい加減にそこは目をつぶって受入れる方も外貨建で受入れるし、払う方も日本の郵便局が外貨で払っているのだから。これは明瞭に円で払っていないのだから、これはどうしても……。

林幹事 その説明がうまく付けばいいのです。16日には二十四百分の1で率が変わったんだからまだ円が残っているはずだという議論を如何にしてチェックするかということなんです。

橋本参事官 終戦後に引出したものは、千円引出したものはそのファンドは終戦前に預けた千円として評価するか、或いは千円でなくて、終戦後に預けたものとして評価するかという……

上田説明員 これは書き方の問題じゃないですか。

林幹事 残高でこれを換算するとありますから……。

上田説明員 それは趣旨は残高とありますがね、書き方は別ですね。

大野会長 答申の書き方ですが、答申の書き方だと扱々関係するのだから……。適当に残高についてというような意味合いにしようじゃないですか。そういう意味なんだから……。

上田説明員 そういう意味にして頂けば尚結構です。

大野会長 趣旨と照映にね。

上田説明員 英体としては皆さん 異議は恐らくないだろうと思うのですが……。

阪田幹事 法案の三条の問題ですね。これは一つひっかからないように一つ……。

上田説明員 答申案も全額と書いてあると、今みたいになって本来の権利……。

林幹事 全部外貨建てで来ておれば問題はないのですよ。

阪田幹事 そういう時期の考え方で何か法律構成を決めたらいいんじゃないですか。そう決め込んでしまうことはいかんですけれども……。

大野会長 答申案について誤解を生ずる何かあればその箇所を一つ十分研究して頂き……。

上田説明員 又修正いたします。

大野会長 法律案自身はこっちの知ったこっちやないが…… (笑)

そうすると、そういう誤解が起るような書き方が工合が悪いと……。その他の点について御意見なり、御質問ございませんですが、今のようは2月22日の答申と調子と合せたように一つ前文をあれすることにして……。それからオニの問題としては今林さんが挙げられたような疑問を生ずる虞のある箇所については適当にその誤解を生じないような改め方をする。それについては御研究を願った上で、皆さんお乗りを願うこともどうかと思うので、甚だ何です

が、一つ私にお任せを願いたいと思います。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

松島委員 4は削除ですね。

大野会長 4は削除すると……。

柳井委員 それから第一頁の、先程宮崎さんの云われた……。

大野会長 「答申したところであるが、上記支払分についてもこれらの措置との……」、大体今のようなところでよろしくごさいましようか。

〔「結構ですね」と呼ぶ者あり〕

大野会長 それじゃ……。或いは発見するかも知れませんが、それ以上のところは大きな問題がないと思いますけれども、多少それ以上の異に置りましても一つ修正案をお任せをお願い申し上げたいと思います。

林幹事 16日以後の預入分、或いは10月1日以後の預入分というのは残高という観念にして頂ければいいと思います。

上田説明員 その表現は変えます。

大野会長 まあ読むとそういう疑問はありますね。

上田説明員 これは現在の支払の実態がこういう表現の仕方がいいかどうかにかかると思います。

阪田幹事 預入分という観念でなくて、現在の残高から終戦前の残高を引いた残りという意味なんだね。そういうふうに書けばいいんだね。

大野会長 それは単に云集の上だけじゃ不正確だが、意思の上では

非常にはっきりしていたんだが、そう云われて見るとなるほどそつ読のないこともないので……。

森本銀行局
統務課長

それからさっき林さんのお話で切捨の分が残高で又どう変わるかということが後の問題として出て来る。残高で平等郵便貯金は暮しておられる。その問題は後で又……。

上田説明員 内地に帰ってから暮しておりますが、そのままプラスすればいいんじゃないですか。

橋本委員 引揚直前の残高……。

上田説明員 直前というか、内地へ上った時の残高だと思います。日本の税関に上った時の残高と見えますね。

森本委員 さっき次長がおっしゃったが、外地預金は全然異なるようにおっしゃいましたが、今の施行規則なりで外地預金もやはり一応封鎖にかかるといような構成になっていないかと思うのですが……。

上田説明員 内地の貯金局への預金である、債務であるというような観念からかかるような構成になっておるのですが、今後対象になるのは、向うに持って行こうという考えから、内地のものをそこまで縛ることはおかしいと思うのですが……。

林幹事 外地の銀行預金を換算して内地のものと同じように考えればいいんじゃないですか。

橋本委員 そこは懸念論の問題ですね。

上田説明員 そこを法律で書いてもらって排除する必要があるれば排除

してもらおう。

林 幹 争 内地の郵便貯金というのは語弊がありますが、内地式の郵便貯金に何時なったかということがはっきりしないのですね。

上田説明員 今度おもうときには円にして、もう一回内地並みにしておもうが、オニ封鎖でちよん切るかどうかということば、これは政策論の問題だと思えますが、そこまでやる必要があるかどうか。外の金融機関ではオニ封鎖なんか考えないでやっているときに……。

林 幹 争 それはポリシーよりもフィクションの問題として、22年の3月になったと考えるとひっかかるが、そうでなくて今改めてなったものだとすれば法律的にもひっかからないのですよ。

上田説明員 金融機関の方では外地預金は全部棚上げして元加しておるのです。内地で付いているという考え方なんです。それをここでも同じに考えればいいんじゃないかと思うのです。

林 幹 争 実質的に外貨建の、どっかよそにあった郵便貯金と考えれば銀行預金と同じなんですけど……。

大野会長 こんな変なことはこれから先もないでしょう。(笑声)
それでは他へ移る時間もなさそうでございますから、この程度にして散会することにしまして、次の御相談をいたしたいと思っておりますが、日取りのこと、如何でございますでしょうか。公聴会のことを相当要望があるようなので、一回是非

あれしたっとうかと思っておりますがね。

上田説明員 それじゃ公聴会の予定を申し上げます。それは一応私が会いました範囲内で進んだものですが、在外進出債権獲得期成同盟というのがあります。これは在外財産連合会というのがありますが、あ、いう統一団体が補償問題についての特殊な名前を付けて認められている団体と同じものなんです。一、二回目と三回目とちよつと変わっておりますのは、分派ができて仲割れしたらしいのです。これはどうせ意見を聞いても大したことはないので、上の方の一、二回の人だけでもいいんじゃないか。一番下に書いてあるのは別でございます。その他厚生省の田辺次長からの御推薦では高崎氏、阪谷氏、北条秀一氏という人位が意見らしい意見があるのじゃなかろうかというお話でありましたが、一、二回目位の人達を呼んで見て、その先は又人々を考えるとということも一つの方法かと思えますが、……。それから私が今まで会いました感じから云いますと、この分派の人若し皆さんのお許しがあれば云うだけ云わしておいた方が却っていいんじゃないかという気もいたしますが……。

大野会長 それじゃ取り敢えず一回公聴会を開いてお話を伺おうじゃありませんか。

上田説明員 大体一人15分位づつということをお願いして置いたのですが……。

大野会長 それじゃこの次は5月は公聴会ということにいたします。

そのしき一時間と限定しないで二時間の範囲内で要領長く
お話願いたいというように形にしようじやありませんか。

それでは次回は公聴会として5月12日午後2時から開
催することいたします。

午後四時散会

極
秘

昭和29年5月12日(水曜日)午後2時

於大蔵省第2分室

在外財産問題調査會
第十一回會議々事録

公聴会

在外財産問題調査会第11回会議

場所 大蔵省第2分室

日時 昭和29年5月12日(水)午後2時~同4時

出席者

委員 大野竜太(会長) 小汀利得、法華津孝太 松島鹿次
宮崎太一、宮沢俊義、柳井恒夫 (50音順)

幹事 総理府審議室総務参事官代理 大竹政男
大蔵省理財局長 阪田泰二

説明員 外務省アジア局第一課長代理 小林春尚
大蔵省理財局外債課長 上田克郎

同課長補佐 田中弘一、同 葉吹秀雄、同 酒井保雄
同 藤崎藤雄、同 伊勢谷浩

郵政省貯金局長 小野吉郎、第二業務課長 池本喜一
同課長補佐 黒石 博

厚生省引揚援護局引揚課長 木村又雄

公使参 藤森秋蔵、泉田歳壽、斎藤寅吉、斎藤 武、金子利信
佐土木鷹二

在外財産問題調査会第11回会議マ筆

於大蔵省第2分室

昭和29年5月12日午後2時

大野会長 まだ小汀さんと中村さんが少し遅れられるようですが、一
つこの頃のお話のように引揚者の関係の方マツ御意見を拜聴
するということにしたいのですが、或はほかにこの頃の在外
預金又は郵便貯金関係で今日何か趣旨の徹底を欠いていると
うで、その點が出るものごというふうにお考えになつてゐる
向きもあるかも知れませんか今日はそういうことでなく、そ
れから郵政省からこの頃の調査で御意見を伺つたあとで法律系
等について御説明がある そうでございませうから、それを伺う
ことにして、こういつたような順序で話を伺うことにいたし
ましよう。

~~引揚援護局~~ 今日出席下さいました皆さまにカマツと趣旨が徹底して
なかつたかと思われまので、一つお断りさせていただきます。
公聴会というより府名前か出ておられますか、これは国会
の公聴会と違いまして別に一般に公開してどうするという観
念のものではございません。実は今申上げておりましたことは
加藤さんのほうに詳しく申上げてあつたのでございませうが、
これは徹底してないかと疑いますのでそれを申上げておるわけ
であります。それから引揚者の御意見を承りますのは大体皆
様一人十分ぐらいの予定で約一時間ということにいたしてお
りまして、それから質疑を約一時間、大体そういうふうな予

定になっております。それでお話し願いますことは在外財産
関係一般に関しましては御意見でも勿論結構でございますが、
一番初めに加藤さんに連絡しましたときはまだ送金小切手の
問題、預貯金の問題が法律に存る前でございますのでその
いう方面についての御意見を述べたいというふうな御趣
旨で名簿が作られたようでありますが、その後加藤さんのほう
に申上げておきました通り預貯金の問題や送金小切手の問
題とは別に在外財産一般の問題として特に現世での実情と申
しますか、そういうようなものを皆採からお聞きし、その上
引揚者一人としての皆採のこの問題に対するお考え方とい
うようなものは、これは勿論送金小切手に対する過去の処置
について御意見をおっしゃって頂いても結構でございますか
ら将来の問題の解決に資するというふうな意味で今日公聴
会をやつて頂きたいように考えておりますので御了承願つて
おきたいと思ひます。なお本日の方々のほかはまだ第二回、
第三回、第四回という事も先生方の御都合によりまして、
又皆さまからお聞きした結果の事情によりましては更に継続し
て、このような会が持たれることと思ひますが、本日言い尽
せられたことで又将来残ることも考慮し或いは本日御出席
で居る方で今後会の推薦がありましたら御出席願うというよ
うなこともあり得ようかと思ひますが、特にこちらからお呼
びした方、と申しますのは会から推薦して頂いた方にもなる
わけでございますが、それらの方以外にはいわゆる傍聴人と

いう形では御座る御都合がございましてあつたと会の運営上固
断を承たしますつど、あつてもこちらから御案内中止した
方に御出席願うというふうな今後ともして行きたいというふ
うに考えておりますので御了承願いたいと思ひます。

大野会長 予定かノ時間、ノ人ノ分ノ予定とありますか、ノ分で
は言い尽せない方もおありでしょうから、これには余りこだ
わらずに時間を使つて下さつて結構でございますが、但し、
余り長過ぎますしても何とございませうか、その辺一つ燃るべ
くお願ひいたしたいと思ひます。

藤森公造人 朝鮮の藤森から始めさせて頂きます。同感するお時間か只
今のお話のうちにノ分でございますので要領筆記を公述し
て名簿を果したいと思ひます。

我々数百万の引揚者は全国引揚者連合会、在外資産補償獲
得期成問題等と結成、全員一致となり戦争犠牲の公平なる貢
担の原則を掲げ、過去八年間血みどろの運動を展開して参つ
たのであります。政府はようやく昨年末に在外財産問題
調査会を設立し、ここにおられる各界の人材を以て組織され、
その答申書に基き「できるものから順次に解決」という方針
により、尤も「引揚者の持分権利は日銀券の処理、並に未
払送金為替及び在外預金の処理等に關する法案」がすでに衆
議院を通過し、既に参議院に送付、並に同院の通過の運びに
至つた御時勢に対しては我々引揚者一同衷心より謝意を表す
次第であります。なお本日は待望の公聴会を相違、我々の

本問題に対する見解を説明する機会を与えられたが、望むべくは本法案議案提案前に開催して頂きたく存じますか、更に今後解決さるべき重大問題が山積しておりますので、この御好意御配慮に対し重ねて謝意を表明いたします。

次に法案に対する若干の見解を述べさせていただきます。

一、旧日銀券と新日銀券とは二十万円まで引換え得るしたことは、全権利者の全金額につき救済が可能と存じまするので賛意を表します。

二、未払年金、預貯金等の支払については少額債権保護の建前より一定金額までの債権者にはこれを優先して支払うこととし、五十万円の限度を設けたが、当時の物価指数との対比上から賛意を表し兼ねます。当時限度七百五十万円の簡易保護が今日十五万円となり、限度五千円が郵便貯金が十万円となっている今日、五十万円という額は少額というよりむしろ零細額に属するものであります。よって日銀券の引換のごとくせめて二十万円とするか或いは制限を取去るべきものであります。

三、法案を通過するにどうも在外公館等借入金五万円打切りの観念がこびりついているやに思うのであります。当時工場の手続を経て、政府の各在外公館に指令して引揚の事務処理と借入れた必要資金を帰国後日本政府で返済するとの契約に基づき借入れたるものなるに、一方的に五万円打切りの暴挙に対しては目下訴訟提起、係争中でありすが、政府代理

人が、在外公館借入金は旧法違反である、従つて借入契約は無効であると陳述している。国が自分でやった自分の国家行為を否定するとき、しどろもどろの死者狂いのこの陳述を日本国民は何と見るか、帰国してから日本政府が支払うからとの契約金を勝手に一方的に五万円打切つた行為は、打切部分については刑法上は詐欺行為であり、民法上は債務不履行である。法治国日本政府の恣様な不法不当な行為はまさに法治国日本の自殺である。嘗つて高柳賢三教授は、あの東京裁判に対し、法なき刑を科することは憲法の暴力であると酷評しているが、我々は今日この言葉を日本政府のこの行為に対して思い出すものであります。これまさに我が国経済社会秩序の基礎を破壊するものであります。我々は未来の共産暴力革命を恐るる前に現実のこの日本政府の暴挙、自殺行為を憂うものであります。よつてかくのごとき基礎に立つ五万円の観念の如何に誤りなるかは判然とするのであります。

四、金取被戻は新旧勘定を別にし、今日は大体再建の実を擧げておる故、今度は取引有たる我々為替取組者預金を再建するのは当然のこととあります。即ち新旧勘定を撤廃して、全金額を支払うよう勧奨することが政府の責務と思うのであります。

次に在韓日本人の私有財産の在籍についてお話しします。我々朝鮮引揚者は韓国政府が絶対に没収することができない私有財産請求権を有するものであります。

1. 朝鮮は終戦までは完全に日本の領土であつた。日本の無条件降伏の結果ポツダム宣言に従い、朝鮮には日本の主権が事実上行われなくなり米国その他の連合国が朝鮮を占領した。次いで日本国と連合国との講和条約により朝鮮は日本から分離され、韓国として独立したが、朝鮮は元来日本と戦争したわけではなく又敵対関係も全然なかつた。連合国の一國でもないこと勿論であります。朝鮮は戦争の反射的作用として独立はしたが、日本との関係は全く平時の関係である。

2. 戦争は国と国との公争であつて、国民は個人としては直接何らの関係を持たない。従つて私有財産を没収することができないことは国際法上の大原則である。いわゆる敵産についてさえもそうであります。連合国にある戦敗国の財産が従来の特講和条約の先例では接收処分を受けていることもあつて、この原則が一見侵害されておるように見えるが、実はこれは戦敗国政府の承認によつて初めて効果を生ずるものであり、私有財産不可侵の原則は厳然として生きています。以上のごとくなるを以て韓国は日本に対して連合国の地位にないのであるから在韓日本人財産を韓国が没収できないのは当然である。原所有者たる日本人は、この財産に対して請求権を有するのであるから、本問題は、日韓会談の議題となつていたのである。

3. 韓国側では在韓日本人私有財産は米国が占領中に没収してこれを韓国に譲渡したのであるから、日本人に請求権が

ないと主張しているが誤れるも甚だしい。即ち占領軍たる米国といえども私有財産を没収する権利のないことはヘーグの陸戦法規及び国際連合憲章の私有財産不可侵の原則に照らしても明らかである。終戦後米占領軍が日本人財産に対してとつた措置は、米軍が敵産管理法上という管理者として必要な管理措置をとつたもので、決して没収措置ではない。又米国占領軍は撤退の際、韓国政府に旧日本人財産を移管したというが、没収財産の移管ではなく管理財産の移転である。故に韓国政府はこれを没収することはできない。

4. 以上の通りであるから在韓日本人の私有財産の請求権を韓国政府は当然尊重せねばならない。仄腐するにこの私有財産の請求権といわゆる李ラインの撤廃を交換的に処理せんと企図する者ありとのことなるも、これは以ての外のことである。何となれば李ラインは国際法上不法不当のものであるが在韓私有財産に対する請求権は以上のごとく当然尊重せられねばならぬ現実の権利だからである。この権利は韓国政府が否認することのできないのは勿論、日本政府といえども勝手に処理することのできないものであることは日本国憲法によつても明らかである。

5. 日本政府は先の日韓会談においてこの在韓日本人の私有財産についての請求権の存在を確認し、尚その性格を堂々と中外に宣言せり、よつて世上伝うるが如く日本政府がその一部撤廃或いは韓国側の請求権と統するもの（これは性格を

異にし従って相殺不能のものなるものと相殺の率に出ずる場合は一部抛棄或いは相殺せる部分につき日本政府はこれが完全なる補償をなすべきものなることは憲法上当然のことです。

次に参考事項として三つばかり述べます。

1. 日韓間の請求権問題に関しては在日朝鮮人全員が所有財産を日本に残置して送還され、我々と同等な状態におかれ然る後対等の立場においての折衝協議こそ公平な解決を得るゆえんであると思う。

2. 先般西ドイツ国首相アテナウアー氏の「私有財産没収のごとき、国際法上の私有財産不可侵削の原則無視の条約はこれを改正すべきものなり」との声明。

3. 今日米国内において「日本人の私有財産の没収は国際法並びに世界正義に反するもの故、これは返還すべきものなり」との動きが抬頭して居るやに聞いております。

以上を指摘いたしまして私の公述といたします。

原田公述人 私には台湾から引揚げてきました原田と申します。御多用のところ私どものたのみにかくのごとき機会を与え下さいましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。一年年額みられなかつた未払送金為替、外地預貯金の支払も受け得る役取りに相成りましたことは誠に感謝に堪えない次第であらうにして全国の引揚者におきましては非常に感謝しております。これらのことは即ち御答申の結果になるのでありまして

樹立機関令在外会社令及び金融機関再建整備法のおのれのその一部改正に目下参議院において審議されておるのでありますが、その支払の限度、換算率、加算金の率、免稅措置の決算におきまして、私ども多少の意見はあるのでありますがとにかく今日の段階におきましては、至急、法の通過をお願いしております。

今更私が申上ぐるまでもなく台湾は旧領土でありまして、決して侵略によつて獲得したものではないのでありまして、領土当時現地人に国籍送付の自由を与え、又所有権の尊重をやつておつたとは、これ歴史の証明するところでありまして、爾来私ども父祖三代に亘る粒々辛苦の汗と脂の結晶が、即ちいわゆる在外資産と称せられておるのであります。而して通貨は内地と等価でありまして、物価指数におきましても終戦時において日本内地とさほど低くはないのであります。故にこの換算率におきましては、なお御検討をお願い申上げたいのであります。而してそれらの率も考慮しまして、せめてその損害部分に対しまして在外金融機関の国内資産に照らし加算金の計算において十分これらの率を御考慮をお願いしたいのであります。又そういう加算金等におきましては換算金に引当の性質に鑑みまして免稅の措置を講ぜられんことを希望して止まないものであります。

その三 日華平和条約は御承知の通り一昨年三月二十八日締結されまして、その第三条は両国及び両国国民の請求権は

確認され、両国政府の特別取極めによることに相成つておるのでありますが、昨年の夏臨時国会におきまして並木芳雄代議士のこれに対する質問に対しまして、外務御当局はこの特別取極めはなしと答弁されておるのでありますが、たまたま昨年の十月帰朝されておりました芳沢大使を訪問いたしまして経過を伺いましたところが、何もやっておらない、あなた方が誠にお氣の毒である、というお話がありまして、私ども同志の者は岡崎外務大臣に数回会見を申込んだのでありますがお会いすることができません、結局昨年の十二月十四日外務大臣代理としての中川アジア局長にお会いいたしましてそのことを申上げましたところ速刻この促進方を申入れよう、こういうことを御せられたのでありますが、すでにその後、半年も経過して参っております、外務御当局に伺ってみます、ということまでやっておられないと申すことであるし、又先月の十八日たまたま帰朝中の芳沢大使が私ども台湾同盟の平田委員長に申されるところによりますれば、先方は勝手にあなた方の財産を処分しておる、この取極めは到底むづかしいことである、だから別に考えるところがなければならぬ、ということ承つたのであります、中国の方々が日本本土にお持ちの不動産は時価で自由に売買されております、又家賃もとつておられるのでありますが、私どもは台湾に不動産も置いてありますが、それらのことはどうなつておるか、売買もできず、その代金も貰えず家賃も貰えないという全くつんぼ状態

にあるということが果して許され得るものかどうかということをお考えののであります、私どもは、引揚の際におきまして今日持つて参つておりますが、向うの政府から記号番号金額等が明記してある中国政府の預り証を度いて参つております、このうち国債債券というものは戦中政府が国庫として取上げ貯蓄増殖、国債消化の結果になつたものでありまして、取りあはず、これらの国債債券でも外交交渉によつて至急返還方がお願ひできないものかということをお考えののであります、どうか皆さまで方におかれましては誠に恐縮であります、何とか政府の方に御勸告を致うとか何とかお願ひできないものかと考えておるのであります、

次に参ります、南滿鐵國であるところの朝鮮銀行の八十億圓、台湾銀行の二十九億圓その他在外会社であるところの金融機関の十数億圓という国内資産があるといわれておるのであります、このたがの外地預貯金等の支払いによりましてもお相替の残余財産があることは當然でありまして、その最終処理につきましては利害関係人はもとより世人は非常に注目を払つておるのであります、この所銀機關、在外会社によつて来たるところのものは御承知の通りボツタム政令であります、この政令につきましてはいろいろお懸念があると思いますが、むしろこれらのもは占領政策の長正という意味からしても、それらを民法による清算に持つて行つたならばどうかというようなこと、又ヤニ会社家も言

われておるのでありますが、これらにつきましても本委員会におかれまして公正妥当なる何物にも捉われないうところの权威ある委員会において十分御検討下さいましたならば、有終の美をなし得るのじやないかということを感じておるのであります。

オ四にお懸りまでこのような外債預金も支払いできることになったのでありますが、たゞこゝに台湾におきましては尋常なる預金を、信用組合にしておったところの人々が、引揚の際において一般金融機関なみにその貯金の現在高証明書をもつて帰ってきたのでありますが、その他の金融機関はこの際預貯金の支払ができるにか、ほらずこの尋常なる預貯金を持つた方が莫えないという泣くに泣かれない状態にあるのであります。それはこれら農業会又は信用組合の親銀行ともいふべき台湾産業金庫が、昭和二十六年に在外会社の指定を受けて整理をやっておるのでありますが、五千二百万圓のうち四千万圓というものは台湾總督府が産業金庫に出資した二百万圓に対する二十倍の割合でこれを受取るという整理案になって居るのであります。こゝにおいて巷間いろいろ言われておるのでありますが、我々が台湾で銀行預金したときは、ペーの通貨価値であつたにかかわらず、今度の法案では、それが十五圓が十圓になつた、亦も政府は二十倍になつてその金をとるといふことは解せぬじやないかというようなことを言われておるのであります。どうかこの尋常なる預金者が救われ

ますようにこの産業金庫は民間からの直接の預金もあり、又このよ様な信用組合の預金もありますので、これが引揚着付済の一環として温情ある御処置をお願いできれば誠にありがたい社合と存するのであります。それから私も帰つてきましたものが内地に本社のある会社の株主でありながらその株式をもつてこれなかつたという関係で、今困つておるのが非常に多いのであります。これにつきましても除却判決を得るという救済の方法はありますが、これは極端な費用を要しますのでやればよいということは知つておりながらなかなか手がでないという状況にあります。どうかこれらの除却判決の簡素化と申しますか、これらのことにつきましても御考慮願えれば誠に仕合せと存する次第であります。

最後に私は只今も言われておつたのでありますが、憲法オ二十九条の財産権不侵の問題でございます。これらのはいろいろ理窟もあつませう、ありませうが要はこの在外資産の処理という問題は結局のところ同胞愛、正義というものを根本にいたしましたならば必ずやそうむづかしいことじやなくて解決がつくであらうということを確認いたしておるのであります。私も帰つて参りました誠に考えさせられる美があつたのであります。又或は戦争たけなわのところ、内地の方は、祖国の方は食糧事情はどうであらうか、又寒いのに薪はどうであらうかということ常夏の台湾におりますだけ深刻に考えておつたのでありましたが、帰つてみるとその在

外資産等についていろいろお話ししますという返事されるというふうな気持ちがありました。中には御親切な方もあったのでありますが、今日はそれが非常に御親切に交って参りまして、大蔵省のお役人の方の中には飯を食べながら私ともがお会いしている様なことをお願いする、又弱いところの婦女子が行つても親切に御指導して頂くというような方が多くあるように見受けられるのであつて、これらについては引揚者として實際感謝に堪えないわけでありましてそれらの方に対しましては、ひとり大蔵省の誇りであるのみならず日本の宝であるということを考えておるのであります。ですから要はこの在外資産の処理の根本は同胞愛と正義というものがあれば必ずや解決するということを重ねて強調して私の申上げることをお願いしたいと思います、ありがとうございました。

有線電送人 私、齊藤でございます、満洲興業銀行の首席理事をしておりまして、二十一年の暮に戻つて参りました。私の方の總裁の岡田は当時ソ連並びに中央のために捕えられてチャムスで銃殺に遭つております。

今日は私どもの満洲興業の整理については南満鐵道においで折角お進め下さつて当時私も公取返款に合わなければお伺いして何かお手伝いもできたと思つていますが、そのことができませんので、もうお役所の方に任せきりで済んだことを大層に恐縮に存じて感謝しておる次第でございます。

今日は引揚者の一人として一つの意見を申し上げたいと思

ます。
 第一は通貨の換算率の問題それからその次の問題は満洲国における特種銀行、結局日本の政府の息のかかつた金融機関のその土地における預金等に対するの処置をお伺いしておきたい、この二つでございます。換算率については私は率直に申し上げたいことは、満洲国は違つた国であるけれども、建設の動機、百滿鐵道等から見て、実はつまり一体不可分の国であります。従つて向うでも出している円というものは、満洲中央銀行の出している金であるから日本銀行の札とは違つてけれども、これはやはり私は日本国の法貨の一つと見て然るべきものじやないかと思つておるのであります。ですから向うから反に在外公館の借入金の返済についてもこれは当然日本の円と等貨として、一円は一円として見て頂きたいというのが先づ第一のお願いです。ところが又聞しますと委員会か何かをお任せになつて、二十一年の六月か何かを中心にして米の値段がどうだとかいう物価指数によつて差を設けられたわけです。そうして、今度終戦後において在外公館の金をお支払いになる、今度は又在外に支店をもちつておつた銀行が金を払うときに、その払つたときは、結局これは外貨としてお取扱いになつてゐるものと思つておつたので、それで尚も在外公館の借入金についても政府においてはこれは借入金というものを認めになつておるのだからそうならばこれは私法上の貸借関係です。それからこの銀行関係も私

ということであれば債券を認めるのだからこれはたゞ私の取引であつて結局債権債務の決済ということになります。従いまして一体外国通貨の交換比率というものは現実に金を受け払いするときの相場というものが交換比率であつて、例えば二十一年当時の相場がどうだということは単にこれは歴史的な記憶にすぎません。それでそれから今日二十一年なら二十一年の債券を御決済になるということであれば、今日の日本の円をその当時の満洲国の通貨なり何なりと比率をお出しになるのが至当である。後に昭和二十年にアメリカから百ドルの借金をした当時は恐らく一ドルが四円か五円にせう。それを現在一ドルを返すには恐らく四百円か四百五十円というものを払わなきゃならない。然るにその当時の四円で借金をした人だから四円で今日返すということは甚だこれは経済常識として受け取れないことである。その辺のところは利息或は計算金その他の点において銀行がお支払いになるときには十分に御考慮になつて頂きたいのです。それが第一点でございます。

第二点は御承知の通りに終戦後最もひどくいじめられたのは満洲国だと思います。中共並びにソ聯のために略奪されてそれですからもう私も引揚げて佐世保に乗るときは満洲方面は乞食引揚である。向うの方はお大層の引揚であるというくらいで満洲方面の者は苦勞しております。それでまあ幸いにして最近、満洲国に反唇を待たせておつた日本の金融機関はそのうちの何かをお返し下さる又恐らく郵政省の方も

郵政貯金をお支払いになるというお話で誠にありがたいことでございますが、少くとも日本の資本の入つておつた満洲国の金融機関満洲中央銀行満洲興業その他もまだあると思はず。そういうところに預金をした専断なる日本人の預金というものは、銀行ではもう何もありませんから、恐らくこれは政府の方で御補償願うということになると思ひますが、もしそういうことに一つ御了承おきを願つて折を見て燃るべく御配慮をあげたいと思ひます。なかなか満洲から引揚げてきた者の中には、やはり残してきた財産というものに承継をおいて、ために不徳の言動もちよらい私の元の身分に対して言つて来るものもおりますので、その辺のところは一つ是非適當の機会に御考慮を願ひたいと思ひます。以上でございます。

郵政(武)公運人 次に関東州引揚者の代表といたしまして青森から事情を運ぶたいと思つております。在外財産の処理方針ということの理想については前々皆さんから大体の方針を申述べているようでありまから重複することを遠慮したいと思つております。それで実情につきまして二、三申述べたいと思ひます。

先づ第一に冒頭に私は申述べてみたいと思ひますのは、各地の引揚者に対して政府がどうなる処置をとつて頂きたいということが希望されるのであります。と申しますのは、今回の引揚地区の持送り金であります。各上陸地の税関に保管されたものが今度日銀券と交換されるということはこれは引揚

者として非常に厄ばしいことではありますが、併しその引揚地の通貨というものに対する再検討が欲しいように思っておりますのであります。これはどういう理由かと申しますと関東州は通貨は鮮銀券であつたのであります。従つてこの引揚者が故国に持つて帰るものは鮮銀券がキーの主体となつてゐるのではないか、それからその次に流通されたのは只今満洲国の方の青藤さんからもお話があつたようであります。満銀券が相当に流通されておつた。それから日銀券が少しその前に使用されておつたということになつておりますから、この持返り金というものは全然今度の法案に採上げられない鮮銀券であり、それから満銀券であつて、そして日銀券は殆んど些少なものであります。但し引揚者というものは平等の立場において政府が処理して頂けること、思つておるときに持返金というものは平等に扱はれないということについてはいざさかこれは公平な趣旨に外れたという不平をもつのではないかと、いうふうに思つておりますから、是非この点におきまして引揚者一般に対する処置が政府の方針としてそこまで御考慮頂くならば公平に思われるような処置が必要じやないかというように私は考へておりますから、是非このポイントにつきましてもう一度調査会で御研究を頂きたいという風に思つております。

次に申述べたいと思ひますのは関東州の各銀行であります。これは銀行の方針でやったことではあります。終戦と

時に、関東州は御承知のように内地銀行の支店でありまうかつ終戦後どうして引揚げなきやならない。ついではこの銀行の預金残を処理しなければならぬということ、貸付金に対しては全部これは返済を要求しまして、それで絶対に返済できなかつたら終戦後持返した家屋でも財産でも衣類でも差押えるというような非常に強硬手段に出ましたために、みんな非常な苦勞をして銀行の借入金に対しては処理をしたのであります。その反対にそれでは預金は責任を持つたかというとそのまゝにされて預入れに対しては今日まで何ら処置が講ぜられない。銀行に対してその点を要望いたしますればこれに政府が終戦処理の指令がなくなれば私どもは私にたいけれどもどうしてもこれは許可されないから、私どもは私つてはいけないんだからというようなことで頑固りをしてるので、銀行に誠意を全然認められなかつたのであります。この実情に徹しまして、今回のあれにつきましても預金並びに送金小切手に対しましては絶対にこれは充分な責任をもつて頂きたい。恐らく関東州におきまして銀行に借入金をもつておるものは殆んど数える位しかない立場にあることをこの調査委員会で御認識を頂きたいと思つております。

それから次に返済に及ぶ換算率であります。これは先ほど青藤さんからも御希望があつたようであります。私どももこの換算率につきまして是非公平で欲しい。何處にも公平と、いうことを申上げたのであります。これは何故申し

ますかといふと、在外公館等借入金の場合のときに、関東州は先ほどお話のあつたように米の相場の問題と政府が借入したときのよき見方から行きまして非常に低率であつたのでありまして、こゝにおきまして関東州が議会にもいろいろ陳情いたしまして非常に骨を折つた結果ようやく修正されました。そしてこれは大体において公平な率で換算されたのであります。今回の場合のときもやはり、^{前同}在外公館等借入金の前車の轍を踏まないように是非これも公平なる換算比率を一つ御考慮願ひたいと思つておりました。この点もお願ひしたいと思つておりました。

それから次にこゝに樺太から引揚げておいでになる方おられて甚だあれであります。樺太地区の引揚者に対して銀行預金の四分の一の払い戻しが先般許可されて、すでに払戻しされているのであります。昨年政府に関東州に対しても同様の処置をして頂きたいという要望を申上げたのであります。そのときの御回答のうちに、樺太は日本の領土であつたから内地同様に準じて取扱つたというような御回答があつたのであります。然らば関東州はどうであるかというと経緯地であつて、若し日本の領土と同一に取扱はれる内務省令によりまして長官の発言もあつたのでありますから恐らくこれは内地と同様の立場にあるのではありませんかといふことを私重ねて申上げた。ところが樺太は間違つて外したからといふようなお話があつたのであります。私は間違つても事の

21-
次が公正を失するやうなことがあつてはいけぬのだ。もし間違つて公正を失するやうな場合はそれと同じ事情にあるところにはやはり公平な立場においての引揚者処置が欲しいといふやうに考えられるのでありまして、是非公平な公正な処置を申上げたいと思つておりました。是非この点におきまして老婆心ながら今回の調査会におかれましても周到な御考慮によりまして可及的速やかに終戦後九年の空白を一舉に解決できるように願ひたいと思つておりました。

それから次に関東州の郵便貯金でございますが、これは終戦後内地に居住してつた、従来から居住しておる居住民は生活の根柢が安定しておるから生活力がある。併し官吏は、御承知のやうに俸給生活であるから終戦後になりますと俸給の出場所がないということと生活の保持ができないという理由の下で郵便局から貯金をしてもらいたい。そして内地に行つて払戻すからといふのでそれは終戦までの生活に充ちるというようなお話でありましたので多少の貯金のある人々は郵便局に貯金をしたならば必ずこれは払戻しが受けられるものだといふので、こゝで自分たちの生活の食糧を割いても貯金をしたのであります。さて終戦後引揚げて帰つてきてそのまゝになつておるものであります。私はもしこれを立場を改めて考えてみれば、これは現在の在外財産として取扱つべき性格のものじやなくて、この理由をもつとつづさに調査したならば在外公館等借入金と同じ性格のものだったので

ありますから、この前の五万円を打切りになつたあのとみずでに取上げて、この内東州の郵便貯金というものは処理すべき内容や性格をもつておつたように思われるのでありますから、この奥につきましても是非こういう立場にある内東州の郵便貯金であつたということについては是非これは御認識おきを頂きたいと思うのであります。

それから次に戦時中内東州庁の指令に基づきまして、俸給生活者は俸給の一部を政府の指定する信用組合の金庫に預金をしろというので全部毎月の月給を預金をしてみんなもつてゐるのであります。ところがこれは今回の処置におきまして、内地に本支店を有する銀行とかどうとかいう対象物が全然ないのでありますから、この奥につきましても是非この信用組合或いは金融組合という政府が俸給の何がしかを指定して預金せしめたものに対しては同等のお取扱が願いたいと思うのでありましてこの奥事情も一つ御考慮願いたいと思うのでありまして、通帳あたりも大分もつてきまして各引揚地の税関に保管して、今度これを御送還を御返還を願つたようなむきも多くありますから、この奥も禱れたいと思うのであります。それから先ほど銀行或いは郵便貯金というような面より在外財産全体に対する立場を表明しろというような上岡外債課長から御指定があつたのであります。只今申上げたように郵便貯金とか或いは送金小切手とか銀行というような問題を全体に申上げるのは連絡が多少欠けておつたために

多少食違ひがあつたかと思ひます。但しこゝに在外財産という面から一言申述べておきたいと思ひますのは、在外財産に対して台湾の方からいろいろ証書をおもちこしたというようなお話も御説明があつたようであります。内東州は御承知のよつに終戦後ソ連の進駐と共に共産軍の支那の共産党というようなものの跋扈が非常に多いのでありまして、日本人でも共産主義者の方々組合の組織体に参加しなれば許可されていろいろの行動ができないというようなために、日本人が内地に引揚げる時の財産、すべての持揚りに対しましても、日本人であつて日本人の共産党の連中がこれを阻止し中共が阻止し、ソ連が阻止するということのために、証書書類とか或いは又終戦時において財産がどの位あつてどうだというようなものを処理する方法が全然つかなかつたのであります。従つて内地へ今日帰つてきまして調査会において調査するといつてもその資料は極めて乏弱であるということをお認識を願ひまして、是非この内東州から引揚げたものがよく一つ実情を御聴取になりまして御納得の行くようにして、一つ今後の在外財産の処理の資料にあて、頂きたいと思うので、証書書類そのものだけを取上げて頂きますことになつたら、内東州はおそらく皆然に近い立場にあることと一つ御認識おきを願ひたいと思ひます。以上を申述べまして、私の陳述を終ります。

金子公以、それでは榊太夫のご事を申し上げます、全国榊太夫連盟の理事としておられます金子でございます。本日は榊太夫の引揚者四十万人を代表いたしまして、皆林に心から感謝と敬意を表するのをごさいます。なお、ゆかて本調査会が審議会に拍成りますように希望をいたしておりますので、その際には引読き皆林に御前金が渡るように政府の方々の特別なる御配慮をお願い申し上げます。それと共にその構成の中で、是非矢、引揚者の代表を新卒におかえ頂けるように御配慮願いたいことを第一番に申上げる次第でございます。

実は本日の公聴会は再建整備法その他一連の諸法案が国会に上程される以前に所催して頂くものと待ちをいたしておつたのでございます。併し、適法なことはいたしすでございます。折角によりまして法案が成立いたしました。これが実行に移される際におきまして、一層皆林の模範なる金融機関等への御指導は政府といたしましては御指導を願ひまして、折角の法案が生きて私ども引揚者のためになるように一段の御配慮をお願い申し上げます。先ほど外債課長からの御注意もございました。私も関東州の方のごとく、実は貯金種金の問題について申上げるように最初からう進路をございまして、御注意は若干異なるかも知れませんが、併し、一昨日頂戴いたしました大野会長からの私への招請の御通知には現地の事情を述べるといふような意味のことかございすので、私ども榊太夫にお

ける当時の事情を申し上げまして法案の実地が果に生きて行われるように御配慮を願ひたいと存じます。従いまして私は今更には二十名余の乗取とあるとか或いは在外財産に對しまする占領政策の是非論というふうなものは一切はこれに避けて、早に私ども榊太夫における金融機関と御前金について申し上げます。既明の都合と結構を先に申上げさせて頂きたいと存じます。

第一番目には、北海道拓殖銀行は我々の承諾いたしてあります貯金の全額を返すこと、第二番目には、それに対する刑罰も加算して返すこと、第三番目には、実施の際には必ずや生ずるであろう戦時貯金の社会通念的に処理して欲しい。時間かございましたら信用組合の問題が割合に手付おつたかと思ひますが、信用組合の返金も私どもについても要領の方々に御配慮を願ひたい。こゝに申上げるのでございます。若干説明を申し上げます。

かつ大東亜戦争時烈々としたるや、とき政府は各府県に國庫貯蓄の名におきまして強制貯蓄を創設したものでございます。勿論これは戦意の高揚、戦費の調達を目的であつたらうと存じます。政治の中にございまして東京経済の中にございまして大反響をおきしましては、当時漸く六、七割の消化をいたした程度であつたかと存じておりますか、私ども榊太夫におきましては十二、三割の消化をいたしたのでございます。

勿論大蔵省より全国一ツ折紙を頒載いたしましたか、皮肉な
 ことには、その次ツ割当が非常に高率に居つたのでございま
 す。いわゆる田舎者の正倉とでも申しまししょうか、当時私は
 樺太地方隊長としてその事務を担当いたしておりましたの
 で、如何にしてこれを消化するかという方法を四つたてたの
 でございます。第一番目に、北海道拓殖銀行の窓口へ、
 第二番目は郵便局の窓口へ、第三番目には信用組合へ、第四
 番目には生命保険の契約、この四ツのオ針をたてました。御
 承知のごとく樺太の面積は台湾、九州と等しいのでございま
 す。この広い樺太の金融機関は北海道拓殖銀行一ツだけでご
 ざいます。島内に十の支店を配属してございました。従い
 ますして、私は当時樺太の総支配人でありました現任奥根の
 理事をいたしておりますN氏とその地の幹部と話合ひをいた
 しまして、街頭に立つこと数十回、國の急を救わんとするも
 つは、國を憂するものは拓殖の窓口へと勤務いたしました。
 そうしてこの資金はいつ如何なることかあつても必ず払戻し
 するという確約をいたしたのでございます。これは口約でご
 ざいます。然るに不幸にしまして二十年の八月の運の奇災と
 なりまして、幸い樺太は石炭の状態でござりました。飛行場は
 反軍機は一機もございませぬ、防衛の任に當る十人師団と
 いつのかございしたか、これも又、支離でございます。我
 らの竹槍がこれをカバーする程度しか居つたのでございま

す。必然的に第一ツ折紙全滅と宣告いたしましたして、私どもは
 足手まといになる老幼婦女子を内地、北海道に避難をさせ始
 めたのでございます。そういたしますと、直ちにそれウツ人
 達は銀行の窓口を封鎖いたしましたのであります。銀行の手荷資金
 も程度がございます。又一秒一刻を争つて一人ども多く船に
 乗せて避難しなればならぬときでございまして、幸
 太の拓殖の支店に債務はこつままこれは札幌本店の債務があ
 る。況んや、幸太は昭和十一年より内務省の所管に入りまし
 て内地府県と同等の行政を布いたしてございます。内地であるか
 う何もに配属しなればならぬときでございまして、^{おれ}帰つた^らいんだ
 からと言つて不安動揺を申えまして、短期日ヲ間に約八万人
 の婦女子を避難させたのでございます。

第一ツ口約によりまして、拓殖の窓口へ資金を申しとまづ
 くさせました。第二ツ口約によつて、札幌にだけは支払つて
 もらえるぞと口約をいたしました。別々たる私口約ではご
 ざいませぬ。國家の口約があると自他共に今も考へておる
 のでございませぬか、それが凍結された。どうして現在拓殖銀
 行の帳簿と林する約二億に近、金額がそれであるということ
 が特に御注意が要いたしましたのでございます。以上が骨子でござ
 いますか。甚だお聞き苦しい事には存じますか、幸の災禍、
 往と帰つかにいたしまするために、私自身のことを若干附け
 加えさせて頂きたいと存じます。

私どもは終戦ヲ詔勅ヲ拜しししても、なお、ソ連ヲ空襲絶
撃益々急でございすすつで、いよいよ以て玉碎を覚悟いたし
ました、自分ノ家族は最後ヲ船で引揚させるようにいたしま
した。私、公務ヲ都合がございすすつで、僅かに官舎の玄關
でニ、三分、木杯をして別れました。家族は夏ノことでござ
いすすか、浴衣を着て、もんぺをはきまして、赤ん坊を愛い
まして、おにぎりと、おむつと、生米と木箱にけを掛けて停
車場に駆けつけました。手荷物は一切持たせません。一人ご
も多く金幣を取らなければなりません。それ外別れでござい
す。いわゆる以後消息不明でございすすか、私どもは残り
まして先方ノ命に従つていつへん仕事をしておりましたか、
十二月に成りまして、長官以下各部長と私カ美如身柄を逮捕
されまして監獄にぶち込まれまして、言悟に絶する拷問を受
けるつでございす。更にハバロフスノ監獄に移されまし
て一年間、その後モスコフノ近くまで参りまして、三年ほど
経つて身柄に帰つて参りました。帰つて参りますと、上陸後
一ヶ月して自然退官、退職金七千円ほどを預金いたしました。以
来、接々といはしてあるつでありますか、リュフサツフ
ツで引揚げたということをよく引揚者が言うつでありますか。
私ツ場合におきましては成所から身柄を拘束されましたつで
ございす。家族はおむつとおにぎりを持つてを退いたつでご
ざいすか、これ又そのまゝ、全くの蓄りみ蓄りまゝでござ

いまして、かならず一枚の和服も一本の矢児帯も持たないとい
う恥しい状態にございすすか、併しこれには私はまだ幸いであ
る、と申しおすすつは、尚残存の阿原河地カ木箱までござ
いまして、その木箱の中もつ家族カ同じく招銀の現金通帳
を空しく抱いて生活に働いておるつでございまして、いつニ
カ現金が返るつかという切々たる訴えかたくさん承ておるつ
であります。通日 私どもの在外財産調査員同協会の同大会
クピラを首相官邸ノ近所に駐つておつたときでございす。
若し警察官カ何か取り方ノ注意に参つたつでございすか、
その文句を見まして、こん后ニヒかござさるつか、本當に外地
ノ財産カ引揚者ノ手に返るつか、実は僕ノ親爺はもう八十五
令病床に横たわつておるつた。いつも口へせつように棒太に
残して果に財産カ返つたなら、せめて招銀の現金カ入つたら、
何とかいい医者にカカれると云つておる。年々年々から直
りはござないとは思つておる。ニコピラ玉一枚美しんかと
言つて持ち帰つたつでございす。この状態をどうか政府ノ
方々にも委員の方々にも十分一ツ御稟察を願ひまして、一層
ノ御配慮を願ひなければならんと思つてございす。一体
私ども棒太は國策ノ際カ倒れまして、後住居は若んど本郷を
移したつでございす。戸籍を移したつでございす。さ
から今非常に返籍の困難を蒙つておるつでございす。これ
は別の問題でございすか、本籍も移しまして、墓地も築い

返ってございます。どうして三十年山十草米雪と戦いまして、
 生活の基盤いやできたところに今度の終戦に肩つたのでござ
 います。今更なる土地もございませんし、住むべき家もない
 のでございます。よく戦争の被害は内地外地両いたというよ
 うなことも言いますか、内地の方々は仮に家が焼かれまして
 も土地が残っております。糧が利きます。信用が残ります。
 我々には、申しましたように三十年、四十年外地で生活をし
 て、外地を永住の地といたしましたので、自然生れ故郷とも
 縁が切れましておつたのであります。

乏しきを憂えず、等しからざるを憂うという白話かござい
 ます。然るに銀行の状態はどうかと考えると、これはそ
 ういうものもございまいしょうか。望や店舗を廃放棄いたして
 おります。最近来日いたしましたフィリッピンが國産国が驚
 くのも私は無厘もないと思うのでございます。実は私引揚げ
 て参りましたから自分の生活の度合いもございまいし、実は
 子供も二人家從召に大陸に行つておりました。いつと帰つて
 参りましたので、何か仕事をしなればなりとせんのぞ銀行
 に借入金に参りました。と云うか、お前には担保がないしや
 ないか、それじゃ一つ保証人までと云うのでA、B、C
 という保証人の名前を言いました。と云うかそれではとて
 何事にもならぬ。そんなら僅か一万五千円の貯金がある
 んでございますから、その凍結貯金に対象に貸して呉れん

いさつと、又お前に戻つて、うとう初にならなかつた。
 仕方がありませんから借金にせよ、借りて返さなさいとい
 うお叱りかございます。

私う家族はどうかと申すと、私の家内は、
 ずいぶん辛い事でありましたが、石ナシを売つたり、借入
 きを売つたりして暮らしておつたようございます。さうい
 うところ極度の窮乏に申しますが、米糶失調を申しますが、
 解か目も迷つたのでお前が覚えなくおつておりました。今ど
 もよく言つてあります。そのとき一万五千円の貯金が返
 しくもらえたならばこれは何か影響があらうかとも知
 れませんし、せめてはめくじにならなくも済んだかも知れ
 ません。今どはよくおつておるのでございまいか、これは
 私うことを申上げて甚だお聞き苦しいと存じますか、引
 揚者には沢山のこうした事例があるというのを私申上げる
 のでございまいかから御答教を覆いたいと思ひます。

かような状態にございまいか、折角お前のお借りに
 参りましたとてございまいか今度の金融政策の再整理の要
 地に参りましたも一採り不安なきにしも非ざらざる。そ
 れは銀行さんはどうりう方法に参りまして御座らぬと云
 う言ひはせませんが、最初に申上げました金額の支払いは
 来直にやつて呉れるかどうかということにございまいか。こ
 れは独り北海道拓殖銀行のみでございまいか、他の銀行さ

んにも関係があると思えますので、どうかそろり突につき
 まして引揚者が返と行をしほつて積上げた零細貯金でござい
 ますので、でき得る限りつづいて意味をおきまして、これ
 は払出しをしなければならぬと認うつてあります。銀行さん
 は面商売でございすから、銀行かき出しに支払つて呉れま
 したならば我々といえども又将来大いに立上つて、それぞ水
 銀行さんのよきら得意になり得るということをお考えさせ
 たい。仮に、今新しいお客さんがここに百万円なり一千万
 円の積金をするぞと言つたら、どこの銀行の重役さんも恐ろ
 く自動車に乗つてそのお客さんサービスをするだろう。北
 海道拓殖銀行の場合には約二億円の金を十年間も積つてい
 たらつてございすか、その間の銀行の金の操作の裏から見
 ても、実に私どもは大きな犠牲をお払つておるのぢやないか
 と考えられますので、この際御恩返しをするという意味に
 つて支払をすべきものでないか、かように考えるのでござ
 います。それから支払の実施に当りまして、若干の既り積金
 かできることが想像されるのであります。その理由は申上げ
 ません。併し存るべき既り積金かできないようにこの際債権
 者に通知徹底を図るよう、これは町長監督指導をお頼りし
 たい。それでも、なお若干の既り積金かできるとおもうと思
 像いたします。私どものただ想像でありますか、一億円う
 ち三千万円はできるのぢやないかという考えを持つてお

ます。これは、やはり水にもするのぢやございすか、そうした
 場合は、その既り積金はいわゆる時効にかかつて自然銀行
 の金庫の中に眠つてしまふというふうなことになるようにい
 いたい。これは或いは法的には困難かも知れませんが、社
 会通念の上においては方法があるだろうと存じております。
 例えば私どものような株式会社唯一の団体であります株式会社
 信託するという方法も考えられたいことは存じて存じます。
 よくは私研究したんでございせんからわかりませんが、
 又、重宝積金であるとか或いは維持積金であるとか或いは各
 地に引揚者が散在いたしてありますので、各地の病院に施療
 の医薬を依頼するとか或いは住宅に因つておる人が伏山はり
 ますので、住宅見殺しの積金に返すとか或いは禪太に対する過
 去、現在、将来に対するいろいろな存貯貯方、産業的の或いは
 何と申、いすか、各種の調査に要する費用に返すとかいふ
 るのやり方があると思ひますので、こういうことにつきま
 しても、大前高所より要する方々の御迷惑でありますか、御
 指導御不慮を蒙つて銀行当局が積極的に行うした方針に配慮
 をするよう御配慮をお願いいたします。

大支辨間を経通いたしたつて信用組合の御返付割愛
 いたします。最後に日に日に増加いたしてあります人口の
 増加に伴ひに多生の御願、この二つの問題を組合せて考えます
 際に、七百万引揚者がこの大町郡に産産を産連をもつて祖國

の再建に助力するか、それとも、もう移住とか、海外移住
 とかいうことはこりこりだと言つては向くかという
 分れ目は、一に在外財産処理の進否にかかつておるとい
 うことを私は深く皆様方に御覧慮をお願いしたいというこ
 とを申し上げまして、私の陳述を終わります。大変御無礼な
 ことなりましたと申上げてもどうか御容赦願いたいと存じま
 す。

富田公述人 私は華北引揚代表として今日御出席を承りま
 したことを感謝いたします。先般米管さんが大体言わんとす
 ることを言つてから私の方も私も簡単に申述へます。

私は現在フィリピン賠償問題が政府折衝中でございます
 が、このフィリピンにありました日本人の財産がすでに平
 和条約によつて賠償に充当されるということでもあります
 かと、これを充当された内容を政府は明らかにしておりませ
 ん。これは絶対に内容を発表して頂く必要があると思つてお
 ります。そう次にその在外私有財産に対し政府が補償をさ
 れることについて折衝がありましたかどうか、これは是非
 この委員の方の取計のいかによつてはつきりヒ致マにこれ
 を承して頂くということを持にお頼りいたす次第でござい
 ます。是非先ほど済み申しております私等賠償の被害を
 御承知が御座りますれば、これは賠償に充当されるのです
 からこれは政府補償を要求するつてございませぬ。

その次に、私は華北の北京から引揚げを済ませましたので

接収の状況をお知らせいたします。私は北支那全土に亘つて棉花
 の生産、集配、配給を取扱つておりました。その当時接収地
 における政府の北京公使からの在外財産評価承認証というも
 のを頂いておりました。北京ではこの資産負債の勘定をけつさ
 りここに現わしましてその残余額がいわゆる在外資産として
 残るものでございます。これに対しては華北の守備第十一戦
 区司令部の陸軍上將ソンドンチエウが二の書類を持ち帰つて
 いわゆる國家の賠償に充てるものだから、債権債務を証明す
 る書類としてこれを持ち帰つてもいいというふうにはつき
 りした判を採したものを持つて帰りました。この間私は責任
 者として留用されてしまつてしまつたまま私は支那語がわか
 るものだから持に残されて、全部の接収を完了したからも
 うこれを帰つてもよろしいというつて、これを帰国の承認書
 でございませぬか、若しこれがありませんと戦犯だとか何とか
 に向われぬ怖れはないか、いろいろその当時在外財産
 の調査要綱その他書類が附属してあります。私は最初の給
 付も状況が非常に悪くなつておりましたからこれを帰つて帰
 らないに何も改に立派なというつて、向うの華北全土に亘
 つて事務所がございしたから、この事務所別に接収する
 というつて、これは言葉次第で向うの中華民国政府の農林
 部が接収したという大きな責任を頂いて参つておりました。それ
 で今後いろいろございするものから処理してやろうというつて

36
で預貯金に之を以つて戻さしめて政に結構な事と思つて
おります。その中にこの個人財産でなくともう一つは預
金その世に全部接收されていくので、これは日本銀行関
係のもつてはこれによつて又即ち整理したいということであり
ます。なお在外預貯金も為替関係にわたつて申上げるのはち
よつとごうかと思ひますか。先ほども御注意がありましたか
た。二でお願いする時は先ほども公債借入金とは、今度の
預貯金は全然性質が異なるもので前回は公債等の借入金であ
るか、これは銀行の債権債務の関係でございますから前回のよ
うに政府の勝手に債権者である我々の意向を聞かずに一方の
解もなしに一方的に債務額を打ち切つたり又換率を勝手にき
りて、どうして債務金額を打ち切り支払い、こういうこととせ
つておるのに対して御承知通り係争問題として今訴訟中で
ございます。なお、これと別個に御承知したいと思ふこと
は交換率にヒトでございますが、交換率は大体華北では昭
和十七年三月に日本内地と朝鮮満洲華北とが同一のブロック
制がいかれたのでございます。それで百元パーということ
でその後銀券一円は日本一円であるということに存つて、
これらも地域の輸出入貿易が、或いは送金も為替もみな百元
等価計算を以つておるわけでございますか。先ほどの百元一円
というところは甚だ不当な相場であるということでありま
す。又次に、銀行預貯金関係では今申しますように債権債務

37
の準備でありますから、こんなことを申上げるのはちよつと
蛇足かも知れませんが、いわゆる債権債務の整理に存れば、
特に閉鎖機関である各銀行は、この債権債務の整理をされる
その当時における全財産、内地にある財産又は海外にある財
産、すべてを合せてこれを整理財産として提出してま
らつて、どうしてこれを債権者にはつきりとした数字を見せ
て、これによつて整理をして頂くのか債権債務整理の常識と
なるかと思つております。殊に金融機関の再建整備法に
よる附則とか何かといつて我々の預金がこの中に全部入れ
られるとすれば、怖つて来ておるものも預金か踏んだり蹴つ
たりというような悲惨なものでございます。そこで私は再建
整備によつてこういう懸念が通達して行くものとすれば、我
々の債権に対しては再建整備機関としてできたその機関の株
式も十分に分配して頂きたい。又又債権額に満たない場合
には我々は全額を一時に要求するつもりはございませんから或
いは等額償還にして頂くとか何とか別途の方法を特に御考慮
したいと思つております。若しそういうふうなことでなく
今五割打切りだとか二十万打切りだとかといつたま
うなことがあると又係争問題でも起し、或いは不満と感ずる徒か
どういふふうなことを起すかわからずいへるふうな懸念に
堪えないこともあると思つております。このように不均衡
な方法には六百万引揚音の承服できたいということを申上

げて是非今申しました要求をお入れ下さるようお願いいたします。

大野会長 では皆さんからのお話、確に拜聴いたしました。更に今日
の御参集に存つて居る方で何か書かれたものをお持ちになつて
いるようでしたらば、若しできればそれを分配するために
提出していただいて各委員に配布するように、手続をするよ
うにしたいと思ひます。それから今御意見、或いは事情い
ろいろお述べになつたのですか、御意見に關しまして我々が
今特別皆さんに申し上げることは存じりですか、今までお述べ
になつたうちどの事實について政府の側において或いは誤解
があるうじやないかと思はれるような誤りがありましたら御説
明をしておいて頂いたほうかいいうじやないかと思ひますし、
それから殊に北海道拓殖銀行等についての具体的なお話があ
つたんだか法律を通過すればでき得る限り速やかにこれを実
施に移す、折角できたものを何かいろいろの手続の日に時
間がつかつてはこれは今すぐ遅れている上に更に遅れるとい
うことは、金額等については不満もあると思ひますが、でき
上つたものだけは速かに実施するよう是非我々としても希
望したいと思ひます。それからその取扱いについての各金融
機関ができ得る限り親切に、そして余り仔細なことでかた
かたしないように、そして敘述に一つ実行に移されるように
お願いしたいと思います。そしてただ答申したということ
で終らないで時々いろいろ府支松商になつて、いろいろ

いろいろな支払状況であるかということも一つ各委員に対し
て御報告をお願いいたします。そうして若し我々が更に力え
ることかあれば速急なく従来同様に申し上げるから一つ政府
においてもお考えを願つて、とるべきものかあれば早速二枚
を実行に移すという事柄にお考えを願ひたいと思ひます。何
かほかにも今日お話に關連しまして御質問なり或いは政府に
対して御希望等のことがござりますれば、この際一つおつし
やつて頂きたいと思ひます。

上田純明氏 私から率直的にうまつと、大体皆さんからお話し下さ
いましたことは、御希望の裏それから今までやつておきます
ことに対しての事実の裏と相違しているか或いはお見通の裏
で今までもうすではつきりしていることというふうな誤り
はもうすつと満足として頂きます。

いわゆる三法と呼んでおります金融機関再整備法の改正
とそれから市町村債の改正それから在外会社令の改正のう
ち市町村債令と在外会社令のほうは昨日参議院の大蔵委員会
を通過いたしました。それで今日は、本会閣で可決になる予定
であります。金融機関再整備法のほうも今日くらい参議院
の委員会を通るのではないかと考へております。可決に存
りましては政府の真意を察しとらさせていただきます。それから大野
会長がおつしやいましたように、公布に存りましたら、でき
るだけ速やかに法律を実施いたします。委員の書翰方には

刻々率高と御報告もいたす予定でございますか、特に樺太関係でおっしゃいました北拓の預金の問題は私たちが現在までに銀行局の説明を聞いておりますところでは、幸いにも北拓関係だけは全額利子までつけてお払いできるようなことを言っておりましたので樺太の金子さんには喜んで預けるかと考えるのであります。その他のところにつきましては、これはいろいろと意見もございませうか、必ずしも樺太のように行かない、それが現在の金融機関再定整理法の関係の事情のようでもあります。それからここにお集りの引揚者の働きが御存じかと思ひますか、蛇足までに御説明申し上げますと、在外公館借入金の問題でなく、いわゆる蓄積会というつかできておりましたか、これはあくまでも向うで借入れた現地通貨と日本円との交換比率を如何に適正に定むべきかという意味の蓄積会でございます。併しここにおいでになります在外財産問題調査会、今度蓄積会に改組になりますか、こちらの方はむしろ預貯金の問題、送金小切手の問題は在外財産の大きな問題の極く一部分として実はその問題の扱い方に対して政府の考え方、むしろこれは調査会を待たずに政府で考えておりましたことを調査会が充足いたしましたので、調査会の管轄にも政府の考え方に御意見を言つて頂くという形が御答申願つたような関係で、この調査会はおつて大きな問題に対しての調査会でございますので、レートの問題、特に北支

の、例えば華北の百元が一円とした例が在外公館等借入金の場合オレートが可変云々ということにつきましては、直接この調査会として御答申をすつたんじゃないやなくてただ理論的に、例えばこれも今日の冒頭の討論の中でしばしばおておりましたか、送金と預金との支払の場合の性質的な差異を認むべきかどうかという、これはどちらかという理論的なものである。殆んど理論的なものか、経済的な問題として御答申を得たような次第であります。それで引揚者の方々か引揚げ当分の気持を考慮しておられることはあれでございますか、その性質が違ひする中でむしろ引揚者の方に有利になるようなことでも公館借入金へオレートと預貯金の支給にどうつたらどうか、そういうふうなふうに抽象的に御答申になつたのであります。ここにおいでになります調査会の方が百元一円ということをおきめになつたわけではございせんので、誤解のないようにお願いたします。そのほかには、例えば台湾の方から申されおした事実の問題等につきましては、今後担当のところで研究いたしますが、調査会の方は、そういう別にどうということはないのであります。以上であります。

大野会長 調査会として蓄積会することが決まると思ひますが、その途中でも又或いはお考えを伺つておいたほうがいいというふうな場合にはこれだけに限りませんで或いは御意見を頂くことが起るかも知れませんが、どうか一つこのように御

了承を言います。ほかに何かございませぬですか。それでは次に郵政省の方からお話を伺うことにいたします。

小野 野
野金局長 御多忙中のところ前回非常に急いで伺って御答申を頼いましてありがとうございます。先ず衷心よりお礼を申し上げます。御答申の内容そのまゝの内容で法案を作成いたしました。法案の表現の仕方にはいろいろ微妙な点もございしましたが、法制局の方面にも非常に御意見を拝借いたしました。これならどうだろうかというところで御答申の趣旨通り、而もその趣旨が極めて直截簡明に表現できるような形式で法案の作成をいたしました。その後ろを通を申し上げます。衆議院では、これは提出の形といたしましては、郵政省担当の提案^{提案}とっておりますので、審議は郵政委員会に付託されました。衆議院のほうか前後四、五回委員会がございまして、結論的に申しますと、先週土曜日は八日に委員会が済みまして、月曜日の十日日本会議で衆議院が終了いたしました。衆議院では郵政委員会のほか一回ほど別のあり銀行関係の三法に関連いたしました。郵便貯金の面についても関連意向をしたいということでも引揚関係の特別調査委員会の方に一回審議がございました。これは内容が非常に簡単に済んだのでございませぬか。主として審議の中心は郵政委員会におつたわけでございます。そう他いろいろ引揚関係等からももつとそつ支払の条付を刊にといったような陳情もありませんし、いろいろ郵政委員

の中にも各党によつて態度は違つておりますが、さういつた政治問題を含んでおりませぬし、殆んど各党とも一致して案の内容には賛成であつたのでございませぬか、多少さういつた少額野金の支給についてこの案よりももつと有利にといつたような動きもございしましたが、これはまあ終局的に申しますと、果して修正をするとして呑めるか呑めないか、そのほうの懸念を受けたさうなわけでございませぬか。その裏はいろいろ在外の委、特に銀行の面金等の提出せられております。それとの衝突等もございませぬか、これをいいうれぬということに非常に困るので、まあ修正は不可能だということでお答えを申し上げました結果、まあ案の通りで月曜日の十日に衆議院が済みまして、その向う議院の方面におきまして、会期の関係等もございまして、或る程度会期延長は予期しなからうも、趣旨として非常に結構な法案を早く処理したいという気持ちも強かつたのでございませぬか、正式に付託に存ります前に予備審査の形で四回ばかり審査を受けまして、衆議院の済みまして翌日午前中、即ち昨日に参議院の郵政委員会に付託に存りましたが、これはもう事前に予備審査で十分疑問を尽しておりますので殆んど意向を、採決に入りました。昨日郵政委員会は済みまして、今日の参議院本会議にかけられる予定に存つております。先ほごの模様では午前十時開会の手続きもつと済んでございませぬか、さういふ

三時半ごろから開会に存るたろう、議案の第十二番目に入つておるそうのございますので、大体今日の本会議では別段に緊急動議その他関係と予定の変更か存れば済むものと考えられます。さういつた状況のございますので議案のほうの関係も答申の御趣旨通りに成る見込みがつかました。これに関連いたしまして、実際に支払をいたすことに存りますと従来の支払を制限いたしております大蔵省の政令の一部を削除して頂かなければ存らないことになりす。これは銀行関係の三波の共通の問題のございますか、そのほうの措置さえして頂ければ支払はできるような状況のございます。事柄の趣旨から申しまして私どもといたしましてもできるだけ早く終了いたしたいいうのございます。国会方面の簡便でもできるだけつんべんだつりと所か存いで、早期に最終解決を見るやうにという要望も非常に強かつたのございますので、早急にさういつた手配をいたしたいと考えて存ります。議案の内容は答申案の内容そのままのございますので、保欠といたしましては尤々承るございますか、これにつきましては甚だ勝手のございますか御説明は存望して頂きたいと思存ります。

大野会長 払戻しはどのような郵便局で扱うのですか。

小野野 局長 これは各郵便局で取扱います。

大野会長 三等郵便局でも――

小野野 局長 はい。

大野会長 三等郵便局あたりでどうと無理な費が払はるはせんかと思存し、三等郵便局までしてもらうわんと、やはり違ふ郵便局まで行つておつたら零細なもつともうううに液體にたけがかつてしまつて、払戻す金額が存らなつてしまつてしまつて、さういふ、その前だ一つよく三等郵便局の取扱番にわかるよう存、御趣旨のうちに成るやうな指令をおして、そして十二つか存いように一つ異例か何か存ける。さういふ場合はさういふやうなことで、一つ支障なく行わせるやうにしてもらいたい。一等郵便局にさういふやうに成るは非常に困ると思存するか、而も三等郵便局じやどうもわけがわからんではどうにも存らんという虞れかあつたと思存ります。さういふ虞れに、この御趣旨を承りておつて頂きたいと思存ります。

小野野 局長 御趣旨通り三等郵便局、昔の持込郵便局のございますか、この方面にも十分に内容わかるやうに内部の整理を附して存ります。と同時に昔の一等局におきましても院庫等の問題に存りますと現場では存か存か困難のございます。それと一応は東京とつかわる郵便局とは別つ場町にございますので一般の内配の郵便貯金の払戻しと同じやうな方法では存りせんので、一旦郵便局では通帳を預りまして、関係の東京の所管へ持つて行きますして、そこでちゃんと整理をいたしまして、簡便に存ら前払いつ紙番と御本人に送付します。そして野金通帳につけてもらうたいという存らこれ日新紙の通帳に

書換えすしてお送りするよういたします。

大野会長 何でも時間が余りかから存いする方を方法をいつて頂か存い
と...。どうも大変おりにかとうございすした。

次に高議会の官制の審議状況を内閣のほうから御説明して
頂こうと思ひます。大竹さんどうぞ。

大竹専事官 総理府の大竹でございす。只今の調査会を高議会として
法律上の授権にいたす案はざつと前から準備がされておつた
のでございすか。衆議院の内閣委員会に防衛関係の法案と
な定員法とかいろいろ問題の法案が稱映しておつた関係で、
しばらく提案を待ておつた関係で、遅れておつたのであり
ますか。四、五日前にそれも片づきましたので、総理府設置
法の一部改正として提案いたします。明日午後政府からそ
の提案理由を聞きたいという形が来ておりますので、明日身
たりからどう審議に入ろうといつた状況でございす。中味
については恐らく与野党を問わず問題は存いもつと信じてお
りますか。ちよつと御報告申上げます。

大野会長 それから何かほかにも...

この次の予定をどういたしますしうか。この次も公聴会ヲ
続さすね。それでは今回は二十一日の午後二時から開く
ことにいたします。

午後 四時十分衆会

秘

昭和29年5月21日(金曜日)午後2時

於大蔵省第2分室

在外財産問題調査會
第十二回會議々事録

公報

在外財産問題調査会第12回会議

場所 大蔵省第2分室

日時 昭和29年5月21日(金)午後2時~同4時

出席者

委員 大野竜太(会長) 遠藤津孝太 松島鹿次 宮崎太一

宮沢俊義 柳井恒夫 (50音順)

幹事 総理府総務事務官代理 大竹政男

大蔵省理財局長代理 酒井俊彦

厚生省引揚援護局長 田畑繁男

説明員 外務省アジア局第1課長代理 小林春彦

大蔵省理財局外債課長 森鼻武芳

同課長補佐 田中弘一、同 葉吹秀雄、同 酒井保雄

同 藤崎藤雄、同 伊勢谷浩

陳述者 藤江勝三郎、藤田元孫、美濃谷善三郎、山口重政、

北条秀一、麻戸忠愛

在外財産問題調査会第12回議事録

(昭和29年5月21日、同午後2時)

大野会長 これより会議を開きます。今日は公述人の方のお話を伺うことになっておりますから皆様方適當な順序でお話して頂きたいと存じます。これには御一人十分の予定、と書いてございますが、十分というものをそう厳重にお考えにならないで、多少お延びになりましても差支えございませんから一つお話しさせていただきます。

藤江陳述人 私台湾の藤江であります。今日この機会をお与え下さいましたことに対しまして深く御礼を申上げます。台湾の立場につきましては第一回の公認会におきまして大体説明されておると存じますので、私は要員だけを申上げることにはいたしたいと思うのであります。台湾は御承知の如く、明治二十七・八年の戦役によりまして、清国より割譲され、当時諸外国に対してもその旨を宣布されましたところの交渉は日本の領地であります。爾来五十数年間親子三代に亘りまして不毛、未開の土地を開拓し、血と汗によつて築き上げたところの財産を一瞬にして取上げられたのであります。併しその後その返還は勿論、何らの補償さえも与えられませんでしたので、瀕死の状態に追いまわされていますのに、政府当局の皆さんとは申し上げませんが、特にその局に當っておられます方が、これに対して何等の策も樹てませず、今日に及んでいることを遺憾に思うのであります。領台当時樺山初台總督が諭告を發してあり

ますが、その報告の中に台湾において従順に暴勢に従事する
象徴は、終始完全な保護を享受し得るといふことの報告をさ
れております。然るに政府は民衆の保護どころではなく国益
となりますところの莫大なる資産の返還を請求しようともさ
れておらないのであります。その資産と申しますのは、台湾
は開戦以来終戦の日に至りますまで内地以上の爆撃を受けた
のであります。その国民の損害は多大なるものがありますが
私共の申上げます資産と云いますのは、その爆撃によつて失
われたところの資産を指すのではないのであります。その爆
撃によつて残されたところの正確なる資産であります。これ
に対して引揚げに際しまして、一々明記されておるところの
証明書、即ちこれを中国では正札と申しておりますが、それ
を各人に渡されておりますので、いづれも持帰っておるので
あります。かくの如き明確なる事実に対して政府は何故請求
の手續きを取らないのであるか、甚だ不審に堪えない次第で
あります。この政府の然のなさや国民に対する思いやりのな
いことに対して、我々引揚者として、政府は一体何をしてお
るのかと言いたくなるのであります。或いはお崩さの管轄の
中には、それは政府として国の賠償問題に関連しておるの
ではないか、というような懸念もあるかも知れませんが、そ
うした懸念はないのであります。何故かと申しますと、一昨
年河田全权が台湾において取り結びましたところの日華条約
の中においてその条文があるのであります。中華民國は日本

国が提供すべき役務の利益を自発的に放棄すると了解される
からであります。この解決に対して政府はいつまでも放棄し
ておかれるようでありませば、その責は政府にあると思
うのであります。従つて我々国民の損害に対しましては、政府
は負担しなければならんことになるのであります。これ
らの詳細は別に認めておいておりますが、これを御覽下
さいまして宜敷く審議を仰ぎたいと思ふのであります。

次に台湾の立場につきましてこゝに二項目の御主張を特
にお願ひ申上げたいと思ふのであります。その第一は日本人の
台湾に残置せる私有財産の返還方を中国政府に対し強硬に交
渉を進め、急速にその解決を図り、特に日本の国債、社債類
を直ちに返還せしむること、この国債、社債などは向うが保
管しておるのであります。或いは開く所によりませば、こ
れは登記各が多いのでありますから、それを内地に持ち帰つ
て取売されておるような弊もあるのであります。これなどは
只向うに保管しておるのでありますから、直ちに返還さして
いふと思ふのであります。その第二は引揚者に治路を得てし
むるために中国政府が認承いたしましたところの正札に基い
て、政府において速やかにその賠償の方法を講じて頂きたい
ことをお願い申上げる次第であります。こゝに別認めてあり
ますから御審議したいと思ひます。尊疑うございませぬ。

藤田 藤田 人は中支館 上海から引揚げて参りました藤田でございます。
今日は私共のために公聴会をお開き頂きまして誠に有難うご
さう。

ございました。前回の公聴會並びに只今台湾代表、その他、後
程各公運人の方より大体同様の内容を言われましたいろいろな
お話があると思いますが、特に前回の公聴會のうちの北支の
鈴木代表が深憤をいたしました内容は、やはり中支那の場合
にも、徴られているところの精神と同様でありますので重複
いたしますから改めて申し上げます。その英御了承願いたい
と思います。私は只今特別な題として申し上げますと頂きたい
のは、今度の在外資産或いは郵便貯金或いは先達で解決され
ました在外公館等借入金などに適用された換算率の問題でござ
います。これにつきまして簡単に申し上げます。

こういった場合におきましては、その問題を取扱われます
ところの当事者の人格と識見よりもむしろその担当者の方の
立場そのものが問題の処理にいかにか重大な影響をもたせるか
ということをお共は痛感しておるのであります。暹日在外公
館等借入金の処理に当りましても審査員の一人として中支那
からは岡崎吾平太さんが指名されたのであります。その結果
に私共は非常に期待しておったのであります。我々中支那
引揚者としては誠に不満足な結果を得たのであります。今日
政府が準備券の換算率を誠に無難作に二千四百分の一に決定
せんとしておるようであります。が、この率は在外公館等の
時に、適用されたところの率を参考としてなされたものらし
いのであります。従って在外公館関係において右の率が発
表されました時の中支那引揚者の岡崎氏に対する不満の感情

は、今又新たにものになって参っておるのであります。それは
必ずしも岡崎さん一人の責任と解するわけではありませんが
不幸にして当時岡崎さんは借り倒れの立場であつたのであり
ます。我々は貸した方の立場であつたのであります。この正
反対の立場の方が調査委員会の委員に政府から指名されたこ
うことは私共は何となしその当時、不満に思つておつたの
であります。併し幸い今日の審議会の諸先生方は何らそう
いつた不自然な関係がないように採察されますので、どうか
より一層私共の申し上げますところの事情について同情的に
お聞き取り願いますれば幸せに存ずる次第であります。

冒頭に申し上げましたように私共のお願したい英は本問題
に対して今日中支那引揚者の主張の一つは換算率は二十四分
の一のレートは決してできないという一点でございます。私
はこの代表として、当初私達はその七十倍の供託金を預金し
まして送金した例もございまして五・五倍であるところの
率を採用された。こう念願しておるのであります。簡単に
ございすが宜敷くお願いいたします。

美濃谷達人 私は滿洲関係の美濃谷吾三郎であります。總務庁の参事官と
いたしまして建國以來ずっと滿洲国の政治に多少共働を以
ちまして、終戦迄滿洲におりました。残りまして後始末まで
民会側と共に参りました。滿蒙同胞後援會が終戦後出
来まして以承九年になりました。その間滿洲から百二十万の
我々の同胞が引揚げて参りました。これに対するいろいろな

後援事業をやつておる中で、特に在外財産問題につきましては、非常に関心を持たれていることが益々多くなつていふやうな感を受けるのであります。田辺さんもこゝにおられますが舞鶴の引揚げが昨年中共から約二万七千何百人、ソ連からのオ一次、オ二次の引揚げで、いろいろな後援或いは相談を受けておるのであります。その殆んど大半が後援財産に対するところの非常に関心でございます。どういふふうになつておるか、政府はどいふ風に我々引揚者に対して処置を講じておるかといふようなことを舞鶴の後援事務所において非常に多数の相談を受けて参つたのであります。満洲は各諸先生のよく御承知の通り両東軍と対滿事務局と或いは拓務省等の政策によりまして百万人後援問題というものが板垣参謀長の提案かどうかわかりませんが、私々満洲に恥を奉じておりましたときに盛んに流布されてどんとん満洲に進出しろ或いは半強制的に我々は移住せよといふ言われても通言ではないのであります。この開拓民或いはせういふふうな半強制的に送り込まれて参りました人たちは、満洲の真地、私等は奥地と申しておりますが、誠に参々たる天地に若い青年或いはいろいろな事情のもとにおいて送り込まれた連中が実に夥しい数であることは御承知の通りであります。私はこれは大きな日本の政府の責任に沿つて満洲移住であるといふことを一つ御記憶願ひたいのであります。オ二には民間側の満洲進出であります。これも満洲の戸数を繕ひてみましても分るやうに

四十年の歴史と粒々辛苦誠に血と涙の結晶によつて生かされたところのものであるといふことは、満洲ということをお聞きになりましても皆様方よく御存じのこと、存するのであります。まして現在引揚げて参つておりますところの連中の中に三十才から四十才程度の方は満洲で生れ、満洲で育ち、満洲しか本當に知らない人はかりであると云つても過言でないと思うのであります。私等の子供達はいわゆる満洲をオ二の母国、オ二の祖国であるといふふうを考えておりました日本の事情は殆んど知らない連中でありまして、この大半の連中が敗戦という一つのことによつて、全て簡単にこの尊い事実を抹消されて物心両面の問題を簡単に放棄し、又見捨てて顧みないこの勇氣につきましては、私達といたしましては日本人としてはこういう態度でいいのであらうか、日本精神と申します、こういう奥において、いさか欠けるのではないかと伺ひが残詰のように思つております。このことが現在引揚者二百万人全体の懐数を覆つておりますところの唯一のものであります。これは政府といたしましては全責任をもちつて速りに解決して頂き、又最大の力を払つて頂きたいといふことをお願い致したいのであります。

私は課せられた問題は満洲の郵便貯金という問題であります。その前提としましては満洲におりますこの建国以来政府は僅か十五年でありましたが、長い歴史を考えますといふ

と、いわゆる個人の財産に対する政府の確固たる補償がなされたならば今後、海外の進出、或いは海外発展今一帯日本で問題になっておりますところの人口問題の解決の一助といたしまして、個人の財産の補償を政府がなされなかつたならば、到底海外の進出とか、海外の政策というものは恐らく空念佛になりまして、世人は決してこれを本気にしないだろうと思うのであります。その意味におきましては私有財産に対する政府の確固たる補償、現実の在外財産だけでなく、将来におきましては、この補償ということは真刻にお考えになって頂きたいと存するのであります。満洲におきます在外財産の問題につきましては後刻北条氏からお話があると思いますが、満洲に放棄してきた残置財産というものは問題ではない、いつとれるか分らないというようなことを言われまして極めて悲観的に見ておられる方もあるのであります。又半面には高柳博士の如きは他の地区よりは總括的に取る有利にこれが解くことができるのではないかという見方もありまして、殊に満洲から引揚げて参りましたものは、台湾、朝鮮、樺太のごとく完全に何らかの曙光の見えるおるといふのと違ひまして全然お先真暗でありまして、どうなるか分らないというような情であります。併し私達はこの台湾、朝鮮等の在外財産については多少なりとも解決し、多少なりとも見通しが付くならば、それと同様な条件と私等は敢て申上げませんが、多少とも似通っております条件で満洲におきますこの向を断つ

される時期がまわるのではなからうか。これには益々我々努力しなければならぬと深く信じて居るのであります。勿論日本政府が対満投資をいたしましては、最初六十億もあるようでありましたが漸次減えまして百億以上になっております。又民間側の投資額は二百億以上と称せられております。勤労資産に対する評価を考えれば殆んど満洲全体に対する日本人の投資額は無尽蔵ではなからうかと思われるのであります。これが終戦と同時に私等民会を組織いたしましてあらゆる證券類を日本に持ち帰らうというような運動を起しました。新京、奉天等においていろいろの困難を御存し、證券類或いは預貯金河越等の証券類を回収いたしまして三百枚はABC(或いは一類、二類、三類というふうに区分いたしまして送り出したのであります。不幸にして各機関を調査いたしますれば、連戦軍の手で引抜かれて満洲の貴重な資料がございませぬ。滿洲国におきます統計的な立派な資料は多くなくて、加えて、個人の財産に最も重大性のありますいろいろな證券類というものは半分以上なくなっている。併し幸うじて着きましたものは各地区に保存されて目下整理中であります。我々が真刻になって持ち帰らうといたしました満洲の證券、証券類が大半なくなつておるといふことは実、最の痛なことでありまして同時に、引揚げて参りましたものはこれは別償の方法によつて補償されるのではなからうか。事実! 現地において参りました財産について何らかの補償

してくれるのではなからうか、とこれへお尋ねがわかって
いるのであります。こういう中には先般私どもの方の満洲
胞後援會に対し川崎市の橋本真治さんという六十七才の方で
ありますが、この人は満洲の安東で、満鉄の消防署長であつ
たのであります。三月の下旬に私共の或る會員の人が恐らく
満洲の財産というものは不可能ではなからうかというような
ことを一寸洩らしたために、自殺を図りましてやつと一命を
取りとめたというふうな悲惨な事実もありません。又先般の在
外財産の懇談会においては大阪から七十才の方が發言
状を持ちまして上京し、自分は例れても宜しい、体を張て
もこの在外財産問題を解決したいという願ひから總理官に
参込んで行った方もあるのであります。こういう奥から
申上げますと、いわゆる戦時犠牲者に対する公平なる目録と
しての権利と申しますか、これは特に満洲各地にごさいす
ものどもには特別の温情を承まわりたいと思うのであります。

次に郵便貯金問題であります。これも先般オーストリアの公使
全のときはいろいろお尋ねがあつたと思ひますが、通書はま
ぐらに入れて、シベリア或いは中共地区を放棄して、
胞があるのであります。先般関東州の齊藤さんが申しまし
たように、終戦時における強制貯金については、日本に居つ
たならば郵便局も私戻してくれるというふうな約束があ
りしたために、他のものは捨て、貯金通帳だけはとくに
ペリヤ地区、中共地区におります連中は、これを持っておる

というふうなことを引揚者の方から聞くのであります。これ
に対して私達はどうしてもはっきりとした政府側の態度と
これに対する補償をば要求いたしたいと思ふのであります。
この郵便貯金は満洲では特殊事情がございまして、昭和十二
年に當る農林四年の三月に、郵政貯金法及び郵^{政貯金}法が制定
されたのであります。同時に同年十二月の一日に御承知の通
り、治外法権の撤廃、満鉄附屬地行政権の委譲を見るに至り
まして、こゝで満洲におきます日本人、満人五族協和したか
らこういう連中の郵便貯金が完全に一元的に運送されることにな
りまして、どちらに属しても同じだということから
日本人に因りましては満洲の郵便貯金をしようか、南九州の
郵便局に預金しようか、同様に扱われ、預入れも支払いもす
るということとずつと終戦迄及んで参つたのであります。引
揚げ後昭和二十二年でございまして、證券整理事務所が設け
られまして、先程申しましたように、満洲から送り歸された
郵便をば開封してみたのであります。郵政貯金と郵政爲替は
相互発行されておりますが、全額から見ますと概々たるもので
あります。返付追込の爲に私のほうの私費が参りまして引
受いたしました結果、郵政貯金の件数は目下日本に到達い
してあります件数が三十四万四千七百二十七件、金額に
いたしまして一億七千余万円ということになっております。それ
から郵便爲替は一万九千四百四十四件、金額にいたしまして、千
二百九十四万三千四百七十九円九角五分ということにな

りまして、茲に零碎なものしか到着いたしておりません。件
数においても、金額においても極めて徹底的なものでありま
すが、日本の国策に順る忠実に服従しました結果、正直者の
やったこの預金というものが当然今度は私債しをして預ける
ものと、多くのものが期待いたしておりますし、私達の方に
参りましても、この分だけでもいいから私債してくれという
ことも申しておることを御参考にお上げおきます。で、郵
便貯金問題は広い意味の外債の問題から見ますれば、極
めて小部分でございます。満洲の事情といたしまして一番関
心を持ちますのは、送金小切手問題と預貯金の問題でありま
す。この七〇%以上と申しませうか、殆んどが横濱正金銀
行に吸収されておるのであります。横濱正金銀行は満洲にお
きまする日本側の唯一の銀行と言われておりまして、終戦の
ぎりぎりまで、九月十二日のソ連の連駐の前日まで、私達が
正金銀行に相談に行きますと、月末で払うから、大丈夫だか
ら正金銀行に預けなさい、他の所では駄目だというので、関
東の兵隊その他も日本金で待つておりますのでこれとどんと
ん兌換いたしまして横濱正金に預け入れたのであります。が、
然るに帰って参りますと、いつの間にか東京銀行という名前
に変わっております。又参進聞きますれば、為替專同銀行にな
るといふ事もあります。誠に残念至極であります。この問題
は来るべき二十六日の在外財産補償要求の引揚者の総議起大
会におきましては、必ずや大きく取上げられると同時に恐ら

く千三百円程度で進払うという正金銀行の意向に対しまして
は、徹底的に斗争が行われると思うのであります。私達はこ
れに対して制止することができないまでにはかなりの行動を起
すような気運が今全国から刻々と伝わって参っております。
私達はできるだけ總便にこの問題を解決したいと思つて
であります。横濱正金銀行に関する限りは満洲の引揚者は決
して黙視しておらないと思つております。このことはよく
御承知お願ひいたします。

最後に私は一歩進めまして、この調査会が強力に引揚者^(ソコ)
についてどうぞ親身になつてお考え願ひたいということであり
ます。つまましては調査会の委員の中に引揚者又被害者の代
表、そういった人をば加入せしめて頂きまして、広く深、
この委員会において速やかに追求して頂きたく存するので
あります。総議起大会も二十六日に迫りましたが本日の公聴
会で申し述べました問題は七百万全引揚者が異動になつて討
議しておりますこの会場における動きをば最大限の関心をも
つて見守つておると存するのであります。賢明なる委員諸先
生におかれましてはどうぞ満洲の事情はかくの如きである
ということを御承認下さいまして最善をお尽し下さいますよう
呉々も懇願いたします。

山口公選人 私は朝鮮関係の山口と申します。朝鮮には三十五年余りおり
まして、朝鮮殖産銀行に努めておりました。それから終戦後
はあそこには、軍政府の懇請によりまして、三年

ばかり、止まっておりました関係上、この時代の最終の状況を多少知っておるといったような関係にありません。

最初に朝鮮の現地の状況は、どうであつたかということをご参考までに申し上げてみたいと思います。当時はなにしろ混沌たる時代でありまして、これを詳細に亘って申し上げますればなかなか短い制限時間内では御了解行くまで申し上げることもできませんので、極めて簡略なところを申し上げます。朝鮮は御承知の通り日本の統治下にありますが三十五年終戦と共に切絶されてしまつて、結局そのために皆さんの非常に御心配を与えておるといふような状態になつたわけがあります。終戦当時どの位の日本人がおつたかと申しますと、はっきりした正確な数字は分りませぬけれども、大体戸数において十八万戸、人口において八十万とこのうに想定されております。そして終戦と共に御承知の通り三八度線南北に別れ、北はソ連の占領治下となり、南は米軍の占領治下となつたため、日本に対する処遇というものに非常に違いがあつたのであります。それではどの位の者が北におり、どの位の者が南におつたかといふと極めて概算でありますけれども、北の方には約四割八千戸、人口に二二十七万人或いは三十万人以内、南の方は六割十一、二万戸であり、四十八万人といふような分類になつております。次に終戦後におきます我々同胞の被りました被害の状況について申し上げますと、人の数から言えば北の方は約三十万人、南は約五十万人

といふうな関係になつております。北の方は御承知の通りソ連の占領治下であつたために、これは帰国を許されず、むしろ拘留されるといふ様な状況になつたのであります。ですから向うから帰つて来た人は丸死に一生を得て逃れて出て来たといふ惨状たる状況でありました。これにみまかえて南の方は、これは止まることは無論許されません。“皆帰れ”と言つて追放されたような訳であります。終戦後最初は命令で引揚げた者もおりますし、或いはその後アメリカが来たのが六月の上旬であります。それ以後は引揚げ計画を樹てまして、それによつて引揚げさせられたのであります。翌年の三月の中頃を最終として止まることを求められた人商以外は大体において送歸されてしまつた状況であります。取極關係について申し上げますと、北の方は只今申し上げましたように送歸されてしまつたので着のみ着のままの状態を構りまして殆んど無一物と言つていい状況であります。中には預金箱もありました人仕滞留中に国書を重ねた結果、束私いを受ける憂慮を感してあります。又ソ連が入りしにかられば全額おえられたために、預金は払い出すことができなかったといふことで、本當に着のみ着のみ、何もないといふような状況であります。南の方は、これも帰国は許さなかつたのであります。それこそ在米在留の者では、船舶でありましては、まあ船の出入りも自由でありましたために、それこそ、渡り石まで帰つたといふような可笑、話も残されております。

れど、私達帰る者は持てるだけのものは直歎しいというこ
とでしたからリュックサックなど作って背負って帰ったよう
な次第であります。併しこれにてしれたもので三十年余り
父祖の代から住み慣れた土地に残された財産は、最後にはリ
ュックサック一つという状況であります。実にこの災におい
ては惨憺たる状況でありました。帰りました後、巾着の所
に身を寄せたわけでありまして、親類縁者といえどま
たまさか一人か二人帰った場合と変わらして乞食のような姿
をした者が押しかけたので、つから迷惑の上止むまいことだつた
と思ひます。そういう意味で帰りました。快い生活を続ける
ことは出来ません。又私を求めても望むような私には得られま
せん。今日はおあらうこちら生活に馴染んでおるような状
態であります。そんな状況でありますから、終戦後におさま
して、われキティ台風で、非常に災害を被った渡船が
流された或いは福井の震災で非常に損害を被つたというよう
なときには、すぐ政府としては救済の手を伸ばされたのであ
ります。これはまあ当然のことではありますけれども、親類縁
者の限から見ると自分達は或いはそれ以上、それに劣らぬい
ようなことになつたけれども、一向に政府に頼んでくれない
といったような不平をよく聞くのであります。これはまあバ
チバチということばかりで片付け得ないことではないかと言
えるのであります。

それから次に日本人の財産につきましていろいろな法令が

延びされました。これをかりに法律法規とでも申しましよ
うか。朝鮮において軍政府がいろいろな法令を發布しました。
日本においてもポツダム政令と申しますか、そういうものが
おりましたが、それに関係していろいろな法令が出た。一々申
上げるまでもなくよく御承知のことと思ひます。これらの法
令に従えば財産関係といふものは何と申しましよるか採算の
正当化といったような法規にすぎない。こういうふうな受けとれ
るような実には遺憾するものであります。例えば、朝鮮か
ら送つた預金は私戻しかできない。後には解決がつきました
けれども、私をい。全てもかまうような風子であつたた
めにいろいろ期許したことも実現しません。例えば朝鮮で預
けた貯金は日本に滞ればどこでも取れるというふうなことを
言われておつたのであります。滞つてみれば取れなかつた
といったようなことで、長年に亘つて苦しんでおつたのであり
ます。今頃各位の非常な御努力によりまして解決いたしました
で満足とまでは行かぬかも知れませんが、さだめしほつと
したろうと思つております。それにつきまして私共関係者
の一人として申し上げたいことは、例えば只今のような閉鎖機
関令で在外会社令と申すことで、朝鮮関係の金融機関につ
いて外資の預金が払い戻される。或は不払戻金が私戻され
ることにはいたしません。これに關係して大換率といふもの
が設けられたのであります。これは朝鮮の実情が分りますと余り合
理的とはいへないことだと私は思つております。無論一々延

在るは受取る人は何もそういうことは知つてはいないでしょう。大部分は誰か知らないででしょうか、誰か知れたら、どういふわけかそういうことに居るのかどうかと一人残らず疑問を抱くに違いはない。何故誰か理窟に合わないかというのを簡単に申上げますと、朝鮮は御承知通り日本領土でありますから、朝鮮銀行券も流通してありますけれども、そういうもので預金して、今度は支払紙幣はどういふものかと申しますと、銀行が従前に入札して持つた登録公債の払戻金を現金化したものがこの支払紙幣に充てられるわけでありませう。それでありませうから在外公館等借入金と交換率の差は少し性質が違ふと思ひます。そこに何と云ひますか貨幣価値について異なる理由の古い時代に換けられた、その時代にできた資産を今換価して払おうというので、交換率をそこに適用するといふことは、誠に不合理なことといふかといふふうに考へるのであります。一例を挙げればそういう問題があります。それから処理にかきましてこの政令についてみましても、在外在籍の資産価値の状況を比較して負債が超過しておれば、日本にある財産を担保しなければならぬといふような規定がございます。而も償還価格がそれということになつておられますか、その償還価格は今次にどこで説明するまでもなく、金融機関の償還価格といふものは殆ど等しいようなものを計上しておるのであります。そういうものを資産と比較しなれば、いふところに非常に無理があると思ひます。それが

又何と云ひませうか、我々にとつても仕合せなことには、韓国には非常にインフレがすすんでおられます、それぞれの種類の所有物件などが非常に値上りをしてあります。既にいふまでも、彼等が引続いて経営してありますところは、そういう意味において、資産は非常に超過をしておるわけがあります。ところが、日本政府の解釈として、あくまでも、償還価格がそれということになりますと、ここに非常に損害を来たす虞れがあるように思われます。この点は、一つ管轄におかれませう、十分御研究を願つて、まあ、私有財産不可侵と申しますか、この原則に立脚して日本人の利益になるように、お考え願ひたいと考へるのであります。と云ふ、まあ、法律に存つておられますと、それは悪い法律であつても、守らなければならぬと考へますからして、やはり悪法でも、それが改正されなければ適用しなければならぬといふふうなことで、処置されておられますために、不利益をかかり被つておられることが多々あります。これは、一つ在外在籍の状況をよく御覧下さいませう、日本人に不利益であるものは、一つ改善するように御勸告願ひたいと思ひます。これは引揚者全体の危険だと思つておられます。

もう一つ附け加えて申上げたいことは、これはどの財産も奪いに今度払い戻しができるということになりましたけれども、韓国側から見ますと、彼等として向うの請求権の対象になつておられるわけでありませう。問題はそれから

つて行くだろうと思いませんか。そういう意味において、もつとこれは掘り下げた研究をしておかれる必要があるのぢやないかと思ひます。我々も放力なから首からの縁故を辿りまして日々の資料など見逃さないようにしておりますけれども一人々、数名の者がそうせつても居るか大抵であります。一つ政府におかれて十分に御検討、御研究あるんことをお願いしたいと思ひます。そういう意味におきまして全産、外資同の方々が在外財産の調査、善後というのを非常に強く主張しておられる方が、これは政あることと思ひます。これは反ければ向うの太刀打ちもできませんので是非そうありたいと思ふのであります。それから尚、この問題に關連して新聞紙上などで見ますと、孝承院大徳院が遺分奪つたやうな言葉も述べておられます。誠に遺憾に堪えない次第であります。仔細に向うの事情を聞いてみますと、彼必ずしも腹の底からどう云つて居るつてもないやうであります。そういう奥から云ひおして、尚又徳土の接近して居るところからいつても、いかみ合つて居るわけにもいかないと思ふのであります。これはやはり家程度の親善関係を回復しなればならぬと考へられますので、ここに生れておて来た資産などは、預金にしても、或は近く文記を授ける株主にしても、何か日朝間の将来に役立つやうなことがあれば、結構だということも考へております。そういう奥も一つお含みの上御指導を願ひたいと思ひます。

(20)

それから盛り沢山のようになりましてけれども朝鮮總督府これはどういう性格になつたものか 無論朝鮮總督府としても権利義務は相当おあります、その権利義務の關係がどうなるものか、どうなつたものか、性格がはっきりしないために總督府に対して債権を持つて居るものもどこに請求したらいいか分らない、又總督府で若干資産及び権利を持つて居る奥もありますけれどもこれも歸属が分らない、それから簡易生命保険のやうなものは朝鮮總督府の特別会計であるから日本政府は知らぬといつたやうな状況であります。これは一つ国内問題として解決し得られることだと思ひますから、お序いでに何か結論を出しておいて頂きたいということをお望する次第であります。掘下げればまだいろいろとさりがなないのでありますけれども今日のところ以上であります。

城戸証人 私は外資同の總本部の執行委員長をやらして頂いております城戸であります。終取処理の最後にして最大の問題である引揚者の在外財産問題につきまして、本調査会の諸先生方におかれましては、昨年十二月本調査会が設立されまして以来、この種の善後事業には殆んど類例を見ないほど御熱心なる御討議をなさつて頂きましたことを深く感謝いたします。七百万引揚者を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。私は立場上若干政府に苦言を呈するやうなことになるかと思ひますが御了承願ひたいと思ひます。

オ一に本調査会に申送つておきたいことは我々の在外財産

は敗戦の賠償として戦勝国に正式に或いは非公式に収奪されたものでありまして、而もその額は敗戦国の賠償としては著つて歴史にみない形大なるものであります。その故をもちまして今日敗戦国の日本国内の人々が今日まで殆んど賠償を未だに支払わずに今日に至つておる事実を認識して頂きたいのであります。今日国家は生産指数或いは国民生活等におきましても戦前に及び或いは戦前を凌駕すると言われておりますがその繁栄の基礎をなした出発点は誰の犠牲によつてなされ、誰が提供したものであるか引揚者の私有財産の没収の犠牲によつて、例えば銀座の真中に無権利で無家賃で商売をしておられるのも、これらの犠牲の賜物だと私は断定いたしたいのであります。殊に銀行の如きは我々引揚者の正当にして而も貴重なる預金を九年間も抑え、而も一方的に五万円行切りなどという考え方は、丁度無資本で商売をしておる、言い換えれば他人の揮毫の力をとつて自己のみ賢沢をしておることは今日同題の保全経済会や或いは日本殖産よりも更に悪質なものだと私は思うのであります。銀行の話が出ましたついでに申上げておきたいのであります。先程私共の方の美濃谷委員からも申しましたように四月二十九日の全国大会を開催する所でありまして、この正金銀行に対する不満というものは非常に高いのであります。正金銀行は現在の東京銀行であります。こゝでは交換手からソビエトに至るまで丁度レコードに吹き込んであるような回答をいたすのであります。

在外財産の向合せにつきましては、全て二枚を引揚者に押付けまして、正金銀行と東京銀行が何ら関係もない、さよう右もつかありてしたう引揚者にお出で下さいと、かよう右を併せしておるつであります。併し右から私共引揚者といはしきしては、この正金に委託した額かもつとも多いのであります。従つてこの不満は或いは大会におきまして如何よりに勃発するか予断し難いのであります。勿論我々としては、かよう右銀行に対する一つウデモか行われるとしますれば、此一日或いは金融界に多少の波瀾を起すといふことも考えられますので阻止したいと思つておるつでありますか、さよう右責任を待つておつた正金も今度為替銀行に転身したいといふよう右動きをされておるのころを見ますと、引揚者の我々は全く懐疑せざるを得ないつであります。引揚者の犠牲によつて銀行の力が栄隆深産を認る。かよう右ことは全く許すべきこととなく、場合によつては引揚者は体を張つても阻止しなくてはならぬといふよう右考えが一部に盛くあるつであります。かよう右情勢に拘らず、國家民族を思ひ我々引揚者は今日まで甘んじて来たのであります。従いまして私共先程例をひきました海産の云々といふ二ヒでありますか、ここに改めて相当。権利金と家賃を今日日貨幣価値において要求するのであります。併し右から準備等もありませんので、今直ぐこれを清算するといふよう右ことは認めません。本委員会も指示の通り、可能なことからやつて行く。即ち、本年度は日本銀行の地下室に没収されておりました國家予算外の戦時物資、ダイヤ、鉛等が相当あるつでありますから、こゝに

うもので我慢しても直致い。二人は種解のある而も膏殿費
が有家主か今日の日本国家にあるかどうかお伺いしたいので
あります。調査委員会の先生方におかれましては、送金小切
手とか、為替、或いは各種の預貯金、保険、或いは各種を操
う在外財産等は、引揚問題と構成しておるこの関連性を真面
目に研究されて、この解決には、いわゆる最近の経済学の法
則によりまして、国民総所得、或いは貨幣の量、有効需要
等、量の集積により、科学的判断により立案されることと思
うのでありますか、勿論私共、それでやつて欲しいと思つて
あります。併しながら我々引揚者の中、具体的事実の中
には、血が出るような人間の肉体が入つてゐるという事象を
十分お考えになつて頂きたいと思つて、これは要領各委員
の説明にありました通り、取れるか取れないかご自裁するこ
うの問題まで入つてくると思つて、

次に今日の世々を見ますと、政府人や資本家は巧みに用ひ
愚れ、あつつきえ、政府高官にまで、それが及ぶやに伝えら
れております。我々の血税が国家目的外に流用され、政治は不
妥の極に達し、経済不安は争揚されて國民は希望を失つてお
ります。革命の三要素である中の二つの要素まで準備され
てあり、後の一つの条件であります革命を遂行する側の力の
不足が差つてありたいのみであります。ここで我々が奮起しなけ
れば、玄福は恐らく日比谷公館の中で戦つてしまふような事
態にならなれども限りない。かようなこゝに在りますれば、

(24)

恐らく暴方主義者がこれを拾うであらませう。いづれにし
ても道義の中心は国家にあります。眞に国家を思ひ、幾山
河を経て海外に砲撃した我々引揚者の血の中にあります。
七百万の戦斗的分子の協力なくして国家の再建はあり得な
いと信じます。戦争犠牲の公平なる補償なくして、再軍備
を強行しても国を守る人々を精神的に統一強化することは
出来なかつたと思つて、七百万引揚者を敵に廻すか、戦斗
的愛国者にするか、これはアメリカ政府ではなく、日本政
府に決めて欲しいのであります。併しながら、私共はお許
儀をしてM.S.A.を欲するものではありません。日本国憲法
に明記されております国家目的に求められた私有財産保障
の権利を要求するのであります。これは政府にお頼りする
筋であります。本調査会の構成を見ましても受益者側の
代表が全部 Shut out されております。これは他の委員会
には殆んど見られない状態だと思つて、尚人数をいたし
ましても九人という片寄つた人数であります。私共として
は常識ある我々の代表を、この調査会の代表として参加さ
せて貰いたいことを再三要望いたしましたのであります。遂に
答へられず今日に至つたのであります。大蔵当局と折衝す
る間に当局の方を聞きますれば、引揚者側を入れれば会議
が成る、議論自出しに纏まらぬ、従つて本問題の始末
に時間がかかるから一応遠慮して貰いたいというふうな思
見でありました。私共は早く問題を解決付けるために、こ

れを呑んだのであります。大蔵側としては、公聴会と類案に
可くからしいじやないか、公聴会を用いて受益者の意見を十
分尊重するからというお話もあつたのであります。事實は
どうでありませうか。前の三法案の如きは本委員会が答申書
を提出されたのち、而も衆議院を通過して参議院でも委員会
を通過した五月十二日にお開きになつたようなわけでありま
して、一体これは何を意味するのでありませうか。私は非常
に疑問を持つのであります。この点につきましては十一日の
参議院の大蔵委員会におきまして、社会党の野澤委員によつ
て痛烈に指摘され、大蔵省側も或る程度の約束をされたよう
に思いますが、この調査会がやはり参議院に改定される場
合には、政府側は十分このことを再考して頂くようにお願
したいのであります。尚、本調査会の諸先生方におかれまし
ても我々の強い要望を御参考の上、そのように御答申ありん
ことを切にお願する次第であります。最後に私申述べてお
きたいことは、先に本調査会の答申によりまして起草せられ
両院を通過しております法律が五つあります。私共、前の三
法を悪三法と言つておりましたが、これを悪五法と言いたいか
であります。我々としては早く通して頂きたいので、あれで
もよろしいという考えで通過するのを促した形が妙は
ものでありますけれども申す所見ますと我々の期待した如
き結果が次山ありませう。例之は日本銀行の持ち帰り資金であり
ますが、これは強論いたしますと、脱法行為であります。法

律的に違ふはつけ居いもつを隠して持つて来たのであります
から当然脱法行為であります。これを三十万円まで減らして
いることを言つておられる。併しこれは我々引揚者の立場か
ら致しますれば、脱法行為にして非常に遺憾される取扱ひに
感射をしておりますか。随つて公館借入金の場合を現すれば、
公館借入金というものは政府が即承知の通り額を下げく
我々引揚者に借入をお願したものであります。この額を下げ
て借入に借入金を五万円に打ち切り、脱法行為を持つて来たも
つを三十万円まで直ぐ減らしては一つも筋が通つておら
ない。法律というものは使われなければ決りぬれたものは使
うてくれぬらんから、事實の認識を十分につと法律化して
願きたいと思つております。このように政府案は本調査会
の答申案に忠実でなく、むしろこれを無視して、我々の立場
から思ふれば、甚だ大恥辱を感ずるかと、本調査委員会
は政府のたぬりカモフラージュと動きをいかに過ぎないつ
どはなかつたかと言ふ後論もあるようであります。いつかに
いたしましても全て政策を執行する場合は、他の要素が次山入つ
てくるといふことは当然考えなければならぬといふのであります。
そこで最終にほかにお願い致したいことは、例之はコフブに水
を入れたらどおかに持つて行つて、木か喉に入るかどうか危にま
かうないといふような考え方をなく、折角水をコフブに注ぎ
さうでありますから、確實に引揚者の喉に入るように懇切に
御指導の事をお願して私の陳述を終りたいと思ひます。

北松室人 私北乗と申します。段々と皆さんからお話があつたのであ
りますか、私は米米足掛千半ニヤ問題に取組んで参りました
ので、概格的な問題についてお話を申し上げたいと思つてあ
ります。

私は前後十七年満洲に勤めて参りました。終戦後直ちに奉
天の日本人居留民会の政府部長をやりまして、当時奉天には
十六万人の日本人が居まして、そこに七万四千人の避難民
を受け入れて、その人達の生活を立て直す為努力してお
りました。当時勿論日本に帰るといふ事は考えず、
少なくとも後数年向満洲に残つて、新しい満洲の復興に努力い
たしたいという事をしつぱ主張して参りました。これらの
報告書は二十一年に日本に参りました時に当時の引揚援護院
に全部出してありますので、そこでいろいろ仕事をしてお
つたのであります。多くのことを申しますと、時間があ
りませんので、一例を申し上げますが、その七万四千人の人を
どういふ状態で奉天に来たかと申しますと、これは全く身
に一物もまわらないといふ事です。男子は、パレツさえもあ
りませんし、女性も勿論ズロースもない。上下二枚の藁を被
つて来た、そして腰にはロシアの兵隊が捨てた鎧鎧の笠
をかぶる下で、これで以つと水を飲み、高粱を食べてやつ
て来たといふのが七万四千人の中に大体一割近く居つたので
あります。そういうふうな状態であつたのであります。

(28)

もう一つこれは特別の例としてお聞き願ひたいのですが、
私は兵庫県の但馬の出身でありますか、私のこゝ近くに出石
郡高橋村というのがあります。その高橋村から望国換穀農行
を作つたので、高橋村約千三百人の人口があつたのでござ
りますが、その中から四百六十人を滿洲に移民をさせました。こ
ろが終戦後この四百六十人中、大体六十人が六條、行つて
おつたり、現は病気で入院して参りまして、四百人の人同
が、その農場に居つたのであります。それが九月の十四日
頃に附近の中國人の暴徒から襲われまして、遂にこの四百人
が、雨上りの川の泥水の中に入れて全員が身体を濡りつた
集団自衛隊をいたしたのであります。誠にこういう例は余りな
いのであります。これらの四百人の人たちは、一奇多い家族
で十七人死んだ例があるのがあります。これらの集団自衛隊
に對しまして一休みの後、日本の政府はどういふふうな待遇
をしたかと言いますと、僅かに昭和二十七年平和条約がで
ました直後に私兵の勤告をいれまして村で追悼会をやつた
といふのが今日までに行つた唯一のことです。この
四百六十人の内、六十人生きて参りまして、自分の母村
に帰つて参ります。すで、自分の土地は前に強制的に他
に譲つて参りますし、家もありません。従つてこれらの六十
人の場合は全く無一物の農民労働者になつて、自分の母村に
帰つて来たといふのが实例であります。これに對して一休身家
はどういふふうな待遇をしようかといふことよ。

→

これはもう云つまでもな、お分りのところかと思うのであり
ますが、私はそこで政府が非常に間違つた政策をとつたとい
うことを特にお分りに申し上げたい。それは今申しました高
橋村の四百人の兵隊自衛にしましても、この人達は自分の父
祖の墓を起してその骨をまつて廟に、移住して行ったのであ
りまして、決して政府が日本人だから帰ってくる、引揚げ
て来るというふうなことを考えて行ったんじゃないのであり
ます。これは単に高橋村だけじゃありません。他の引揚者も
もそうありますが、その数々に対して政府は引揚げという
言葉を使いまして、これは非常に今日までも迷惑をして来た
のでありますが、私は奉天に居りますときに、引揚ではない
も引揚者のべきではないという考えをもつて居ったのであり
ますが、逆に命令がออกมาして、殊に私の如きは特別命令が出
ましてそして中国側の命令によりまして日本に追ひ帰された
訳であります。私の例によつてもお分りになりますように
正に数百万の引揚者というものは引揚げでなしに、実際には
立退を命ぜられた、ですから私は強制移住だと言ふのであり
ます。従つてこの強制移住によつて生ずる問題は何かと言ひ
ますと、結局は帰つて来た人たちに對するところの生活権の
擁護をすべきではないか、こういうのが私共の考えであります。
ところが日本に帰つて参りますと、生活権の擁護どころ
じゃありません。土地は不在地主を以て取上げておりましたし
それ以外のいろいろな客業権も全部日本では与えられませぬ。

-30-

例えは旅館をしておりました、或いは酒屋をしておつた、
或いは飲食屋をしておつた、こういう人が日本に帰りますと
なかなかそういう仕事を再開できない。認可、許可がたりな
い。その最も良い例は酒屋と煙草屋であります。酒屋を朝
鮮、台湾で仕つておりました人間が日本に帰れば、親子三代
三代酒屋をやつておつたのでありますから、酒屋をやるのか
一番進んであります。ところが日本に帰れば酒屋をや
るが許さずしてくれぬ。同業者も排斥致しますし、それか
ら仲や許可が本がないといふのが実情であります。ところが我
々が強く政府に要求致した理由は、實際はこういう強制移
住によつて起つた混乱があるから、引揚者の生活権を守つて
くれというのが私共の主張であります。ところがこれに對し
て國家は保護するという考えで引揚者を遇して来られたので
あります。ここに後援局長が居られるので甚だ申しにくい
ですが、私共は当初からこの保護ということに對しては、非
常に毛嫌いをしておつたのであります。實際問題として田辺
局長、或いは宮崎前次官が大いに努力されたのであります。け
れども、實際引揚者に与えられた保護は何か、その本質的
なものを窺てみますと、私は口か悪いかも知れませんが、強
飯政策だという、こゝを私共からは言えるのであります。結
局案つたものを並前に多分分けやうした。だから私が
所々に居ました時に覆いました保護物類というつて、パン
ト一本、マツケ一箱、ハカマ五枚、こういうものを支給に

(31)

故えて一笑を私は時多う送て頂さすした。その後一笑も私
達は後援物資を頂いておりません。又後援を受けるべきでな
いと考えておりますから頂いておりません。これも結局後援
というふうな考え方で存しに引揚者の生活権を如何にしてこ
れから再建するか、例えば営業権を与えてやる、或いはこれ
に対して資金を貸してやる。こういうふうな国家としては、
当然考慮をすべきであつたらうと私は考えるのでありますか
遺憾ながら今日までそれが十分に實際行われなかつたという
ところに非常に大きな引揚者としての不満があるものであり
ます。

それからもう一つ、先程公館借入金の話が出たんでありま
すか。この公館借入金の債務の解決をやるに当りまして、殆
んどそれは私一人がG.H.Q.との折衝に当つたのでありま
すか。今日大蔵省の発表によりますと、僅か七億五千万円の公
館借入金も返済されたのであります。あの問題を解決する
ために元町来州の大連の市長をしておりました別宮氏は、遂
に責任を感じて自殺をいたしましたのであります。私は早速
G.H.Q.に当時はコマンダー・ソープという方が居つたのであ
りますか。後にトクター、ウィリアムスとかやつて居りまして
あの方かこの公館借入金の問題について了解しないうちに成
実市長は遂に責任を感じて自殺をしたのだ。もしこの終つ
て置けば、その別宮氏の次に来るものは誰かという。この
北条かも知れん。しかし北条自身がこの問題について責任を

(12)

感じて自殺をする時には、私はG.H.Q.の非を天下に鳴らして
自殺するから、そのつもりでやってくれという話もいたしま
して、それを公文書でやった結果、それから一月してかつ、
G.H.Q.がよろしいと言って来たのであります。私は別宮市
長が自殺しました原因は、果に公館借入金だけでなしに、引
揚者が次山滑つてきて、それに対して殆んどなすところがない
という実情に公憤を感じて、旁々公館借入金の問題につい
て非難を責任を追求されたのに遂に自殺をせざるを得なかつ
たということであつたかと考えておるのであります。従つて、
私達も主観的なことと申しますが、この在外財産問題
に関連致しまして、私はその中心の一人になつておるので
あります。これについて早ん中の解決をしなければ、
時によれば私も別宮市長の二の舞をしないやいな
ぢやないかという位の決心をもつて行かなければ、なかなか
こういう問題は処理できないやいなぢやないか。それほどまでに
引揚者の困窮の力と申しますが、引揚者の要求する声が大
いのであります。それは経済力もありませんし、各々その職
務と異にしておられますか。労働組合でありますとか、或は
中小企業者の団体でありますとか、そういうふうな元々日本
にありました人たちと同じように政治活動ができないのが実
情であります。従つてそういう大きな大衆活動ができない。
引揚者の在外財産問題を解決するためには止むに止まれず、

12-

又オニの別宮が出るというようなことになるのではないか、又
そこまで決心して行かなければいけないというよう、私は
考えておるのであります。

そこでそういうふうな実情を特に皆様へ今日お話し申し上げ
まして、最後に結論的なことを申し上げたいと思うのでありま
す。それは先程話が出ました五月二十九日に引揚者の総額
起大会がこの大蔵省の近くであるのであります。しかしこれ
は引揚者全国総額起大会とい、ましては実際に何千人、何万
人の大衆が集むということではありません。これは集まれない
争議なものであります。他の経済的に安定した団体と違いま
して、種々少数しか来ないのでありますけれども、しかし
僅か三百人、或いは二百人の人が参りましても、その人たち
が如何に真剣であるかということについては先程申しました
別宮氏の例をよくお汲み取り願えればお分り願えると思ふの
であります。そこでその引揚者の大会において我々が掲げま
したスローガンが三つあるのであります。「取産権不可侵の
原則を世界に宣明せよ」「引揚者の負担せる戦争賠償額を明
らかにせよ」「在外取産の公平なる補償を速やかに実行せよ」
この三つであります。この三つにすべてが言い尽さ
れておると考えております。従つてこれについて皆さんにく
どくどく申し上げる必要はないと思ひますが、一端だけ申し上
げて御察察を願ひたいと思ふのであります。

先程私取産権不可侵の原則についてムロさんからお話をあ
りましたが、これに同意いたしまして、先刻御承知のと違
つてあります。二十一年に私が帰つて参りますと、直ちに
政府と町に折衝を開始いたしました。そうして二十一年の
十月二十三日の第百次吉田内閣の閣議におきまして引揚者の在
外取産の措置を一応取あえずやむを得ないかという事で
百五十億円の予算を組んで、引揚者各世帯あたり一万五千円
の現金を渡そうということに存りまして、翌二十三日に私が
代表者に選ばれて、私一人来いという事で、一人総理
大臣官邸に参りまして、當時の書記官長は林徳治さん、副書
記官長は岡本英雄さんでありまして、こういう措置を引揚者
のためにするということに御決定したから、不満ではあ
らうけれども、これは本意、了承しろというお話がありま
して、送つて十一月三日の日に吉田総理大臣に我々はニク向
についてお目にかかりました時に吉田総理大臣は引揚者の満
足するとこのまゝ行かないかも知れないか、とにかく政府と
しては一大決心をしておるから、それは違つて大蔵大臣
から話すとあるという事で、十一月六日に石橋大蔵大臣
が尤に決まりました一万五千円、百五十億以内で済まして
、二十一年の暮までとにかく現金を引揚者に渡そうと、
こういう話でありました。当時の事務局長が人成の事務局長
に参ります吉田正成が当時外務局長とおられましたので、官
房長から聞き取り願ひましたら幸いです。そういう事

クに第一次吉田内閣におきましては、少くとも引揚者の在外財産、即ち引揚者に対して権利を保護して行くか否かを存らんというふうな考えで、そういった緊急措置が取られたのであります。遺憾ながらこれは当後車によって食い止められた。ところがその後平和条約に付いて参りますと、当時の吉田内閣は、これも先刻御承知かと思っておりますが、どういふふうな回答をしたかと言いますと、大蔵省事務局長が在外財産というものは外国の法律の下にあるのであつて、日本政府にはそれに対する責任がないというふうな回答をいたしまして、池田大蔵大臣もそれに依りてお答えなされた。但し、引揚者に対して存んのかの救済措置を講じて行くか否かを存らん。このふうなことであります。吉田総理大臣は個人としては在外財産というものに対して補償をしたいと考える。しかし國家としては十分慎重な態度を以て臨むべく存らん。このふうな非常に妙な説明があつたのであります。昨年七月に衆議院の予算委員会において閣僚副総理は、この在外財産問題についてどう考えるかということについて緒方さんの言われたのは大蔵省と関いこととありまして、外国の法律の下にある日本人の私有財産はそれは外国の法律によつて律すべきだというふうなことを言われたのであります。これは極めて強硬な態度を以て断しく英文をないと思つてあります。若しそうならば平和条約の時、何も在外財産について日本の請求権を放棄するといふふうなことを言

くは受けとるべきではありません。又仮に在外財産は外国の地域にあるから外国の処分して英文をないのだからといふことになり得るならば、平和条約において南米のサルバドルの代表が、日本人の私有財産を没収するといふことは、我が國の憲法に反すると思つてサルバドルだけは反対の態度を示しました。又、当時のイラクも、エチオピアも同様の態度をとつたかと私は記憶いたしておるのであります。このふうな若しは緒方さんが十分御研究のこととごいふので、得にくくどしどし申し上げませんが、何よりも引揚者の籍を有するものは、戦後は将来やはり世界各地に発散して行くか否かを存らん。この時、どうしても私有財産というものは、不可侵だ。戦争があつたからいつ何時でも親子五代、六代かかづく作り上げられたものも、直ちに取上げられるといふことに落つたならば、これは安心して海外に出ると言つたつて出るわけに行きません。どうしても戦争に勝つて日本が武力で取つてくる国にするわけなし。世に理解を以て國と守つて行くか否かを存らん。これは日本でありまして、あくまで國家としてはこの在外財産保護について十分きつとした要領をすべきではないか。このことと我が國は先づか一にこの争ひ手とつた。それから次に引揚者の権利を争つて行く。これは御承知か。もう一度政府が憲法的に在外財産の報告書を出して、それによつてア

175

ンに出したようでありすが、ニク=百=十億ドルという
は、これはアメリカが債切つて償切つて、償切り倒した金額
であります。その一例を申しますと、東京にある株式会社
ビルディング大倉建つビルディングが僅かに九十一万ドル
の評価と思つておられますか、そういうふうにとにかく日本が
なるべく多くの賠償金を取立なくちやならんという時で
ありましたので、後で日本人が在外財産を償切つたんであ
ります。それにしても日本全体としてはニク=十億ドル
ある。そこでその半の割が引揚者個人が財産に属するか
ということがありますか、私共はその半三割は引揚者の個人
の私的財産と見るべきを主張するのではありませんか、アメリ
カ側はそんなに多くあるはずはない。一割にいつて、そこ
でニク=十億ドルに属したと私は認識しておるのではありません
か、これは勿論、ニク財産と言ひしても営業権であります
とか、或いは借地権であるとかいうふうな権利に属したものは
一つも評価してありません。有形財産だけあります。そ
こで先程申しましたように私共は引揚者なしに強制移住するん
でありますから、当然そこに有形財産なしに、無形財産も
あるわけですから、そういうものも全部引つくるめて
國としてこれだけの引揚者の財産があつたのニク=十億のこと
はつきりとしておきたいという引揚者も種々あります。
結局自分たの代かかつて作りと作られたか知らんか、そ
れがどうも世に合ったという事では、これは押して

も眠るわけに行かないという引揚者の嘆息の叫びである
ということを持ち脚子承継いたいのであります。宮崎におり
ます藤平某という老人の話ですが、当年八十歳とあります
安東に四十九年町おりました、材木屋をやつておりました。
その老人が私にしばしば言うことでもありますか、とにかく俺
が安東においてこれだけの店を持つて、汗水流して作り上げ
た財産があつた。六百万円とあります。それを何故國家は
認めたくはないか、それを國家が認めたくはない自分はいつ
何時目をつぶつてもいい。自分の子供は皆独立しておるから
今更どうだ、こうだ、死んだ子の年を数えるやうなことは
しやない。しかし早くとも自分はこれだけのことをしたのだと
いうことを國家としては認めるべきじゃあないかという事を
常に聞くのではありませんか、多くの引揚者諸君は、それが、私
は財の底であつたかと考へておるのではありませんか、そこで引揚者
がこれだけの貢献をいたした。こつこつと、先代者の千
松じやありませんか、件ごかした、引揚者でかしたというこ
とを國家としてまうことに躊躇してはならぬというふう
に考へておるのではありませんか。

それから身も目もありませんか、さればいつて、さうい
うふう引揚者諸君が全部國家から一紙の感状を貰えば、一
紙の表彰状を貰えば、それで済むかと思へば、それは財産権
不侵を原則から行きまして、これは俄かに償切するわけに
は行かぬ。又引揚者の恩恵の叫びから行けば在外財産の
(175)

公平なるどころヲ補償さしく貰いたいという ことか非常に強い要望なんであります。しかしながら莫大なる在外財産を今俄かにどうこうしろと言つたところで、それは簡単に結論が出ないだろう。基本方針はあると致しまして、簡単に、どう処理するかということは出ないかと私は考えるのでありますけれども、しかし少なくとも足掛十年に存りました今日でありますので、幸いに皆さんが昨年の暮から総務院研究を授けておられますので、是非この際はこの在外財産を、引揚者の権利を擁護するという根本方針に基づいて、どうこれを処理して行くかという基本方針を是非早急に打立てて頂きまして、私共の立場から言えば直ぐにでも、今日いつで明日にもできるということか望ましいか、なかなかそろそろ考う存いかと思つてあります。しかしながら少くとも毎年度政府の新年予算の骨格が決まるのは八月か九月でありますので、是非それまでに調査会において決定をして頂きまして、そろそろ昭和三十年度の予算においては、これが何らかの形において目に見えるものになつて来る。これは先程松平君が言いましたコップに水をついて貰つたら、それを飲んで貰いたいということであろうかと私は思つてあります。足掛十年に存りますので、それだけの処理をすることは、國の政治の当務のことではないかというふうに考えるのであります。

もう一言、大変なご心配を致しまして恐縮でございますが、要するところ、今申しました三つの案に帰するわけでありませう。

か、また今後いろいろと機会があるかと考えるのであります。是非さういふ時には、こういう案についてはどう考える。この案についてはどう思うといふふうに宿々入りの方から私共の方に御宿承願つて、それについて私共の意見を伺ひて頂く機会を与えて頂くうちにこの際にお願ひの上上げをして、私の陳述を終ります。

大野会長 要旨各條、或いは幹事諸君の二にのぞ、今の結論に対しての御質問等はその他御発言はございませんか

田辺幹事 此は御答へまでに申し上げますが、アメリカの政策はF.H.W.という、懸差別平等の原則というものが決別として特許費であろうと、引揚者であろうと當時は差別はありませんでした。そろいつたものが換護するという原則であつたのですが、何とかしてそれの特例を作りたいといふのが私共の立場です。これは松島委員がすぐ御承知だと思いますが、いろいろ存じにかかりまして、それで大蔵省の方で引揚者に現金の金を貸したことがあるのか、それをいかんと言われと申して、それをして来たことがあるのです。それは言つて呉れたいことまでおぼしめた、それは引揚者の方で何とかしてくれ、復元金の交付金に充てられることに存じ、このことをいかにして、まあまゝしく仕舞ひの御話、公衆の御話で引揚者の権利を返す水たのぞです。それのうさぎの権利御話存んか、これは松平君が御話で買付を配給して、やはりイスが有りましてたかたか外地から帰つた人の権利が渡されたこと、それで松平君は買付の御話

について情を打つてくれたりですけれども、后か后が従来の実績が存いし、資料が取れないうで、各機関とも相当明かしたんですけれども、証書した生活権の権限という事で、国家がそれと特別に扱って行く趣旨ではないものですから、簡単に一万五千円とか、一万円とかいうことが一時的に郊内にお話がありましたけれどもそれが実現いたしませんでした。それが実現しておれば相当引揚者の生活もよくなったと思うのですがそれが潰れてしまったのです。

大野会長 どういうわけでそういう決議を決定したりが潰れたのですか。

北条公近人 それは私が申し上げますと、G.H.Qが引揚者という名前を付けたものですから、この連中は軍にくつつらつら行つて一獲組だという考えでおつたわけですね。昭和26年までそういう考えでおつたと思うのです。大部分は……。ですから私はその時に、いや、ハワイにある人間はどうなんだ。ハワイの人間が引揚者という時はどうなるのかといつて、やつと二十三年の決議になつたんですけれども、本当にあの当時の連中は急進的連中であると同時に、いすれぬ、フィリピンと進んで来た連中であるから、フィリピンのあの歴史を見てはしかるん連中だといふにせよ、いざいざは言わねえです。引揚者は一層に道しはいといふ考えがあるのです。それが27年12月26日に院内閣議をやりまして、28年2月2日の閣議決定を再確認したわけですね。それを院議の記者が人

アブルたわけです。7日の日にそれかどこか新聞に出た。ところがG.H.Qの方から物凄いいお目玉を食つたのです。まあ石橋大蔵大臣の折衝の仕方もある前に全世折衝しなかつたので、そういうことになつたかと思うのです。これは儲けでも余りある引揚者に百五十億の金を出すには何卒か、怪しうんということであつたのです。

それからこれは宮沢先生、特にこういう事情を申し上げておきたいのですが、私は滿洲を引揚げる時に考えて来たんですが、これは自分の中身がたいになるので、年々中上げにいくのですか、学生が入学の問題で突にもう苦労したのです。学生とこの大学の、慶応であろうか、商大であろうか、どこでも滿洲から来た奴は大体一等級下げられたんです。向うで大学一年生か予科二年、高等学校の二年に入水された。外は学力が低いというわけで……。中学校なんかも皆下げられた。しかし私はそういうことをやつちやいかん。子供をひかませるだけじゃないか、とにかく元の等級へ入れる。学力があつていたら落第させればいいじゃないか。しかしそれは十対一、二十対一で通らなかつたのです。これは学校当局に対して、当時宮沢先生を知つておれば直ぐ打つたのですが、そういうことはいくらもありませんでしたが、これは学生をひかませるだけですね。

宮沢委員 その時は内閣の方で引き入れたので……

北条公近人 いれ方で一学下げた。商大も下げたんです。

宮沢委員 もしも、あの頃は内地で入れないのです。試験も何かで、
...、それご獲かり入れるということに対する又中々世から
う、あれが非常に多いのです。例えば定員を設けておつた
落さぬ止むなく東萊の人が省地方に行つた。この連中が空
りているのに、何故我々を入れないか。それを外地から来た
からといって入れるわけは佳しからんという意見が非常に強か
つた。それでそこでこのご相違技術的に外地からの人が入
つて来る奴を少し抑え、こつとも抑えるというような格好な
つたのです。

北条公証人 その当時、学生が皆おられますか、これは私だつた何万人の
学生と知つてゐるわけはありませんけれども、中学校まで
そろだつたのです。その当時は宿子供ですから、隣近所の生
活でも余り優遇されたいに、学校へ行つてもそんなではひ
かひますよ。逆に勉強しましたかね。

田辺幹事 今北条さんの言われた、そういう考えかといふものは終戦
直後に非常に強かつたのです。しかも引揚同絶対東高議金と
いう法律による民間の代表を入れた正式の機関がござまして
からだんだん向うも変つて来すしく、最後には認めるよりに
なつたのです。これは余談ですが、宮崎次官が引揚援護法
の監督をしくおられます時に、引揚百の魚を扱ふのにうまいか
おりましたか。餌が足りなく困つていたので、当時学生は米
問題と絡んで、息を大分とれる程かいる。聞かぬれば何ほ
どもとつて米高問題の解決にもなるうだかう網を一つに泥し

くくれるか。向うでサムスが大部分を所つてくれたので
か、お蔭で戻しませんでしたか、そういつたことで後に居つ
たご相違技術的に住宅問題などにもいろいろ援助してくれ
るよりになりました。他に廻した奴も私の方に分けまくれるよ
りになりましたか...

北条公証人 何しろ三つしかない菓子を四つに分けるといふのですか
...、分けるだけの菓大は定員があれはいいか、断じていか
んといふのですか...、政務委員はノ町以内はノ町しかでき
ないといふのです。海軍から帰つて来た親を二代政務委員を
つた奴が自分の親を外の政務委員に持つて行つて刈つて働か
せればならん。これは美い話ですか、事實さういふ状態ど
したね。

藤江公証人 先般私の申し上げておきました二委員であります。会
議の即解決を願はなければならんのは、これは功にお頼い申上
げるところでありますか、この解決はなかなか時日を要する
と思つております。しかし星吉君の困つておる者の救助
策として証明されるものに対しては政府は何か継続の方法を
この際是非お考え願いたいといふことが先決問題じゃな
いと思つておりますか、さういふ手をお打ち下さることは
できないものでしょうか。お誘ひを願いたいと思つてお
ります。

北条公証人 とにかくこれは非常に差があり過ぎるのですね。先程お話
がありました公館借入金は、本國の送金か絶えたから金を貸

してこれというついでに。ところが日本に帰つて来た時はど
うも何分クレーしか覚え無い。それに引替え、外文官はそつ同の
給料を貰つて、そのすす取がつかつており、又退職金を儲
うというついでだから、現地に居た諸君は何か官吏は俺たち
とは違つたのだと、こういうあれがあるのです。私は積
鉄に十七年おりましたか、昨年の春、積鉄の元の付ドルダイ
ングを元りまして退職金を貰つたのですか、十七年おつて二
万六千円貰いましたか、信次ご十七年間おつて貯めたうどう
なるか、非常に差があり過ぎるのです。ごすから引揚者の諸
君にひかると、早くまでも権利を主張するのだと言いまし
ても、所々が有り過ぎるものだからね。それで又次の機会
を是非作つて頂きまして御懇談中とける機会を与えて頂けれ
ば結構と存じます。

大野会長 それいや一定の程度にして……。次に語りいたしますか。
この次にも公聴会を続いて開いた方がいいと思つてありま
すが、その公聴会に参入した方々の問題についてはまだいろい
ろ打合せがあるのださうで、また幹事の手續においても一致
して向うをいそいでございませうから、それは一つ事務局と私
とにお任せを頼つて、選定をお任せを頼みたいと存じますか
よろしくございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大野会長 それいやさういふふうにお願ひいたします。

次回は八日の火曜日ということにいたします。

(午後4時10分散会)

極秘

昭和29年6月8日

於大蔵省別館

在外財産問題調査会

第十三回議事録

報告

在外財産問題調査会第13回会議事録

(第3回聴聞会)

場所 大蔵省第2分室
日時 昭和29年6月8日(火)午後2時15分~同5時10分
出席者
委員 大野竜太(会長)、小沢利得、中村建城、松島鹿夫、
宮崎誠、宮崎太一、宮沢俊哉、柳井恒夫(50音順)
幹事 総理府審議室総括参事官代理大竹政男
大蔵省理財局長 阪田泰二
厚生省引揚振護局長 田辺榮男
説明員 外務省アロア局第1課長代理 小林春尚
大蔵省理財局外債課長 森尊武芳
同課長補佐 田中弘一、同業吹秀雄、同酒井保雄、
同藤崎盛雄、同伊勢春浩
陳述者 鈴木重三、葛谷荒太郎、榊谷仙次郎、渡辺剛、
加藤虎雄

在外財産問題調査会第13回会議事録(聴聞会)

昭和29年6月8日午後2時15分開会

大野会長 それではこれから聴聞会を閉じたいと思っております。委員で後程お見えになる方もいらつれやいませうが、どうぞ皆さん方の方のお話を伺いたいと思っております。

鈴木公述人 私カナダから帰還しました鈴木重三と申します。戦前カナダに居住しました日本人は二万三千といわれまして、その九割までは太平洋沿岸のブリティッシュコロンビア州におりまして、ヴァンクーバーを中心として、一部はバンクーバー島、遠くはアラスカまでひろがって、各都市、村落等に散在しておたのでありますけれども、開戦と同時にカナダ政府は沿岸百マイルの地域に亘って戦時特別警戒区域といたしますが、そういうものを設定しまして、その地域から日本人は強制的に撤退を命ぜられたのであります。その撤退に当りましては身廻品^{とか家財道具等は携帯することが出来ますけれども}その他の財産、土地とか家屋、或は所持金というものは凍結、或いはカストディアン、戦時敵産管理局に全部奉

託することになりました。そういう手続をとって
指定された区域に皆搬送したのでありますけれど
も、それは日本国籍者も、それから日本人で帰化
したカナダ人も、二世なども無差別一律に強制搬
送を命じられたのであります。それで非常に時間
も進っておりますし、急なことでありますので、
大したものも持ち行けません。ほんの身廻品、或いは
家財道具等でありまして、銀行等においた金は凍
結され、土地、家屋その他のものはカストディアン
に委託して引き揚げたのであります。その間大分
混雑したようなこともございますけれども、それ
は今から言っても仕方のないことであります。が、
-----。それでカストディアンに委託しました
財産は戦後返還されるはずでありました。実際或
る範囲は返還されておりますけれども、多くは売
却されておるのであります。しかしその売却が非
常に安い値段で売却されて、言わば「東三文」とい
うようなことで片付けられてしまったのでありま
す。一部には返戻入して、それで満足しておる人
がおりますけれども、現在尚且つ政府の評価が六

く、返還された資金が非常に少ないというために
陳情抗争を続けております。全く政府としては
一応片が付いたと思っているかも知れませんが、
けれども、日本人の方ではまだ問題が残っておる
ように思っております。

それからカナダ政府は日本人の財産を処理し
た金を国内の戦時犠牲者の救済に当て、おるので
あります。例えば香港で捕虜になったカナダ
兵、或いは日本で抑留された民間人、そういう
ものが帰国した、或いはその家族というような
ものの救済に当て、いろいろの始末であります。
その救済に充てられた金は全体としては相当大
きいと思っておりますけれども、1952年7月現在
で三百万ドル、一説には三百六十万ドルという
説もありますけれども、それ位の金をまだ保有
しておったのであります。1953年、昨年
の7月からその残った金は敵産管理局から大蔵
省の方に移管されたという聞いております。移管さ
れても尚その金は戦時犠牲者、——兵隊である
とか、兵隊の家族であるとか、或いは民間人で

あるとかいような者の救済に充て、おるという
ように聞いております。カナダ政府はカナダに決
留している日本人に対しては、戦後日本人の強制
移動ということによって受けた損害を補償してお
ります。それは帰化人、日本国籍をもっているもの
にも同様に、甚だ低率ではあるけれども、一志
戦争による損害というものを賠償したような形に
はなっておりますが、日本に引き揚げたものにつ
いてはなんら補償は行われていないのであります。
つまり国内的には戦争犠牲者に戦争による損害と
いうものを賠償しておりますけれども、日本に引
揚げた者についてはなんら賠償の手は伸べられて
おりません。戦後日本に引き揚げた日本人の数は
4ノミ4名といわれております。しかしこれは
国籍からいいますと、日本国籍の者が約半に
すぎ、カナダに帰化した者もありますし、或いは
二世もおりますし、いろいろありますが、その中
で二重国籍もずいぶんあるので、帰化人でもって
も帰国に際して帰化証を取り上げられておるもの
もあります。このものは帰化人であるが、日

(14)

本人であるが、甚だあいまいでありますけれども、
国籍関係は非常に複雑なものがあるのであり
ます。この国籍関係は賠償問題とは幾分の関
係を持っていると思われ、それから帰る時
に、先程申しましたように帰化証を取り上げら
れたものもありますし、それから既得権も一切
放棄するという書式に署名させられたものもあ
ります。この既得権というのはどれだけの範囲
を含むかわかりませんが、何せ帰国向來にそう
いう措置をとられたので、説明を求めるときも
できず、首途船々の解散で署名したんでござい
ましようが、まず向うに五年以上定住しますと、
殆んどカナダ市民と同等の権利を享受されてお
りますし、その定住権ですな。そういうような
権利を持つことができたのでありますが、そう
いう権利を放棄したのもありますし、とにかく
そういう形式をとって帰っておるのであります。
それと日本人はカナダの場合任意帰国であ
ったので、財産を自由に処理して帰ることも
できたと思います。しかし多くはそれのみ

(15)

トリアンに預けておいてそのまゝ帰っておる人も
あります。戦後いろいろ変化はありますけれども、
戦時中に帰ったものはカストリアンに預けてその
まゝ帰っておると思います。カストリアンに委託
して帰った人は戦後には当然返還されると信じて
おったのでありますが、平和条約によりますとこ
ろの第十四条によりますと、何うに残してきた財
産はその国の処分を委すという事になっており
ますから、没収されたような形になっております。
そうした戦争中何うにおいでしてきているような人は
所持金というものは非常に制限されて少ししか持
ってきておりませんし、何うに財産を残してきて
ありますが、戦後そういうような事情のためこれ
を放棄したという事になりますと、甚だ帰っ
て来てから生活に困っておるような事になって
おります。そこで何うに残した日本人の財産はど
れくらいあるかという事が早速問題になるの
があります。民間でこれを調べようとしたが、
大口は余りますけれども、なかなか小口は数が多
うござりますし、それから私有財産の登記はな

(17)

なか承ることもできませんし、民間ではこれを
調べることもできませんですけれども、昭和20
年の11月頃と記憶しますが、総司令部の指令
によつて大蔵省が告示を出して在外資産の申告
を行つたことがあるように思つております。こ
れは正確な数字と思ひまして、それを私共知り
たいと思ひましたけれども、秘密事項に属して
いるのでなかなか部外の者は知る事ができま
せんでしたが、大蔵省としてはそのお調べはつ
いて、確かに正確な数字がお余りのことと考
えます。カナダに日本人が入国したのは、一番多
いのは明治の晩年から大正の前半にかけてのこ
とであります。その頃入国した一世は、今日で
言えはもう65才から70才、或いはそれ以上
の才になっておりまして、日本に帰つて来ても
も年令の関係で取も得られませんし、それが
いつてカナダに残して来た財産は返らな
りなると、生活が非常に苦しくなつてゐるも
のも少くありません。もう才が60、70であ
りますから、帰つて来てから次第とせよなら

(17)

る人もありますし、丈夫に別れた寡婦もありますし、或いは老後の病気に悩んでいる者もありますし、或いは私に討っている者でも妻が胎を患って甚だ永いこと困っているような人もあります。そういう生活上なかなか気の毒な事情の人もあります。しかしそういう苦しい事情にあつても尚無言の残忍を続けているのは引揚者の通念として祖国愛が非常に強烈なためであります。その祖国愛の強烈なところから、現在の日本の国情を思ふと自分達の勝手なことも言えないというために我慢に我慢をしておるような状態でありますから、どうかこの点はよくお汲み取りを頂きたいと思ひます。今後根本的に補償問題は是非お頼りいたさなければならぬのですけれども、差違つて老人とか、引揚者の生活問題は即急に救援の手を伸べて頂きたいと考へます。それから尚カナダ政府としては国内の補償は一応済んだ形としておりますが日本人側において補償額を承認せず、年額金を要請しております。

あらましこんなことですが、尚詳わし

(8)

いことはいろいろありますけれども、今日カナダ政府が戦争当時とつたことを一々こゝで申し上げることもどうかと思ひますから、大體こんなことを御説明申し上げた次第であります。

渡辺隲述人 私は台湾残置私有財産返還促進期成同盟の副委員長をしております渡辺剛と申します。

台湾引揚者の立場から、一、としまして、金融三法案一部改正による閉鎖機関たる台湾銀行並かに在外会社 とる台湾商工銀行、外二行の整理問題、二、台湾残置私有財産と日華条約との関係、三、在外資産の補償と憲法との関係、四、在外資産補償と在外財産回覧調査会委員の構成などの問題について、聊かこれを理論的に、或いは又法律적인見地から申し上げてみたいと思つております。

今回の如き法案改正によりまして私たちの待望いたしておりました未払送金為替並に在外預金等の支給が可能になりましたことは非常に喜ばしむる次第でありまして、皆さんのお骨砕に對しまして厚く御礼を申し上げます。ところが過去一年有半とでも申しませうが、大蔵省

(9)

局と折衝いたして参りました過程において、或いは又金融三法案の一部改正案についての議会における政府の御答弁又は御説明等から見まして、大蔵省並びに世の識者又は立法府であるところの国会内においてもこれらの法律に対する考え方に何か根本的に大きな誤りがあるのではないかというところを考へるものであります。つきまして 項を追ってその点を申し上げてみたいと思っております。その誤りの根本は何かと申しますならば、私は行銀政策に基づいて曾って発せられておりましたところのポツダム政令の重圧に福いされているのではないか。例えば台湾又は朝鮮等も常に外地々々とおつしやっております。或いは又朝鮮銀行券や台湾銀行券までも恰も外国通貨の如く外債なりというふうに取り扱われております。或いは又日本人間の債権債務までも外地債権とか、或いは外地債務というふうに申されております。これらの点が先入主となりまして、それから起る錯覚ではないかというように失礼ながら考へておるのであります。学識を饒に爾を皆さんを前におき

まして、最高権威者の面前で、素人が法律論をなすというが如き誠に僭越の談りを免れないのであります。或いは申し上げることが不遜の談りをも蒙るのではなからうかと考へるのではありませんが、世の端にも「背負うた子に次嗣を教えられ」ということをございますので、我々引揚者が現実に即して訴えるところの血の叫びから生ずる法律論というものが或いはなんらか皆^さの御答弁に在る場合もあるのではないかと考へておるのであります。まず台湾の場合外地という言葉に支配されるようでありませぬけれども、勿論これは朝鮮、樺太と同様に日本の領土であります。決してそれらの法律案で用いられるところの旧臣領地域では決してございませぬ。又在外会社令という令の建前から生じますものは、凍鎖破肉によるところの台湾銀行、又は台湾商工銀行、台湾貯蓄銀行、彰化銀行等が恰も外国会社でもあつた如くみなされております。しかしこれは申すまでもなく日本の法律によって設立されました日本の法人であります。決

して外国の法人ではございません。特に御記憶願いたい点はこれらの銀行が中華民国の進駐と申しましたら、台湾に参りました結果、業務の一切を停止いたしまして、それからの銀行は営業所を閉鎖いたしまして、その法人自体も私たち自然人と共に内地に移転したのであります。でありますから、それらの法人の営業所も又私たち自然人と共に内地に現存していることは、これ又疑いなき点じやなかろうかと考えるのであります。さような点からいたしまして、決して私たちのそれらの銀行に対して有しておりますところの債権は、在外債権というものではないのであります。特に在外債権と申しますならば、日本人が外国人に対して有する、いわゆる債権を總括するものである。債権又同様と思っております。従いまして預金者銀行との債権債務関係は在內的なものであつて、在外的なものではないのであります。又私たちの台湾で使用しておりました台湾銀行券に對しても、今度の法令からみますと外貨、即ち外国通貨の如

(12)

き取扱を受けております。しかし私たちの持つて参りました証書によりますと、決して外貨表示ではございません。日本の円債表示に戸然となつております。いわゆる日本の通貨表示であることは一点の疑もないのであります。又台湾銀行券そのものは日本銀行券と一対一で取引されておつたことはこれは皆さん御承知のことと思つております。又銀行法の建前から申しましてもそれらの点を補償されておつたはずと考へるのであります。現実に台湾におきましては終戦前後まで多数の日本銀行券が通用しておりました。又終戦直前に千円の日本銀行券が台湾に相当参りました。相当終戦直前にこれを回収したのであります。極く短期間の間にどういふ事情が存じませんが、回収する結果に至つたのであります。その際にも私たちは即ち千円で現金をし、或いは交換をしたのであります。従いましていわゆる日本銀行券と台湾銀行券とは同一に取り扱われておつたのであります。送金為替の場合においても終戦後までもこちらに9月23日ま

(13)

でに着いたものに対しては、対ノで支払われて
おるのであります。特に御記憶願いたい点は朝
鮮銀行券や台湾銀行券と申しまする通貨は外地
の聯銀券とか、儲備券、或いは満銀券というよ
うな外貨そのものとは全然性質を異にしている
のであります。外貨でございますならば、聯銀
券、又満銀券というものは33万円が日
本通貨の3万円、向うでは元でございます。恐
らく送金為替の場合においてもこれを取り組み
ます際に25万円までは20倍の調整料を取っ
ておったという様な点もあるとの大蔵省の御
説明であります。従ってこれらは交換率の生ず
ることは当然免れない点だと思っております。
従いまして台湾銀行券の場合に1.5対ノという
比率の生ずる理由は絶対にございませぬ。公館
借入金のレートには台湾銀行券が上っておらな
いはずじやないかと思っております。台湾に
は公館借入金というものがございませぬ。戦後
引き揚がるまで秩序整然として安定したる経済
状態の中に過して来たのであります。大蔵省-

(14)

比率に対する算定基礎につきましても御説明に
よりますと、中国地区は21年の2.3月を標準
とした。朝鮮地区は21年の4月より5月まで
の物価指数等を参照して比率を出したのである
とかのように申されております。若し果して然
りとすれば私たちが台湾引揚者は21年の3月乃
至4月に99%、いな100%に近いものが引
き揚げてしまったのであります。その余は僅か
に大学の先生、一部の技術者が少しく残ったに
過ぎないのであります。でありますから、私た
ちの在台湾当時の取引そのものはさような時期
を算定基準としたものには支払わらばき理由は
毛頭ないはずであります。私たちが引き揚げて
参りました以後、即ち21年の3.4月以後中華
民国政府の治下におきましても多少インフレが
だんだんと昂進して参りました。しかしその後
経済的成長というもの、或いは又中華民国下
における経済価値の変動というものは私たちが引揚
後の事実にかゝりまするので、私たちが所有
しておりました財産に對しては存んら消滅を感

(15)

じないはずであります。然るに恰も公債借入金
による支払基準と申しましようか、それらのレ
ートによって影響を及ぼすとか、或いはそれら
を一つの基準として台湾銀行券による貨幣価値
そのものを切り下げるといふいたしますならば重大
な誤りではございませんでしょうか。この席は
質問を許されないと聞いておりますが、若し質
問を許されるならば諸先生の御高見を拜聴して
私たちの説に誤りがありますならば定正して頂
きたいと思っております。しかし私は私の説
に豪も誤りないことを固く信じておるものであ
ります。さような考え方に支配されまする方々
はいわゆるホツダム政令そのものを前提とした
ところのアメリカの占領政策による魔術とでも
申しましようか、魔術に幻惑された結果の一つ
の現われではないかと失礼ながら断せざるを得
ないのであります。若しこれらの金が先の特殊
整理において一回整理したのでありますが、先
の特殊整理において内地に居住する日本人に対
しましては1対1の支払をしておる。ところが

(16)

日本国民として法律の措置によって取り扱われる
べき或々が同じ法律の下で1対1というよう
な差別を受けるといふいたしますならばこれは憲法
14条の違反行為ではないか。いわゆる国民と
して法律によって経済的な差別を受ける結果に
なる大きな問題ではないでしょうか。それから
今回の債権申出に対しまする催告の問題でござ
います。これは最も重大な問題でございます。
若し仮りに催告そのものが不徹底に終りまして
債権者が今回の整理から除外されるようなこと
になりますならば、三法改正の大きな目的は大
半失われると申さねばならないと思っております。
私共台湾引揚者は忍苦九年間その日の糊
口にも連われながら全く一日千秋の思でこの日
の来ることを鶴首待望しておったのであります。
ところがこれが周知徹底しなかったということ
になりますればこれは特殊整理人といひしまし
ても大きな義務違反でありまして、その罪最も
大なるものがあるのではないかと思っております。
勿論法の上では新聞公告を出すことを規

(17)

定してございます。しかし三大新聞や二三の地方新聞に一、二回公告をいたしましても、その効果は極めて少いのであります。それは現に殷鑑遠からず、大蔵省が税関に保管しておりましたところの証券類その他の書類等を運付いたしましたために八百万円余の大金を使いましてやはり三大新聞に、その他に公告をなし、或いは貼紙等もいたしまして周知徹底を図ったのでありますけれども、未だに広島等その他税関に保管されてあります書類は、その大半、吾大、七割も返還されずにあるというのを聞いておるのであります。この点は大蔵省側の係の方も認めておるはずであります。如何に新聞公告が形式的であって、周知徹底の効果を挙げえないかということはお分りのはずであります。これによって全国津々浦々山村僻地、特に北海道の開拓民の如く山奥におります者には到底徹底しないのがあります。甚だしいかな、北海道の新聞には一つもこの公告は出ておらないはずであります。四国又同様に思われます。或いは山陰、山

(18)

陽。これは是非なんらかの方法をもちまして周知徹底を十分お図り下さりまして降参者の、頼めくは一人もないことを希望する次第であります。たい私の口から申しますと甚だ或田引水の感がございますけれども、全国には引揚者団体が多数ござります。私たち台湾関係におきましても各都道府県は勿論、大正な都府全部に同額の組織網ができてございます。時々公報を発行し、その他の文書で以て政府の動きその他を通報いたしております。当然これらを利用することがい、のではないかと思います。勿論私たは台湾銀行その他の銀行等から周知徹底方を極力取り計ってこれという依頼を受けております。尚且く果知事会議が開催されるやに聞いておりますが、若しさようでございますならば是非御当局皆様の御援助によりまして知事さんから各県の市町村等に周知徹底方を御依頼下さるようお願い申してやみません。それから割増金と利息についてちよつと申し上げます。只今換算率を適用いたしましたことが誤りであるという


(19)

ことを申し上げましたが、然らば今直ちにこれを是正することができるかと申しますと、只今すでに法律の形において施行されました以上是正することは困難でございます。しかし若し比率そのものが不適正であるという申英を幾分でもお考え下さるならばこれを救済する方法は勿論ございます。と申しますのは、特殊整理人は大蔵大臣の認めるところの割増金を付して支払うことができるということが在外会社令の条項に基づいて行われ得るのであります。これを活用して償きましてこれに対して緩和する一つの方法を講じて頂くことが望ましいのであります。で、私たち同盟は勿論各回銀行の株主、或いは預金者等の会議におきまして一切切下げは認むるのであるから、その切り下げた債権に対して十割以上の加算金を付して頂きたい。これは割増金と申しますが、加算金と申しますが、法の上では割増金となつておるようによ考えられますが、いずれでも差支えございませんが、さようなお取扱が大蔵大臣の承認によってできる

は打でありますから、どうぞその点を御考慮願ひまして、さようなお取扱のできるようによ委員の皆様方からも大蔵府に御進言願ひたいと思つております。そういたしますと一万五千円の預金のある場合、これが一万円に切り下げられます。そうするとこれに対して一万円の割増金を加算するといふと、即ち二万円となります。そういたしますならば我々台湾引揚者はいわゆる元金一万五千円の預金に対して二万円貰える結果となる。そういたしますと一万五千円に五千円だけの利息が付いた計算になるのであります。そういたしますと九年間約三分五、大抵程度の利息が付いた形になるのであります。或いは十割など、いふことは法外な加算じゃないかといふようなことを言われる方があつても知れませんが、しかし決して過重ではございません。元金に対して三分五、大抵の利息といふものは極めて安い利息であります。曾つての銀行約定利息程度のものであります。ところが現在銀行の措置利率は年々分五型と存じますが、

私共が過去九年間終戦後から申しますとすでに十年であります。政府が関係法律によりましてその支払を停止しておる。いわゆる強制措置を命ぜられておった。若し仮りに引揚当時大蔵省がかような取扱をせず。さような政令が出なかつたならば当然債権者対銀行との間に債権債務の履行が可能であつたはずであります。私共21年の引揚当時一万円の預金を預けておりましたらば立派に再起の機会を得たはずであります。裸一貫全く千円の僅かな旅費程度のもので台湾五十数年の功を糊つて引き揚げて来て。尚且つさような測らざる忍苦を強いられた結果になるわけであります。然るに現在インフレ下におきまして僅かに元金にも値しないものしか貰われない。その反面これらの銀行は内地財産を内地銀行に預託いたしまして、半年計算の年五分の利息を貰つております。そうすると半年毎に五分の利息が元金となりまして満九年間複利計算の結果を述る。戦前から申しますれば十年間の複利計算になっております。そういたします

(22)

ならば立派に十割の利廻りになっておると信ずるのであります。決して  一万五千円に五千円の利息を付したということになりましても過重なものではなく。否。むしろ銀行の利益に比しまして預金者の立場は尙不利益な状態に置かれたという事は極めて明らかな事實であります。これらの銀行が内地に終戦前から委託しておりました財産そのものは、決して株主擁護のためになされたところの逃避財産ではないはずであります。これが株主の利益のために、資本家が己の利益のために逃避しておいた財産というならば何をか言ひましよう。しかし決してさうではございません。銀行という特殊な立場、預金支払の保証として預託された。そのうちには勿論株主のものもございませうけれども、銀行という建前から申しますならば、預金者擁護ということが主たる目的であらねばならないのであります。その結果が預金者にはなんらの均等をも見ずして、却って資本家の利益という結果になりますならば、これは私は重大な問題

(23)

ではないかと思っております。現に整理の結果、少くとも株主に對しては20倍以上、100倍にも及ぶところの配当が可能でございます。現に台湾産業金庫というものを速早く整理すべく大蔵省が着手しました。台湾總督府の出資は百万円というものに対して四千万円、即ち二十倍の分配をしておる。かくの如き事実を皆さん恐らく御存じじゃないと思う。國家自ら二十倍の分配を受けておきながら引揚者の元金すらも切り捨てさせるというふうなことは一体人間のやることでない。人情的な意味からも断平糾弾すべき性質のものじゃないかと思う。私はこの産業金庫の問題に對して法律的に將又条約的に返及行為がありますので、この問題を終了いたしましたならば、この問題を提げて大蔵御前等の御考慮を十分にお伺いするつもりであります。それらの点もどうぞ一応お調べ下さいまして己の利益を犠牲にしても何十年の労苦を抛つたそれらの引揚者を救済するという温い温情があつてこそ私は生きてる政治ではなからうかと
(24)

考えるのであります。現在台湾銀行の一般引揚者に対する預金の概算は約ノ億2,3千万円のはずであります。台湾市中三銀行のいわゆる引揚者に証明を奉じた債務の金額はノ億2千万円程度であります。しかしこれは税関に保管しておつた書類の返還が少いこと、睨み合せて考えましても、恐らく現実の請求はその半數程度ではなからうか。台湾銀行はいざ知らず、他の三行はさうなふうに見ております。そうするとそれに十割の割増を加算いたしましたとしても漸く現在表の上に現われておりますところの預金債務の総額に大体該當するに過ぎないのであります。私は台湾銀行の上山さんに若し台湾銀行がノ億2,3千万円の金で台湾引揚者40万の大半でなくとも、その3割でも5割でも救うことができるならば首をやってよい、という位のお考えがあつて欲しいものだ。と。当時或々40万は又種三代に亘り救々管々として築いて来た財産を全部失つた。あなた方が安泰な生活をなし得るというならば、その一部でも割いてこれらを
(25)

救済するという考えが-----。これはできる、
できないの問題じゃありません。法が許さない
ならばやむを得ません。しかしそれ位の考えが
あつて然るべきではなからうかということを私
は申し上げておきました。勿論あえて反対はい
たしません。尚他の市中銀行三行の問題をおよ
つと附け加えて申し上げたいと思います。私は
台湾商工銀行の現在株主会の顧問でございます。
台湾貯蓄銀行の株主会の代表であります。それ
から彰化銀行株主会の実行委員にも挙げられて
おります。今まで大体二、三回に亘つて株主会を
開きました。株主はいずれも口を揃えて、何と
かして預金者のために、引揚者のためにできる
だけ多くの割増金を加算して支払つて欲しい。
大株主程さような回答をいたしておりますし、
一応それを決議にいたしております。先日彰
化銀行の代表者会議をいたしました際に、代
表の一、二人はこういう申出をしたのでありま
す。自分達株主もなるべく利益を得たいのだ。
しかしそれを考えることは私はむしろ罪悪だ。

(26)

どうか零細な貯蓄をしたいいわゆる預金者に対し
てできるだけ均霑させるべきであつて、我々が
若し仮に20倍の命懸けを受ける可能性があるな
らばこれを預金者が十、株主が十と残余金を二
等分に分けるべきではなからうかというように説
き起つたのであります。ところが大蔵省の方で
は台湾銀行の株主は甚だおかしい。当然自己の
利益を主張すべきにか、わらず株主自身から、
或いは特殊整理人自身から十割以上の加算金を
付してくれという様な申出をなすことはどう
も解せないのだという様なお話を承わつたつ
であります。私はさようなお考えが果して常識
的なお考えでございませうか。若しさような
お考えを持つておる方があるとしたならば私は
余りにもいわゆる資本家根性とでも申しませう
か——に固つた考え方に働いておるのじや
ないかと思う。こういうお考えを持つておる方
が一人でもおりますことは、私は大蔵御咎の
ためにとらない、憂うべき現実ではないかと思
います。これは決して御咎の中全部の皆さん

(27)

を指したのではありません。さようなお考えの方が往々にしてあるということを申し上げたのであります。それから一言申しますことは、台湾人に対して債務を履行するという事になっております。日華条約第三條においては個人の支払、領收は禁止されておるものと申し上げてい、と思^{います}。いわゆる兩國の當命並びにその住民に対する請求権は兩國間の特別取極によるということをお記しております。松っていけないということはないのですけれども、特別取極によるということは、即ち個人と個人の間には支払つていけないという事を意味するものであることは先生方のよくお分りのこと、信じます。しかしこの觀念もやはり一部の方には支払つてもいいというように、尚且つ先程申しました台湾産業全庫の場合、日本人に対しては聊の考慮も松われておられないに、わらず、台湾の人々の同意を得て、その形式的な委任状によって、それらの人に整理財産の残額を約20倍で分配して昨年の10月26日に登記を完了して新会社を

(18)

設立した形式をとっております。これらの如き私は重大な問題だと考えるのであります。尚この問題についていわれる債務の確認をいたしませぬ場合には特殊整理人だけに確認を委ねるといふことは極めて危険であります。是非これはその確認のために審査委員会とでも申しませうか、一つの合議機関を設けまして特殊整理人と共に合議の上で支払の可否を認定するというようにお取計願うことが極めて妥当なのではないかと思うのであります。尚この別増加算金に於いて源泉課税をするような形式を用銀機関はとっております。これは是非免除の御措置をお願いしてやみません。次に台湾残置私有財産と日華条約との関係について一言申し上げたいと存じます。私共は台湾引揚に當りましては、その所有の動産、不動産及び有価証券その他一切の財産を中華民国政府機関でありまする日産管理委員会に委託して来たのであります。その委託した関係から申しますならば、現在同委員会が中華民国政府が私たがの財産というものを

保護管理しておるという事になるのであります。その保護管理しておるという現実はずでに先生方皆御承知だと思ひます。大蔵御當局もかような取産接收書で印鑑まで頂いておられます。これには何回もなっております。もうすでに終戦前の時価に換算いたしまして何うか価格を指定いたしましたものをこれだけ預つておるという保管証をくれておるのであります。決して中国政府の元ではありませぬ。この通り御覧願ひます。これは日華条約によりまして我々の所有権を現実に認めて兩國政府間の特別取極によつて決めるということになつておるのでありますから、この点政府は外交権の行使によりまして我々国民の利益を保護してくれろという見地から特別取極を直ちに開始すべき筋合のものと思つておりますが、昭和27年4月28日以來正に2年有餘でありますけれども、未だに日本人らの交渉も、なんら取極もいたしてありません。昨年9月13日と思ひますが、前般三回に亘りまして茅沢大使を訪問いたしまして外交

(30)

交渉の齟齬を聞きましたところが、日本政府は外交交渉をしておらない。何らの指令も受けていないということでありましたので、私たちは外務省に参りましてその実情を申し述べました。12月14日に外務大臣代理として中川アジア局長に参りましてその点をお尋ねいたしましたところが、まだ現実には交渉の段階には行つておらない。しかし時期も逐次熟しておることであり、至急茅沢大使に命令をして交渉を進めることにしようということでありました。その後先般茅沢大使が帰つて参りました際にもお尋ねいたしました。尚且つその交渉の段階には入つておらないというお話でございました。で何が故にかくの如きその特別取極を躊躇しておるかということをお考えますと、国家は私共の請求権を主張いたしますと中華民国との間におけるところの通商、漁業、海運その他の利益を維持して行く上になんらかの不利益を蒙る結果となる。それを恐れていわゆる国の利益を維持、保護するため私共の権利そのものを犠牲にして

(31)

おるということになると思っております。これは即ち国として外交権行使の義務を怠っておるものではないかと思っております。それで若し国が私共台湾引揚者の台湾残留私有財産というものを国の利益のために犠牲にしておるということになりますならばいわゆる後の財産を放棄するとか、或いは債権債務の相殺をしたのではないのでありますけれども、その権利そのものの行使を不可能な状態に陥らしめておる。幸災因かそれによって只今申し上げました利益の維持をしておるということになりますならばこれ即ち公共の利益に用いているという憲法29条の第3項に該当するのではないかと思はる。決して収用、或いは使用という言葉は29条にはございません。用いるという言葉は憲法の最高権威者を前に置きまして申し上げることは失礼でございましてけれども、私は極めて広汎な意味を持つておるのではないかかのように思っております。現に用いているという現実があります。然りといたしますれば国家はその得る

ところの利益の程度に応じて当然私共の蒙つておるところの損害というものを補償するという義務もおのずから当然発生してくるということになるのではないのでしょうか。仮りに一歩を譲りましてさような場合の補償は困難であるということになるか存じません。若しさような点が技術的に困難であるというような状態でありますならば我々が中華民国政府から発給されて持ち帰りましたこの保管証そのものは、決して有価証券とは申しませんが、しかしその確実性のあること、いわゆる相手国の認証、承認したるところの大きな適格な証拠書類であります。即ち有価証券にも値いする程の証書だ、こういうことも言い得る程の………そういうこともあえて過言とのみ言えないのではないかと。それとたい我々が9年間も10年間も、否今後十何年同もこの証書を抱いて、天を仰いで在台湾の年輩の人々が天を恨み、政府を恨み、そして涙を流して世を去る者が逐次増加する現状を思います時に添ある方でありましたならば何とかし

なくちやならん。これを國家の大事として何れ
か取り上げなければならぬ。いやないかとい
うようなお考えが必然的にお湧きになるのじや
ないかと私は思うのであります。その人情に訴
えまして、この適格なる証書そのものを、有価
値のものとして前提いたしましたならばならぬかこ
れに対して一先救済の手段を、或いは聊でも融
資して、せめて全部でなくとも、困る者だけで
も救うというような御施策ができないものでご
ざりましようか。是非この点御列席の皆様方に
台湾引揚者のために泣いて訴える次第であります。

次に簡単であります。在外資産等補償の問題。
これは台湾と申すより總体的な在外資産の問題
でございます。いわゆる対外的に賠償に充当さ
れておるといふような現実は何人も肯定するこ
ろだと存じます。然るに政府は敵國にありま
す財産は相手國そのものが強制的に没収したも
のであるからこれは憲法29条の問題になら
ない、同3項に該当しない。従って国内的に補

(34)

償すべきものじやないという様なことを學者
の間にもさような説をなされる方がおると聞い
ておるのであります。又サンフランシスコ条約
の16条によりますと日本が中立國及び旧枢
軸國にある資産を赤十字國際委員會に引き渡す
義務を負わされておることには明らかである。こ
の場合においてもその資産が外國にある以上は
日本の法律の適用外であるから、これは日本と
して賠償の途がない。従って在外財産の問題は
憲法外の問題だというよう^に反論するのであり
ます。若し果してそうでございますならばこれ
は聊か現実を無視した議論であつて、且つ又み
ずから締結したところの同条約をみずから蹂躪
するという結果になるのじやないかと思つて
あります。又或る人は敗戦の場合などを考慮に
入れて立法されたものじやない、制定されたも
のじやない。憲法29条にはさうなことを懸
念しておらなかつたのだという様な説をなす
ものもあることも聞いておるのであります。こ
れは若しそういう謬があるとするならばこの点

(35)

も大きな誤りじやないかと思うのであります。
と申しますのは、日本の新憲法が制定されたのは、
いわゆる終戦後数年を遡しておる。従
つて敗戦という現実には十分に国民は醒も知つて
おる。そうすれば必然的に在外資産という問題
がこの憲法29条に取り上げられる結果になる
のではなからうかということには想像されるはず
であります。決してその制定当時在外資産の問
題は考えられなかつたということはありません
ことだと思つております。憲法の如きがこの
重大な現実というものを無視してそれに模倣し
て、これを作つたというならば、憲法制定者の
罪又容易ならざるものがあるじやないかと私
は思わざるを得ないのであります。仮りに外国
にあつたもの、例えばスイス等にあつたものが
ありますが、これを赤十字国際委員会に引き渡
すという場合に、それが日本人の私有財産であ
る場合には直ちに引き渡すことは勿論でござい
まい。そうすると29条による補償というものが
当然に伴う。しかしその場合憲法そのものは外

(36)

国の地域にあるものまでも收用することは考
えておらないのであるからして、今直ちに收用不
可能である。だからして補償の義務が伴わない
とおつしやいませならば、これは少くも権利の
上に眠る考えじやないか。国家は条約締結権を
持つております。国は条約締結権に基いて相手
国に対してそれを收用する方法、用いることを
得るような措置をとることは可能でございまし
よう。決して不可能ではないと思ふ。若し条約
行権の二にみずから睡眠を貪つておつて、そ
れは手が付けられないんだ。だから憲法29条
3項には當らないのだというような考え方はど
んなものでございませうか。高邁なる諸先生
の御温情に訴え、尚且つ、如何に法律といえど
も現実を無視するわけには行きません。社会、
国家あつての法律であります。憲法であります。
いわゆる国の現実を無視してお互に放棄末節に
扱われるようなことがありとするならば、これは
聊か学者として學問に忠実なる所以でないと思
し上げては憚らないと思つております。私の

(37)

ようないわゆる竹外漢がこのような失礼な言を繰
々申し述べてきたことは誠に申訳ございません。
深くその罪をお詫びいたしまして、私の妄言を
多謝する次第であります。たゞ仮りに引揚者そ
のもの、現実には脚して、いわゆる血の叫びと
でも申しましようが、その中になんらかの眞実
があり、なんらか憲法、否法律の解釈に採用し
得るものがあるならば、当然御採用願うことを
お願ひしたいのでございます。尚ございますけ
れども、これを以て一応終りさせていただきます。

神谷陳述人

私は関東州大連引揚の神谷と申します。簡単に
引揚當時の模様を御参考に申し上げてみたいと
思います。滿州、関東州の引揚を一言にして申
し上げますれば、実に残酷極まるもので、ちよ
うど羊が狼に追われたような形で、右往、左往、
あちらに逃げ、こちらに逃げ、追いつめられて、
結局票所々々に落着きまして、引揚の命令を持
つたのでございますが、なかんずく大連におい
ては御承知の通り、一十一年有半も留置同様など
め置きを受けたので、その間の生活については非

(34)

常に苦心をいたしました。その間の事情を詳しく
申し上げますと長くなりますから略しますが、
要するに引揚者は土地によっているいろいろ事情は
変つておると思います。滿州或いは関東州にお
ける引揚者は全国引揚者中最も困難であつたの
ではないかと思ひます。その理由は、中ソ戦争
とも明治37、8年以來日本に臣領された恨を塊
回しよう、40年に亘るところの遺恨骨髓に徹
するところのものを晴らそうというような気持ち
がたしかに現われておつた結果だと思ひます。
「坊主帽ナリや袈裟までも」といふ聲のとおりに
どういふ頭をもつて當られたので、その間深刻
な虐待を受けたのは申訳でありまして、殊に大
連在留邦人の如きは約一年半も留置されました
ので、その間の生活についても随分苦しんだの
でございませう。その点はしばしば私在外公館で
もお話いたしましたからお聞きになつた方もご
ざりましようから略しておきましょう。私は22
年の4月大連二十数万人の引揚者の殿として帰
つて参りました。そして一番先にお目にかい、

(34)

たのが吉田さんで、かって吉田さんが満洲にお
いでになりました時分、安東において、奉天に
おいて、天津において、長くお引立を頂いてお
りましたので、引揚者の実情を首相官邸におい
て訴えたのでございます。当時の^{大蔵}次官は池田さ
んでありましたが、次の内閣は社会党内閣で、
その時は主に西尾さんに陳情し、さらに芦田内
閣においては芦田さんに二度も三度もお目にか
かりまして引揚者の救済についていろいろ陳情
いたしました。三代の首相とも、在外引揚者
に対するGHQの見方は、侵略者とみており、
我々は居羊に対して非常に臭の毒に思うが、侵
略者は戦災者以上に扱ってはならないという嚴
命を受けておるから遺憾ながら仕方がないと、
同じようなことを言われましたので、私どもは
政府の態度の冷淡なのに憤慨もし又失望もいた
しましたのでございます。それがため御承知か
とも思いますが、大連では、永い岡名市長とい
われた別官氏は、引揚の責任を持って帰った身
分が、その責任を果たすことができないという責

(40)

任感から、ついに鹿兒島において犠牲になられ
たのでございます。私どもは在外公館におきま
してもしばしば意見を述べまして、国の財産整
理ということについてもお話ししたこともござい
ます。しかし現在におきましては、我々の力で
は如何にもできないので、皆様方の御同情によ
り、何とか我々の希望を一つ容れて頂きたいと
思ひまして、今日はお頼り上ったような次第で
ございます。

御承知の通り日清、日露戦役以来50年乃至
60年、親子二代に亘り、國家の使命に即しま
して海外に飛出た我々が、敗戦により、家族
を大勢引き連れて引き揚げ、現在路頭に迷って
おる者が多々おるのでございます。最近軍人
の恩給制度も決まりました。又我國において
は、三年前から、失業労働者に対しては非常
な同情をもって救済方法を講ぜられております
が、何故に海外において50年60年も國家
のために尽した引揚者に対して政府は御同情を
持たれないのかということについては私は非常に

(41)

不可解にも思い又今日の民主政治下において甚
だ遺憾な思いをいたしておるのであります。今
日或々連盟の方から財産整理をお願いして、政
府も委員会を設けられて着々進められておると
いうことは私も承知いたしておりますが、この
財産整理というものが果してできるかできない
か、これは容易ならざる問題である。我々が七
年か、つても引揚者の問題すら解決を見ず今日
まで残っておる現在、証拠物件といつても、そ
れは実地調査のできないものであり、又形々な
くなつたものもあるこの在外財産について果し
て審査ができるかどうかという ことについて私
は疑問を持っております。しかしながらこれは
できてもできなくても、大体でいい、大体でも
見当をつけて、私どもは在外資産の適当な金を
引揚者全体に亘るようによ考慮願いたい。これ
は委員会の意思とは多少違つておるかも知れま
せんが、これは私一個の考えでございます。そ
れならばどうすればよいかといふことになりま
すれば、これも又容易な問題ではないと思いま
(42)

すが、しかし大体において見当をつけるという
ことは引揚者政府は三月以内に在外資産を
報告せよという事になっておりますから、そ
れはたよるといふことが今日では一番適当では
ないかと思ひます。その資産はどれくらいにな
りますか、私と北何百億という様なことも
当時伺つたことがあります。國家が経常費を
一兆以内にしたいといふのに、十七兆も払つて貰
いたいといつても不可能^{な話}でありますし、今日の
事態では持つておる者よりも持たない者のほう
が若しんでおる現状だと思つております。まあ
そんな事を申すとあれですが、私も個人として
は持つておる方だと思ひますが、そういうもの
を一々長い年月を費してその人々に適当に配付
されることも結構なことではございませうか。私個
人の考えとしては、大体幾らくらいあるかとい
う全国的なものの見当をつけて、何かその資産
をもつて引揚者銀行をつくるとか、適当な融資
機関を作つて置いて、今日最も生活と困つてお
る者を救済するとか、或いは事業をやる場合の
(43)

事業資金の円滑を図ってやるとか、そういうこ
とができるならば永久的に引揚者というものが
助かってくるじやないか、又再起が容易にでき
るじやないかという考え方を私はいたしております。但しこれは私一個の考えでありますから
そのつもりでお聞き願いたいと思います。現在
行われておるところの労働者救済方法は私は何
のためにもなっておらない。かえって悪用され
人間を齷齪させておるのじやないかというよう
な考えをもっております。そういうものを整理
したりなれば、これによって全国的な救済
方法というものがもう少し確固としたものがで
きるじやないかという意見をもっておるもので
あります。私土建の腐敗について昭和22.3年
頃委員会に提案したことがあります。実際今
日の労働基準法というものを根本的にやりかえ
るべきだ。それできなかったら日本の再建ができ
ないというのが私過去7年間の体験によってよ
く分つたやうであります。現在そういう方法を改
めれば引揚者の救済というものはそれについて

(44)

の意見は帝をかえてお話し申し上げてもいいと
思っております。現在私が最も苦心しております
のは、昭和22年4月に引き揚げて参りまし
てから、現在もまだ殺所に籍を保持しております
が、昨年冬本業を開始いたしました。開始しま
す上において、われわれ土建屋を建設省初め各
企業体において採用する上において、それぞれ
資格というものが用いられております。その資
格の第一は何かと申しますと日本で仕事をした
ところの体験がなければならぬ。実績がなければ
いけない。たまたま朝鮮、滿洲でやった体験
は用いられない。第二は、納税証明がなければ
いけないという。建設省などに行つて、日本の
体建と朝鮮、滿洲における体験とどういふ差が
あるか。その体験の相違のあるところをまずも
って説明してくれ。又納税証明というものはどう
いうところに必要があるのか、確固たる銀行が
なければならぬとかあるいは機械器具がなければ
ならぬとかいう幾つかの条件がついておりま
す。裸一貫で帰つた引揚者にはその条件は全

(45)

くあてはまらないのでございます。現在できて
おる規定は、たい日本におつて下請をやつた者
が元請になり、社員になる場合の規定で、敗戦
の結果海外から帰つて来たわれわれに適用する
ところの条件じゃないということを主張いたし
ております。そういうわけで帰つて参りまして
もわれわれが何とか国家のためあまり迷惑をか
けないようにやりたいと思つても、いろいろな
条件にさえきられて思うとおりに行かないのでご
ざいます。でございますから引揚者に対しては
何かもう少し事業をやる上において或いは又商
売をする上において何か一つ特例を設けて頂く
よう皆様の御同情賜りたいというのが私共のお
願でございます。

葛谷陳正人

私英国に24年ほどおりました引き揚げで参つ
た者であります。引揚方については四通りあ
りまして、一つは政州戦争が勃発したので、英
国におつては危いから引き揚げようというので
引き揚げた者、二は政府の命令がありまして、
英国におる間は避難、英国を離れてからは引揚

(46)

と名前が変りましたが、そういう引揚者、日本
ではどういふように言いますか、抑留に在るま
での向に帰つた者、三は例の支換船で
引き揚げた者、四は終戦後の引揚者で、何うに
財産を置いてきておるかは引揚船からでござい
ます。それモタイムの問題でございまして、タ
イムがあり手続をすれば持つて行つてはいけな
いというものではなかつたらしいですが、時局
の関係上長い間大事にして持つておつた書籍や
何か一つも持つて来られなかつたので、皆向う
に置いてきましたが、英国では何かあるかはつ
きりしてございまして、終戦後ビルディングサイ
ター、日本語で言いますと建築組合ですが、
そういうところに普通便で手紙を出したところ、
……申しおくれましたが、政府の敵産管理
課宛普通便で出したところ、英国式で、親切丁
寧に航空便で普通紙をよこしております。これ
は何かの人から聞いたのでございまして、日本
人の財産がどうなつておるか知りたいならば、
何でも親切丁寧に教えてくれます。それからこ

(47)

私は諸先生方よく御存じでございまいしょうが、
英国では個人の財産を没収することは国際法に
違反する。後日これを国際裁判にかけられたと
きに、何うには全然勝つ見込みはないのだという
解釈がそうでございませう。これは私の意見では
なく、英国政府がそういつておるそうでござい
ませう。そうして日本政府に対して、日本人の個
人財産は全部返してやりたいから返してやつて
くれ、こういつて来ておるそうでございませう。
そうしてそれを全部返してしまつたならば、総
額を英国に返えしてくれということだそうであ
ります。そういうふうな英国政府のやつておる
ことはよく聞けるのでございませうが、日本政
府のやつておることは、ちつとも聞えませぬ。何
をやつておられるのか、何を考えておられるのか、
偉い人の手にあることではございませう。何か願を
と、よろしい考えをおこつてどうしように、大概
の場合には、考えて置いといてだけで寐してしま
つて、目がさめたときは忘れておるというのか日
本人の偉い人の中には随分多いように思われま

加藤 謙 述人

す。そういうわけで一箇にわからないというこ
とだけを申し上げるわけではございませぬ。
送金小切手、為替預貯金等の問題は法制化され
ましたので、一応これに対する批判は私の立場
として差し控えたいと思ひます。しかしながら
内容の不充分な点とか、将来何とか是正しても
らいたいと思ふようなところは、只今までの過
去三回の顧問会におきまして各地の^域代表者から
それをお知らせしたことでございませうから、そ
うな点は又折を見まして御是正願くように御配慮
のほどお願いいたしたい、かように考へており
ます。たいこの問題に伴つて考へさせられます
事柄を一言だけ申し上げて置きたいと思ひます
ことは、先月29日、全国の代表者の大会を行
つたのでありますが、開鎖機関の横濱正金銀行
の担当者が見えていろいろ説明して下さつたの
であります。どうも旧勘定と新勘定と申しま
すか開鎖機関に移譲された横濱正金銀行関係と
現在の東京銀行との関係がうまく行つておらな
い。私どもの代表者がお伺ひした結果に基きま

す。両者の間でそれぞれ閉鎖株園のほうを責めたり、閉鎖株園のほうでは東京銀行のほうかこつちの問題を押し付けて知らん顔をして困るというようなところが見えるのであります。承りて申し上げますと、私どもの立場から考えますと、やはり横正金銀行から東京銀行が例えば建物一つでも買い取ったにしろ、財産の譲渡を受けたかと申しますか引継をしたと申しますか、その間において、これは糾明して行けば、当時のどさくさということもありませんけれども、私どもは私どもなりに考えられない不可解な点が残されておるということをお考へしておるのであります。こういうことは折角先生方が公正なお立場から眞剣に御許議願しておる問題でありますから全引揚者の納得の行くように一つ御処置願きたい、かように考へております。

次に私どもの同盟本部には一昨年の11月以来個人の要望でノムノ件、訪問された方が5月31日現在で2,654名来ております。これらの方々は、要するところ留學家族や遺族その他

(50)

戦争犠牲者の処遇が逐次改善されておるのに在外財産の問題が残されておる、それから華人の恩給が復活しておるのにまだ残されておる。これらに対する不満が一つであります。オニはやはり今までいろいろ申し上げましたようにこの問題は置きざりにされる問題じゃないが、こういうことを放っておいたら一生懸命働く者がなくなつて他人の作ったものを理窟を付けて買い取った方が勝だというふうな気になつてしまふという政治的な意図をもって愛国の考へから意見申してくる人もありますが、そのようなことはもう要らない。国の財政を危うくしてまでわれわれはわれわれの財産権というものを固執しても仕方なからうし、外地において悪いことを^{して}作った財産ではなく、本当にある人の如きは日露戦争で現地除炭をして辛苦粒々作り上げたので、支那人であろうと朝鮮人であろうと、外地に縁故者はおるけれども、日本には縁故者はいない。日本に引き揚げて孫が小学校の二年生三年生になつたが、母さま学校の授業料を納

(51)

入する場合、おじいさん、家はどうしてこんな
に貧乏なのだろうと言う場合、私はせめて子供
だましてもいいから、書いたものでもいいから
はっきりした自分の治績を孫に見せたいと申し
ております。これは今さら当時の金にしたら
今政府が申されます換算率を基準として考えま
しても微々たる金であります。そんな金は受け
取る手続をするだけでなくなくなってしまふという
状態でありますから、むしろそういうものを額
として家に置きたい、お前の親やおじいさんは
こうして竹ひで財産を作り、世間の人からあか
められる立場にあつたのだが、戦争に負けたた
めにこうなつたのだということを知り付けてや
りたいたからどうか原則だけは早く認めて欲しい、
自分の築いた私有財産というものはどのような
事態になつてもこれは没収されるものではない、
又当事国が押え付けてどうこうする筋合のもの
でないということを言つてくれと、まあ似た
寄つたりの問題であります、こういう意見が
私どものところに参つております。

(52)

その次に私から申し上げますことは、過去三回
の懇談会でそれぞれ地域代表から申し上げたこ
とでありますけれども、その中から尚懸別にお
り落されておること、極く具体的な尚懸でお
耳に直していいことを二、三申し上げます。特に
こちらの榊谷さんの御関係になります、ハル
ピン並かに以北地区等におきましてはソ連が8
月9日に進駐したとき、日本の軍の計画で金が
なくなつてしまつた。銀行で金を出しに行つて
も申込額の10パーセントぐらいしか窓口で拾
えなかつた。その時に満洲国の役人は異口同音
に、安心して預金しろ、8月9日になつて、ま
だ日本は勝つのだ、早く預金しろといつて権力
のある隣組等の指導者を斬殺して預貯金させた、
それが8月9日であります。ところが8月15
日にはあゝいうことになつてしまつた。そして
8月15日はおろか、13日の朝あたりから関
東軍は通化に移駐する手配をし、そういう指令
を出して軍人とか満洲の特殊会社の人たちは皆
家族を避難させております。高麗をみたのはま

(53)

いめに付いておつたこちらの榊存さんのような
実業人で、逃げるように帰ってきた軍人さんた
ちは恩給が認められておる。病状は施設の関係
上早く察知したのですが、これらも病状の建物
があつたことになつたので、退職金をもらつ
た。これは私どもとして喜ぶべきことだと思ひ
ます。日本から派遣された官僚の方は恩給も継
続し、い、ポストに就くこともできたというよ
うにえこひいきが激しい。政戦という争突は極
端から極端を生んでおりますけれども、このよ
うな矛盾はないと思ひます。そこで理論的に
いろいろ追及してもらわなければならぬ面もあ
るかと思ひますけれども、こゝに長年引揚者が
お世話願つておる宮崎、田辺西先生もおられま
すけれども、やはり引揚者というものに対する
施策というものは、ほかの施策に比べたら立ち
遅れになつておるという現実をよく一ツ御承認
願ひまして、この問題に対するお取組を願ひた
いというふうに考へております。終戦前並かに
直後における満洲軍の実情は以上の通りであり

(54)

ます。

次にお願ひ申し上げますことは、街領機関と私
どもの同盟の関係でございます。一昨年秋同盟
が結成され、公益法人たる引揚団体の全国連合
会が一本の団体として厚生省機護庁から非常に
お世話になつておりますが、これは先生方に対
しこのような問題で非常なおひまをお預し願う
ということに於ては恐縮に考へておりますが、
私たちは自分の年代に生いたことは自らの責任
において果さなければならぬ問題だという観点
に立つてお互に研究しながら解決しようという
考へ方以外にはございませぬ。決して共産党ば
りのことを言つたり、自分の利権のみ追及しよ
うというふうなことは毛頭考へておらないので
あります。そこで今日三つの法案が法制化され
てやられるということになつた場合、永年この
同盟と取り纏んでまいめにこの問題に関係して
おる団体、しかも同盟的には大蔵省と厚生省の
認められておる団体でありますから、この団体
等を有効適切に利用され、同じ立場に立つて、

(55)

この問題の処理に当って行くことが望ましい
やないが、さきほど私のほうの代表から申しま
したが、今度の三つの法案が通過したことに対
して債務の申立公告等にも相当膨大な金を使っ
ておると思ひます。實際引揚者で田舎に在んで
おる人はそういう一流新聞を讀むひまがありま
せん。経済力もなれと思ひます。しかしわれわ
れの団体は^{市町村}子孫に至るまで一つの組織を持つて
やっておりますので、われわれの団体にもつと
樂な気持ち腹を割って御相談下さればこういう
仕事に対してはお手伝いもできるし、非常に有
効適切な面ができるのではないかとと思ひます。
これこそ官民一致してやる必要があると思
ひられますので、先生方におかれても将来一
つお考え頂きたくと思ひます。もう一つは調査会
の先生方に対して失礼な申し分かも知れませんが、
この調査会が立法化されるため内閣の審議
も通っておりますが、その後、国会の審議状
がどうなっておりますかはっきり知りませんが、
やはりこの中にノ名ないしは若々らしい引揚者

(46)

受益者の代表をお加え頂くことがあら申る程度
から望ましいじやないが、公取会を何回もやる
からい、じやないかとおっしゃいますが、公取
会というものは、今こゝでやっております公取
会でありまして、これはわれわれの言いたいこ
とを聞いて頂くだけで、先生方の御意見を伺う
ことはできない。これを傍聴して後日立証して
く水るきのもなせれば、われわれの申し上げた
ことは決して法的に立証つからぬものがない
のでありまして、そういう不平は別として、わ
れわれの話をまじめにお聞き取り頂くのであ
りますから非常にありがたく思っておりますけ
れども、やはり常時御審議御調査願う間におい
て、われわれの立場を一番よく知っておる者が
やはり若干これに参画しておることがいいでは
ないか、この点やはり先生方のお立場におかれ
て一つ御検討願ひたいと思ひております。

以上大體各ブロック代表から申し上げました
ので言い残りはないと思ひますが、私の立場に
おいての希望を申し上げますと、親肉業務と申

(57)

しますが、申告によりまして本人が上陸地で押
収された品物を返還するのに非常に早い地区と
遅い地区がありますが、さっき申し上げました
ようにこれらも一つ大蔵御当局におかれては現
地と密接な連絡の下に早急に本人の手許に戻す
ようにして頂きたい、こういうことも、接角御
心配頂いてあります在外財産問題の調査会でご
ざいますから、先生方の御考慮によって善処方
を頂きたいと考えております。

それから閉鎖校閩の宣伝方法についてさっき
申し上げましたが、何かお産なりで一応手を尽
しておけばいいやなりかというふうな具合に
しか受け取れない点があるのです。それは決め
られた金で公告をするというのがいうようなことご
ざいますか、私どもの組織の各地域部会におき
ましては、零細な会の維持費の中から印刷代等
も出して、引揚者が来たらすぐその印刷物
を手交したりするような方法をとっております。
従いまして閉鎖校閩の方たちも、終戦後今日ま
で、外務省と引揚者あるいは厚生省と引揚者と

(27)

の中間に立って斡旋の勞をとりにからやつて頂
きましたか、今後もしそういうふうな仕事を進め
てもらうことが、實際効果が挙るし、引揚者も
善処のではないかと考えております。なお中支
那から青島濟南に亘って、終戦時現地で小切手
を縦線で切りまして、送金手続証明書というも
のを濫発しておりますが、私どもの方に対して
は、これが具体的に障害の一番多い問題でござい
まして勝手なことは申し上げられませんので、
横正金銀行の意向も聞いたのでありますが、
このものは全く現地の銀行の預金証明、残高証
明みたいなものになっておりますのに、それが
支那の場合には240の分の1という換算率で
されており、私どもの方に、それに対する不平
不満が殺到して来ております。東京銀行の方にも
この間お出で頂くつもりでしたが、お出で下
さいませんでしたので、正金銀行関係の方にお
出で頂きまして一応考えを聞いたのであります
が、そういう状態になっておりますので、特に
御配慮、御考慮を頂きたいと考えております。

(28)

最後に一つお願いしたいのは、さきほど大野先生がおっしゃいましたようにもう一度か二度、われわれ関係外の聴聞会をやられるようでございますが、先生方のお立場においてどのような方を呼ばれて意見をお聞きになることも御自由でございます。又私どもの立場としても広く引揚者の意見をお聞き取り頂くことは有り難いことだと思います。しかしながら個人の意見を大蔵省外債課に言つて来たら聞くというお役所の方針とすれば、私の方に問合せに来るものは^{全部}これから外債課のほうに振り向けなければならんことになってしまいます。それから一つの組織を持つておるものということをお考え頂くならば、その組織の所在を明らかにして貰いたい。私どもその権利もありませんし、なされる義務も先生方にはないのでありますけれども、大野の引揚者の中のことでもありますから、先般の朝鮮人国外正放運動にかつてこの在外財産問題をひっさげて、韓国その他に対して資金集めの運動をするような一部好き好む者も

(60)

あるのでありまして、こういう人たちも、十把一ひから中に御座る場合には引揚者には全面的にプラスにならなれてむしろマイナスの面が生ずるのではないかと思います。この点についてはこの岡上田前課長さんとも相談したら厚生省ともよく相談してうまい具合にやりたいからという事で、旅立たれたのであります。そういう次第でありまして、私どもとしてはたゞ結果のい、ようにおもむくことのみをお願いしておるわけでありまして、たゞうるさいからとか、本人が希望したからという御採択になられるのじやなくて、その辺よく一つ選別なさりつ、御処置頂きたいという事を私ども同盟の立場でお願い申し上げる次第であります。最後に、在外資産補償獲得期成同盟として、過去三回に亘つて、それぞれブロック代表を出席させまして、先生方にお聞き取り頂いたのでござりますが、その間非常にお忙しの中をおいしくなく、われわれのためにいろいろと御便宜をお計らい頂きましたことを厚く御礼申し上げます

(61)

次でござります。

大野会長 皆さんのお手許に才四回の聴聞会の出席予定者
を書いたものがあると思いますが、この団体は
信用のある団体らしくござりますし、南方の関
係と船舶の関係は今まで一度も出て来ておりま
せんから、これを伺ってみたらどうかと思いま
す。そこには会長、副会長、顧問、執行委員長
と並べておりますが、この一人々々にお話を伺
うのもどうかと思っておりますから、なるべくならば
二人位出て頂いてお話願つたらと思っておりますが、
……。それでは次回はいつにいたしましよ
うか。

森貞説明員 その前にちよつと……。御承知の通り総理府
設置法の一部改正によりまして、この調査会が
審議会になるわけでございます。三日の最終
日に出席予定でございましたが、例の警備法の
巻添を食ひまして審議未了となり、今日までの
ところは内閣委員会のほうもやっておられない状態
でございます。しかし明日あたり内閣委員会
審議される見込だそうでございますから、近々

(62)

審議会になる公算のほうが大でございます。そ
れで才一回会議におきましていきなり聴聞会と
いう形で行くことはどういふものでございまし
ようか。やはり才一回の審議会におきましては
会長の選任とか、議事規則とかいふものを形式
的にやりまして、実体は全く調査会と同じであ
るという前提に立って、時間を有効に使って渡
くという意味で才聴聞会を続行して渡くのも
一案かと思っておりますが、その点も併せて会長から
お諮り願いたいと思っております。

大野会長 審議会になると調査会と形式的に違うから議事
規則だとか、会長の互選とかいふことになるの
だそうでございますが、諮問事項でも変えれば又
別ですが、諮問事項も大体同じであり、組織メ
ンバーも全然同じならば初めから聴聞会を用い
ても差支えないじやないかと思っております。

小町委員 それでよいと思っております。

大野会長 ごく形式的に考えると、調査会として聴聞会を
開いてしまつて、審議会のときは聴聞会でな
しにスタートするということが形式的にはきれ
(63)

いさつぱりしておるようですが、実体は調査会
か審議会になるというだけでありましてから――

宮沢委員 いきなりきょうみたくやっちゃって団体の
人たちが痛ったあと、必要なら議事規則とかを
も他はこつとやっつて、それで審議会は成立した
という事で――

小訂委員 どつちでもい、ですね。

森井説明員 審議会令が通りますと、即日施行の問題は別と
して、一応調査会は照消という恰好になります
ので、同じ日を狭い分けるのはむづかしいじや
ないかと思ひます。

宮沢委員 これが決議したり何かするならば問題は別だけ
れども、稟向会といつても聞くだけで、有効も
無効もないのだから、どつちでもい、でしょう。

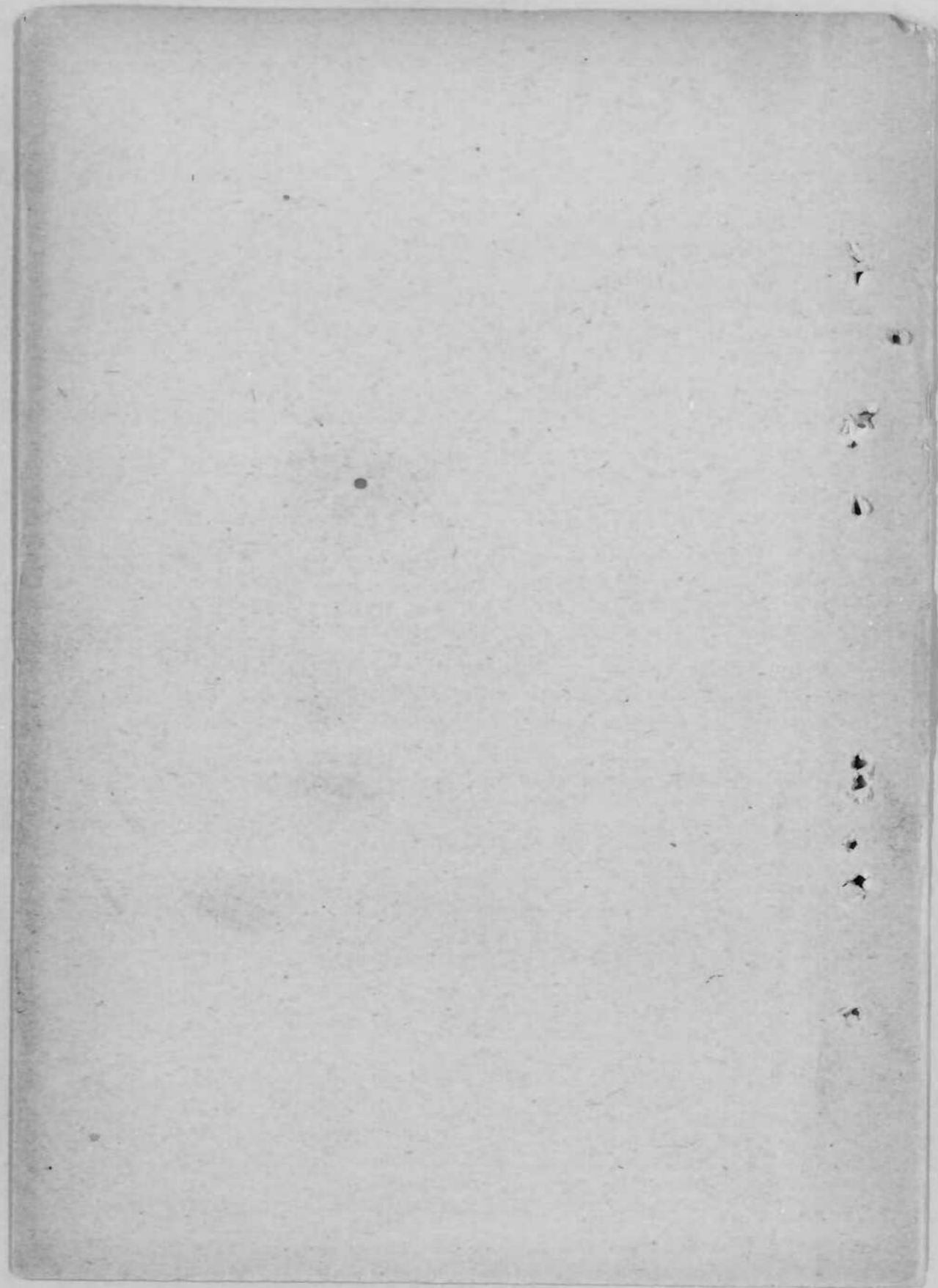
小訂委員 会長にお任せしてい、じやないですか――

大野会長 それでは次回はいつかよろしうございませう
か――。 それでは次回は7月1日午後2時
という事にいたします。

本日はこれで散会いたします。

午後5時10分散会

(64)



保存
文書